

目 次

(平成 28 年)

第 4 回臨時会

第 1 日目 (8 月 3 日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第 33 号 平成 28 年度中城村一般会計補正予算 (第 2 号)	3
同意第 4 号 副村長の選任について	5

第 5 回定例会

第 1 日目 (9 月 9 日)

会議録署名議員の指名	11
会期の決定	11
諸般の報告	11
行政報告	12
議案第 34 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	15
議案第 35 号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更	16
議案第 36 号 平成 28 年度中城村一般会計補正予算 (第 3 号)	19
議案第 37 号 平成 28 年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	23
議案第 38 号 平成 28 年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	25
議案第 39 号 平成 28 年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)	27
議案第 40 号 平成 28 年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	28
議案第 41 号 平成 28 年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算 (第 1 号)	29
議案第 42 号 平成 28 年度中城村水道事業会計補正予算 (第 1 号)	31
議案第 44 号 ハブ対策防除壁整備工事請負契約	31
同意第 5 号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について	32
諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	33
報告第 9 号 平成 27 年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	35
報告第 10 号 平成 27 年度決算に係る健全化判断比率について	35
報告第 11 号 平成 27 年度決算に係る資金不足比率について	36
報告第 12 号 平成 27 年度決算に係る資金不足比率について	37
報告第 13 号 平成 27 年度決算に係る資金不足比率について	38

第2日目(9月10日) 休 会(土)

第3日目(9月11日) 休 会(日)

第4日目(9月12日)

認定第1号	平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	41
認定第2号	平成27年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	49
認定第3号	平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	54
認定第4号	平成27年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	58
認定第5号	平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	61
認定第6号	平成27年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	63
認定第7号	平成27年度中城村水道事業会計決算認定について	66
議案第43号	平成27年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分	66

第5日目(9月13日)

議案第34号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	79
議案第35号	中部広域市町村圏事務組合の規約の変更	82
議案第36号	平成28年度中城村一般会計補正予算(第3号)	86
議案第37号	平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	100
議案第38号	平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	100
議案第39号	平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	101
議案第40号	平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	101
議案第41号	平成28年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)	102
議案第42号	平成28年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)	102
議案第44号	ハブ対策防除壁整備工事請負契約	102

第6日目(9月14日)

認定第1号	平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	107
認定第2号	平成27年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	110
認定第3号	平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	110
認定第4号	平成27年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	110

認定第5号	平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	110
認定第6号	平成27年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	111
認定第7号	平成27年度中城村水道事業会計決算認定について	111
議案第43号	平成27年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分	111
議案第45号	久場前浜原線建設工事(2工区)請負契約	111
第7日目(9月15日)	委員会(木) 委員会審議	
第8日目(9月16日)	委員会(金) 委員会審議	
第9日目(9月17日)	休 会(土)	
第10日目(9月18日)	休 会(日)	
第11日目(9月19日)	休 会(月) 敬老の日	
第12日目(9月20日)	委員会(火) 委員会審議	
第13日目(9月21日)	委員会(水) 午前 全員協議会 午後 委員長取りまとめ	
第14日目(9月22日)	休 会(木) 秋分の日	
第15日目(9月23日)	委員会(金) 委員会審議(連合審査)	
第16日目(9月24日)	休 会(土)	
第17日目(9月25日)	休 会(日)	
第18日目(9月26日)	委員会(月) 委員会審議(連合審査)	
第19日目(9月27日)		
	一般質問	
7番	金城 章 議員	117
3番	大城 常良 議員	125
13番	仲座 勇 議員	134
2番	比嘉 麻乃 議員	136

第20日目（9月28日）

一般質問

12番 新垣博正議員	145
5番 仲松正敏議員	153
8番 伊佐則勝議員	164
6番 新垣貞則議員	169

第21日目（9月29日）

一般質問

14番 新垣善功議員	183
10番 安里ヨシ子議員	194
9番 仲眞功浩議員	199
認定第1号 平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	211
認定第2号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	212
認定第3号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	214
認定第4号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	215
認定第5号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	216
認定第6号 平成27年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	218
認定第7号 平成27年度中城村水道事業会計決算認定について	219
議案第43号 平成27年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分	219
陳情第7号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）	221
陳情第8号 県産品の優先使用について（要請）	221
陳情第9号 改正農業委員会法に係る条例対応等について	222
陳情第10号 女性農業者の農業委員への登用促進について	223
陳情第18号 陳情書（村内建設企業の受注機会の確保が図られるような議会の決議を求める陳情）	224
陳情第11号 子どもの貧困対策にとりくみ、よりよい教育環境整備を求める陳情	225
陳情第12号 「労働安全衛生委員会」の設置を進め、学校労働環境の改善を求める陳情	226
陳情第14号 学校における「集団フッ化物洗口導入」に反対する陳情	227
陳情第15号 「30人以下学級」早期完全実現と学習・特別支援員の増員に関する陳情	228
陳情第16号 「幼稚園・就学前教育」義務教育化・無償化に関する陳情	229
閉会中の継続審査申出書	230

意見書第6号	名護市辺野古、米軍新基地建設及び、東村高江、米軍ヘリコプ ター離着陸帯（ヘリパッド）建設工事強行に伴う過剰警備に抗議 し、機動隊の即時撤退を求める意見書	231
意見書第7号	米海兵隊の戦闘攻撃機AV8Bハリアー墜落に対する意見書	234
決議第5号	米海兵隊の戦闘攻撃機AV8Bハリアー墜落に対する抗議決議	234
意見書第8号	「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充に関する意見書	238
意見書第9号	教職員定数法改正等による「30人以下学級完全実現」のための意 見書	240
意見書第10号	「幼稚園・就学前教育」義務教育化・無償化の早期実現を求める 意見書	241

第4回 臨時会

平成28年第4回中城村議会臨時会（第1日目）

招集年月日	平成28年8月3日（水）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	平成28年8月3日（午前10時00分）		
	閉会	平成28年8月3日（午前10時42分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	仲眞功浩
	2番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣徳正
	4番	外間博則	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	3番	大城常良	4番	外間博則
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	新垣親裕	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	仲村盛和	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主幹	安田智
	健康保険課長	比嘉健治		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第33号 平成28年度中城村一般会計補正予算（第2号）
第 4	同意第4号 副村長の選任について

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。ただいまより平成28年第4回中城村議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番 大城常良議員及び4番 外間博則議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日8月3日のみにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日8月3日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第33号 平成28年度中城村一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第33号 平成28年度中城村一般会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第33号

平成28年度中城村一般会計補正予算(第2号)

平成28年度中城村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,553千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,745,152千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年8月3日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		1,197,448	40,442	1,237,890
	2 県補助金	766,912	40,442	807,354

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		141,769	10,111	151,880
	2 基金繰入金	141,768	10,111	151,879
歳入合計		6,694,599	50,553	6,745,152

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消防費		249,684	50,553	300,237
	1 消防費	249,684	50,553	300,237
歳出合計		6,694,599	50,553	6,745,152

ページを開いていただきまして、読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、15款県支出金、2項県補助金、補正前の額7億6,691万2,000円、補正額4,044万2,000円、合計で8億735万4,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額1億4,176万8,000円、補正額1,011万1,000円、合計で1億5,187万9,000円。

歳入合計、補正前の額66億9,459万9,000円、補正額5,055万3,000円、合計で67億4,515万2,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、9款消防費、1項消防費、補正前の額2億4,968万4,000円、補正額5,055万3,000円、合計で3億23万7,000円。

歳出合計、補正前の額66億9,459万9,000円、補正額5,055万3,000円、合計で67億4,515万2,000円でございます。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(10時04分)

~~~~~

再開(10時07分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 おはようございます。それでは議案第33号について質疑をいたしたいと思えます。

まず5ページ、歳出のほうです。9款1項1目のほうですが、その中で今回5,055万3,000円という金額が出てはいるんですが、これはおそらく消防組合といいますと北中城村と合同でやっているはずなんですが、これは北中城村との負担割合というのは多分人口比だと思っているんですけども、何対何の割合でやられているのかどうか。

2点目に、これははしご車が今13メートルということになっているんですが、これは現在、南上原の高層住宅、一番高いやつが何階建てで、その中で高さが何メートルぐらいあるのか。これをちょっと教えていただけますか。

あと1点、はしご車の総額の購入費。これはいかほどになっているのか。この3点、お願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

まず負担金の割合ですけれども、本村が

51.97%、あと北中城村が48.03%でございます。これは消防費に係る基準財政需要額でございます。

あと、今回のポンプ車の車体価格は8,402万328円の見積もりが出てございます。それと今、この車両については消防本部からの要請でございまして、先ほど御質疑の南上原が何メートルかということもございしますが、これについてはこの車両で十分対応ができるということで理解しています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今回のこの補正予算に上がった金額はポンプ車、これは当然本村でも南上原地区に相当の高層住宅が建ち並んできたという中で、おそらく現状のポンプ車では、消防の持っているポンプ車では到底対応できないだろうということで、今回これを補正にかけて購入するという形になってはいるはずなんです。今、課長の答弁では十分に南上原の高層住宅にも対応できるということで、私は一安心しているんですが、北中城村のほうでも今はライカムとかいろいろ病院のほうも、相当高層の建物が建ち始めている中で、どうしてもやっぱりこういった高層住宅に対応したポンプ車は必要だろうということで思っているんで、ぜひ今回も十分な対応で、できるだけ早い時期にこれを購入していただいて、いろいろな対策を打っていただきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩（10時12分）

~~~~~

再開（10時31分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかにありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めました。したがって、議案第33号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号 平成28年度中城村一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めました。したがって、議案第33号 平成28年度中城村一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第4 同意第4号 副村長の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第4号 副村長の選任について御提案申し上げます。

同意第4号

副村長の選任について

下記の者を副村長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 中城村字伊舎堂
氏 名 比 嘉 忠 典
生年月日 昭和29年生

平成28年8月3日 提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提案理由

副村長の任期満了に伴う後任として、新たに選任する必要がある。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。休憩します。

休 憩（10時34分）

~~~~~

再 開（10時40分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第4号 副村長の選任についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第4号 副村長の選任については原案のとおり同意されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本臨時会はこれで閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会（ 1 0 時 4 2 分）

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 大 城 常 良

中城村議会議員 外 間 博 則

# 第5回 定例会

## 平成28年第5回中城村議会定例会会期日程表

開 会 平成28年9月9日

会 期 21 日間

閉 会 平成28年9月29日

| 日 次    | 月 日      | 曜日 | 開 議 時 刻 | 会 議 名 | 事 項                                                                                                                                                       |
|--------|----------|----|---------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 日  | 9 月 9 日  | 金  | 午前10時   | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>諸般の報告、行政報告<br>議案第34号、35号、36号、37号、38号、39号、<br>40号、41号、42号、44号に対する説明<br>同意第5号及び諮問第1号に対する説明、質<br>疑、採択<br>報告第9号、10号、11号、12号、13号に対する<br>説明 |
| 第 2 日  | 9 月 10 日 | 土  | \       | 休 会   |                                                                                                                                                           |
| 第 3 日  | 9 月 11 日 | 日  | \       | 休 会   |                                                                                                                                                           |
| 第 4 日  | 9 月 12 日 | 月  | 午前10時   | 本 会 議 | 認定第1号、2号、3号、4号、5号、6号、<br>7号及び議案第43号に対する説明<br>終了後 行政視察                                                                                                     |
| 第 5 日  | 9 月 13 日 | 火  | 午前10時   | 本 会 議 | 議案第34号、35号、36号、37号、38号、39号、<br>40号、41号、42号、44号に対する質疑、討論、<br>採決                                                                                            |
| 第 6 日  | 9 月 14 日 | 水  | 午前10時   | 本 会 議 | 認定第1号、2号、3号、4号、5号、6号、<br>7号及び議案第43号に対する質疑（委員会付託）<br>議案第45号に対する説明、質疑、採択                                                                                    |
| 第 7 日  | 9 月 15 日 | 木  | 午前10時   | 委 員 会 | 委員会審議                                                                                                                                                     |
| 第 8 日  | 9 月 16 日 | 金  | 午前10時   | 委 員 会 | 委員会審議                                                                                                                                                     |
| 第 9 日  | 9 月 17 日 | 土  | \       | 休 会   |                                                                                                                                                           |
| 第 10 日 | 9 月 18 日 | 日  | \       | 休 会   |                                                                                                                                                           |
| 第 11 日 | 9 月 19 日 | 月  | \       | 休 会   | 敬老の日                                                                                                                                                      |
| 第 12 日 | 9 月 20 日 | 火  | 午前10時   | 委 員 会 | 委員会審議                                                                                                                                                     |
| 第 13 日 | 9 月 21 日 | 水  | 午前10時   | 委 員 会 | 午前 全員協議会                      午後 委員長取りまとめ                                                                                                                 |
| 第 14 日 | 9 月 22 日 | 木  | \       | 休 会   | 秋分の日                                                                                                                                                      |
| 第 15 日 | 9 月 23 日 | 金  | 午前10時   | 委 員 会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                                               |
| 第 16 日 | 9 月 24 日 | 土  | \       | 休 会   |                                                                                                                                                           |
| 第 17 日 | 9 月 25 日 | 日  | \       | 休 会   |                                                                                                                                                           |
| 第 18 日 | 9 月 26 日 | 月  | 午前10時   | 委 員 会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                                               |
| 第 19 日 | 9 月 27 日 | 火  | 午前10時   | 本 会 議 | 一般質問      4 人                                                                                                                                             |
| 第 20 日 | 9 月 28 日 | 水  | 午前10時   | 本 会 議 | 一般質問      4 人                                                                                                                                             |
| 第 21 日 | 9 月 29 日 | 木  | 午前10時   | 本 会 議 | 一般質問      3 人<br>委員長報告、質疑、討論、採決及び陳情・意見<br>書等採決<br>閉会                                                                                                      |



## 平成28年第5回中城村議会定例会（第1日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |         |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成28年9月9日（金）    |                     |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 会             | 平成28年9月9日（午前10時00分） |                                    |         |
|                                                 | 散 会             | 平成28年9月9日（午前11時36分） |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>（ 出 席 議 員 ）                      | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄             | 9 番                                | 仲 眞 功 浩 |
|                                                 | 2 番             | 比 嘉 麻 乃             | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良             | 11 番                               | 新 垣 徳 正 |
|                                                 | 4 番             | 外 間 博 則             | 12 番                               | 新 垣 博 正 |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏             | 13 番                               | 仲 座 勇   |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則             | 14 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章               | 15 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝             | 16 番                               | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 5 番             | 仲 松 正 敏             | 6 番                                | 新 垣 貞 則 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉               | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                                 | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄             | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 新 垣 親 裕             | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 仲 村 盛 和             | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏 |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人             | 教 育 総 務 課 長                        | 名 幸 孝   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌             | 生 涯 学 習 課 長                        | 金 城 勉   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三             | 教 育 総 務 課<br>主 幹                   | 安 田 智   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治             |                                    |         |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                           |
|------|-----------------------------------------------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名                                    |
| 第 2  | 会期の決定                                         |
| 第 3  | 諸般の報告                                         |
| 第 4  | 行政報告                                          |
| 第 5  | 議案第34号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 6  | 議案第35号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更                     |
| 第 7  | 議案第36号 平成28年度中城村一般会計補正予算（第3号）                 |
| 第 8  | 議案第37号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）           |
| 第 9  | 議案第38号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）          |
| 第 10 | 議案第39号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）         |
| 第 11 | 議案第40号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）          |
| 第 12 | 議案第41号 平成28年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）       |
| 第 13 | 議案第42号 平成28年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）               |
| 第 14 | 議案第44号 ハブ対策防除壁整備工事請負契約                        |
| 第 15 | 同意第5号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について                 |
| 第 16 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                |
| 第 17 | 報告第9号 平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について         |
| 第 18 | 報告第10号 平成27年度決算に係る健全化判断比率について                 |
| 第 19 | 報告第11号 平成27年度決算に係る資金不足比率について                  |
| 第 20 | 報告第12号 平成27年度決算に係る資金不足比率について                  |
| 第 21 | 報告第13号 平成27年度決算に係る資金不足比率について                  |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。ただいまより平成28年第5回中城村議会議定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番 仲松正敏議員及び6番 新垣貞則議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日9月9日から9月29日までの21日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、本議会の会期は本日9月9日より9月29日までの21日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成28年6月10日より、平成28年9月8日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成28年6月、7月、8月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

2 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会及び後期高齢者医療広域連合議会の報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

3 陳情、要請、意見書等の処理について

期間中に受理した陳情・要請・意見書等については12件受理し、9月6日の議会運営委

員会で協議した結果、『地元産品奨励及び地元企業優先使用についての要請』と『県産品の優先使用についての要請』は、本会議で採決します。『改正農業委員会法に係る条例対応等についての要請』と『女性農業者の農業委員への登用促進についての要請』及び『村内建設事業への村内建設企業の受注機会の確保が図られるよう議会の決議を求める陳情』は、建設常任委員会へ付託します。また、『子どもの貧困対策にとりくみ、よりよい教育環境整備を求める陳情』、『労働安全衛生委員会』の設置を進め、学校労働環境の改善を求める陳情』、『過度な競争になっている「学力推進運動」を改め、子どもたちに豊かな教育を求める陳情』、『学校における「集団フッ化物洗口導入」に反対する陳情』、『30人以下学級』早期完全実現と学習・特別支援員の増員に関する陳情』、『幼稚園・就学前教育』義務教育課・無償化に関する陳情』は、文教社会常任委員会に付託します。その他1件の陳情は資料配布にとどめます。

4 沖縄県町村議会議長会関係について

7月1日(金)定例役員会が自治会館で開催され、議長が出席しております。

8月4日(木)臨時総会が北谷町で開催され、議長が出席しております。

8月4日(木)正副議長・正副委員長研修会が、北谷町で開催されております。詳細については別紙をご参照下さい。

5 中部地区町村議会議長会関係について

7月7日(木)～8日(金)県内行政視察研修が久米島町で開催され、議長、事務局長が参加しております。

8月12日(金)中部地区町村議会議員・事務局職員研修会並びに交流会が、嘉手納町で開催されております。

詳細については別紙をご参照下さい。

6 その他

その他の日程等については別紙をご参照下さい。

村内の行事と、次のページにその他を載せてありますが、ほとんど村内行事ですので各議員の皆様も参加しているものと思われます。それから、その次のページの町村議会議長会、以下の項目で特に8月4日に臨時総会がありましたけれども、この中で「全国町村議会議長会基地協議会（仮称）」の立ち上げについて、この会議には会長の嘉手納町議会議長、徳里議長が参加しておりますけれども、こういう協議会の立ち上げを推進するというので、全国町村議会議長会で承認されております。

それから、次の中部地区町村議会議長会の7月8日の久米島の視察では、海洋深層水の利活用推進による地域づくりということで視察してまいりました。海洋深層水というのは皆さんもよくお聞きとは思うのですが、かなりの利活用が進んでおりまして、雇用も相当進んでいるという状況でありました。

あと、項目は下のほうに書いてありますので、資料等は事務局にもありますので御参照していただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは行政報告を、まず1枚のやつ行政報告から読み上げて御報告申し上げます。本年の6月から8月までの行政報告でございます。かいつまんで御報告をさせていただきます。残りは御参照いただきたいと思っております。

まず6月は6月6日に、「中城村の歴史と護佐丸」講演会。これは高良倉吉先生に講演していただきましたけれども、非常に多くの村民に来ていただきまして、大変活況を呈してまいりました。

6月23日には、平成28年度沖縄県の全戦没者

追悼式に参加をしております。

6月26日には、土砂災害防災訓練。これは奥間公民館、奥間区民の皆様方の協力のもと、防災訓練を行っております。

7月に入りまして7月13日、沖縄県町村会の視察研修、これは総会を兼ねてのものでございます。総会は今、離島で開催しようということになっておりまして、今年度は渡嘉敷村と座間味村のほうで総会を行いました。

7月17日には、熊本地震復興支援チャリティーライブ、これも大変多くの方々の協力を得て行っております。

8月に入りまして8月3日、同じく先ほどの熊本地震復興支援チャリティーライブでの義援金の寄附を赤十字社のほうで、那覇バスや琉球バス、そしてしゃかりさん、ユキヒロさんが一緒になって寄附をさせていただいております。

8月31日には、新聞にも掲載されましたけれども、人口2万人突破記念セレモニーといたしまして、2万人目の赤ちゃん、宮城さんの赤ちゃんでしたけれども、セレモニーを行って記念品等を贈呈しております。

続いて平成28年度の主要施策の執行状況調査（第2・四半期分）を、これも読み上げて御報告申し上げます。

まず1ページの総務課のほうからでございます。事業名、契約年月日、契約方法、契約金額、契約の相手方の順に読み上げて御報告申し上げます。11節、平成28年度災害時非常食整備事業、平成28年6月21日、随意契約、59万9,400円、株式会社非常食研究所。13節、平成28年度中城村防災行政無線機能強化事業実施設計委託業務、平成28年6月24日、指名競争入札、900万7,200円（95.21%）、有限会社アカリ設計。18節、平成28年度衛星携帯電話整備事業、平成28年6月27日、随意契約、170万1,000円、NTTドコモ九州支社沖縄支店。

続いて企画課でございます。18節、グループ

ウェア機器更改業務、平成28年6月3日、随意契約、437万2,240円（75.2%）、株式会社国際システム。19節、自治会活動活性化補助事業、平成28年7月1日、補助金、150万円、県営中城団地自治会他2件。19節、平成28年度コミュニティ助成事業【一般コミュニティ助成事業】、平成28年7月14日、補助金、250万円、津覇自治会。19節、中城護佐丸まつり補助金、平成28年7月14日、補助金、1,000万円、中城護佐丸まつり実行委員会。19節、世界のウチナーンチュ大会中城人交流会実行委員会補助金、平成28年8月17日、補助金、300万円、同実行委員会。

企業立地・観光推進課。18節、中城城跡観光客受入基盤整備体制強化事業ランドカー購入業務、平成28年8月29日、一般競争入札、544万1,256円（93.5%）、株式会社沖縄ヤマハ。19節、世界遺産中城城跡プロジェクトマッピング実行委員会補助金、平成28年7月25日、補助金、1,300万円、同実行委員会。

税務課。13節、土地システム評価委託業務、平成28年6月1日、随意契約、429万2,784円、協同組合沖縄県システム評価センター。

農林水産課。13節、中城村緑化推進施設整備事業（電気工事）、平成28年7月7日、随意契約、54万円（88%）、有限会社津城電気工事。13節、中城村緑化推進施設整備事業（上水道工事）、平成28年7月11日、随意契約、21万6,000円（79%）、有限会社石原設備。

都市建設課。13節、平成28年度南上原地区道路台帳作成委託業務、平成28年7月5日、随意契約、456万8,400円（92%）、株式会社与那嶺測量設計。13節、平成28年度調査業務（その2）、平成28年7月8日、随意契約、455万7,600円（90.1%）、株式会社与那嶺測量設計。13節、平成28年度南上原地区産業廃棄物収集業務、平成28年7月12日、随意契約、46万3,320円（92%）、裕起リサイクル。13節、平成28年

度調査業務（その3）、平成28年8月10日、随意契約、129万6,000円（92.3%）、沖縄基礎株式会社。13節、平成28年度出来形確定測量、平成28年8月19日、随意契約、507万6,000円（90.7%）、株式会社与那嶺測量設計。15節、南上原地区築造工事（28-4工区）、平成28年7月11日、指名競争入札、4,371万6,240円（93.7%）、有限会社石原設備。15節、南上原地区築造工事（28-5工区）、平成28年7月27日、指名競争入札、3,672万円（92.9%）、株式会社全沖産業。17節、公有財産購入費、平成28年8月1日、随意契約、50万3,625円（100%）、新垣地区3件。22節、物件移転補償、平成28年7月1日、随意契約、4,722万5,100円（100%）、南上原地区8件。

上下水道課。15節、南上原地内配水管布設工事（28-1工区）、平成28年6月28日、指名競争入札、3,076万7,040円（93.8%）、有限会社ヤマウチ設備。13節、平成28年度奥間地内公共下水道調査測量設計委託業務、平成28年7月28日、指名競争入札、777万6,000円（97.2%）、株式会社双葉測量設計。15節、南上原地内公共下水道工事（28-2）、平成28年6月21日、指名競争入札、4,234万4,640円（93.7%）、有限会社北浜土木。15節、南上原地内公共下水道工事（28-3）、平成28年7月28日、指名競争入札、4,529万3,040円（93%）、株式会社大葉。

教育総務課。13節、中城村公共交通モデル事業バス（登下校支援）運行管理業務委託、平成28年8月2日、指名競争入札、514万800円（86.2%）、株式会社セノン沖縄支社。15節、津覇小学校職員玄関前庇改修工事、平成28年7月25日、随意契約、228万5,280円（100%）、株式会社新栄組。15節、津覇小学校空調機移設工事、平成28年8月2日、随意契約、72万6,046円（100%）、有限会社涼熱空調。15節、ハブ対策防除壁整備工事、平成28年8月31日、指名競争入札、4,980万7,440円（92.2%）、拓南鐵建

株式会社。同じく教育総務課。18節、平成28年度中城村立各小学校管理備品購入業務、平成28年8月29日、指名競争入札、165万2,400円（97.7%）、株式会社オキジム。18節、平成28年度中城中学校教材備品購入業務、平成28年8月29日、指名競争入札、158万9,760円（89.5%）、有限会社沖縄教育サイエンス。18節、中城村立各小中学校書画カメラ購入業務、平成28年7月21日、指名競争入札、189万1,188円（95.5%）、有限会社沖縄教育サイエンス。

続いて生涯学習課。13節、護佐丸歴史資料図書館環境衛生管理業務委託、平成28年8月8日、随意契約、51万7,320円（94.2%）、沖縄美装管理株式会社。13節、中城村民体育館リコーティング作業委託業務、平成28年8月1日、随意契約、67万8,240円（100%）、琉球総合ビル管理株式会社。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 続きまして教育行政報告を行います。

教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。平成28年6月から8月までの教育行政を報告いたします。

6月6日、「中城村の歴史と護佐丸」講演会に参加しております。高良倉吉琉大名誉教授の講演で、護佐丸時代や背景等に詳しく説明がありました。

9日、中城村青少年育成村民会議総会がありました。平成28年度事業計画及び予算についての議案審議を行っております。

21日、第7回定例教育委員会会議。中高校生海外短期留学派遣及び事務に係る点検評価、平成27年度事業であります。それを行っております。

26日、土砂災害防災訓練に参加。奥間自治会で土砂災害防災訓練がありました。

30日、千葉県旭市児童交流事業。旭市児童と

中城村児童との交流会が吉の浦会館で行われております。

7月6日、中学生フォーラムに参加。3町村の中学生が自校の特徴の発表と、各学校に対する質問等がありました。

7日、中城村少年の主張大会に参加。呉屋龍汰の「人は変わる、強くなれる」が最優秀賞を受賞しております。なお、中頭大会において優秀賞に選ばれ、県大会に出場する予定であります。

8日、第8回臨時教育委員会会議。教育委員会の事務に関する点検評価、平成27年度事業に関するものです。

15日、第9回臨時教育委員会会議。それも同じく平成27年度事業の点検評価に関するものです。

23日、青少年の深夜はいかい防止・未成年者飲酒防止村民大会がありました。中城小、津霸小、中城南小、中城中、北中城高校の児童生徒が意見発表を行っております。

29日、第10回定例教育委員会。教育委員会の事務に係る点検評価、平成27年度事業であります。同日、3町村合同研修会がありまして、家庭教育カウンセラーの内田玲子さんによる「教育講演会・いじめ問題を考える」が行われ、児童生徒、保護者と教師との信頼関係構築が重要であると強調しておりました。3町村の幼小中の教職員420名が参加しております。

30日、福岡県福智町・中城村児童交流会に参加。兄弟都市締結後の福智町児童と中城村の児童との交流会が行われました。

31日、小学生・中学生陸上競技交流大会が行われました。総合的な体力、走る、飛ぶ、投げるの強化、技術の向上と交流が目的です。

8月3日、公立文教施設整備期成会総会がありました。平成28年度事業計画案予算案の審議、校舎改築等の予算確保について、文科省に対する要望書を提出しております。

5日、学識経験者委員による点検・評価会議を行っております。これも平成27年度事業に対するものです。同日、中頭郡総合体育大会夏季大会の結団式に参加しました。平成27年度中城村は総合3位、平成28年度は総合2位を目指して頑張るとのお話がありました。

8日、中高校生アメリカ短期留学生の出迎式に参加しております。中城村の中学生2名、高校生4名は元気に帰国しております。

12日、学識経験者委員による点検・評価会議。これは平成27年度事業に関するものです。

19日、第11回定例教育委員会議。平成27年度事業の点検・評価の審議と、中城村公共交通モデル事業バス運行条例の報告を行っております。

26日、第2回総合教育会議。中城村の教育大綱を審議し、教育大綱を決定しております。

以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第34号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第34号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第34号

#### 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年9月9日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

#### 提 案 理 由

新たな委員会等の設置により、委員報酬を規定する必要があるため、所要の改正を行う。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正後            | 改正前            |
|----------------|----------------|
| 附 則<br>1・2 （略） | 附 則<br>1・2 （略） |

3 この条例施行の際特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号。以下「本条例」という。）の適用を受ける職員については、その任期間はこの条例による改正後の本条例第4条の規定は適用せず、なお従前の例によるものとする。ただし、当該職員の同意を得た場合は、改正後の本条例第4条の規定を適用するものとする。

別表1（第2条関係）

| 職名                   | 報酬の額      | 旅費の額(県内) |
|----------------------|-----------|----------|
| (略)                  |           |          |
| 護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会委員  | 日額 4,000円 |          |
| プロポーザル審査委員会委員        | 日額 7,000円 |          |
| 中城村農業農村整備事業環境情報協議会委員 | 日額 4,000円 |          |
| 中城村護佐丸歴史資料図書館協議会委員   | 日額 4,000円 |          |
| (略)                  |           |          |

3 この条例施行の際特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（以下「本条例」という。）の適用を受ける職員については、その任期間はこの条例による改正後の本条例第4条の規定は適用せず、なお従前の例によるものとする。ただし、当該職員の同意を得た場合は、改正後の本条例第4条の規定を適用するものとする。

別表1（第2条関係）

| 職名                  | 報酬の額      | 旅費の額(県内) |
|---------------------|-----------|----------|
| (略)                 |           |          |
| 護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会委員 | 日額 4,000円 |          |
| (略)                 |           |          |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第35号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第35号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について御提案申し上げます。

議案第35号

中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、中部広域市町村圏事務組合の規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。



平成28年 9 月 9 日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

中部広域市町村圏事務組合の事務所の位置の変更及びクルーズ船の受入に関する事務を共同処理する構成市町村を変更し、同組規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

別紙

中部広域市町村圏事務組規約の一部を変更する規約

中部広域市町村圏事務組規約（平成元年10月26日県指令総第946号許可）の一部を次のように変更する。

第4条中「沖縄市上地二丁目17番14号」を「沖縄市」に改める。

別表第1中

「

|              |     |      |      |
|--------------|-----|------|------|
| 第3条第5号に関する事務 | 沖縄市 | うるま市 | 北中城村 |
|--------------|-----|------|------|

」

を

「

|              |     |      |     |      |     |
|--------------|-----|------|-----|------|-----|
| 第3条第5号に関する事務 | 沖縄市 | うるま市 | 北谷町 | 北中城村 | 中城村 |
|--------------|-----|------|-----|------|-----|

」

に改める。

別表第4中

「

|              |     |      |      |     |     |
|--------------|-----|------|------|-----|-----|
| 第3条第5号に係る負担金 | 沖縄市 | うるま市 | 北中城村 | 均等割 | 20% |
|              |     |      |      | 人口割 | 80% |

」

を

「

|              |     |      |     |      |     |     |
|--------------|-----|------|-----|------|-----|-----|
| 第3条第5号に係る負担金 | 沖縄市 | うるま市 | 北谷町 | 北中城村 | 均等割 | 20% |
|              |     |      |     |      | 中城村 | 人口割 |

」

に改める。

附 則

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

中部広域市町村圏事務組合同規約新旧対照表

| 改正案                                                     |                                         | 現行                                                                 |                                         |
|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 第1条から第3条（略）<br>（事務所の位置）<br>第4条 組合の事務所は、 <u>沖縄市</u> におく。 |                                         | 第1条から第3条（略）<br>（事務所の位置）<br>第4条 組合の事務所は、 <u>沖縄市</u> 上地二丁目17番14号におく。 |                                         |
| 第5条から第17条まで（略）<br>別表第1（第3条関係）                           |                                         | 第5条から第17条まで（略）<br>別表第1（第3条関係）                                      |                                         |
| 共同処理する事務                                                | 市町村                                     | 共同処理する事務                                                           | 市町村                                     |
| 第3条第1号から第3号までに關する事務                                     | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村 | 第3条第1号から第3号までに關する事務                                                | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村 |
| 第3条第4号に關する事務                                            | 沖縄市 うるま市 宜野湾市                           | 第3条第4号に關する事務                                                       | 沖縄市 うるま市 宜野湾市                           |
| 第3条第5号に關する事務                                            | 沖縄市 うるま市 <u>北谷町</u> 北中城村 中城村            | 第3条第5号に關する事務                                                       | 沖縄市 うるま市 北中城村                           |
| 別表第2（第10条関係）（略）                                         |                                         | 別表第2（第10条関係）（略）                                                    |                                         |
| 別表第3（第10条関係）（略）                                         |                                         | 別表第3（第10条関係）（略）                                                    |                                         |
| 別表第4（第17条関係）                                            |                                         | 別表第4（第17条関係）                                                       |                                         |
| 区分                                                      | 市町村                                     | 負担割合                                                               |                                         |
| 第3条第1号から第3号に係る負担金                                       | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村 | 均等割 20%<br>人口割 80%                                                 | 第3条第1号から第3号に係る負担金                       |
| 第3条第4号に係る負担金                                            | 沖縄市 うるま市 宜野湾市                           | 均等割 5%<br>件数割 95%                                                  | 第3条第4号に係る負担金                            |
| 第3条第5号に係る負担金                                            | 沖縄市 うるま市 <u>北谷町</u> 北中城村 中城村            | 均等割 20%<br>人口割 80%                                                 | 第3条第5号に係る負担金                            |
| 区分                                                      | 市町村                                     | 負担割合                                                               |                                         |
| 第3条第1号から第3号に係る負担金                                       | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村 | 均等割 20%<br>人口割 80%                                                 | 第3条第1号から第3号に係る負担金                       |
| 第3条第4号に係る負担金                                            | 沖縄市 うるま市 宜野湾市                           | 均等割 5%<br>件数割 95%                                                  | 第3条第4号に係る負担金                            |
| 第3条第5号に係る負担金                                            | 沖縄市 うるま市 北中城村                           | 均等割 20%<br>人口割 80%                                                 | 第3条第5号に係る負担金                            |

中部広域市町村圏事務組合規約の変更を必要とするに至った理由

本県においてはクルーズ船（大型客船）の寄港が増加傾向にあり、平成28年4月からは中城湾港へもクルーズ船の寄港が実施されている。

クルーズ船客の受入体制を整えるため、平成28年4月より本組合において、沖縄市、うるま市、北中城村の2市1村の「クルーズ船の受入に関する事務」を共同処理して、クルーズ船客の受入及び観光誘客活動を行っているところである。クルーズ船受入体制の強化、より広域的な観光連携の推進のためには、中部広域圏全体で連携する必要があると考えており、平成28年度広域化事務専門部会「観光連携に関する部会」において、同事務について、引き続き検討し、このたび、北谷町、中城村が加わることに合意した。

このことにより、本組合が共同処理する同事務のより効率的・効果的な運営が可能となるとともに、現行の3市村及び新たに加わる2町村においても、他市町村と連携した観光誘客の取組により、観光振興及び地域の活性化につながるものとする。

また、事務所の位置に係る規程の変更については、中部広域市町村圏事務組合の住所変更に伴い変更する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第36号 平成28年度中城村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第36号 平成28年度中城村一般会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

議案第36号

平成28年度中城村一般会計補正予算（第3号）

平成28年度中城村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281,585千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,026,737千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年 9月 9日提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項         | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 1 村税     |           | 1,950,265 | 72,150  | 2,022,415 |
|          | 1 村民税     | 793,264   | 30,150  | 823,414   |
|          | 2 固定資産税   | 1,006,655 | 42,000  | 1,048,655 |
| 10 地方交付税 |           | 1,550,000 | 33,653  | 1,516,347 |
|          | 1 地方交付税   | 1,550,000 | 33,653  | 1,516,347 |
| 14 国庫支出金 |           | 1,014,292 | 38,950  | 1,053,242 |
|          | 2 国庫補助金   | 222,721   | 38,950  | 261,671   |
| 15 県支出金  |           | 1,237,890 | 15,853  | 1,253,743 |
|          | 2 県補助金    | 807,354   | 15,774  | 823,128   |
|          | 3 委託金     | 43,235    | 79      | 43,314    |
| 18 繰入金   |           | 151,880   | 1,157   | 153,037   |
|          | 1 特別会計繰入金 | 1         | 1,157   | 1,158     |
| 19 繰越金   |           | 30,000    | 137,320 | 167,320   |
|          | 1 繰越金     | 30,000    | 137,320 | 167,320   |
| 20 諸収入   |           | 89,076    | 17,610  | 106,686   |
|          | 4 雑入      | 84,746    | 17,610  | 102,356   |
| 21 村債    |           | 190,400   | 32,198  | 222,598   |
|          | 1 村債      | 190,400   | 32,198  | 222,598   |
| 歳 入 合 計  |           | 6,745,152 | 281,585 | 7,026,737 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款     | 項           | 補正前の額   | 補正額     | 計         |
|-------|-------------|---------|---------|-----------|
| 2 総務費 |             | 927,710 | 160,947 | 1,088,657 |
|       | 1 総務管理費     | 758,103 | 158,488 | 916,591   |
|       | 2 徴税费       | 95,408  | 1,380   | 94,028    |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 45,878  | 3,764   | 49,642    |
|       | 5 統計調査費     | 829     | 75      | 904       |

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 3 民生費    |         | 2,606,193 | 38,844  | 2,645,037 |
|          | 1 社会福祉費 | 1,118,205 | 35,014  | 1,153,219 |
|          | 2 児童福祉費 | 1,487,988 | 3,830   | 1,491,818 |
| 4 衛生費    |         | 801,546   | 6,206   | 807,752   |
|          | 1 保健衛生費 | 400,671   | 5,835   | 406,506   |
|          | 2 清掃費   | 400,875   | 371     | 401,246   |
| 6 農林水産業費 |         | 149,886   | 2,118   | 152,004   |
|          | 1 農業費   | 138,116   | 1,527   | 139,643   |
|          | 3 水産業費  | 10,911    | 591     | 11,502    |
| 7 商工費    |         | 123,587   | 20,627  | 144,214   |
|          | 1 商工費   | 123,587   | 20,627  | 144,214   |
| 8 土木費    |         | 425,670   | 40,236  | 465,906   |
|          | 1 土木管理費 | 16,411    | 6,663   | 23,074    |
|          | 2 道路橋梁費 | 250,964   | 31,353  | 282,317   |
|          | 3 河川費   | 4,176     | 800     | 4,976     |
|          | 4 都市計画費 | 33,932    | 6,282   | 40,214    |
|          | 5 下水道費  | 120,187   | 4,862   | 115,325   |
| 10 教育費   |         | 711,900   | 12,607  | 724,507   |
|          | 1 教育総務費 | 108,692   | 1,194   | 109,886   |
|          | 2 小学校費  | 179,464   | 1,735   | 181,199   |
|          | 3 中学校費  | 43,577    | 2,166   | 45,743    |
|          | 4 幼稚園費  | 91,587    | 193     | 91,394    |
|          | 5 社会教育費 | 185,358   | 6,905   | 192,263   |
|          | 6 保健体育費 | 103,222   | 800     | 104,022   |
| 歳 出 合 計  |         | 6,745,152 | 281,585 | 7,026,737 |

第2表 地方債補正

| 起債の目的   | 補 正 前         |                    |                                                                             |                                                                                                                  | 補 正 後         |       |    |       |
|---------|---------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------|----|-------|
|         | 限度額           | 起債の方法              | 利率                                                                          | 償還の方法                                                                                                            | 限度額           | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 臨時財政対策債 | 千円<br>164,000 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内<br><br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率) | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。<br>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。 | 千円<br>196,198 | 同じ    | 同じ | 同じ    |

それでは1ページのほうから、歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入の1款村税、1項村民税、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げて御提案申し上げます。補正前の額7億9,326万4,000円、補正額3,015万円、合計で8億2,341万4,000円。2項固定資産税、補正前の額10億665万5,000円、補正額4,200万円、合計で10億4,865万5,000円。

10款地方交付税、1項地方交付税、補正前の額15億5,000万円、補正額3,365万3,000円の減額補正、合計で15億1,634万7,000円。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額2億2,272万1,000円、補正額3,895万円、合計で2億6,167万1,000円。

15款県支出金、2項県補助金、補正前の額8億735万4,000円、補正額1,577万4,000円、合計で8億2,312万8,000円。3項委託金、補正前の額4,323万5,000円、補正額7万9,000円、合計で4,331万4,000円。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、補正前の

額は1,000円、補正額115万7,000円、合計で115万8,000円。

19款繰越金、1項繰越金、補正前の額3,000万円、補正額1億3,732万円、合計で1億6,732万円。

20款諸収入、4項雑入、補正前の額8,474万6,000円、補正額1,761万円、合計で1億235万6,000円。

21款村債、1項村債、補正前の額1億9,040万円、補正額3,219万8,000円、合計で2億2,259万8,000円。

歳入合計、補正前の額67億4,515万2,000円、補正額2億8,158万5,000円、合計で70億2,673万7,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額7億5,810万3,000円、補正額1億5,848万8,000円、合計で9億1,659万1,000円。2項徴税费、補正前の額9,540万8,000円、補正額138万円減額補正、合計で9,402万8,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額4,587万8,000円、補正額376万4,000

円、合計で4,964万2,000円。5項統計調査費、補正前の額82万9,000円、補正額7万5,000円、合計で90万4,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額1億1,820万5,000円、補正額3,501万4,000円、合計で11億5,321万9,000円。2項児童福祉費、補正前の額14億8,798万8,000円、補正額383万円、合計で14億9,181万8,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額4億67万1,000円、補正額583万5,000円、合計で4億650万6,000円。2項清掃費、補正前の額4億87万5,000円、補正額37万1,000円、合計で4億124万6,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額1億3,811万6,000円、補正額152万7,000円、合計で1億3,964万3,000円。3項水産業費、補正前の額1,091万1,000円、補正額59万1,000円、合計で1,150万2,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額1億2,358万7,000円、補正額2,062万7,000円、合計で1億4,421万4,000円。

8款土木費、1項土木管理費、補正前の額1,641万1,000円、補正額666万3,000円、合計で2,307万4,000円。2項道路橋梁費、補正前の額2億5,096万4,000円、補正額3,135万3,000円、合計で2億8,231万7,000円。3項河川費、補正前の額417万6,000円、補正額80万円、合計で497万6,000円。4項都市計画費、補正前の額3,393万2,000円、補正額628万2,000円、合計で4,021万4,000円。5項下水道費、補正前の額1億2,018万7,000円、補正額486万2,000円の減額補正、合計で1億1,532万5,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億869万2,000円、補正額119万4,000円、合計で1億988万6,000円。2項小学校費、補正前の額1億7,946万4,000円、補正額173万5,000円、合計で1億8,119万9,000円。3項中学校費、補正前の額4,357万7,000円、補正額216万6,000円、

合計で4,574万3,000円。4項幼稚園費、補正前の額9,158万7,000円、補正額19万3,000円の減額補正、合計で9,139万4,000円。5項社会教育費、補正前の額1億8,535万8,000円、補正額690万5,000円、合計で1億9,226万3,000円。6款保健体育費、補正前の額1億322万2,000円、補正額80万円、合計で1億402万2,000円。

歳出合計、補正前の額67億4,515万2,000円、補正額2億8,158万5,000円、合計で70億2,673万7,000円でございます。

続いて第2表地方債補正でございます。補正前と補正後、起債の目的の臨時財政対策債の金額、限度額が違ってまいります。補正前の限度額が1億6,400万円、補正後の限度額が1億9,619万8,000円。起債の方法、利率、償還の方法は起債前、起債後同じでございますので、同じく読み上げて御提案申し上げます。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率が年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率）。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 本件についての細かい説明は去る9月6日、副村長より行われておりますので、補足説明は省略したいと思います。

日程第8 議案第37号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第37号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

について御提案申し上げます。

議案第37号

平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,027千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,899,463千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月9日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款         | 項         | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|-----------|-----------|-----------|--------|-----------|
| 4 国庫支出金   |           | 1,064,849 | 664    | 1,065,513 |
|           | 2 国庫補助金   | 437,450   | 664    | 438,114   |
| 8 共同事業交付金 |           | 844,629   | 58,031 | 786,598   |
|           | 1 共同事業交付金 | 844,629   | 58,031 | 786,598   |
| 11 繰越金    |           | 2         | 88,394 | 88,396    |
|           | 1 繰越金     | 2         | 88,394 | 88,396    |
| 歳入合計      |           | 2,868,436 | 31,027 | 2,899,463 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款         | 項         | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|-----------|-----------|---------|-----|---------|
| 1 総務費     |           | 38,667  | 569 | 38,098  |
|           | 1 総務管理費   | 31,781  | 569 | 31,212  |
| 7 共同事業拠出金 |           | 821,276 | 0   | 821,276 |
|           | 1 共同事業拠出金 | 821,276 | 0   | 821,276 |



| 款       | 項            | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------|--------------|-----------|--------|-----------|
| 11 諸支出金 |              | 1,603     | 18,024 | 19,627    |
|         | 1 償還金及び還付加算金 | 1,602     | 18,024 | 19,626    |
| 12 予備費  |              | 10,000    | 13,572 | 23,572    |
|         | 1 予備費        | 10,000    | 13,572 | 23,572    |
| 歳 出 合 計 |              | 2,868,436 | 31,027 | 2,899,463 |

同じく読み上げて御提案申し上げます。歳入のほうからでございます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、4款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額4億3,745万円、補正額66万4,000円、合計で4億3,811万4,000円。

8款共同事業交付金、1項共同事業交付金、補正前の額8億4,462万9,000円、補正額5,803万1,000円の減額補正、合計で7億8,659万8,000円。

11款繰越金、1項繰越金、補正前の額2,000円、補正額8,839万4,000円、合計で8,839万6,000円。

歳入合計、補正前の額28億6,843万6,000円、補正額3,102万7,000円、合計で28億9,946万3,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額3,178万1,000円、補正額56万9,000円の減額補正、合計で3,121万2,000円。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、補正前の額8億2,127万6,000円、補正額はございません。合計も同額でございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、

補正前の額160万2,000円、補正額1,802万4,000円、合計で1,962万6,000円。

12款予備費、1項予備費、補正前の額1,000万円、補正額1,357万2,000円、合計で2,357万2,000円。

歳出合計、補正前の額28億6,843万6,000円、補正額3,102万7,000円、合計で28億9,946万3,000円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（10時46分）

~~~~~

再 開（10時48分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第9 議案第38号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第38号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第38号

平成28年度 中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,675千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,755千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月9日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	1,435	1,436
	1 繰越金	1	1,435	1,436
6 諸収入		1,741	240	1,981
	2 償還金及び還付加算金	320	240	560
歳入合計		123,080	1,675	124,755

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		3,988	100	4,088
	1 総務管理費	2,067	89	2,156
	2 徴収費	1,921	11	1,932
3 諸支出金		321	1,575	1,896
	1 償還金及び還付加算金	320	418	738
	2 繰出金	1	1,157	1,158
歳出合計		123,080	1,675	124,755

同じく読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、5款繰越金、1項繰越金、補正前の額1,000円、補正額143万5,000円、合計で143万6,000円。

6款諸収入、2項償還金及び還付加算金、補

正前の額32万円、補正額24万円、合計で56万円。

歳入合計、補正前の額1億2,308万円、補正額167万5,000円、合計で1億2,475万5,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款総務費、

1 項総務管理費、補正前の額206万7,000円、補正額 8 万9,000円、合計で215万6,000円。2 項徴収費、補正前の額192万1,000円、補正額 1 万1,000円、合計で193万2,000円。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、補正前の額32万円、補正額41万8,000円、合計で73万8,000円。2 項繰出金、補正前の額1,000円、補正額115万7,000円、合計で115万8,000円。

歳出合計、補正前の額 1 億2,308万円、補正額167万5,000円、合計で 1 億2,475万5,000円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第39号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第39号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第39号

平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,271千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ643,576千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月9日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		2	42,271	42,273
	1 繰越金	2	42,271	42,273
歳入合計		601,305	42,271	643,576

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		601,303	42,271	643,574
	1 南上原土地区画整理事業費	601,303	42,271	643,574
歳出合計		601,305	42,271	643,576

同じく歳入から読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、1款繰越金、1項繰越金、補正前の額2,000円、補正額4,227万1,000円、合計で4,227万3,000円。

歳入合計、補正前の額6億130万5,000円、補正額4,227万1,000円、合計で6億4,357万6,000円。

歳出、1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、補正前の額6億130万3,000円、補正額4,227万1,000円、合計で6億4,357万4,000円。

歳出合計、補正前の額6億130万5,000円、補

正額4,227万1,000円、合計で6億4,357万6,000円でございます。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第40号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第40号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第40号

平成28年度 中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,188千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ365,132千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月9日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		120,187	4,862	115,325
	1 一般会計繰入金	120,187	4,862	115,325
4 繰越金		1	3,674	3,675
	1 繰越金	1	3,674	3,675
歳入合計		366,320	1,188	365,132

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道費		249,305	360	249,665
	1 公共下水道費	249,305	360	249,665
2 公債費		116,815	1,548	115,267
	1 公債費	116,815	1,548	115,267
歳出合計		366,320	1,188	365,132

同じく読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額1億2,018万7,000円、補正額486万2,000円の減額補正、合計で1億1,532万5,000円。

4款繰越金、1項繰越金、補正前の額1,000円、補正額367万4,000円、合計で367万5,000円。

歳入合計、補正前の額3億6,632万円、補正額118万8,000円の減額補正、合計で3億6,513万2,000円。

歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、補正前の額2億4,930万5,000円、補正額36万円、合計で2億4,966万5,000円。

2款公債費、1項公債費、補正前の額1億1,681万5,000円、補正額154万8,000円の減額補正、合計で1億1,526万7,000円。

歳出合計、補正前の額3億6,632万円、補正額118万8,000円の減額補正、合計で3億6,513万2,000円でございます。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第41号 平成28年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第41号 平成28年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第41号

平成28年度 中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,617千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,924千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月9日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	1,617	1,618
	1 繰越金	1	1,617	1,618
歳入合計		2,307	1,617	3,924

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 汚水処理施設管理費		2,171	1,617	3,788
	1 汚水処理施設管理費	2,171	1,617	3,788
歳出合計		2,307	1,617	3,924

同じく読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、4款繰越金、1項繰越金、補正前の額1,000円、補正額161万7,000円、合計で161万8,000円。

歳入合計、補正前の額230万7,000円、補正額161万7,000円、合計で392万4,000円。

歳出、1款汚水処理施設管理費、1項汚水処理施設管理費、補正前の額217万1,000円、補正額161万7,000円、合計で378万8,000円。

歳出合計、補正前の額230万7,000円、補正額161万7,000円、合計で392万4,000円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を
終わります。

日程第13 議案第42号 平成28年度中城村水
道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第42号 平成28年度中
城村水道事業会計補正予算(第1号)について
御提案申し上げます。

議案第42号

平成28年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成28年度中城村水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度中城村水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支
出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出				
第1款	水道事業費用	485,206 千円	1,274 千円	486,480 千円
第1項	営業費用	476,868 千円	1,274 千円	478,142 千円

第3条 予算第7条(1)職員給与費41,385千円を42,659千円に改める。

平成28年9月9日提出

中城村長 浜 田 京 介

その第1条 平成28年度中城村水道事業会計
の補正予算(第1号)は、次に定めるところに
よる。

第2条 平成28年度中城村水道事業会計予算
(以下「予算」という。)第3条に定めた収益
的支出の予定額を次の通り補正する。

まず支出のほうの第1款水道事業費用、第1
項営業費用、既決予定額4億7,686万8,000円、
補正予定額127万4,000円、合計で4億7,814万
2,000円。

第3条 予算第7条(1)職員給与費4,138
万5,000円を4,265万9,000円に改める。

平成28年9月9日提出、中城村長 浜田京介。
以上であります。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を
終わります。

10分間休憩します。

休 憩(11時00分)

~~~~~

再 開(11時14分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第14 議案第44号 ハブ対策防除壁整備  
工事請負契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第44号 ハブ対策防除  
壁整備工事請負契約について御提案申し上げま  
す。

議案第44号

ハブ対策防除壁整備工事請負契約について

ハブ対策防除壁整備工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- |                         |   |                                                            |
|-------------------------|---|------------------------------------------------------------|
| 1 契約の目的                 | : | ハブ対策防除壁整備工事                                                |
| 2 契約の方法                 | : | 指名競争入札                                                     |
| 3 契約金額                  | : | 金 49,807,440円                                              |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 | : | 金 3,689,440円                                               |
| 4 契約の相手方                | : | 住 所 沖縄県中頭郡中城村字伊舎堂354番地<br>名 称 拓南鐵建 株式会社<br>氏 名 代表取締役 小湾 正博 |

平成28年9月9日提出

中城村長 浜田 京介

理 由

ハブ対策防除壁整備工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

日程第15 同意第5号 中城村固定資産評価  
審査委員会委員の選任を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第5号 中城村固定資  
産評価審査委員会委員の選任について御同意を  
願います。

同意第5号

中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を中城村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第



226号) 第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 中城村字添石  
氏 名 玉 井 恭 春  
生年月日 昭和25年生

平成28年9月9日 提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提案理由

中城村固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、当人を再選任する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩 ( 1 1 時 1 8 分 )

~~~~~

再 開 (1 1 時 2 0 分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第5号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第5号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第16 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所：中城村字久場
氏 名：大 城 盛 文
生年月日：昭和30年生

平成28年9月9日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

人権擁護委員の増員（1人）（平成28年2月22日）が認められましたので、当人を推薦したいため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要がある。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（11時22分）

~~~~~

再 開（11時27分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は諮問のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては諮問のお

り答申することに決定いたしました。

日程第17 報告第9号 平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第9号 平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について御報告いたします。

報告第9号

平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算を別冊のとおり報告します。

平成28年9月9日 提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第18 報告第10号 平成27年度決算に係る健全化判断比率についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第10号 平成27年度決算に係る健全化判断比率について御報告申し上げます。

報告第10号

平成27年度決算に係る健全化判断比率について

平成27年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、次のとおり報告する。

記

|        | 平成26年度決算に係る健全化判断比率 | 平成27年度決算に係る健全化判断比率 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条の規定に基づき算定した早期健全化基準 |
|--------|--------------------|--------------------|---------------------------------------------|
| 実質赤字比率 | %                  | %                  | 15.00 %                                     |

|          |      |      |       |
|----------|------|------|-------|
| 連結実質赤字比率 |      |      | 20.00 |
| 実質公債費比率  | 10.1 | 9.6  | 25.0  |
| 将来負担比率   | 70.5 | 44.8 | 350.0 |

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「-」と標記されている場合は、実質赤字比率若しくは連結実質赤字額がないこと、又は実質公債費比率若しくは将来負担比率が、算定されないことを表す。

平成28年9月9日 提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第19 報告第11号 平成27年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第11号 平成27年度決算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

報告第11号

平成27年度決算に係る資金不足比率について

中城村土地区画整理事業特別会計の平成27年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

記

| 会計区分            | 平成26年度 | 平成27年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|-----------------|--------|--------|---------------------------------------|
| 中城村土地区画整理事業特別会計 | %      | %      | 20.0 %                                |

備考 各会計の資金不足比率の表記の欄において「 - 」と標記されている場合は、資金不足が発生していないことを表す。

平成28年 9月 9日 提出

中城村長 浜田 京介

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第20 報告第12号 平成27年度決算に係る資金不足比率について（中城村公共下水道事業特別会計）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第12号 平成27年度決算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

報告第12号

平成27年度決算に係る資金不足比率について

中城村公共下水道事業特別会計の平成27年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

記

| 会計区分           | 平成26年度 | 平成27年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|----------------|--------|--------|---------------------------------------|
| 中城村公共下水道事業特別会計 | %      | %      | 20.0 %                                |

備考 各会計の資金不足比率の表記の欄において「 - 」と標記されている場合は、資金不

足が発生していないことを表す。

平成28年9月9日 提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

日程第21 報告第13号 平成27年度決算に係  
る資金不足比率について（中城村水道事業会計）  
を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第13号 平成27年度決  
算に係る資金不足比率についての報告ござい  
ます。

### 報告第13号

#### 平成27年度決算に係る資金不足比率について

中城村水道事業会計の平成27年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

#### 記

| 会計区分      | 平成26年度 | 平成27年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|-----------|--------|--------|---------------------------------------|
| 中城村水道事業会計 | %      | %      | 20.0 %                                |

備考 各会計の資金不足比率の表記の欄において「-」と標記されている場合は、資金不足が発生していないことを表す。

平成28年9月9日提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦勞さまでした。

散会（11時36分）

## 平成28年第4回中城村議会定例会（第4日目）

|                        |              |                      |                  |       |
|------------------------|--------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成28年9月9日（金） |                      |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                      |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議           | 平成28年9月12日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会           | 平成28年9月12日（午前11時02分） |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                   | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 石原昌雄                 | 9番               | 仲眞功浩  |
|                        | 2番           | 比嘉麻乃                 | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 大城常良                 | 11番              | 新垣徳正  |
|                        | 4番           | 外間博則                 | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番           | 仲松正敏                 | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番           | 新垣貞則                 | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番           | 金城章                  | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番           | 伊佐則勝                 | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   |              |                      |                  |       |
| 会議録署名議員                | 5番           | 仲松正敏                 | 6番               | 新垣貞則  |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 知名勉                  | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                 | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長          | 比嘉忠典                 | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長          | 呉屋之雄                 | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長         | 新垣親裕                 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長       | 仲村盛和                 | 上下水道課長           | 仲村武宏  |
|                        | 会計管理者        | 比嘉義人                 | 教育総務課長           | 名幸孝   |
|                        | 税務課長         | 稲嶺盛昌                 | 生涯学習課長           | 金城勉   |
|                        | 福祉課長         | 仲松範三                 | 教育総務課主幹          | 安田智   |
|                        | 健康保険課長       | 比嘉健治                 |                  |       |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程 | 件 名                                       |
|-----|-------------------------------------------|
| 第 1 | 認定第1号 平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について           |
| 第 2 | 認定第2号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 第 3 | 認定第3号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 4 | 認定第4号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 5 | 認定第5号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 第 6 | 認定第6号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7 | 認定第7号 平成27年度中城村水道事業会計決算認定について             |
| 第 8 | 議案第43号 平成27年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分           |



議長 與那覇朝輝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 認定第1号 平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第1号 平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第1号

平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成28年9月9日 提出

中城村長 浜田 京介

平成27年度

中 城 村 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入 額            8,844,882,004 円

歳 出 額            8,632,437,801 円

差 引 残 額        212,444,203 円

平成27年度 一般会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款 | 項       | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額     | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 | 備考               |
|---|---------|---------------|---------------|---------------|-----------|-------------|---------------|------------------|
| 1 | 村税      | 1,916,622,000 | 2,151,126,803 | 1,971,493,142 | 8,749,479 | 171,314,345 | 54,871,142    | 還付未済額<br>430,163 |
|   | 1 村民税   | 775,769,000   | 848,279,896   | 812,450,853   | 937,015   | 35,275,191  | 36,681,853    | 還付未済額<br>383,163 |
|   | 2 固定資産税 | 992,233,000   | 1,146,818,498 | 1,008,029,575 | 7,531,108 | 131,304,815 | 15,796,575    | 還付未済額<br>47,000  |
|   | 3 軽自動車税 | 57,418,000    | 61,584,611    | 56,568,916    | 281,356   | 4,734,339   | 849,084       |                  |

| 款             | 項             | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|-------|---------------|----|
| 1 村税          | 4 村たばこ税       | 91,201,000    | 94,443,798    | 94,443,798    | 0     | 0     | 3,242,798     |    |
|               | 5 特別土地保有税     | 1,000         | 0             | 0             | 0     | 0     | 1,000         |    |
| 2 地方譲与税       |               | 42,646,000    | 42,166,469    | 42,166,469    | 0     | 0     | 479,531       |    |
|               | 1 地方揮発油譲与税    | 12,275,000    | 12,662,000    | 12,662,000    | 0     | 0     | 387,000       |    |
|               | 2 自動車重量譲与税    | 28,370,000    | 29,023,000    | 29,023,000    | 0     | 0     | 653,000       |    |
|               | 3 特別とん譲与税     | 2,000,000     | 481,469       | 481,469       | 0     | 0     | 1,518,531     |    |
|               | 4 地方道路譲与税     | 1,000         | 0             | 0             | 0     | 0     | 1,000         |    |
| 3 利子割交付金      |               | 2,707,000     | 2,535,000     | 2,535,000     | 0     | 0     | 172,000       |    |
|               | 1 利子割交付金      | 2,707,000     | 2,535,000     | 2,535,000     | 0     | 0     | 172,000       |    |
| 4 配当割交付金      |               | 5,244,000     | 5,114,000     | 5,114,000     | 0     | 0     | 130,000       |    |
|               | 1 配当割交付金      | 5,244,000     | 5,114,000     | 5,114,000     | 0     | 0     | 130,000       |    |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 |               | 4,229,000     | 4,180,000     | 4,180,000     | 0     | 0     | 49,000        |    |
|               | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 4,229,000     | 4,180,000     | 4,180,000     | 0     | 0     | 49,000        |    |
| 6 地方消費税交付金    |               | 279,235,000   | 279,235,000   | 279,235,000   | 0     | 0     | 0             |    |
|               | 1 地方消費税交付金    | 279,235,000   | 279,235,000   | 279,235,000   | 0     | 0     | 0             |    |
| 7 ゴルフ場利用税交付金  |               | 27,321,000    | 26,252,800    | 26,252,800    | 0     | 0     | 1,068,200     |    |
|               | 1 ゴルフ場利用税交付金  | 27,321,000    | 26,252,800    | 26,252,800    | 0     | 0     | 1,068,200     |    |
| 8 自動車取得税交付金   |               | 7,567,000     | 7,332,000     | 7,332,000     | 0     | 0     | 235,000       |    |
|               | 1 自動車取得税交付金   | 7,537,000     | 7,332,000     | 7,332,000     | 0     | 0     | 235,000       |    |
| 9 地方特例交付金     |               | 12,728,000    | 9,862,000     | 9,862,000     | 0     | 0     | 2,866,000     |    |
|               | 1 地方特例交付金     | 12,728,000    | 9,862,000     | 9,862,000     | 0     | 0     | 2,866,000     |    |
| 10 地方交付税      |               | 1,609,360,000 | 1,659,344,000 | 1,659,344,000 | 0     | 0     | 49,984,000    |    |
|               | 1 地方交付税       | 1,609,360,000 | 1,659,344,000 | 1,659,344,000 | 0     | 0     | 49,984,000    |    |

| 款              | 項             | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額 | 収入未済額      | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|------------|---------------|----|
| 11 交通安全対策特別交付金 |               | 1,800,000     | 1,201,000     | 1,201,000     | 0     | 0          | 599,000       |    |
|                | 1 交通安全対策特別交付金 | 1,800,000     | 1,201,000     | 1,201,000     | 0     | 0          | 599,000       |    |
| 12 分担金及び負担金    |               | 2,244,000     | 2,271,340     | 2,271,340     | 0     | 0          | 27,340        |    |
|                | 2 負担金         | 2,244,000     | 2,271,340     | 2,271,340     | 0     | 0          | 27,340        |    |
| 13 使用料及び手数料    |               | 126,561,000   | 140,365,603   | 135,024,743   | 0     | 5,340,860  | 8,463,743     |    |
|                | 1 使用料         | 97,016,000    | 107,610,453   | 102,314,593   | 0     | 5,295,860  | 5,298,593     |    |
|                | 2 手数料         | 29,545,000    | 32,755,150    | 32,710,150    | 0     | 45,000     | 3,165,150     |    |
| 14 国庫支出金       |               | 1,541,483,000 | 1,369,821,011 | 1,290,661,011 | 0     | 79,160,000 | 250,821,989   |    |
|                | 1 国庫負担金       | 723,118,000   | 701,484,822   | 701,484,822   | 0     | 0          | 21,633,178    |    |
|                | 2 国庫補助金       | 814,202,000   | 661,367,248   | 582,207,248   | 0     | 79,160,000 | 231,994,752   |    |
|                | 3 委託金         | 4,163,000     | 6,968,941     | 6,968,941     | 0     | 0          | 2,805,941     |    |
| 15 県支出金        |               | 1,889,515,000 | 1,825,489,506 | 1,761,137,506 | 0     | 64,352,000 | 128,377,494   |    |
|                | 1 県負担金        | 358,631,000   | 346,421,730   | 346,421,730   | 0     | 0          | 12,209,270    |    |
|                | 2 県補助金        | 1,491,263,000 | 1,440,152,325 | 1,375,800,325 | 0     | 64,352,000 | 115,462,675   |    |
|                | 3 委託金         | 39,621,000    | 38,915,451    | 38,915,451    | 0     | 0          | 705,549       |    |
| 16 財産収入        |               | 11,803,000    | 12,401,733    | 12,326,716    | 0     | 75,017     | 523,716       |    |
|                | 1 財産運用収入      | 11,802,000    | 11,892,261    | 11,817,244    | 0     | 75,017     | 15,244        |    |
|                | 2 財産売払収入      | 1,000         | 509,472       | 509,472       | 0     | 0          | 508,472       |    |
| 17 寄附金         |               | 783,932,000   | 784,061,000   | 784,061,000   | 0     | 0          | 129,000       |    |
|                | 1 寄附金         | 783,932,000   | 784,061,000   | 784,061,000   | 0     | 0          | 129,000       |    |
| 18 繰入金         |               | 135,737,000   | 135,736,000   | 135,736,000   | 0     | 0          | 1,000         |    |
|                | 1 特別会計繰入金     | 1,000         | 0             | 0             | 0     | 0          | 1,000         |    |
|                | 2 基金繰入金       | 135,736,000   | 135,736,000   | 135,736,000   | 0     | 0          | 0             |    |
| 19 繰越金         |               | 106,388,000   | 106,388,004   | 106,388,004   | 0     | 0          | 4             |    |
|                | 1 繰越金         | 106,388,000   | 106,388,004   | 106,388,004   | 0     | 0          | 4             |    |
| 20 諸収入         |               | 194,786,000   | 204,643,273   | 204,643,273   | 0     | 0          | 9,857,273     |    |

| 款        | 項             | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額     | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 | 備考              |
|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------|-------------|---------------|-----------------|
| 20 諸収入   | 1 延滞金、加算金及び過料 | 3,697,000     | 8,697,030     | 8,697,030     | 0         | 0           | 5,000,030     |                 |
|          | 2 村預金利子       | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0           | 1,000         |                 |
|          | 3 貸付金元利収入     | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0           | 1,000         |                 |
|          | 4 雑入          | 191,087,000   | 195,946,243   | 195,946,243   | 0         | 0           | 4,859,243     |                 |
| 21 村債    |               | 426,517,000   | 403,917,000   | 403,917,000   | 0         | 0           | 22,600,000    |                 |
|          | 1 村債          | 426,517,000   | 403,917,000   | 403,917,000   | 0         | 0           | 22,600,000    |                 |
| 97 一時立替金 |               | 0             | 0             | 0             | 0         | 0           | 0             |                 |
|          | 1 一時立替金       | 0             | 0             | 0             | 0         | 0           | 0             |                 |
| 98 一時借入  |               | 0             | 0             | 0             | 0         | 0           | 0             |                 |
|          | 1 一時借入        | 0             | 0             | 0             | 0         | 0           | 0             |                 |
| 歳入合計     |               | 9,128,425,000 | 9,173,443,542 | 8,844,882,004 | 8,749,479 | 320,242,222 | 283,542,996   | 還付未済<br>430,163 |

(歳出)

(単位：円)

| 款     | 項           | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額     | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------|-------------|---------------|---------------|------------|------------|---------------|----|
| 1 議会費 |             | 109,999,000   | 109,433,221   | 0          | 565,779    | 565,779       |    |
|       | 1 議会費       | 109,999,000   | 109,433,221   | 0          | 565,779    | 565,779       |    |
| 2 総務費 |             | 1,961,657,000 | 1,895,017,210 | 43,233,000 | 23,406,790 | 66,639,790    |    |
|       | 1 総務管理費     | 1,806,795,000 | 1,745,839,625 | 43,233,000 | 17,722,375 | 60,955,375    |    |
|       | 2 徴税费       | 91,474,000    | 90,629,322    | 0          | 844,678    | 844,678       |    |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 51,020,000    | 46,352,135    | 0          | 4,667,865  | 4,667,865     |    |
|       | 4 選挙費       | 3,895,000     | 3,795,728     | 0          | 99,272     | 99,272        |    |
|       | 5 統計調査費     | 6,968,000     | 6,943,157     | 0          | 24,843     | 24,843        |    |
|       | 6 監査委員費     | 1,505,000     | 1,457,243     | 0          | 47,757     | 47,757        |    |
| 3 民生費 |             | 2,584,585,000 | 2,472,723,324 | 80,976,000 | 30,885,676 | 111,861,676   |    |
|       | 1 社会福祉費     | 1,348,930,000 | 1,272,169,901 | 60,136,000 | 16,624,099 | 76,760,099    |    |
|       | 2 児童福祉費     | 1,235,655,000 | 1,200,553,423 | 20,840,000 | 14,261,577 | 35,101,577    |    |
| 4 衛生費 |             | 777,216,000   | 773,894,933   | 0          | 3,321,067  | 3,321,067     |    |
|       | 1 保健衛生費     | 392,876,000   | 391,061,040   | 0          | 1,814,960  | 1,814,960     |    |

| 款        | 項           | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額      | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|----------|-------------|---------------|---------------|-------------|------------|---------------|----|
| 4 衛生費    | 2 清掃費       | 384,340,000   | 382,833,893   | 0           | 1,506,107  | 1,506,107     |    |
| 5 労働費    |             | 3,849,000     | 3,848,861     | 0           | 139        | 139           |    |
|          | 1 労働諸費      | 3,849,000     | 3,848,861     | 0           | 139        | 139           |    |
| 6 農林水産業費 |             | 232,988,000   | 206,037,456   | 25,580,000  | 1,370,544  | 26,950,544    |    |
|          | 1 農業費       | 209,131,000   | 188,953,789   | 18,860,000  | 1,317,211  | 20,177,211    |    |
|          | 2 林業費       | 9,579,000     | 2,830,907     | 6,720,000   | 28,093     | 6,748,093     |    |
|          | 3 水産業費      | 14,278,000    | 14,252,760    | 0           | 25,240     | 25,240        |    |
| 7 商工費    |             | 113,562,000   | 105,189,286   | 7,425,000   | 947,714    | 8,372,714     |    |
|          | 1 商工費       | 113,562,000   | 105,189,286   | 7,425,000   | 947,714    | 8,372,714     |    |
| 8 土木費    |             | 648,196,000   | 467,108,408   | 168,915,000 | 12,172,592 | 181,087,592   |    |
|          | 1 土木管理費     | 14,716,000    | 14,697,001    | 0           | 18,999     | 18,999        |    |
|          | 2 道路橋梁費     | 472,281,000   | 291,598,959   | 168,915,000 | 11,767,041 | 180,682,041   |    |
|          | 3 河川費       | 3,975,000     | 3,969,493     | 0           | 5,507      | 5,507         |    |
|          | 4 都市計画費     | 46,377,000    | 45,995,955    | 0           | 381,045    | 381,045       |    |
|          | 5 下水道費      | 110,847,000   | 110,847,000   | 0           | 0          | 0             |    |
| 9 消防費    |             | 246,078,000   | 246,064,696   | 0           | 13,304     | 13,304        |    |
|          | 1 消防費       | 246,078,000   | 246,064,696   | 0           | 13,304     | 13,304        |    |
| 10 教育費   |             | 1,874,455,000 | 1,795,428,525 | 36,000,000  | 43,026,475 | 79,026,475    |    |
|          | 1 教育総務費     | 151,448,000   | 114,769,340   | 36,000,000  | 678,660    | 36,678,660    |    |
|          | 2 小学校費      | 257,289,000   | 252,339,677   | 0           | 4,949,323  | 4,949,323     |    |
|          | 3 中学校費      | 42,267,000    | 39,762,316    | 0           | 2,504,684  | 2,504,684     |    |
|          | 4 幼稚園費      | 80,365,000    | 76,457,963    | 0           | 3,907,037  | 3,907,037     |    |
|          | 5 社会教育費     | 1,243,958,000 | 1,215,871,480 | 0           | 28,086,520 | 28,086,520    |    |
|          | 6 保健体育費     | 99,128,000    | 96,227,749    | 0           | 2,900,251  | 2,900,251     |    |
| 11 災害復旧費 |             | 2,000         | 0             | 0           | 2,000      | 2,000         |    |
|          | 2 土木施設災害復旧費 | 2,000         | 0             | 0           | 2,000      | 2,000         |    |
| 12 公債費   |             | 557,928,000   | 557,691,881   | 0           | 236,119    | 236,119       |    |
|          | 1 公債費       | 557,928,000   | 557,691,881   | 0           | 236,119    | 236,119       |    |
| 13 諸支出金  |             | 1,000         | 0             | 0           | 1,000      | 1,000         |    |
|          | 1 普通財産取得費   | 1,000         | 0             | 0           | 1,000      | 1,000         |    |

| 款      | 項     | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額      | 不用額         | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|--------|-------|---------------|---------------|-------------|-------------|---------------|----|
| 14 予備費 |       | 17,909,000    | 0             | 0           | 17,909,000  | 17,909,000    |    |
|        | 1 予備費 | 17,909,000    | 0             | 0           | 17,909,000  | 17,909,000    |    |
| 歳出合計   |       | 9,128,425,000 | 8,632,437,801 | 362,129,000 | 133,858,199 | 495,987,199   |    |

歳入歳出差引残額 212,444,203 円

平成28年 9月 9日

中城村 村長 浜田 京介

### 実質収支に関する調書

(一般会計)

平成27年度

| 区 分                                |                                              | 金 額          |
|------------------------------------|----------------------------------------------|--------------|
| 1. 歳 入                             | 総 額                                          | 8,844,882 千円 |
| 2. 歳 出                             | 総 額                                          | 8,632,438 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出                         | 差 引 額                                        | 212,444 千円   |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源                    | (1) 継続費通次繰越額                                 | 0 千円         |
|                                    | (2) 繰越明許費繰越額                                 | 45,124 千円    |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額                                 | 0 千円         |
|                                    | 計                                            | 45,124 千円    |
| 5. 実 質 収 支                         | 額                                            | 167,320 千円   |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 |                                              | 0 千円         |
| 備 考                                | 各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |              |

それでは一般会計のほうから御提案申し上げます。平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算書。歳入額88億4,488万2,004円、歳出額86億3,243万7,801円、差引残額2億1,244万4,203円。

歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。まず歳入のほうから、予算現額、収入済額、そして予算現額と収入済額の比較の順に読み上げさせていただきます。

歳入、1款村税、1項村民税、予算現額7億

7,576万9,000円、収入済額8億1,245万853円、比較で3,668万1,853円。2項固定資産税、予算現額9億9,223万3,000円、収入済額10億802万9,575円、比較で1,579万6,575円。3項軽自動車税、予算現額5,741万8,000円、収入済額5,656万8,916円、比較で84万9,084円のマイナス。4項たばこ税、予算現額9,120万1,000円、収入済額9,444万3,798円、比較で324万2,798円。5項特別土地保有税は費目存置のままでござい

ます。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、予算現額1,227万5,000円、収入済額1,266万2,000円、比較で38万7,000円。2 項自動車重量譲与税、予算現額2,837万円、収入済額2,902万3,000円、比較で65万3,000円。3 項特別とん譲与税、予算現額200万円、収入済額48万1,469円、比較で151万8,531円のマイナス。4 項地方道路譲与税は費目存置のままでございます。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、予算現額270万7,000円、収入済額253万5,000円、比較で17万2,000円のマイナス。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、予算現額524万4,000円、収入済額511万4,000円、比較で13万円のマイナス。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、予算現額422万9,000円、収入済額418万円、比較で4万9,000円のマイナス。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、予算現額2億7,923万5,000円、収入済額も同額で、比較はゼロでございます。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、予算現額2,732万1,000円、収入済額2,625万2,800円、比較で106万8,200円のマイナス。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、予算現額756万7,000円、収入済額733万2,000円、比較で23万5,000円のマイナス。

9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、予算現額1,272万8,000円、収入済額986万2,000円、比較で286万6,000円のマイナス。

10 款地方交付税、1 項地方交付税、予算現額16億936万円、収入済額16億5,934万4,000円、比較で4,998万4,000円。

11 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、予算現額180万円、収入済額120万1,000円、比較で59万9,000円のマイナス。

12 款分担金及び負担金、2 項負担金、予算現

額224万4,000円、収入済額227万1,340円、比較で2万7,340円。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、予算現額9,701万6,000円、収入済額1億231万4,593円、比較で529万8,593円。2 項手数料、予算現額2,954万5,000円、収入済額3,271万150円、比較で316万5,150円。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、予算現額7億2,311万8,000円、収入済額7億148万4,822円、比較で2,163万3,178円のマイナス。2 項国庫補助金、予算現額8億1,420万2,000円、収入済額5億8,220万7,248円、比較で2億3,199万4,752円のマイナス。3 項委託金、予算現額416万3,000円、収入済額696万8,941円、比較で280万5,941円。

15 款県支出金、1 項県負担金、予算現額3億5,863万1,000円、収入済額3億4,642万1,730円、比較で1,220万9,270円のマイナス。2 項県補助金、予算現額14億9,126万3,000円、収入済額13億7,580万325円、比較で1億1,546万2,675円のマイナス。3 項委託金、予算現額3,962万1,000円、収入済額3,891万5,451円、比較で70万5,549円のマイナス。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、予算現額1,180万2,000円、収入済額1,181万7,244円、比較で1万5,244円。2 項財産売却収入、予算現額1,000円、収入済額50万9,472円、比較で50万8,472円。

17 款寄附金、1 項寄附金、予算現額7億8,393万2,000円、収入済額7億8,406万1,000円、比較で12万9,000円。

18 款繰入金、1 項特別会計繰入金は費目存置でございます。そのままでございます。2 項基金繰入金、予算現額1億3,573万6,000円、収入済額も同額で比較はゼロでございます。

19 款繰越金、1 項繰越金、予算現額1億638万8,000円、収入済額1億638万8,004円、比較で4円。

20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、予算現額369万7,000円、収入済額869万7,030円、比較で500万30円。2項、3項村預金利子及び貸付金元利収入は費目存置のままでございます。4項雑入、予算現額1億9,108万7,000円、収入済額1億9,594万6,243円、比較で485万9,243円。

21款村債、1項村債、予算現額4億2,651万7,000円、収入済額4億391万7,000円、比較で2,260万円のマイナス。

一時立替金、一時借入金借り入れはございません。

歳入合計、予算現額91億2,842万5,000円、収入済額88億4,488万2,004円、予算現額と収入済額との比較2億8,354万2,996円のマイナスとなっています。

続いて歳出でございます。歳出、1款議会費、1項議会費、予算現額1億999万9,000円、支出済額1億943万3,221円、比較が56万5,779円。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額18億679万5,000円、支出済額17億4,583万9,625円、比較で6,095万5,375円。2項徴税費、予算現額9,147万4,000円、支出済額9,062万9,322円、比較で84万4,678円。3項戸籍住民基本台帳費、予算現額5,102万円、支出済額4,635万2,135円、比較で466万7,865円。4項選挙費、予算現額389万5,000円、支出済額379万5,728円、比較で9万9,272円。5項統計調査費、予算現額696万8,000円、支出済額694万3,157円、比較で2万4,843円。6項監査委員費、予算現額150万5,000円、支出済額145万7,243円、比較で4万7,757円。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額13億4,893万円、支出済額12億7,216万9,901円、比較で7,676万99円。2項児童福祉費、予算現額12億3,565万5,000円、支出済額12億55万3,423円、比較で3,510万1,577円。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額3億9,287万6,000円、支出済額3億9,106万1,040円、

比較で181万4,960円。2項清掃費、予算現額3億8,434万円、支出済額3億8,283万3,893円、比較で150万6,107円。

5款労働費、1項労働諸費、予算現額384万9,000円、支出済額384万8,861円、比較で139円。

6款農林水産業費、1項農業費、予算現額2億913万1,000円、支出済額1億8,895万3,789円、比較で2,017万7,211円。2項林業費、予算現額957万9,000円、支出済額283万907円、比較で674万8,093円。3項水産業費、予算現額1,427万8,000円、支出済額1,425万2,760円、比較で2万5,240円。

7款商工費、1項商工費、予算現額1億1,356万2,000円、支出済額1億518万9,286円、比較で837万2,714円。

8款土木費、1項土木管理費、予算現額1,471万6,000円、支出済額1,469万7,001円、比較で1万8,999円。2項道路橋梁費、予算現額4億7,228万1,000円、支出済額2億9,159万8,959円、比較で1億8,068万2,041円。3項河川費、予算現額397万5,000円、支出済額396万9,493円、比較で5,507円。4項都市計画費、予算現額4,637万7,000円、支出済額4,599万5,955円、比較で38万1,045円。5項下水道費、予算現額1億1,084万7,000円、支出済額も同額で比較はございません。

9款消防費、1項消防費、予算現額2億4,607万8,000円、支出済額2億4,606万4,696円、比較で1万3,304円。

10款教育費、1項教育総務費、予算現額1億5,144万8,000円、支出済額1億1,476万9,340円、比較で3,667万8,660円。2項小学校費、予算現額2億5,728万9,000円、支出済額2億5,233万9,677円、比較で494万9,323円。3項中学校費、予算現額4,226万7,000円、支出済額3,976万2,316円、比較が250万4,684円。4項幼稚園費、予算現額8,036万5,000円、支出済額7,645万7,963円、比較で390万7,037円。5項社会教育



費、予算現額12億4,395万8,000円、支出済額12億1,587万1,480円、比較で2,808万6,520円。6項保健体育費、予算現額9,912万8,000円、支出済額9,622万7,749円、比較で290万251円。

11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費は2,000円の費目存置のままでございます。

12款公債費、1項公債費、予算現額5億5,792万8,000円、支出済額5億5,769万1,881円、比較で23万6,119円。

13款諸支出金、1項普通財産取得費は費目存置のままでございます。

14款予備費、1項予備費、予算現額1,790万9,000円、支出済額はなしで、比較は同額でございます。

歳出合計、予算現額91億2,842万5,000円、支

出済額86億3,243万7,801円、予算現額と支出済額との比較4億9,598万7,199円。

左側のほうで歳入歳出差引残額2億1,244万4,203円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第2 認定第2号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第2号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

#### 認定第2号

#### 平成27年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成27年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成28年9月9日 提出

中城村長 浜田 京介

#### 平成27年度

#### 中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

|      |                 |
|------|-----------------|
| 歳入額  | 2,913,769,992 円 |
| 歳出額  | 2,825,374,698 円 |
| 差引残額 | 88,395,294 円    |

平成27年度 国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款          | 項          | 予算現額        | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額     | 収入未済額      | 予算現額と収入済額との比較 | 備考                 |
|------------|------------|-------------|---------------|---------------|-----------|------------|---------------|--------------------|
| 1 国民健康保険税  |            | 351,131,000 | 441,321,307   | 354,023,967   | 4,836,500 | 83,563,940 | 2,892,967     | 還付未済額<br>1,103,100 |
|            | 1 国民健康保険税  | 351,131,000 | 441,321,307   | 354,023,967   | 4,836,500 | 83,563,940 | 2,892,967     | 還付未済額<br>1,103,100 |
| 2 一部負担金    |            | 2,000       | 0             | 0             | 0         | 0          | 2,000         |                    |
|            | 1 一部負担金    | 2,000       | 0             | 0             | 0         | 0          | 2,000         |                    |
| 3 使用料及び手数料 |            | 430,000     | 447,800       | 447,800       | 0         | 0          | 17,800        |                    |
|            | 1 手数料      | 430,000     | 447,800       | 447,800       | 0         | 0          | 17,800        |                    |
| 4 国庫支出金    |            | 991,074,000 | 1,003,218,953 | 1,003,218,953 | 0         | 0          | 12,144,953    |                    |
|            | 1 国庫負担金    | 581,539,000 | 591,813,953   | 591,813,953   | 0         | 0          | 10,274,953    |                    |
|            | 2 国庫補助金    | 409,535,000 | 411,405,000   | 411,405,000   | 0         | 0          | 1,870,000     |                    |
| 5 療養給付費交付金 |            | 31,871,000  | 29,215,000    | 29,215,000    | 0         | 0          | 2,656,000     |                    |
|            | 1 療養給付費交付金 | 31,871,000  | 29,215,000    | 29,215,000    | 0         | 0          | 2,656,000     |                    |
| 6 前期高齢者交付金 |            | 91,229,000  | 91,229,472    | 91,229,472    | 0         | 0          | 472           |                    |
|            | 1 前期高齢者交付金 | 91,229,000  | 91,229,472    | 91,229,472    | 0         | 0          | 472           |                    |
| 7 県支出金     |            | 157,228,000 | 182,293,269   | 182,293,269   | 0         | 0          | 25,065,269    |                    |
|            | 1 県負担金     | 20,316,000  | 20,365,269    | 20,365,269    | 0         | 0          | 49,269        |                    |
|            | 2 県補助金     | 136,912,000 | 161,928,000   | 161,928,000   | 0         | 0          | 25,016,000    |                    |
| 8 共同事業交付金  |            | 844,629,000 | 844,630,298   | 844,630,298   | 0         | 0          | 1,298         |                    |
|            | 1 共同事業交付金  | 844,629,000 | 844,630,298   | 844,630,298   | 0         | 0          | 1,298         |                    |
| 9 財産収入     |            | 1,000       | 0             | 0             | 0         | 0          | 1,000         |                    |
|            | 1 財産運用収入   | 1,000       | 0             | 0             | 0         | 0          | 1,000         |                    |
| 10 繰入金     |            | 401,193,000 | 401,191,526   | 401,191,526   | 0         | 0          | 1,474         |                    |
|            | 1 他会計繰入金   | 401,192,000 | 401,191,526   | 401,191,526   | 0         | 0          | 474           |                    |
|            | 2 基金繰入金    | 1,000       | 0             | 0             | 0         | 0          | 1,000         |                    |
| 11 繰越金     |            | 2,652,000   | 2,651,967     | 2,651,967     | 0         | 0          | 33            |                    |
|            | 1 繰越金      | 2,652,000   | 2,651,967     | 2,651,967     | 0         | 0          | 33            |                    |

| 款        | 項             | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額     | 収入未済額      | 予算現額と収入済額との比較 | 備考                |
|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------|------------|---------------|-------------------|
| 12 諸収入   |               | 5,061,000     | 8,921,800     | 4,867,740     | 0         | 4,054,060  | 193,260       |                   |
|          | 1 延滞金・加算金及び過料 | 1,302,000     | 1,099,650     | 1,099,650     | 0         | 0          | 202,350       |                   |
|          | 2 預金利息        | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | 1,000         |                   |
|          | 3 受託事業収入      | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | 1,000         |                   |
|          | 4 雑入          | 3,757,000     | 7,822,150     | 3,768,090     | 0         | 4,054,060  | 11,090        |                   |
| 97 一時立替金 |               | 0             | 0             | 0             | 0         | 0          | 0             |                   |
|          | 1 一時立替金       | 0             | 0             | 0             | 0         | 0          | 0             |                   |
| 98 一時借入金 |               | 0             | 0             | 0             | 0         | 0          | 0             |                   |
|          | 1 一時借入金       | 0             | 0             | 0             | 0         | 0          | 0             |                   |
| 歳入合計     |               | 2,876,501,000 | 3,005,121,392 | 2,913,769,992 | 4,836,500 | 87,618,000 | 37,268,992    | 還付未済<br>1,103,100 |

( 歳 出 )

( 単位 : 円 )

| 款           | 項           | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額 | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------------|-------------|---------------|---------------|--------|------------|---------------|----|
| 1 総務費       |             | 40,609,000    | 40,303,693    | 0      | 305,307    | 305,307       |    |
|             | 1 総務管理費     | 32,457,000    | 32,292,864    | 0      | 164,136    | 164,136       |    |
|             | 2 徴税费       | 8,104,000     | 7,970,829     | 0      | 133,171    | 133,171       |    |
|             | 3 運営協議会費    | 48,000        | 40,000        | 0      | 8,000      | 8,000         |    |
| 2 保険給付費     |             | 1,532,702,000 | 1,490,515,547 | 0      | 42,186,453 | 42,186,453    |    |
|             | 1 療養諸費      | 1,298,374,000 | 1,262,480,970 | 0      | 35,893,030 | 35,893,030    |    |
|             | 2 高額療養費     | 216,234,000   | 211,223,444   | 0      | 5,010,556  | 5,010,556     |    |
|             | 3 移送費       | 2,000         | 0             | 0      | 2,000      | 2,000         |    |
|             | 4 出産育児諸費    | 17,652,000    | 16,491,133    | 0      | 1,160,867  | 1,160,867     |    |
|             | 5 葬祭諸費      | 440,000       | 320,000       | 0      | 120,000    | 120,000       |    |
| 3 後期高齢者支援金等 |             | 304,631,000   | 304,630,445   | 0      | 555        | 555           |    |
|             | 1 後期高齢者支援金等 | 304,631,000   | 304,630,445   | 0      | 555        | 555           |    |
| 4 前期高齢者納付金等 |             | 212,000       | 211,401       | 0      | 599        | 599           |    |
|             | 1 前期高齢者納付金等 | 212,000       | 211,401       | 0      | 599        | 599           |    |

| 款         | 項            | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額 | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-----------|--------------|---------------|---------------|--------|------------|---------------|----|
| 5 老人保健拠出金 |              | 11,000        | 9,942         | 0      | 1,058      | 1,058         |    |
|           | 1 老人保健拠出金    | 11,000        | 9,942         | 0      | 1,058      | 1,058         |    |
| 6 介護納付金   |              | 148,887,000   | 148,886,074   | 0      | 926        | 926           |    |
|           | 1 介護納付金      | 148,887,000   | 148,886,074   | 0      | 926        | 926           |    |
| 7 共同事業拠出金 |              | 768,253,000   | 768,250,690   | 0      | 2,310      | 2,310         |    |
|           | 1 共同事業拠出金    | 768,253,000   | 768,250,690   | 0      | 2,310      | 2,310         |    |
| 8 保健事業費   |              | 34,226,000    | 33,381,453    | 0      | 844,547    | 844,547       |    |
|           | 1 特定健康診査等事業費 | 15,345,000    | 14,685,856    | 0      | 659,144    | 659,144       |    |
|           | 2 保健事業費      | 18,881,000    | 18,695,597    | 0      | 185,403    | 185,403       |    |
| 9 基金積立金   |              | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000         |    |
|           | 1 基金積立金      | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000         |    |
| 10 公債費    |              | 51,000        | 26,136        | 0      | 24,864     | 24,864        |    |
|           | 1 公債費        | 51,000        | 26,136        | 0      | 24,864     | 24,864        |    |
| 11 諸支出金   |              | 39,253,000    | 39,159,317    | 0      | 93,683     | 93,683        |    |
|           | 1 償還金及び還付加算金 | 39,252,000    | 39,159,317    | 0      | 92,683     | 92,683        |    |
|           | 2 延滞金        | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000         |    |
| 12 予備費    |              | 7,665,000     | 0             | 0      | 7,665,000  | 7,665,000     |    |
|           | 1 予備費        | 7,665,000     | 0             | 0      | 7,665,000  | 7,665,000     |    |
| 歳出合計      |              | 2,876,501,000 | 2,825,374,698 | 0      | 51,126,302 | 51,126,302    |    |

歳入歳出差引残額 88,395,294 円

平成28年 9月 9日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(国民健康保険特別会計)

平成27年度

| 区 分                                    |                                                  | 金 額          |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------|
| 1. 歳 入                                 | 総 額                                              | 2,913,770 千円 |
| 2. 歳 出                                 | 総 額                                              | 2,825,375 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出                             | 差 引 額                                            | 88,395 千円    |
| 4. 翌年度へ繰り<br>越すべき財源                    | (1) 継続費遞次繰越額                                     | 0 千円         |
|                                        | (2) 繰越明許費繰越額                                     | 0 千円         |
|                                        | (3) 事故繰越し繰越額                                     | 0 千円         |
|                                        | 計                                                | 0 千円         |
| 5. 実 質                                 | 収 支 額                                            | 88,395 千円    |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金<br>繰入額 |                                                  | 0 千円         |
| 備<br>考                                 | 各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じた<br>ものである。 |              |

平成27年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。歳入額29億1,376万9,992円、歳出額28億2,537万4,698円、差引残額8,839万5,294円でございます。

歳入歳出同じく予算現額、収入済額、比較の順で読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、予算現額3億5,113万1,000円、収入済額3億5,402万3,967円、比較で289万2,967円。

2款一部負担金、1項一部負担金は費目存置のままでございます。

3款使用料及び手数料、1項手数料、予算現額43万円、収入済額44万7,800円、比較で1万7,800円。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、予算現額5億8,153万9,000円、収入済額5億9,181万3,953円、比較で1,027万4,953円。2項国庫補助金、予算現額4億953万5,000円、収入済額4億1,140万5,000円、比較で187万円。

5款療養給費交付金、1項療養給付費交付金、予算現額3,187万1,000円、収入済額2,921万5,000円、比較で265万6,000円のマイナス。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、予算現額9,122万9,000円、収入済額9,122万9,472円、比較で472円。

7款県支出金、1項県負担金、予算現額2,031万6,000円、収入済額2,036万5,269円、比較で4万9,269円。2項県補助金、予算現額1億3,691万2,000円、収入済額1億6,192万8,000円、比較は2,501万6,000円。

8款共同事業交付金、1項共同事業交付金、予算現額8億4,462万9,000円、収入済額8億4,463万298円、比較で1,298円。

9款財産収入、1項財産運用収入は費目存置のままでございます。

10款繰入金、1項他会計繰入金、予算現額4億119万2,000円、収入済額4億119万1,526円、比較で474円のマイナス。2項基金繰入金は費

目存置のままでございます。

11款繰越金、1項繰越金、予算現額265万2,000円、収入済額265万1,967円、比較が33円のマイナス。

12款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、予算現額130万2,000円、収入済額109万9,650円、比較で20万2,350円のマイナス。2項預金利子、3項受託事業収入は費目存置のままでございます。4項雑入、予算現額375万7,000円、収入済額376万8,090円、比較で1万1,090円。

一時立替金、一時借入金はございません。

締めて歳入の予算現額28億7,650万1,000円、収入済額29億1,376万9,992円、予算現額と収入済額との比較3,726万8,992円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額3,245万7,000円、支出済額3,229万2,864円、比較で16万4,136円。2項徴税費、予算現額810万4,000円、支出済額797万829円、比較が13万3,171円。3項運営協議会費、予算現額4万8,000円、支出済額4万円、比較が8,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、予算現額12億9,837万4,000円、支出済額12億6,248万970円、比較が3,589万3,030円。2項高額療養費、予算現額2億1,623万4,000円、支出済額2億1,122万3,444円、比較で501万556円。3項移送費は2,000円の費目存置のままでございます。4項出産育児諸費、予算現額1,765万2,000円、支出済額1,649万1,133円、比較で116万867円。5項葬祭諸費、予算現額44万円、支出済額も32万円、比較で12万円。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、予算現額3億463万1,000円、支出済額3億463万445円、比較が555円。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、予算現額21万2,000円、支出済額21万1,401円、比較が599円。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、

予算現額1万1,000円、支出済額9,942円、比較が1,058円。

6款介護納付金、1項介護納付金、予算現額1億4,888万7,000円、支出済額1億4,888万6,074円、比較が926円。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、予算現額7億6,825万3,000円、支出済額7億6,825万690円、比較が2,310円。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、予算現額1,534万5,000円、支出済額1,468万5,856円、比較が65万9,144円。2項保健事業費、予算現額1,888万1,000円、支出済額1,869万5,597円、比較で18万5,403円。

9款基金積立金、1項基金積立金は1,000円の費目存置のままでございます。

10款公債費、1項公債費、予算現額5万1,000円、支出済額2万6,136円、比較が2万4,864円。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額3,925万2,000円、支出済額3,915万9,317円、比較が9万2,683円。2項延滞金は費目存置でございます。

12款予備費、1項予備費、予算現額766万5,000円、支出済額はありませぬので、同額でございます。

歳出合計、予算現額28億7,650万1,000円、支出済額28億2,537万4,698円、予算現額と支出済額との比較5,112万6,302円。

歳入歳出差引残額8,839万5,294円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第3 認定第3号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第3号 平成27年度中

城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定  
 について御提案申し上げます。

認定第3号

平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成28年9月9日 提出

中城村長 浜田 京介

平成27年度

中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

|      |               |
|------|---------------|
| 歳入額  | 124,817,732 円 |
| 歳出額  | 123,381,658 円 |
| 差引残額 | 1,436,074 円   |

平成27年度 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款            | 項            | 予算現額       | 調定額        | 収入済額       | 不納欠損額  | 収入未済額     | 予算現額と収入済額との比較 | 備考               |
|--------------|--------------|------------|------------|------------|--------|-----------|---------------|------------------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |              | 77,900,000 | 80,896,289 | 77,512,389 | 42,969 | 3,686,833 | 387,611       | 還付未済額<br>345,902 |
|              | 1 後期高齢者医療保険料 | 77,900,000 | 80,896,289 | 77,512,389 | 42,969 | 3,686,833 | 387,611       | 還付未済額<br>345,902 |
| 2 使用料及び手数料   |              | 17,000     | 26,500     | 26,500     | 0      | 0         | 9,500         |                  |
|              | 1 手数料        | 17,000     | 26,500     | 26,500     | 0      | 0         | 9,500         |                  |
| 3 寄付金        |              | 1,000      | 0          | 0          | 0      | 0         | 1,000         |                  |
|              | 1 寄付金        | 1,000      | 0          | 0          | 0      | 0         | 1,000         |                  |

| 款     | 項             | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額  | 収入未済額     | 予算現額と収入済額との比較 | 備考              |
|-------|---------------|-------------|-------------|-------------|--------|-----------|---------------|-----------------|
| 4 繰入金 |               | 43,016,000  | 43,014,276  | 43,014,276  | 0      | 0         | 1,724         |                 |
|       | 1 一般会計繰入金     | 43,015,000  | 43,014,276  | 43,014,276  | 0      | 0         | 724           |                 |
|       | 2 他会計繰入金      | 1,000       | 0           | 0           | 0      | 0         | 1,000         |                 |
| 5 繰越金 |               | 1,735,000   | 1,735,178   | 1,735,178   | 0      | 0         | 178           |                 |
|       | 1 繰越金         | 1,735,000   | 1,735,178   | 1,735,178   | 0      | 0         | 178           |                 |
| 6 諸収入 |               | 2,530,000   | 2,529,389   | 2,529,389   | 0      | 0         | 611           |                 |
|       | 1 延滞金、加算金及び過料 | 11,000      | 10,200      | 10,200      | 0      | 0         | 800           |                 |
|       | 2 償還金及び還付加算金  | 1,284,000   | 1,284,679   | 1,284,679   | 0      | 0         | 679           |                 |
|       | 3 預金利息        | 1,000       | 0           | 0           | 0      | 0         | 1,000         |                 |
|       | 4 雑入          | 1,234,000   | 1,234,510   | 1,234,510   | 0      | 0         | 510           |                 |
| 歳入合計  |               | 125,199,000 | 128,201,632 | 124,817,732 | 42,969 | 3,686,833 | 381,268       | 還付未済<br>345,902 |

(歳出)

(単位：円)

| 款                | 項                | 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額 | 不用額       | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|------------------|------------------|-------------|-------------|--------|-----------|---------------|----|
| 1 総務費            |                  | 3,785,000   | 3,445,933   | 0      | 389,067   | 339,067       |    |
|                  | 1 総務管理費          | 1,874,000   | 1,665,769   | 0      | 208,231   | 208,231       |    |
|                  | 2 徴収費            | 1,911,000   | 1,780,164   | 0      | 130,836   | 130,836       |    |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 119,593,000 | 118,651,046 | 0      | 941,954   | 941,954       |    |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 119,593,000 | 118,651,046 | 0      | 941,954   | 941,954       |    |
| 3 諸支出金           |                  | 1,349,000   | 1,284,679   | 0      | 64,321    | 64,321        |    |
|                  | 1 償還金及び還付加算金     | 1,349,000   | 1,284,679   | 0      | 63,321    | 63,321        |    |
|                  | 2 繰出金            | 1,000       | 0           | 0      | 1,000     | 1,000         |    |
| 4 予備費            |                  | 472,000     | 0           | 0      | 472,000   | 472,000       |    |
|                  | 1 予備費            | 472,000     | 0           | 0      | 472,000   | 472,000       |    |
| 歳出合計             |                  | 125,199,000 | 123,381,658 | 0      | 1,817,342 | 1,817,342     |    |



歳入歳出差引残額 1,436,074 円

平成28年 9月 9日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(後期高齢者医療特別会計)

平成27年度

| 区 分                                |                                              | 金 額        |
|------------------------------------|----------------------------------------------|------------|
| 1. 歳 入                             | 総 額                                          | 124,818 千円 |
| 2. 歳 出                             | 総 額                                          | 123,382 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出                         | 差 引 額                                        | 1,436 千円   |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源                    | (1) 継続費遞次繰越額                                 | 0 千円       |
|                                    | (2) 繰越明許費繰越額                                 | 0 千円       |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額                                 | 0 千円       |
|                                    | 計                                            | 0 千円       |
| 5. 実 質                             | 収 支 額                                        | 1,436 千円   |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 |                                              | 0 千円       |
| 備 考                                | 各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |            |

平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。歳入額 1億2,481万7,732円、歳出額 1億2,338万1,658円、差引残額143万6,074円。

歳入から同じく予算現額、収入済額、比較の順で読み上げて御提案申し上げます。まず歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、予算現額7,790万円、収入済額7,751万2,389円、比較が38万7,611円のマイナス。

2款使用料及び手数料、1項手数料、予算現額1万7,000円、収入済額2万6,500円、比較が9,500円。

3款寄付金、1項寄付金は費目存置のままでございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、予算現額

4,301万5,000円、収入済額4,301万4,276円、比較が724円のマイナス。2項他会計繰入金は1,000円の費目存置のままでございます。

5款繰越金、1項繰越金、予算現額173万5,000円、収入済額173万5,178円、比較で178円。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、予算現額1万1,000円、収入済額1万200円、比較で800円のマイナス。2項償還金及び還付加算金、予算現額128万4,000円、収入済額128万4,679円、比較で679円。3項預金利子は1,000円の費目存置のままでございます。4項雑入、予算現額123万4,000円、収入済額123万4,510円、比較で510円。

歳入合計、予算現額1億2,519万9,000円、収入済額1億2,481万7,732円、予算現額と収入済

額との比較38万1,268円のマイナスとなっています。

続いて歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額187万4,000円、支出済額166万5,769円、比較で20万8,231円。2項徴収費、予算現額191万1,000円、支出済額178万164円、比較で13万836円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額1億1,959万3,000円、支出済額1億1,865万1,046円、比較で94万1,954円。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額134万8,000円、支出済額128万4,679円、比較で6万3,321円。2項繰出金は1,000円の費目存置のままでございます。

4款予備費、1項予備費、予算現額47万2,000円、支出済額はゼロで、比較は同額でござ

います。

歳出合計、予算現額1億2,519万9,000円、支出済額1億2,338万1,658円、予算現額と支出済額との比較181万7,342円。

歳入歳出差引残額143万6,074円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第4 認定第4号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第4号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

#### 認定第4号

#### 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成27年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成28年9月9日 提出

中城村長 浜田 京介

#### 平成27年度

#### 中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

|      |              |
|------|--------------|
| 歳入額  | 361,803,987円 |
| 歳出額  | 358,129,446円 |
| 差引残額 | 3,674,541円   |

平成27年度 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款            | 項                 | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|--------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------|-------|---------------|----|
| 1 使用料<br>手数料 |                   | 23,061,000  | 23,771,470  | 23,771,470  | 0     | 0     | 710,470       |    |
|              | 1 使用料             | 23,000,000  | 23,332,470  | 23,332,470  | 0     | 0     | 332,470       |    |
|              | 2 手数料             | 61,000      | 439,000     | 439,000     | 0     | 0     | 378,000       |    |
| 2 県支出<br>金   |                   | 120,000,000 | 120,000,000 | 120,000,000 | 0     | 0     | 0             |    |
|              | 1 県補助<br>金        | 120,000,000 | 120,000,000 | 120,000,000 | 0     | 0     | 0             |    |
| 3 繰入金        |                   | 110,847,000 | 110,847,000 | 110,847,000 | 0     | 0     | 0             |    |
|              | 1 一般会<br>計繰入<br>金 | 110,847,000 | 110,847,000 | 110,847,000 | 0     | 0     | 0             |    |
| 4 繰越金        |                   | 4,049,000   | 4,048,304   | 4,048,304   | 0     | 0     | 696           |    |
|              | 1 繰越金             | 4,049,000   | 4,048,304   | 4,048,304   | 0     | 0     | 696           |    |
| 5 諸収入        |                   | 3,179,000   | 5,437,213   | 5,437,213   | 0     | 0     | 2,258,213     |    |
|              | 1 預金利<br>子        | 1,000       | 1,001       | 1,001       | 0     | 0     | 1             |    |
|              | 2 雑入              | 3,178,000   | 5,436,212   | 5,436,212   | 0     | 0     | 2,258,212     |    |
| 6 村債         |                   | 97,800,000  | 97,700,000  | 97,700,000  | 0     | 0     | 100,000       |    |
|              | 1 村債              | 97,800,000  | 97,700,000  | 97,700,000  | 0     | 0     | 100,000       |    |
| 97 一時立<br>替金 |                   | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
|              | 1 一時立<br>替金       | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
| 98 一時借<br>入金 |                   | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
|              | 1 一時借<br>入金       | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
| 歳入合計         |                   | 358,936,000 | 361,803,987 | 361,803,987 | 0     | 0     | 2,867,987     |    |

(歳出)

(単位：円)

| 款        | 項        | 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額 | 不用額     | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|----------|----------|-------------|-------------|--------|---------|---------------|----|
| 1 公共下水道費 |          | 247,459,000 | 246,853,787 | 0      | 605,213 | 605,213       |    |
|          | 1 公共下水道費 | 247,459,000 | 246,853,787 | 0      | 605,213 | 605,213       |    |
| 2 公債費    |          | 111,277,000 | 111,275,659 | 0      | 1,341   | 1,341         |    |
|          | 1 公債費    | 111,277,000 | 111,275,659 | 0      | 1,341   | 1,341         |    |

| 款     | 項     | 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額 | 不用額     | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------|-------|-------------|-------------|--------|---------|---------------|----|
| 3 予備費 |       | 200,000     | 0           | 0      | 200,000 | 200,000       |    |
|       | 1 予備費 | 200,000     | 0           | 0      | 200,000 | 200,000       |    |
| 歳出合計  |       | 358,936,000 | 358,129,446 | 0      | 806,554 | 806,554       |    |

歳入歳出差引残額 3,674,541 円

平成28年 9月 9日

中城村 村長 浜田 京介

### 実質収支に関する調書

(公共下水道事業特別会計)

平成27年度

| 区 分                                |                                              | 金 額        |
|------------------------------------|----------------------------------------------|------------|
| 1. 歳 入                             | 総 額                                          | 361,803 千円 |
| 2. 歳 出                             | 総 額                                          | 358,129 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出                         | 差 引 額                                        | 3,674 千円   |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源                    | (1) 継続費通次繰越額                                 | 0 千円       |
|                                    | (2) 繰越明許費繰越額                                 | 0 千円       |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額                                 | 0 千円       |
|                                    | 計                                            | 0 千円       |
| 5. 実 質 収 支                         | 額                                            | 3,674 千円   |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 |                                              | 0 千円       |
| 備 考                                | 各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |            |

平成27年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額 3億6,180万3,987円、歳出額 3億5,812万9,446円、差引残額367万4,541円。

同じく歳入から読み上げて御提案申し上げます。歳入、1款使用料手数料、1項使用料、予算現額2,300万円、収入済額2,333万2,470円、比較が33万2,470円。2項手数料、予算現額6万1,000円、収入済額43万9,000円、比較で37万

8,000円。

2款県支出金、1項県補助金、予算現額1億2,000万円、収入済額も同額でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、予算現額1億1,084万7,000円、収入済額も同額でございます。比較もゼロでございます。

4款繰越金、1項繰越金、予算現額404万9,000円、収入済額404万8,304円、比較が696円のマイナス。

5 款諸収入、1 項預金利子、予算現額1,000円、収入済額1,001円、比較で1円。2 項雑入、予算現額317万8,000円、収入済額543万6,212円、比較で225万8,212円。

6 款村債、1 項村債、予算現額9,780万円、収入済額9,770万円、比較で10万円のマイナス。

一時立替金、一時借入金はございません。

歳入合計、予算現額3億5,893万6,000円、収入済額3億6,180万3,987円、予算現額と収入済額との比較286万7,987円。

続いて歳出でございます。歳出、1 款公共下水道費、1 項公共下水道費、予算現額2億4,745万9,000円、支出済額2億4,685万3,787円、比較が60万5,213円。

2 款公債費、1 項公債費、予算現額1億1,127万7,000円、支出済額1億1,127万5,659円、比較が1,341円。

3 款予備費、1 項予備費、予算現額20万円、支出済額はゼロでございます。比較も20万円。

歳出合計、予算現額3億5,893万6,000円、支出済額3億5,812万9,446円、予算現額と支出済額との比較80万6,554円。

歳入歳出差引残額367万4,541円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第5 認定第5号 平成27年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第5号 平成27年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

#### 認定第5号

#### 平成27年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成27年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成28年9月9日 提出

中城村長 浜田 京介

#### 平成27年度

#### 中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

|      |               |
|------|---------------|
| 歳入額  | 719,583,876 円 |
| 歳出額  | 563,834,065 円 |
| 差引残額 | 155,749,811 円 |

平成27年度 土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款             | 項                                 | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|---------------|-----------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------|-------|---------------|----|
| 1 使用料<br>び手数料 |                                   | 1,300,000   | 1,413,051   | 1,413,051   | 0     | 0     | 113,051       |    |
|               | 2 使用料                             | 1,300,000   | 1,413,051   | 1,413,051   | 0     | 0     | 113,051       |    |
| 2 繰入金         |                                   | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
|               | 1 基金繰入金                           | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
| 3 繰越金         |                                   | 187,964,000 | 187,962,042 | 187,962,042 | 0     | 0     | 1,958         |    |
|               | 1 繰越金                             | 187,964,000 | 187,962,042 | 187,962,042 | 0     | 0     | 1,958         |    |
| 4 諸収入         |                                   | 2,000       | 1,098,544   | 1,098,544   | 0     | 0     | 1,096,544     |    |
|               | 1 雑入                              | 2,000       | 1,098,544   | 1,098,544   | 0     | 0     | 1,096,544     |    |
| 5 保留地<br>処分金  |                                   | 520,000,000 | 529,110,239 | 529,110,239 | 0     | 0     | 9,110,239     |    |
|               | 1 南上原<br>区画整<br>理事業<br>保留地<br>処分金 | 520,000,000 | 529,110,239 | 529,110,239 | 0     | 0     | 9,110,239     |    |
| 6 村債          |                                   | 1,000       | 0           | 0           | 0     | 0     | 1,000         |    |
|               | 1 村債                              | 1,000       | 0           | 0           | 0     | 0     | 1,000         |    |
| 歳入合計          |                                   | 709,267,000 | 719,853,876 | 719,583,876 | 0     | 0     | 10,316,876    |    |

(歳出)

(単位：円)

| 款               | 項                  | 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額      | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-----------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|------------|---------------|----|
| 1 土地区画整理<br>事業費 |                    | 709,265,000 | 563,834,065 | 113,480,000 | 31,950,935 | 145,430,935   |    |
|                 | 1 南上原土地区<br>画整理事業費 | 709,265,000 | 563,834,065 | 113,480,000 | 31,950,935 | 145,430,935   |    |
| 2 公債費           |                    | 1,000       | 0           | 0           | 1,000      | 1,000         |    |
|                 | 1 公債費              | 1,000       | 0           | 0           | 1,000      | 1,000         |    |
| 3 予備費           |                    | 1,000       | 0           | 0           | 1,000      | 1,000         |    |
|                 | 1 予備費              | 1,000       | 0           | 0           | 1,000      | 1,000         |    |
| 歳出合計            |                    | 709,267,000 | 563,834,065 | 113,480,000 | 31,952,935 | 145,432,935   |    |

歳入歳出差引残額 155,749,811 円

平成28年9月9日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(土地区画整理事業特別会計)

平成27年度

| 区 分                                    |                                              | 金 額        |
|----------------------------------------|----------------------------------------------|------------|
| 1. 歳 入                                 | 総 額                                          | 719,584 千円 |
| 2. 歳 出                                 | 総 額                                          | 563,834 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出                             | 差 引 額                                        | 155,750 千円 |
| 4. 翌年度へ繰り<br>越すべき財源                    | (1) 継続費遞次繰越額                                 | 0 千円       |
|                                        | (2) 繰越明許費繰越額                                 | 113,480 千円 |
|                                        | (3) 事故繰越し繰越額                                 | 0 千円       |
|                                        | 計                                            | 113,480 千円 |
| 5. 実 質                                 | 収 支 額                                        | 42,270 千円  |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金<br>繰入額 |                                              | 0 千円       |
| 備 考                                    | 各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |            |

平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額7億1,958万3,876円、歳出額5億6,383万4,065円、差引残額1億5,574万9,811円。

同じく歳入から読み上げて御提案申し上げます。歳入、1款使用料及び手数料、2項使用料、予算現額130万円、収入済額141万3,051円、比較で11万3,051円。

2款繰入金、1項繰入金はございません。

3款繰越金、1項繰越金、予算現額1億8,796万4,000円、収入済額1億8,796万2,042円、比較が1,948円のマイナス。

4款諸収入、1項雑入、予算現額2,000円、収入済額109万8,544円、比較で109万6,544円。

5款保留地処分金、1項南上原区画整理事業保留地処分金、予算現額5億2,000万円、収入済額5億2,911万239円、比較で911万239円。

6款村債、1項村債は1,000円の費目存置のままでございます。

歳入合計、予算現額7億926万7,000円、収入済額7億1,958万3,876円、予算現額と収入済額との比較1,031万6,876円。

続いて歳出でございます。歳出、1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、予算現額7億926万5,000円、支出済額5億6,383万4,065円、比較が1億4,543万935円。

2款公債費、1項公債費は費目存置のままでございます。

3款予備費、1項予備費も費目存置のままでございます。

歳出合計、予算現額7億926万7,000円、支出済額5億6,383万4,065円、予算現額と支出済額との比較1億4,543万2,935円。

歳入歳出差引残額1億5,574万9,811円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第6 認定第6号 平成27年度中城村汚

水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定  
についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第6号 平成27年度中  
城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決  
算認定について御提案申し上げます。

認定第6号

平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成28年9月9日 提出

中城村長 浜田 京介

平成27年度

中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書

|         |             |
|---------|-------------|
| 歳 入 額   | 4,990,823 円 |
| 歳 出 額   | 3,373,234 円 |
| 差 引 残 額 | 1,617,589 円 |

平成27年度 汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算書

（歳 入）

（単位：円）

| 款          | 項     | 予算現額      | 調定額       | 収入済額      | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|------------|-------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|---------------|----|
| 1 使用料及び手数料 |       | 3,602,000 | 3,695,000 | 3,695,000 | 0     | 0     | 93,000        |    |
|            | 1 使用料 | 3,601,000 | 3,695,000 | 3,695,000 | 0     | 0     | 94,000        |    |
|            | 2 手数料 | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | 1,000         |    |
| 2 寄附金      |       | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | 1,000         |    |
|            | 1 寄附金 | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | 1,000         |    |



| 款     | 項       | 予算現額      | 調定額       | 収入済額      | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|-------|---------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|---------------|----|
| 3 繰入金 |         | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | 1,000         |    |
|       | 1 基金繰入金 | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | 1,000         |    |
| 4 繰越金 |         | 1,296,000 | 1,295,823 | 1,295,823 | 0     | 0     | 177           |    |
|       | 1 繰越金   | 1,296,000 | 1,295,823 | 1,295,823 | 0     | 0     | 177           |    |
| 5 諸収入 |         | 2,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | 2,000         |    |
|       | 1 預金利子  | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | 1,000         |    |
|       | 2 雑収入   | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | 1,000         |    |
| 歳入合計  |         | 4,902,000 | 4,990,823 | 4,990,823 | 0     | 0     | 88,823        |    |

(歳出)

(単位：円)

| 款           | 項           | 予算現額      | 支出済額      | 翌年度繰越額 | 不用額       | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------------|-------------|-----------|-----------|--------|-----------|---------------|----|
| 1 污水处理施設管理費 |             | 3,925,000 | 3,373,234 | 0      | 551,766   | 551,766       |    |
|             | 1 污水处理施設管理費 | 3,925,000 | 3,373,234 | 0      | 551,766   | 551,766       |    |
| 2 予備費       |             | 977,000   | 0         | 0      | 977,000   | 977,000       |    |
|             | 1 予備費       | 977,000   | 0         | 0      | 977,000   | 977,000       |    |
| 歳出合計        |             | 4,902,000 | 3,373,234 | 0      | 1,528,766 | 1,528,766     |    |

歳入歳出差引残額 1,617,589 円

平成28年9月9日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(汚水処理施設管理事業特別会計)

平成27年度

| 区 分                                |                                              | 金 額      |
|------------------------------------|----------------------------------------------|----------|
| 1. 歳 入                             | 総 額                                          | 4,990 千円 |
| 2. 歳 出                             | 総 額                                          | 3,373 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出                         | 差 引 額                                        | 1,617 千円 |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源                    | (1) 継続費遞次繰越額                                 | 0 千円     |
|                                    | (2) 繰越明許費繰越額                                 | 0 千円     |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額                                 | 0 千円     |
|                                    | 計                                            | 0 千円     |
| 5. 実 質 収 支                         | 額                                            | 1,617 千円 |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 |                                              | 0 千円     |
| 備 考                                | 各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |          |

平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額499万823円、歳出額337万3,234円、差引残額161万7,589円。

歳入から読み上げて御提案申し上げます。歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、予算現額360万1,000円、収入済額369万5,000円、比較が9万4,000円。2項手数料は1,000円の費目存置です。

2款寄附金も同じく費目存置。

3款繰入金も費目存置のままでございます。

4款繰越金、1項繰越金、予算現額129万6,000円、収入済額129万5,823円、比較で177円のマイナス。

5款諸収入、1項、2項ともに費目存置のままでございます。

歳入合計、予算現額490万2,000円、収入済額499万823円、予算現額、収入済額との比較8万8,823円。

続いて歳出でございます。歳出、1款汚水処

理施設管理費、1項汚水処理施設管理費、予算現額392万5,000円、支出済額337万3,234円、比較が55万1,766円。

2款予備費、1項予備費、予算現額97万7,000円、支出済額はありませので、同額でございます。

歳出合計、予算現額490万2,000円、支出済額337万3,234円、予算現額と支出済額との比較152万8,766円。

歳入歳出差引残額161万7,589円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 認定第7号 平成27年度中城村水道事業会計決算認定及び日程第8 議案第43号 平成27年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については関連しますので、一括提案いたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

27年度中城村水道事業会計決算認定について御

村長 浜田京介 それでは認定第7号 平成

提案申し上げます。

認定第7号

平成27年度中城村水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成27年度中城村水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付します。

平成28年9月9日 提出

中城村長 浜 田 京 介

平成27年度中城村水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

| 区 分        | 予 算 額       |            |                                         |             | 決算額         | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備 考                              |
|------------|-------------|------------|-----------------------------------------|-------------|-------------|------------------|----------------------------------|
|            | 当 初<br>予算額  | 補 正<br>予算額 | 地方公営企業法第24条<br>第3項の規定による支<br>出額に係る財源充当額 | 合 計         |             |                  |                                  |
| 第1款 水道事業収益 | 490,320,000 | 0          | 0                                       | 490,320,000 | 504,139,568 | 13,819,568       |                                  |
| 第1項 営業収益   | 436,064,000 | 0          | 0                                       | 436,064,000 | 452,185,551 | 16,121,551       | (うち、仮受消費税及び地方消費税<br>32,933,035円) |
| 第2項 営業外収益  | 54,253,000  | 0          | 0                                       | 54,253,000  | 51,953,917  | 2,299,083        | (うち、仮受消費税及び地方消費税<br>2,917円)      |
| 第3項 特別利益   | 3,000       | 0          | 0                                       | 3,000       | 100         | 2,900            |                                  |

支 出

(単位：円)

| 区 分        | 予 算 額       |            |            |            |                                             |             |                                             |             | 決算額         | 地方公営<br>企業法第<br>26条第2<br>項の規定<br>による繰<br>越額 | 不用額       | 備 考                              |
|------------|-------------|------------|------------|------------|---------------------------------------------|-------------|---------------------------------------------|-------------|-------------|---------------------------------------------|-----------|----------------------------------|
|            | 当 初<br>予算額  | 補 正<br>予算額 | 予備費<br>支出額 | 流 用<br>増減額 | 地方公営<br>企業法第<br>24条第3<br>項の規定<br>による支<br>出額 | 小 計         | 地方公営<br>企業法第<br>26条第2<br>項の規定<br>による繰<br>越額 | 合 計         |             |                                             |           |                                  |
| 第1款 水道事業費用 | 446,540,000 | 327,000    | 0          | 0          | 0                                           | 446,867,000 | 0                                           | 446,867,000 | 441,270,414 | 0                                           | 5,596,586 |                                  |
| 第1項 営業費用   | 435,662,000 | 327,000    | 0          | 617,000    | 0                                           | 435,372,000 | 0                                           | 435,372,000 | 430,879,112 | 0                                           | 4,492,888 | (うち、仮払消費税及び地方消費税<br>22,381,007円) |
| 第2項 営業外費用  | 9,776,000   | 0          | 0          | 617,000    | 0                                           | 10,393,000  | 0                                           | 10,393,000  | 10,391,302  | 0                                           | 1,698     |                                  |
| 第3項 特別損失   | 102,000     | 0          | 0          | 0          | 0                                           | 102,000     | 0                                           | 102,000     | 0           | 0                                           | 102,000   |                                  |
| 第4項 予備費    | 1,000,000   | 0          | 0          | 0          | 0                                           | 1,000,000   | 0                                           | 1,000,000   | 0           | 0                                           | 1,000,000 |                                  |

## (2) 資本的収入及び支出

## 収 入

(単位：円)

| 区 分          | 予 算 額      |            |            |                                          |                          |            | 決算額        | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備 考 |
|--------------|------------|------------|------------|------------------------------------------|--------------------------|------------|------------|------------------|-----|
|              | 当 初<br>予算額 | 補 正<br>予算額 | 小 計        | 地方公営企業法<br>第26条の規定に<br>よる繰越額に係<br>る財源充当額 | 継続費通次繰越<br>額に係る財源充<br>当額 | 合 計        |            |                  |     |
| 第1款 資本的収入    | 14,501,000 | 0          | 14,501,000 | 0                                        | 0                        | 14,501,000 | 14,500,000 | 1,000            |     |
| 第1項 補助金      | 13,000,000 | 0          | 13,000,000 | 0                                        | 0                        | 13,000,000 | 13,000,000 | 0                |     |
| 第2項 出資金      | 1,500,000  | 0          | 1,500,000  | 0                                        | 0                        | 1,500,000  | 1,500,000  | 0                |     |
| 第3項 固定資産売却代金 | 1,000      | 0          | 1,000      | 0                                        | 0                        | 1,000      | 0          | 1,000            |     |

## 支 出

(単位：円)

| 区 分          | 予 算 額      |            |            |            |                                      |                  |            | 決算額        | 翌年度繰越額                               |                  |     | 不用額       | 備 考                             |
|--------------|------------|------------|------------|------------|--------------------------------------|------------------|------------|------------|--------------------------------------|------------------|-----|-----------|---------------------------------|
|              | 当 初<br>予算額 | 補 正<br>予算額 | 流 用<br>増減額 | 小 計        | 地方公営<br>企業法第<br>26条の規<br>定による<br>繰越額 | 継続費<br>通次繰<br>越額 | 合 計        |            | 地方公営<br>企業法第<br>26条の規<br>定による<br>繰越額 | 継続費<br>通次繰<br>越額 | 合 計 |           |                                 |
| 第1款 資本的支出    | 70,625,000 | 0          | 0          | 70,625,000 | 0                                    | 0                | 70,625,000 | 66,163,034 | 0                                    | 0                | 0   | 4,461,966 |                                 |
| 第1項 建設改良費    | 60,994,000 | 0          | 0          | 60,994,000 | 0                                    | 0                | 60,994,000 | 56,548,719 | 0                                    | 0                | 0   | 4,445,281 | (うち、仮払消費税及び地方消費税<br>3,383,423円) |
| 第2項 企業債償還金   | 8,430,000  | 0          | 0          | 8,430,000  | 0                                    | 0                | 8,430,000  | 8,429,130  | 0                                    | 0                | 0   | 870       |                                 |
| 第3項 その他資本的支出 | 1,200,000  | 0          | 0          | 1,200,000  | 0                                    | 0                | 1,200,000  | 1,185,185  | 0                                    | 0                | 0   | 14,815    |                                 |
| 第4項 予備費      | 1,000      | 0          | 0          | 1,000      | 0                                    | 0                | 1,000      | 0          | 0                                    | 0                | 0   | 1,000     |                                 |

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 51,663,034円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,383,423円及び過年度損益  
勘定留保資金 48,279,611円で補填した。

平成27年度中城村水道事業決算報告書。収益的収入及び支出の収入のほうでございます。第1款水道事業収益、第1項営業収益、当初予算額4億3,606万4,000円、決算額4億5,218万5,551円、予算額に比べ決算額の増減1,612万1,551円。第2項営業外収益、当初予算額5,425万3,000円、決算額5,195万3,917円、増減が229万9,083円のマイナス。第3項特別収益は当初予算額3,000円、決算額100円、比較が2,900円のマイナス。

続いて支出でございます。第1款水道事業費用、第1項営業費用、当初予算額4億3,566万2,000円、決算額4億3,087万9,112円、不用額といたしまして、449万2,888円。第2項営業外費用、当初予算額977万6,000円、決算額1,039万1,302円、不用額が1,698円。第3項特別損失、当初予算額10万2,000円、決算額はありませんでそのまま不用額で、10万2,000円。第4項予備費、当初予算額100万円、決算額もございませんので、不用額といたしまして100万円。

続いて資本的収入及び支出の収入のほうでございます。第1款資本的収入、第1項補助金、

当初予算額1,300万円、決算額も1,300万円で、不用額の増減はゼロでございます。第2項出資金、当初予算額150万円、決算額も150万円で、増減ゼロでございます。第3項固定資産売却代金、当初予算額1,000円の費目存置で、そのままの1,000円の費目存置でございます。

続いて支出でございます。第1款資本的支出、第1項建設改良費、当初予算額6,099万4,000円、決算額5,654万8,719円、不用額が444万5,281円。第2項企業債償還金、当初予算額843万円、決算額842万9,130円、不用額といたしまして870円。第3項その他資本的支出、当初予算額120万円、決算額118万5,185円、不用額が1万4,815円。第4項予備費、当初予算額は1,000円、そのままの1,000円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,166万3,034円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額338万3,423円及び過年度分損益勘定留保資金4,827万9,611円で補填いたしました。

以上でございます。

| 平成27年度中城村水道事業損益計算書        |                   |             |
|---------------------------|-------------------|-------------|
| (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) |                   |             |
| (単位:円)                    |                   |             |
| 1 営業収益                    |                   |             |
| (1) 給水収益                  | 408,013,241       |             |
| (2) その他の営業収益              | <u>11,239,275</u> | 419,252,516 |
| 2 営業費用                    |                   |             |
| (1) 原水及び浄水費               | 218,780,106       |             |
| (2) 配水及び給水費               | 50,020,570        |             |
| (3) 総係費                   | 46,359,566        |             |
| (4) 減価償却費                 | 92,031,116        |             |

|                 |                  |                    |                          |
|-----------------|------------------|--------------------|--------------------------|
| (5) 資産減耗費       | <u>1,306,747</u> | <u>408,498,105</u> |                          |
| 営業利益            |                  |                    | 10,754,411               |
| 3 営業外収益         |                  |                    |                          |
| (1) 受取利息        | 6,000            |                    |                          |
| (2) 工事負担金       | 5,660,000        |                    |                          |
| (3) 雑収益         | 305,157          |                    |                          |
| (4) 長期前受金戻入     | 45,947,647       |                    |                          |
| (5) 引当金戻入       | <u>35,766</u>    | 51,954,570         |                          |
| 4 営業外費用         |                  |                    |                          |
| (1) 支払利息        | 2,931,102        |                    |                          |
| (2) 雑支出         | <u>393,176</u>   | <u>3,324,278</u>   | <u>48,630,292</u>        |
| 経常利益            |                  |                    | 59,384,703               |
| 5 特別利益          |                  |                    |                          |
| (1) 過年度損益修正益    | <u>100</u>       | 100                |                          |
| 6 特別損失          |                  |                    |                          |
| (1) 過年度損益修正損    | <u>0</u>         | <u>0</u>           | <u>100</u>               |
| 当年度純利益          |                  |                    | 59,384,803               |
| 前年度繰越利益剰余金      |                  |                    | <u>5,528,443</u>         |
| その他の未処分利益剰余金変動額 |                  |                    | <u>0</u>                 |
| 当年度未処分利益剰余金     |                  |                    | <u><u>64,913,246</u></u> |

平成27年度 中城村水道事業剰余金計算書  
 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：円)

|             | 資本金           | 剰余金        |             |           |             |            |             |                             |             | 資本合計          |
|-------------|---------------|------------|-------------|-----------|-------------|------------|-------------|-----------------------------|-------------|---------------|
|             |               | 資本剰余金      |             |           |             | 利益剰余金      |             |                             |             |               |
|             |               | 受贈財産評価額    | 補助金         | その他資本剰余金  | 資本剰余金合計     | 減債積立金      | 建設改良積立金     | 未処分利益剰余金                    | 利益剰余金合計     |               |
| 前年度末残高      | 446,088,288   | 23,011,901 | 124,073,537 | 9,253,369 | 156,338,807 | 68,081,112 | 122,188,343 | 706,578,138                 | 896,847,593 | 1,499,274,688 |
| 前年度処分額      | 666,049,695   | 0          | 0           | 0         | 0           | 10,000,000 | 25,000,000  | 701,049,695                 | 666,049,695 | 0             |
| 議会の議決による処分額 | 666,049,695   | 0          | 0           | 0         | 0           | 10,000,000 | 25,000,000  | 701,049,695                 | 666,049,695 | 0             |
| 前年度純利益      | 666,049,695   | 0          | 0           | 0         | 0           | 10,000,000 | 25,000,000  | 701,049,695                 | 666,049,695 | 0             |
| 法令による処分額    | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 0           | 0                           | 0           | 0             |
| 前年度純利益      | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 0           | 0                           | 0           | 0             |
| 処分後残高       | 1,112,137,983 | 23,011,901 | 124,073,537 | 9,253,369 | 156,338,807 | 78,081,112 | 147,188,343 | (繰越利益剰余金)<br>5,528,443      | 230,797,898 | 1,499,274,688 |
| 当年度変動額      | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 0           | 59,384,803                  | 59,384,803  | 59,384,803    |
| 資本金組入       | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 0           | 0                           | 0           | 0             |
| 資本剰余金受入     | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 0           | 0                           | 0           | 0             |
| 当年度純利益      | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 0           | 59,384,803                  | 59,384,803  | 59,384,803    |
| 当年度末残高      | 1,112,137,983 | 23,011,901 | 124,073,537 | 9,253,369 | 156,338,807 | 78,081,112 | 147,188,343 | (当年度末処分利益剰余金)<br>64,913,246 | 290,182,701 | 1,558,659,491 |



平成27年度 中城村水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位:円)

|             | 資本金           | 資本剰余金       | 未処分利益剰余金               |
|-------------|---------------|-------------|------------------------|
| 当年度末残高      | 1,112,137,983 | 156,338,807 | 64,913,246             |
| 議会の議決による処分類 | 0             | 0           | 60,000,000             |
| 減債積立金       | 0             | 0           | 10,000,000             |
| 建設改良積立金の積立  | 0             | 0           | 50,000,000             |
| 処分後残高       | 1,112,137,983 | 156,338,807 | (繰越利益剰余金)<br>4,913,246 |

平成27年度中城村水道事業貸借対照表

(平成28年3月31日)

資 産 の 部

(単位:円)

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

|             |                      |                      |               |
|-------------|----------------------|----------------------|---------------|
| イ 土 地       |                      | <u>47,769,530</u>    |               |
| ロ 構 築 物     | 3,250,271,181        |                      |               |
| 減価償却累計額     | <u>1,344,327,667</u> | <u>1,905,943,514</u> |               |
| ハ 機 械 装 置   | 231,445,463          |                      |               |
| 減価償却累計額     | <u>135,639,629</u>   | <u>95,805,834</u>    |               |
| ニ 車 輛 運 搬 具 | 2,201,704            |                      |               |
| 減価償却累計額     | <u>1,981,535</u>     | <u>220,169</u>       |               |
| ホ 器 具 備 品   | 47,437,832           |                      |               |
| 減価償却累計額     | <u>37,427,241</u>    | <u>10,010,591</u>    |               |
| ヘ 建 物       | 66,149,719           |                      |               |
| 減価償却累計額     | <u>16,263,817</u>    | <u>49,885,902</u>    |               |
| ト リース資産     | 0                    |                      |               |
| 減価償却累計額     | <u>0</u>             | <u>0</u>             |               |
| チ 建 設 仮 勘 定 |                      | <u>29,074,495</u>    |               |
| 有形固定資産合計    |                      |                      | 2,138,710,035 |

(2) 無 形 固 定 資 産

|            |                    |                      |
|------------|--------------------|----------------------|
| イ 電話加入権    | <u>123,100</u>     |                      |
| ロ リース資産    | <u>0</u>           |                      |
| 無形固定資産合計   |                    | <u>123,100</u>       |
| 固定資産合計     |                    | 2,138,833,135        |
| 2 流動資産     |                    |                      |
| (1)現金預金    | <u>605,452,438</u> |                      |
| (2)未収金     | <u>37,529,735</u>  |                      |
| (3)貸倒引当金   | <u>78,000</u>      |                      |
| (4)貯蔵品     | <u>216,200</u>     |                      |
| 流動資産合計     |                    | <u>643,120,373</u>   |
| 資産合計       |                    | <u>2,781,953,508</u> |
| 負債の部       |                    |                      |
| 3 固定負債     |                    |                      |
| (1)企業債     | <u>136,001,532</u> |                      |
| (2)リース債務   | <u>0</u>           |                      |
| (3)引当金     | <u>14,922,121</u>  |                      |
| 固定負債合計     |                    | <u>150,923,653</u>   |
| 4 流動負債     |                    |                      |
| (1)未払金     | <u>29,337,158</u>  |                      |
| (2)前受金     | <u>0</u>           |                      |
| (3)預り金     | <u>2,668,660</u>   |                      |
| (4)その他流動負債 | <u>0</u>           |                      |
| (5)企業債     | <u>8,606,387</u>   |                      |
| (6)リース債務   | <u>0</u>           |                      |
| (7)引当金     | <u>3,034,000</u>   |                      |
| 流動負債合計     |                    | <u>43,646,205</u>    |

|   |                |                   |                      |
|---|----------------|-------------------|----------------------|
| 5 | 繰延収益           |                   |                      |
|   | (1)長期前受金       |                   | <u>1,761,829,372</u> |
|   | (2)長期前受金収益化累計額 |                   | <u>733,105,213</u>   |
|   | 繰延収益合計         |                   | <u>1,028,724,159</u> |
|   | 負債合計           |                   | <u>1,223,294,017</u> |
|   |                | 資本の部              |                      |
| 6 | 資本金            |                   |                      |
|   | (1)資本金         |                   |                      |
|   | イ固有資本金         |                   | 40,841,872           |
|   | ロ繰入資本金         |                   | 121,331,192          |
|   | ハ組入資本金         |                   | 949,964,919          |
|   | 資本金合計          |                   | <u>1,112,137,983</u> |
| 7 | 剰余金            |                   |                      |
|   | (1)資本剰余金       |                   |                      |
|   | イ国庫補助金         | 124,073,537       |                      |
|   | ロ受贈財産評価額       | 23,011,901        |                      |
|   | ハ保険差益          | 93,318            |                      |
|   | ニ工事負担金         | <u>9,160,051</u>  |                      |
|   | 資本剰余金合計        |                   | <u>156,338,807</u>   |
|   | (2)利益剰余金       |                   |                      |
|   | イ減債積立金         | 78,081,112        |                      |
|   | ロ建設改良積立金       | 147,188,343       |                      |
|   | ハ当年度未処分利益剰余金   | <u>64,913,246</u> |                      |
|   | 利益剰余金合計        |                   | <u>290,182,701</u>   |
|   | 剰余金合計          |                   | <u>446,521,508</u>   |

|             |               |
|-------------|---------------|
| 資 本 合 計     | 1,558,659,491 |
| 負 債 資 本 合 計 | 2,781,953,508 |

続いて議案第43号 平成27年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを御提案申し上げます。

|                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>議案第43号</p> <p style="text-align: center;">平成27年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について</p> <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成27年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めます。</p> <p>平成28年9月9日 提出</p> <p style="text-align: right;">中城村長 浜 田 京 介</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

平成27年度 中城村水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

|              | 資本金           | 資本剰余金       | 未処分利益剰余金               |
|--------------|---------------|-------------|------------------------|
| 当年度末残高       | 1,112,137,983 | 156,338,807 | 64,913,246             |
| 議会の議決による処分数額 | 0             | 0           | 60,000,000             |
| 減債積立金の積立     | 0             | 0           | 10,000,000             |
| 建設改良積立金の積立   | 0             | 0           | 50,000,000             |
| 処分後残高        | 1,112,137,983 | 156,338,807 | (繰越利益剰余金)<br>4,913,246 |

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 議案説明は以上で終了いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 ( 1 1 時 0 2 分 )

## 平成28年第5回中城村議会定例会（第5日目）

|                        |              |                      |                  |       |
|------------------------|--------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成28年9月9日（金） |                      |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                      |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議           | 平成28年9月13日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会           | 平成28年9月13日（午後3時05分）  |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                   | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 石原昌雄                 | 9番               | 仲真功浩  |
|                        | 2番           | 比嘉麻乃                 | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 大城常良                 | 11番              | 新垣徳正  |
|                        | 4番           | 外間博則                 | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番           | 仲松正敏                 | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番           | 新垣貞則                 | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番           | 金城章                  | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番           | 伊佐則勝                 | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   |              |                      |                  |       |
| 会議録署名議員                | 5番           | 仲松正敏                 | 6番               | 新垣貞則  |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 知名勉                  | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                 | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長          | 比嘉忠典                 | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長          | 呉屋之雄                 | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長         | 新垣親裕                 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長       | 仲村盛和                 | 上下水道課長           | 仲村武宏  |
|                        | 会計管理者        | 比嘉義人                 | 教育総務課長           | 名幸孝   |
|                        | 税務課長         | 稲嶺盛昌                 | 生涯学習課長           | 金城勉   |
|                        | 福祉課長         | 仲松範三                 | 教育総務課主幹          | 安田智   |
|                        | 健康保険課長       | 比嘉健治                 |                  |       |

## 議 事 日 程 第 3 号

| 日 程  | 件 名                                           |
|------|-----------------------------------------------|
| 第 1  | 議案第34号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 2  | 議案第35号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更                     |
| 第 3  | 議案第36号 平成28年度中城村一般会計補正予算（第3号）                 |
| 第 4  | 議案第37号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）           |
| 第 5  | 議案第38号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）          |
| 第 6  | 議案第39号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）         |
| 第 7  | 議案第40号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）          |
| 第 8  | 議案第41号 平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）       |
| 第 9  | 議案第42号 平成28年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）               |
| 第 10 | 議案第44号 ハブ対策防除壁整備工事請負契約                        |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これより本日の議会を開会したいと思います。

(10時00分)

日程第1 議案第34号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については9月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 おはようございます。

議案第34号に関しまして質疑を行いたいです。

まず1点目です。改正後のほうに、改正前、改正後があるんですけども、これは改正後のほうに、大枠のほうで3点ほど委員会が記されているんですけども、まず上のほうからですね、プロポーザル審査委員会の、これは副村長のほうが補正予算の説明ということで、その中でもあったんですけども、再度もう一度ですね、詳しく教えていただきたいと思えます。

また、プロポーザル審査委員会委員の方々、これ2名ということで、琉大の教授2人をお願いしてやるということなんですが、そのほうに関して役所のほうから何名その委員に携わっているのか、トータルで委員の方々は何名なのか。これは、これから始まっていく新庁舎建設、それに関した、これを主体にした委員会なのかどうか、それが1点目です。

2点目、次の中城村農業農村整備事業環境情報協議会委員ということで非常に長い委員会になっているんですけども、これの業務内容、これをちょっと教えていただきたい。

3点目が中城村の歴史資料図書館の協議会委員、そのほうも業務内容と、そして委員が、これ何名を予定しているのか。資料館が始まって、5月30日に始まって3カ月ぐらいたつんですけども、この決定した委員は内定しているのか

どうか。その3点、お願いします。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

プロポーザルの審査委員については、役場から6名です。

それと、これは庁舎建設にかかわるものかということですけども、もちろんそうなのですが、ただ、業者選定でございますので、プロポーザルをやって業者を選定するという委員でございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

農林水産省の法手続を伴う新規事業につきましては、土地改良法により環境との調和を配慮することが事業実施の基本原則となっております。そこで、事業を実施する市町村は、それに基づいて農業環境、あと農業土木等の学識経験者等の委員で構成する協議会を設置して、環境等に関する意見交換及び情報収集を行うことになっております。

それで今回、平成29年度に新垣の若南地内で、土砂崩壊整備事業を入れる予定をしております。そのために、やはり環境とか、あとは地域の文化財、あと希少動物とかいるのかですね、その辺の意見を伺うことになっております。業務内容としては以上です。

追加の説明をいたします。この協議会の構成員としては、まず農業関係で農業委員会会長、民間側からJAの中城支店長、それと農業土木の専門家として沖縄県の土地改良連合会の専門員を予定して、あとは、内部からは文化関係で生涯学習課長、環境関係で住民生活課長のほうに依頼を予定しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 図書館協議会につきましては、図書館法第14条で定められている

もので、公立図書館の運営に関する諮問に対して答弁を行い、また公立図書館の提供するサービスについて意見を述べる機関として置くことができるとなっております。さきに制定いたしました護佐丸歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例でも運営協議会を置くと規定しております。条例に基づき、関連した条例改正でございます。

条例におきまして、委員は5名以内で構成するとしております。委員の基準としまして、学校教育法及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資するもの並びに学識経験者としておりますので、それに該当する方々5名を予定しております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 それで、プロポーザルの件は専門家が2名と、あとは職員のほうで6名、トータル8名ということで、これは大丈夫ですね。それは、これから新庁舎建設、いろいろ始まってくる中で、最大限とりあえずこの委員8名で十分審議をして、できるだけすばらしい庁舎、それに向かっていろいろと設定をしていただきたい。

これは、これだけでとどまるのではなくて、今後、こういった事例ですね、いろいろな建物をつくる中で、ぜひこういうプロポーザル委員を再考して、いろいろと使っていただきたいというふうに思っています。

次、2点目です。さっき農林水産課長のほうから文化財とか土砂崩壊、そういったものを網羅して環境情報ということになっているんですね。今、本村でも相当多くなってきている放棄地、そういう問題に対しても、この委員会は機能するのかどうか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

あとは、3点目です。歴史資料図書館のほうなんですけれども、会館して早3カ月が過ぎて、今後、委員を内定しているということなんです

けれども、ほんとこれは開館する前にこういう協議会というのは立ち上げて、立ち上げてもらってから、この3カ月でどういう運営法を、あるいはまたいろいろな支障がないのかどうか、それを議論するのが、本当は開館する前にやるのが妥当ではなかったかなというふうに思っているんですけれども、それは間に合わなかったのかどうか、それともまた委員が決まらずに今回の委員の選定になったのかどうか、この2点お願いいたします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

ただいまの放棄地というのは耕作放棄地のことだと思うんですけれども、この協議会においては、その問題に関しては、協議はいたしません。あくまでも事業実施する地区内においての環境に配慮するということです。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 議員御指摘のとおり、開館前には設置したほうが望ましいと考えております。しかしながら建設におきましては、担当係長1人が建物の建設からかわりまして、図書の選書といろいろな業務が重なりまして、実際この図書館協議会の設置まで至らなかったのが問題でございます。

しかしながら図書については一括交付金、あと電源立地交付金等を使いまして、選書については交付金に基づいた選書となっておりますので、今、図書の部分での御意見はいただけなかったんですけれども、これから運営に対する御意見をいただきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 農林水産課のほう、今回はこの事業に対してのさまざまな提言をいただくということなんですけれども、できるだけ護佐丸歴史資料図書館も含めて、こういう委員



会を立ち上げる中ではさまざまな問題を提起していただいて、これは執行部のほうがいろいろ問題は把握しているはずですので、ぜひ十分協議して、専門家の意見を伺いながら、いろいろな中城村においていい方向にぜひ進んでいただくように、お願いしたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終了します。

ほかにありますか。

新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 では、議案第34号について質疑いたします。

先ほど大城議員からありましたように、中城村農村整備事業環境情報協議会委員のことですけれど、今、農林水産課長の答弁を聞きますと、環境問題については住民課長が当たるということですが、これは環境に詳しい外部起用が望ましいのではないかと思うんですが、それについてはどう思いますか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 議員がおっしゃるように、環境に関しての専門員が必要じゃないかということなんですけれども、今回この事業に関して、あくまでも土木工事ということで、それが例えば赤土とか、そういった面の環境というのが、特に大気汚染とかそういう細かいものは出てこないだろうということで内部から環境関係の課長をお願いしたいということです。

今後もし、重大な環境を汚染するものが出れば、それなりにまた専門員を追加するということも、今、設置要領の中ではうたっております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 それでは、別の質疑です。護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会はそのまま残してあるんだけど、これはもう削除、建設は終了して、完成していますので、これは

削除すべきじゃないかと思うけど、その辺、検討したことがあるかどうか。同じように改正するんだったら、これは済んだことでしょう、なぜそこに残してあるかですね、さらにまた増築する考えがあるのかどうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 今、御指摘の件ですけれども、護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会設置条例というのがございまして、その条例の廃止の提案もしなければならぬところでございますけれども、図書館自体が今オープンして間もないというところでもう少し落ちてから、その条例の廃止提案も含めて再度提案してまいりたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 じゃあ条例は、将来は廃止するという事で理解していいですね。その前にこういうのを出す場合、一部、これはこういう条例とも関連して報酬は出ますので、総務課長、そこまで検討したかどうか。単なるその一部追加追加で行っているのか。その辺、検討してあるのかどうか。

私はそういうときに一緒に提案して、条例も廃止、廃案して、これも一緒にやるべきだと考えておりますので、ひとつこの辺は皆さん方ただ一部じゃなくて、これに関連するものはどういふものかは、常に頭の中に入れて、そうなる条例も、これは廃止しなければいけない、条例を廃止して、これをやると。置くというか、ないでしょう、これはもう終わったんだから。早目の条例改正、これは一般的なことですけど、ほかの条例もいろいろあると思うんですよ。ひとつそういう改正する場合は、しっかり関連条例を持ってきて一緒に改正していくように努めてもらいたいと強く要望します。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で、新垣善功議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

休憩します。

休憩（10時26分）

~~~~~

再開（10時29分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 1点だけ。別表のほうに書かれている検討委員の委員は、兼任をすることは制限があるのかないのかを確認したいと思います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 委員の中で折衝行為等がいろいろあると思いますけれども、その中で兼ねることは可能だというふうに理解しております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 複数にまたがって委員を兼任するとなると、当然、報酬もその委員ごとに支払うするという形になるのでしょうか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 今の御質疑は、その会議があるたびに報酬が出るということですが、会議があれば、同日でなければ、その会議の費用は出るということでございます。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 現に兼任をする予定があるかないかを確認したいと思います。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時31分）

~~~~~

再開（10時32分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

外部委員については、ダブルではいません。内部は、もちろん職務によって兼務することもございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で、新垣博正議員の

質疑を終了します。

ほかにありますか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第34号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第34号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第34号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第35号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更を議題とします。

本件については9月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 議案第35号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について質疑をしたいと思います。

まず1点目です。別表第4にある第3条第5号に係る負担金は、均等割が20%、あと人口割

が80%とありますが、これは中城村ではことしですね、年間の負担額は幾らぐらいを予定しているのかどうか。1点ですね。

2点目に、これは必要とするに至った理由の中で、他市町村と連携した観光誘客の取り組みにより、観光振興及び地域の活性化につながると考えられるということがありますけれども、これは現在、観光に資する中で、関連市町村との具体的な取り組みは行われているのか、あるいはまた今後、そういった取り組みを行うのかどうか、この2点、お願いいたします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

本村の負担額は、今回の補正予算第3号にも計上しておりますけれども、66万5,000円でございます。これは、11月から3月までの負担額でございます。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、大城議員の御質疑にお答えいたします。

観光関連の市町村の取り組みという御質疑と思いますが、この事業については、まず2市1町で勉強会を進めながら取り組んでいる状態でありましたが、中城村としましても中城城跡に観光客を誘客できるということで、中城村も勉強会に参加をしまして、企画課長が申し上げたとおり後期について正式に参加をしてクルーズ船の受け入れに対する事務を共同で行っていきたいと思っております。

現在、中城湾港には4万トン級の客船が過去に五、六回ぐらい入港しておりまして、そのつど中部の観光地点を中心に観光をさせているという状況で、今後は中城村においても、その事業に参入しまして、これからですが次年度に向けて旅行会社、既にクルーズ船が来るまでに観光業者と観光コースが調整されているということも現状でありますので、それに乗りおくれな

いように今年度からしっかり担当レベルで勉強会をしまして、来年度に向けてクルーズ船の誘客を図る事業計画をつくっていききたいという状況であります。

早目に共同で事務に参加しまして、船に乗りおくれのないような態勢をとっていききたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 企画課長より訂正があるそうです。企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 済みません、先ほど66万5,000円というふうなことで答弁をいたしました。65万5,000円の誤りでございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 先ほど企画課長から答弁があったとおり、これ負担金のほうは65万5,000円ということで、11月から3月まで約5カ月間でこれだけ。恐らくこれ年間にすると、この倍として130万円ぐらいの予定になるのかどうかですね。それに見合っただけの効果というのか、そういうのが発生するののかどうかですね、本村にとって。負担金130万円出しますよと、年間。それに対してメリットは、どのような状況になるのか。さっきも企業立地・観光推進課長が言った、これからいろんな策定をして、それで効果を見込んでいるのか。

あと2点目です。城跡を中心とした、これから取り組みを行っていくことと関連して、市町村と行っていくという話なんですけれども、私は毎年議会のほうで、今現在、北中城村がクルーズ船の中に、2市1村ですか、入っているんですけれども、それを、北中城村の枠を使って北中城村とどんどん連携して行って、このクルーズ船を本村にも、ぜひ利益のあるように城跡を中心とした、城跡は今、北中城村と共有している中で、それを使っただきたいと。こっちは、金は出さないで城跡だけをいろいろと北中城村に誘致していただきたいというふうに思っただけなんですけれども、今回これが本

村も加わるということになれば、やっぱりそれなりのお金が出ていくし、これも城跡だけの観光を見込んでやっていくのか。本村はそれだけ観光地域が少ないものですから、それを踏まえて、どうしても城跡だけの観光ということで考えているのか、それともまた別の観光もこれから模索していくのかどうか、この2点、お願いします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えします。

観光事業については、前の議会でも答弁しましたけど、観光客を誘客する特效薬というのはないというふうに考えておりますが、日ごろの努力、積み重ねがやはり魅力ある中城城跡を内外に知らせていく。それによって波及効果が、中城城跡にお客さんが来れば、当然地域の物産であり、飲食店であり波及効果が生まれてくるということで、地道な作業だと認識をさせていただきたいと思います。

今回のクルーズ船の受け入れ体制については、やはり広域でこれからは観光を誘客しなければならないという大きな県の計画もありまして、単なる中城村だけで観光を推進していくには、やはり大きな無理もあるし出費もあるということもあります。ですから今回、中部広域圏でしっかりまとまって、中部の観光から中城村の観光というすそ野の広がりを持たせなければならぬというふうに考えている事業であります。

これから、今年度勉強会、それから人材育成等をしっかり1年間かけてやりまして、次年度からは効果的な事業運営をするために基本計画、観光ガイドブックをつくりまして関係機関、それから旅行社会社への誘客促進活動を展開していくということでもあります。将来的に中城城跡を、しっかり次代に引き継ぐためにも必要なものだと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 現在2市1村、これが加わっていて、今回、北谷町と中城村が加わると5市町村になるんですけども、今、企業立地・観光推進課長が言われたとおり、ぜひこの枠内に入った場合には本村を、この枠内で、ほかの市町村は相当大きい市町村ですので、ぜひ自分の取り組みは自分の取り組みとして前面に押し出していただいて、この5市町村の枠の中で中城村をどんどん観光振興をできるように頑張ってください。それに対しての取り組みも、ぜひ怠らないように、それだけの観光を引っ張っていただきたいというふうに思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で、大城常良議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 では、議案第35号について質疑いたしたいと思います。

先ほど来、ちょっとお話があるんですが、本村の観光に関しまして1つだけちょっと気になることがあって、それがことし、北中城村のほうで観光協会が立ち上がったわけなんですけど、多分その観光協会もクルーズ船との兼ね合いがすごく大きいと思うんですね。それで、中城村のほうでもその話はあったと思うんですが、観光協会との取り組みなどを検討するという話もちょっとあったように思うんですが、今後その北中城村の観光協会との連携のあり方とか、そういうふうなことは何か模索しておられるのか、伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 新垣徳正議員の御質疑にお答えをしたいと思います。

御指摘のとおり、中城村の観光協会というのはまだ設立されてない状況であります。北中城

村に先月置かれました観光協会を立ち上げいたしまして、当初から中城村、北中城村で観光協会ができないものかという協議はしておりましたが、中城村については今後検討していきたいと思っております。

北中城村との連携ということですが、既に中城城跡については北中城村と中城村は共同で管理しながら、観光客誘客についても連携しております。城跡のほうでもイオンモール沖縄ライカムからの誘客も連携しておりますので、その辺は今後も連携していけるものと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 ほんとに大事なところだと思っておりますが、北中城村の観光協会のほうは主体的に村の商工会が中心になって、主だって立ち上がっているというふうに聞いておりますが、今、本村においては商工会の取り組みが、その連携がなかなか見えてこない。今、商工会の取り組みと言えば、ほんとにそれは悪いことではないんですけど、歴史の道の清掃活動であったり、みんなの広場の清掃活動であったり、そういうことが何か主だったような感じになっていて、本村の商工業の発展という面からちょっと立ちおくれがあるんじゃないかなと私、個人的に思っているんですが、その辺に働きかけていくことがとても重要なところになってくると思うんですが、その辺のお考えは何かあるかどうか聞かせていただけますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

商工会とも観光協会設立等に向けての連携、働きかけということですが、今、御承知のとおり中城村においての観光的な企業というのが少ない状況であります。例えばお土産品店についても四、五店、飲食店についても十何店という

ことで、まだそこで協議会等の組織もできていないような状態であります。

商工会については、やはり観光協会を設立するためには、やっぱり中心的な組織として我々も考えているところですが、急にそういう観光協会立ち上げというのは、やはり無理な状況がありますので、我々村しても各種の観光イベントについては商工会を実行委員に加えたり、それからのマッピングにおいては、村のイベントについては商工会の出店業者を中心にかかわってもらっているところであります。働きかけが少し弱いかなという認識もありますが、今後、設立目標を持って商工会と連携してイベント等を開催していきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 企業立地・観光推進課長もよく認識されていることだとは思いますが、どうしても私も、個人的にも中城村は何でこういう商工業の素地が育たないのかなというのがすごく不思議なところございまして、いろいろ探索してみれば、観光につながるような商業、工業的なものはすごくあると思うんですね。一番ほんとに城跡のところから見ても、さまざまなことが可能性としては出てくると思うんです。ですからその辺を、なかなか民間からのあれが出てこないのを、行政のほうからどんどん支えるぞ的なものを行っていただいて、ぜひ本村の観光、これからの観光ですね、取り組んでいただければと思っています。

議長 與那覇朝輝 以上で、新垣徳正議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩(10時52分)

~~~~~

再開(10時58分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかにありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第35号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩(11時00分)

~~~~~

再開(11時10分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第3 議案第36号 平成28年度中城村一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件については9月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 議案第36号 平成28年度中城村一般会計補正予算(第3号)について質疑をしたいと思います。

まず1点目、15ページです。2款4目の第1

節ですね、報酬。その中で中城村役場庁舎建設検討委員会委員報酬ということで、8万8,000円、入ってはいるんですけども、これは私、前に庁舎建設の場所決定を答申した時点で終了したと自分なりに解釈はしていたんですけども、これがまだ残っているのかどうかです。その中で、現在つくられている、庁舎内で行われているプロジェクトチーム、そこの違いは何なのか、まだ現存しているのであればプロジェクトチームとの違いをちょっと教えていただきたい。

2点目が、18ページです。これも2款の1目です。19節通知カード、個人番号カードの事務負担金ということがあるんですけども、その中で個人番号カードが発行されて大分期間もたつんですけども、その中で申請して、それから交付が始まって、それ以降、現在、中城村では取得している村民は何名ほどいらっしゃるのか、申請している方は大体何名ぐらいいらっしゃるのか、これを伺いたいと思います。

新聞等を見ていると、国の想定を大幅に下回った交付になっているということなんですけれども、これは大幅に下回ったことで何ら問題はないのかどうか、その辺、伺いたいと思います。

あとは27ページ、7款商工費なんですけれども、7款の2目19節ですね。今回、中城城跡大相撲土俵入り実行委員会補助金ということで100万円出ているんですけども、それに至った、企画した目的ですね、これはどういった考えで企画していったのか。これは土俵入りだけで、すぐその場で終わってしまうのか。また、関連したイベントがその日にあるのかどうか、それについてまたいつごろこの大相撲を予定しているのか、それを伺いたいと思います。

5点目に次の29ページ、8款土木費なんですけれども、これの2目のほうですね、15節維持管理工事請負費ということで150万円入ってき

ているんですが、これは副村長の説明では3カ所を修理というのかな、とりあえず村道、潮垣線を中心にした3カ所をと聞いているんですけども、その詳細をちょっと教えていただきたいというふうに思います。以上、5点お願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

建設検討委員会のことなんですが、検討委員会は議員がおっしゃるように今まで15名の委員がございました。11名が外部の方々に費用が出ていたものでございます。今、このプロポーザルとの関係も含めまして、プロポーザルは業者が決まりますけれども、その中で決まって、それから設計に入る段階で、そういう委員をまた新たに立ち上げて、建設検討委員会を中心にまた新たな、何名になるかわかりませんが立ち上げて、それで検討委員会の意見を盛り込みたいということで、今、4回ほど考えてございます。そういうことでございます。要は設計委託、これから基本設計、実施設計に入るわけですけども、この業者の決定をするに至る委員でございまして、その委員を決めるのがプロポーザルの委員で、庁舎建設の委員については、その後の中身の配置とかですね、そういったことを検討していただく委員でございまして。以上です。

失礼いたしました。プロポーザルではなくてプロジェクトチーム、大変申しわけございません。プロジェクトチームは庁内で決めた委員でございまして。それと、先ほどの庁舎検討委員会というのは外部も含めた委員で、この違いがございまして。以上です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

住民生活課長 仲村盛和 それでは、大城議員の質疑にお答えします。

まず、8月末時点の個人番号カードの申請数は、中城村のほうは1,080件上がっております、申請件数がですね。その中で、実際交付したの

が641件。まだ300件近く、こちらに受け取りに来ていないという方がいらっしゃいます。交付率としては、住民の約5.6%ぐらいしかまだ申請は上がっていない状況です。これは全県においても6.5%ですね、沖縄県は8月末まではそれが実績というふうになっています。

それから、国の想定を下回ったことについて問題がないかということなんですが、個人番号カードの利便性というか、そういったのがまだ全体的に普及していないというのと、あと通知カードと身分証明になるような免許証があれば、別の行政手続というのは事足りることが原因だと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、大城議員の御質疑にお答えしたいと思います。

目的、関連イベントはいつごろかというふうに解釈しております。まず、目的としましては1500年以上の歴史を持ち、日本の文化に深く根差している相撲の歴史、文化、神事、競技などのさまざまな側面で奥深い要素を大相撲は持っていると思います。大相撲の普及、地域の活性化、青少年育成を目的として行われる沖縄大相撲の巡業、今回、そのような大相撲の冬巡業の一環として世界遺産中城城跡において、テレビでは味わえない横綱の迫力ある土俵入りは露払い、太刀持ちを従え、行司、化粧まわしなど長年続いてきた文化を中城城跡で体感するというところであります。それとあわせて中城村の観光の振興の一環として世界遺産中城城跡を観光のイベントの拠点として全国に情報を発信し、中城城跡の新たな魅力の創出、そして知名度向上により年間15万人の集客目標を達成するために、今回、大相撲の土俵入りを開催する予定でございまして。

日時については、平成28年12月17日、土曜日午前10時半から開催する予定でございまして。

所については、城跡の三の郭前の馬場広場を現在予定しておりますが、これについては大相撲沖縄場所実行委員会と協議もしながら、場所はまた変更があるかもしれませんが、今のところ予定しております。それから、土曜日ですので中城城跡との観覧料との関係があります。入場料は、その観覧料をいただいきたいと思っております。青少年育成のために高校生以下は無料という形をとらせていただきたいと思っております。

それから、事業費については現在400万円を予定しておりますが、村負担は100万円をお願いしているところであります。あとは、残り300万円については協賛金を募って事業を進めていきたいと考えております。目標入場者については1,000人を予定しております。

それから、関連イベントについては横綱白鵬との記念写真撮影、それからサイン色紙の配布、村内の企業による記念グッズの販売等を今、検討しているところでございます。食事については、時間的に10時半から1時間程度ということもありまして、少し無理があるのかなということでも今検討をしているところであります。記念グッズについては、城跡の絵が入ったTシャツやタオルなどを記念品として販売しようかという検討を進めているところでございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

29ページの8款2項1目15節工事費150万円、場所はどこですかという質疑ですので、お答えします。場所は、吉の浦、山城商店のところの交差点の路面表示、この場所は交通事故が最近頻りに起こっていますので、その辺の交差点の路面標示と停止線の工事を行います。それと屋宜被留線の交差点、これも路面標示とストップ線。もう一カ所は安里中央線も予定はしていますけど、今、安里自治会から宜野湾署のほうに

優先順位を、停止線をかえてくれという要望が出ているものですから、その辺が決まらないことには安里中央線の改良は決まってから行っていきます。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 それでは、2回目の質疑に入りたいと思っております。

まず1点目です。庁舎建設検討委員会、これは恐らくメンバーを入れかえて新たに立ち上げるということだろうという話を聞けば、そういうふうには感じてはいるんですけども。例えば新しく検討委員会に入った方々と、現在あるプロジェクトチームの若い庁舎の方々が、その中で、恐らくプロジェクトチームは、これから始まる庁内、例えば建物の中のいろいろな話があるだろうと。それに従って今回新しく検討委員会の方々は、これから何をするのかどうか、この庁舎に向かっていく中で、どういった業務が発生していくのか。ちょっとその1点、お願いしたいと思います。

2点目のほうですね、マイナンバーカード、現在、本村は5.6%、相当低いパーセンテージで推移しているということで、村民に対してはまだまだ啓発していかないと、これもそのままなくなったんだろうというような方も、例えば話を聞けば伺いますので、でもあるなというようなことも感じられるものですから、どういった形でこれを普及、発展させていくのかどうか、そのほうももう一度よく議論していただきたいと思っております。

あとは、土俵入りのほうですね。先ほど企業立地・観光推進課長が言った大相撲1500年の歴史ということで、沖縄巡業も過去にもあったはずですけども、なかなかこういったものが見られない中で、本物が見られるということで、ましてや世界遺産中城城跡でやるということになれば、それなりの発信力はあるかなというふうには感じはするんですけども、現在、大相撲



は始まっているんですけども、横綱白鵬は休場しているものですから、果たしてこれに間に合うのかどうかですね。3カ月後には始まるということで、これは日程上、問題ないのかどうか、それをお願いしたい。

関連イベントが、いろいろと色紙とかそういうものにやっていくということなんですけれども、いろいろとそういうすばらしい企画をつくる場合には、村の商工会ともいろいろ相談して、そこでこういう企画をしているんだけど、商工会からもいろいろ提案がないかと。1,000名ぐらいの入場を予定しているので、その中で商工会からも提案があれば、いろいろと相談してやっていくよということも、ぜひ頭に入れて、これだけのイベントで終わらすのではなくて、さっき言ったいろいろ物売るとか、そういうのも含めて、ぜひもう一度、まだ時間はあるものですから、いろいろとやっていただきたい。

村道のほうは、今、都市建設課長からあったとおり山城商店、屋宜の被留前ですね。前々から一般質問でも各議員からあるとおり、この村道潮垣線というのはほんとに事故が多くなって、これは前の一般質問でも北浜の仲松議員からもあったんですけども、1日約700台の、朝1時間の通行量があると。私も統計をとって見たら、ほんとに1時間で680台の通行があるものですから、これは夕方5時から6時まで、これもやってみても650台ということで、ほぼ朝夕は変わらないような交通量があるので、そこはある部分部分を直すではなくて、そろそろ本格的な潮垣線をどうするのかということを考えていかないと、こっちに事故があるからこっちを直そう、あちはちょっと危ないからあちを直そうというような各部分的なものではなくて、潮垣線自体をどうするんだと、これだけ交通量があるんだけど、それに沿って改善をする場合には、その線を重点的に、全てを網羅

して、ぜひ改良するのであればやっていただきたいというふうに思っています。今言ったところの答弁、お願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今までの15名の建設検討委員会のメンバーについては、場所のことでお願いいたしました、中心にですね。その検討委員会の中で、場所を絞っていただきましたけれども、次回の検討委員会のメンバーについては防災面、あるいは環境面といったような具体的な庁舎に必要なものを検討していただくということを今、考えてございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

どのように普及させていくかということなんです、これは全国的な市町村、全部同じ課題を抱えていると思いますので、その中でまたいい方法があれば、それをうちのほうも検討して普及できるように努力していきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

まず白鵬のけがの件についてですが、新聞紙上にもコメントが載っておりますが、我々も痛いところだと今、認識しているところですが、秋場所に照準を合わせているというコメントもありますので、12月17日にはぜひ中城城跡で土俵入りができるものと信じております。

それから商工会との連携ですが、先ほど大変申しわけございません、答弁が漏れましたけど、商工会とは村と共催で今回、進めていく予定でございます。その中で、商工会が村内企業のプリント企業ですかね、Tシャツとタオルを製作して販売するという調整をしているところですので、まだ時間がありますので、どれだけ商工

会がかかわれるか検討して、連携していきたいと思っています。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

確かに1時間700台というのは、異常な交通量があると思います。ただ、潮垣線については、すぐに改良できるものではなく、今、奥間から北浜、交通安全対策をとって歩道をカラー舗装にやっている部分があります。今年度もこの事業を行っていきますけど、実際、奥間の交差点が平成31年には改良されます。今、その改良されないうちに泊から流入していきいているという状況ですので、今後はこの潮垣線から工場地帯に行く車を規制できないか、その辺の対策をとっていけばできるんじゃないかなと思っています。

一気に拡幅事業というのは、予算上も厳しいのかなと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 最終になるんですけども、できるだけ役場庁舎ですね、これから始まる中で、ぜひこの検討委員会、あるいはプロジェクトチーム、そしてまたこれを主にする担当課も含めて十分な議論をして、ほんとに村民みんなが納得できるような体制で進めていただきたいと思います。

次、2点目です。マイナンバー、そのほうもさっき住民生活課長から答弁があったとおり、ぜひ有効利用ができるような形に持って行っていただきたいと思います。

あとは大相撲、期日には間に合うということなので、ぜひ商工会と連携しながら、これは十分本村にメリットがあるような形で、できるだけ全国に発信するような形でできればなというふうに思っております。

先ほど、予算は100万円出ているんですけども、300万円は協賛ということなんですけれども、そのほうも協賛できなかったというこ

とがないように、十分に準備はしていただきたい。

潮垣線については、都市建設課長の答弁にあったとおり、平成31年に奥間の交差点が仕上がるということで、その場合に流れていくのか、そういう調査も含めていただいて、できるだけ潮垣線には通れないように、通れないようにというよりは通さない、通さないというのも変だな、道だから通るのは当たり前であって、これは、ぜひいろいろな策を練って、潮垣線はぜひ事故が少なくなるような形に持って行っていただきたいというふうに思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で、大城常良議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

休憩します。

休憩(11時36分)

~~~~~

再開(11時40分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは、議案第36号平成28年度中城村一般会計補正予算(第3号)について質疑いたします。

15ページですか、2款1項7目13節で委託料が、電算機器構築業務委託料が2,782万3,000円計上されておりますけれども、これは具体的にどのような事業なのか。

それから27ページ、7款1項2目19節負担金補助及び交付金でプロジェクトマッピング実行委員会補助金が150万円計上されておりますが、これは当初予算と合わせますと1,450万円と高額になりますけれども、何がそんなにかかるのかですね。毎年毎年、千四、五百万円の予算を計上しておりますけれども、改善する余地はないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、同じく27ページの同じ款項目になりますけれども、今度はグスクの響き！実行委員会補助金で1,769万8,000円が計上されておりますけれども、村にはたしか三大祭りが設定されていると思うんですけれども、このグスクの響きというのはどのような位置づけになるのかですね。そして、また前年実績が2倍以上の予算額になっておりますけれども、なぜそうなっているのかですね。この事業によって、どのような経済効果が期待されているのか、その辺をお伺いします。

それから35ページ、10款3項2目教育振興費の事業についてお伺いしますけれども、JFAこころのプロジェクト「夢の教室」の実施の件ですけれども、これは基本的には小学5年生が対象と聞いておりますけれども、中城村は中学校の事業に設定されておりますけれども、これは中城村はそういう調整とか、そういうものはちゃんと調整されて、そういうことになったのかですね。なぜ基本的な小学五、六年生を設定しないで中学生に指定したのかですね。それから「夢の教室」は、原則として正規の授業の2こま90分、これを使って実施されるということになっておりますけれども、今、学校側ですね、それから教育委員会との調整は済んでいるのかですね。これは、学習要領による標準授業時間というのがありますから、その辺との調整はちゃんとできているのか。

それから、あと一点は「夢の教室」の実施に当たっては、通常では「夢の教室」実施に関する協定書を締結すると聞いておりますけれども、このような協定の締結はやられているのか、あるいは予定になっているのか。これについては、やはりこれは定期的にそういうのを実施するとありますと、授業時間との関係がありますので、この辺は学校現場、あるいは教育委員会との調整というの、ちゃんと済んでいるのかどうか、それについてお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。
企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

電算機器構築業務委託料2,782万3,000円についてでございます。平成27年度に起こりました日本年金機構の情報漏洩をきっかけに、総務省のほうから市町村の庁内ネットワークの抜本的な改修をするようにという指針が出されております。それに基づきまして、マイナンバー事務と、それから市町村事務がサイバー攻撃の危険性が高いインターネット環境から分離し、庁内ネットワークを3つに完全に分離するように指針が出されておりますので、それにかかる費用でございます。

マイナンバーを取り扱うネットワークにおきましては、生体認証、本村の場合は指紋です。それを取り入れまして、データの持ち出しを防ぐ対策を行うこととしております。同時にネットワークを分離することで、不足するネットワークごとの管理サーバーの導入設定を行います。インターネット、イーメールを分離しまして、従来と同様にパソコン1台でいろんなインターネット等が閲覧できる仮想サーバー、その導入を予定しております。その経費でございます

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、仲眞議員の御質疑にお答えしていきたいと思えます。

まず初めに、中城城跡プロジェクトマップ事業の事業費の150万円の増額理由についてですが、ことしで4年目になります、プロジェクトマップ。今年度は、新たな映像と演舞を計画しております。それで、マップの制作費が増額になったために、今回150万円の増額をお願いしているところです。

それから中城城跡のイベントとして、やはり駐車場の問題とか安全性の問題を確保するため

に、シャトルバス等の乗車を考えております。

次にグスクの響き事業であります。祭りの位置づけ、それから事業費の増額、効果という3点の御質疑だと思います。御承知のとおり、中城村の三大祭りについては位置づけされておりませんが、世界遺産登録されているグスクの所在地域の伝統芸能のエイサーとか、それからファッションショーをコラボレーションしたグスクのフェスティバルとして実施しております。そのために中城城跡の知名度を高め、それから地域の伝統芸能に寄与して観光振興の促進を図るという目的でございます。

事業費の増加については、確かに前回から2倍の事業費がありますが、前回は1日を予定しておりました。今回は、2日を実施したいということで、土曜日にグスクの響きのエイサー、ファッションショーを中心に開催しまして、2日目は若者にも城跡の活用を図るためにロックのコンサートを併合してとり行いたいというふうに考えております。

それから効果としましては、これまで行政が全てイベントを実施しておりましたが、やはり一括交付金の平成33年度という期限もありまして、徐々に民間の活力を活用しながら将来的には民間で、中城城跡でイベントができるような方向に考えて、今回、ロックコンサートについては基本的なものを補助しますが、経営としましては単独でチケットを売って開催するという方向にスライドしていきたいなと思っております。

今回、民間を活用しながらのイベントになりますが、確かに行政オンリーということではなくて、徐々に民間の活力も入れながら将来的には民間に単独してイベントができるような今回、種まきという形で、表現は悪いんですが、基礎づくりとして開催させていただき思います。どうぞ御理解よろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それでは、こころのプロジェクトについての御説明いたします。

こころのプロジェクトという事業は、2007年の4月よりスタートしております。2010年までは小学生が対象でございました。2010年以降は中学生にも対象を広げております。今回、中城村では中学2年生を対象にしようということで考えております。中学校とも既にその調整は済んでおります。

あと、協定書を結んでいるかということでしたけど、協定書になるか契約書なるかは、これからになると思いますけど、まだ結んでおりません。

あと、その時間ですけど、今回、2日間で4校時を予定しております。それは、総合学習の時間を予定しておりますので、普通授業から割くわけではありませんので問題ないと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは、2回目の質疑をさせていただきます。

まず1点目の電算機器構成委託業務なんですけれども、これはいろいろセキュリティ関係の強化が大きな柱だとお伺いしましたけれども、だとしたら、これは補助金って補助ね、これも出て当然じゃないかなという話になりますけれども、これを見ると、全く国・県のあれは補助金なしです。単独の100%、村の単独事業になっていますよね、単費事業。これは、どうしてそういうことになるのか。補助はとれないのかですね、さっき企画課長がおっしゃったように、ちゃんと上からやりなさいと、強化しなさいと来ているわけですから、補助事業があっても当然じゃないかなというのを考えるのが一般的だと思うんですけども、どうしてこれが、補助金がとれなかったのかですね、その辺を。

それと、これに関してソフト関係もかなり強化されるということなんですけど、これは大変い

いことです。ぜひやらなければならないことだと思えますけれども。

それから、次の2点目のプロジェクションマッピングについての件なんですけれども、これは毎年毎年1,500万円ぐらいかかっているわけですね。どうして、そのように毎年毎年これだけの費用がかかるのか。まず一番大きく係るのは何なのか、ぜひこれは我々にも教えていただきたいです。

今、企業立地・観光推進課長は駐車場とかシャトルバスとか、そういうお話もしましたけれども、それじゃなくて根本的にこの1,500万円の中身は、何が一番経費としてかかっているのか。それがほんとに、これが改善できないのか。これは何年もやってきているわけですから、職員の中にも、こういうものをメンテできるようなものはつくっていかないと、あるいはそういうものはしっかりと、ある程度対応できて、業者の言いなりにならず、この辺のコストがはじけるようなシステムをつくっておかないと、これはどう見ても、こんなにかかるのかなという疑問が隠せないわけですよ。その辺は、どういう対応をするのかですね、またこれからも。その辺も含めて回答いただきたいと思えます。

それから、次のグスクの響きについてですけれども、これは恒例化する予定なのか。こんなにコストもかかるわけですから、それなりのほんとに効果を出さないと、ただイベントをやって入場量をふやして、入場料金だけでカバーしようなんて、そういう金額の問題じゃないと思うんですね。その辺の経済的効果も考慮しながら、そして恒例化と言うんですか、それにするならば、この三大祭りや位置づけている祭りとの位置づけを見直すのか、どうするのかというも、その辺をお伺いしたいと思えます。

それから、こころのプロジェクト、夢の教室プロジェクトですね。これは、今回いろいろお話を聞きまして、もちろん中学生に適用できる

というのはよく知っておりますけれども、これは基本的に小学校5年生に設定しているというのは意味があるわけなんですよね。小学校高学年になって、これからいろいろ羽ばたこうという、非常にタイミング的に小学校五、六年生がいいというような感じで、そういう設定されておりますので、できればそういう、やはり5年生、6年生、そして3小学校においてやっていただきたい。中学校は、今回は、ここ二、三年はできないかもしれないですけども、今まで、済みません、ここ一、二回はですね、中学校でやらないといけないかもしれませんですけども、基本的に小学校で設定しておけば、中学校でやる、ある意味、意味が全くないとは言いませんけれども、小学校でそういうちゃんとそういう夢を持って中学校で羽ばたかすと、逆に。そういうことであれば、そういう持ち方も、ちゃんと原則に基づいた設定がいいんじゃないかなと思います。今後については、そういうことはどう考えかですね。

ただ、3校でやると言いますと、コスト的にはかなりかかるとは思いますが、その辺は我々の子供たちのためですから、これは予算計上していいんじゃないかなと。コスト削減のために、中学年でやれば1回とか、そういうもので1校でやれば済むから、コスト的には楽かもしれないですけどね。やはり本来の設定された意味合いを考えますと、やはり小学校5年生、あるいは6年生で3校において実施していただきたいと、そういうのを希望します。それに対してどう考えるのかですね。

それと、さっき言ったように、これは正規の授業からとられますので、これは教育委員会、教育委員の皆さんにもしっかりと理解してもらって、学習指導要領に基づいてちゃんと支障がないとか、そういうものもちゃんとしっかり認識してやったほうがいいかと思えますけど。この教育委員の皆さんは、そういうものは全部

承知しておられるのかどうか、その辺も含めてちょっとお願いします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

総務省のほうから分離するよという指針がございますので、総務省からの補助金が当然ございます。これにつきましては、実は平成27年度の予算にも計上しておりまして、繰り越しをしまして平成28年度と今回補正をしました金額と合わせて事業を実施したいと考えております。

平成27年度の中で補助金が組まれております。さらに、ことしの9月以降にも、また、これはちょっと金額的にはまだ少なくなるんですけども、今後申請を行いたいと考えております

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたしたいと思います。

まずプロジェクションマッピングについての事業費の内訳ですが、一番費用のかかるものは委託費でございます。その中でもマッピングの制作、上映委託が約600万円を要しております。それに連携するレーザーショー、それからイベントの運営、シャトルバス、警備ということで委託費を含めると約1,100万円の費用であります。残りについては、会場内の架設費、やぐらとか舞台設置、電気工事費等々の費用で、大分事業費としては切り詰めた事業というふうに認識はしておりますが、前年度も約1,400万円かかっておりますので、去年実績同様にという認識をしております。

ただ、今年度は先ほども申し上げたとおり、4年目に向かいます今年度は新しくマッピングを制作していきたいというふうに考えております。

それからグスクの響きですが、継続するかということですが、継続してまいりたいと思いま

す。この事業については、去年から芽出した事業であります。2年度の継続になりますが、北中城村、中城村の青年が計画して実施しているグスクの響き等も関連しての関連事業であります。若者がしっかりプログラムを自分たちでつくって、自分たちで実施するという若者の祭りでございますので、ぜひ今後も続けていきたいと思っております。若者が元気になりますと、やはり御承知のとおり村も活性化し、将来のまちづくりにしっかりつなげていけるものだと思っておりますので、その辺も御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

9番 仲眞功浩議員 答弁漏れ、一つお願いします。企業立地・観光推進課長、プロジェクションマッピングについて、職員がそういう育成とか、そういうのはできないのかというのは、ちょっと漏れていると思います。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 済みません、答弁漏れですが、職員でできないのかというのは即答できませんが、課内で協議をしまして、人材育成等も含めて可能かどうか、今後検討させていただきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。教育総務課長 名幸 孝 今年度のこの事業は、中学校で行いますけど、これから小学校3校でございます。1年に、その3校にこの事業を持っていくのは、ちょっと財政的に難しいのではないかと。これから小学校については検討してまいりたいと思っております。

あと、教育委員の方にこの事業は周知されているかということですけど、教育委員会議の中で口頭では説明はしております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 じゃあまた最初から、最後の質疑になりますけれども。

企画課長、ちゃんと総務省からは補助金も出ているというふうなお話がありましたけれども、

今回出された補正予算を見た限りでは、そういうちょっとあれが判断できなかったので、ここに全くないですよ、財源として計上されていませんので。単独、持ち出しでも、これは2,700万円ですか、載っているものだから、そういう。これは何%ぐらい補助が出るのかですね、その辺ちょっと、できればデータをお持ちでしたら、ぜひ伺いたいと思います。

それから、その辺まだ機器も、ハードウェアも大事ですけども、ソフトウェアも非常にまた大事。ソフトウェアのほうに逆にセキュリティ関係から言いますと大変重要になってきますので、その辺も含めてしっかりとした対応をお願いしたいと思います。

そこら辺については、また次回の一般質疑でもセキュリティ関係、以前にもお聞きしましたですね、その辺の総括も含めて質疑したいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

それから、プロジェクションマッピングについてお伺いします。やはりお金はかかり過ぎると思うんです。委託費用が1,100万円、毎年毎年これぐらい出ていますよね。これは、企業立地・観光推進課長もおっしゃるように一括交付金が出ている間はいいでしょうと、最大ね。だけど、これがずっと出ているかというのも一つの疑問ですし、またそういう毎年毎年やるお祭りのなものに対して、一括交付金が果たしてこれに継続して使える代物なのか、この辺も非常に私は疑問に感じております。やはり一括交付金に対する風当たりと言うんですかね、ちゃんと本当に役立っているものか、ちゃんと将来的につながるものなのかですね、こういうお祭りに消えてなくなるようなものに対しては、だんだん査定が厳しくなっていくということが、これは目に見えておりますので、その辺も含めて1,000万円以上もかかっているメンテナンスについて、職員がどれぐらい対応できるのか。

あるいは、ぜひこういうものは若者たちの得意とするところなんですよ。だからそういう人材育成というのが、非常に大事になってくるんじゃないかなと思います。ぜひ情報処理関係に人材育成、これは前から私は口を酸っぱくして言っていますけれども、ぜひ実現させていただきたいと思います。

それから「夢の教室」ですね、これは今、教育総務課長は3校で1回にやるというのは非常に難しいと、財政的に厳しいとおっしゃいましたけれども、これは1校でやるというのは非常に、ちょっといびつなものになるんじゃないかなと、どうして向こうがやって、こっちはやってくれないのかという。ある意味、1カ所の学校に集めて、3校の5年生全部やるかと、そういう話になってしまうと思うんですけども、その辺ですね、ぜひ工夫して1校の生徒が、この1年1回、1校の生徒しかできないとか、やはりこの年来るんだったら、3校の子供たちが必ず同時に受けられるということをやっていたきたいと。そういう学校別に1カ年ごしにやってしまうと、受けられない子供が当然出てくるわけですから。また、中学校で、これを開催しないといけなくなるというような事態も当然、中学校からのニーズも起こってくる可能性もあるわけですよ。我々は小学校時代に受けていないから、受けられていないから、ぜひとも受けさせてくださいということになると、逆に、これはコスト的にどうですかね。あるいはほんとの意味での夢、そういうものに対してのあれというのは、やはり小学校全児童に、あるいは小学5年の学年に、これをしていただきたいと思います。コストについては、少々かかってもいいじゃないですか。その辺は、どうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

総務省のほうから補助金をいただけるんです

けれども、国におきましては、こちらのほうで行う改修事業に対しまして、全て補助対象経費にしているようなものではございません。逆に、補助対象経費になっているものが少ないような感じがいたします。

補助率につきましても何パーセントというような示し方ではなくて、中城村に対してはこれだけの配分をしますというふうなことで来ている状況でございます。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えします。

先ほども人材育成については、職員が対応できるのかどうか検討しなければならないと思いますが、まずイベントについての継続性については、将来的に観光振興の観点から継続させていただきたいと思っております。

マッピング制作については、当初から大きな課題ではありますが、職員が可能なのか再度検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。教育総務課長 名幸 孝 それでは、お答えいたします。

教育委員会でも、できれば1年で3校同時に開催したいとは思っております。これから財政とも調整しながら、できるだけ1年で開催できるように調整していきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 以上で、仲眞功浩議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩（12時13分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

午前中に引き続き、議案第36号についての質疑を行います。

休憩します。

休憩（13時31分）

~~~~~

再開（14時08分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは、議案第36号平成28年度中城村一般会計補正予算（第3号）について質疑をします。

1点目です。29ページです。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、17節公有財産購入費です。久場前浜原線購入費ということで650万4,000円が計上されています。これは平成28年度、何名かの地権者の反対がありまして、ルートの変更もあり得るということがありましたけど、地権者の了解を得られましたか。

次、2点目です。31ページです。8款土木費です。4項都市計画費、3目公園費、11節建物修繕です。31万3,000円計上されていますが、どこを修繕しますか。

次、3点目です。35ページです。10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、13節委託料です。先ほどもありましたけど、こころのプロジェクトですね、「夢の教室」です。どういった目的で実施しますか。

次、4点目です。37ページです。10款教育費です。5項社会教育費、1目社会教育総務費、8節の報償費です。70万7,000円の減額でしたけど、どういった理由で減額したか、その説明をお願いします。

5点目です。38ページです。10款教育費です。6項保健体育費、3目公園施設費、18節備品購入費です。27万円の内容ですね、どういった内容に使うか、その説明、お願いします。以上、よろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。道路新設改良費の17節691万7,000円、これは

久場の前浜原線の用地買収で、今、3名ですね、まだ未同意で動いていない場所があります。今回、用地の購入部分が600万円、補助で足りなくてですね、一般会計で歳入として審議させてもらっています。

それと、次の31ページ、公園費、修繕費、建物31万3,000円、これについては新垣と北上原のトイレの修繕になっています。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。
教育総務課長 名幸 孝 それでは、お答えいたします。

今回、「夢の教室」ということで中学校に夢先生を派遣することになっています。この事業の目的としましては、一人でも多くの子供たちに夢を持つすばらしさを伝えたいと、そんな思いから誕生した事業であります。実際どんなことをやるかと申しますと、元オリンピック選手とか日本代表選出に、自分の体験談とか実技等を行い、子供たちに夢を持ってもらう事業でございます。今回、中学校2年生を対象に2名の夢先生と、2名のスタッフを派遣する予定でございます。この事業を行うことで、中城村から日本代表選手かオリンピック選手が選出されるようになればというふうに思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。
生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。
37ページ、報償費のマイナス70万7,000円につきましては、1節の報償費への組み替えとなっております。理由としまして、支援員1名が常勤同様の勤務状態となりましたことから、保険適用となるため組み替えとなっております。

続きまして、38ページ、公園施設費の備品購入費につきましては、野球場の老朽化したベンチを撤去いたしましたので、本施設におきましては屋根付きのベンチがないと利用者の不便になるということから、仮設用として屋根に値する運動会用テント、1塁側、3塁側の2張を購

入する予定でございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 1点目のほうです、きょうもらった資料からですけど、平成29年度の完成を目指すとありますけど、地権者のそういった同意とか、やられているでしょうか。

それから2点目の久場地区の遊具等があります。その対応は、どのようになっていますか。

それから3点目です。「夢の教室」ですけど、正規の授業で、これは2コマを活用して、それから90分間を利用して行います。時間配分は変則的で、前半35分、それは体育館で実技をして、後半はトークで、大体時間55分の配分ですね。それで、どういった方々、先生を予定していますか。そして来年度も、これ実施しますか。

次、4点目の減額をやられていますけど、今、久場の公民館ですけど、夏休みですけどね、学習支援ということで子供たちに元中城南小学校の大城先生を中心に、子供たちに宿題とか教えています、夏休み期間ですね。それで、貧困対策という事業がありますけど、こども食堂とかをやる計画でありますけど、こういった先生方に、そういった報酬とか支払うことは可能でしょうか。

次、5点目です。備品購入費としてテントを購入とありましたけど、野球場のベンチにテントを置いて、それで風とか吹いた場合に、選手に危険性がありますけど、そういった対策はどのように考えていますか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(14時17分)

~~~~~

再開(14時17分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

もう一回、質疑で。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 きょうもらった資料では久場前浜原線ですけど、平成29年度に全部終

わるということがありますけど、そういった今の地権者の、ほかの方々も同意を得られているでしょうかという質疑です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

地権者は、現在、3人の方は交渉中で、まだ合意には至ってないです。あとの地権者については、同意をもらって補償交渉も終わっていますので、今年度発注をしまっています。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

今、この事業を請け負ってもらおうところがJFAというところがございますけど、そこの調整では午前中1時間、午後1時間の2日の予定で今、調整しております。

どういった選手を派遣するかにつきましては、まだこちらから指名はできないということで、近づいてからの氏名の公表となっております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。  
生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

まず、生涯学習課において取り組んでおります事業として、貧困対策の子ども居場所づくり事業ということで実施させていただいております。今、議員の話にもありました久場の取り組みにつきましては、実施していこうという方から私に直接電話がありまして、今週、話し合いを持つ予定でございます。取り組みとしましても学習支援と居場所づくり。地域の居場所づくりとしての取り組みとしては、学童的なものなのかということでお話を聞いて、役場として、生涯学習課として協力できるところは協力していきたいと考えております。

それにつきまして、いろんな手当等、公金で出せるかということにつきましては、内容も確認した上で、こちらは今、貧困事業でやっている事業でございますので、直接貧困事業とか

かわらない事業については支出できるという認識は持っておりません。

あと一点、ベンチの仮設テントにつきまして、先ほども申し上げましたけれども、利便性の向上を図る目的として、ないよりはもちろんあったほうが利便性が高くなりますので、その際は危険性については全くないとは申し上げませんが、通常、運動会用のテントの使用のときと同様に土のうを設置したり等、危険度を下げようような取り組みをしまいたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 追加の答弁がありますので、教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 先ほど議員から来年もこの事業を行うかということがありましたけど、教育委員会としては要望していきたいと思うんですけど、財政との相談で、これから交渉してまいりたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 1点目ですね、前ですけど、現在、市街化調整区域を市街化区域に編入することで住宅建設が可能になることからということですね。そして土地の評価も上がり、さらに土地の利活用という点でさまざまな可能性が広がり、大きなメリットになりますとありました。今後は、そういった対応ですか、市街化編入を進めていくわけでしょうか。

次、2点目です。ちょっと2点目のほうですけど、久場地区の児童公園ですね、現在遊具がないです。ないと言うよりも、ブランコやシーソーもなく、それで滑り台も腐食をしています。そういった第一公園、児童公園の遊具の修繕とか、どのように考えていますか。

次、3点目です。「夢の教室」ですけど、今度、中城中学校の3年生の儀間永世（ぎまながせ）君が沖縄県中学校陸上大会で沖縄1位になり、それで沖縄県代表で中学校の陸上大会で2位という成績を残しています。それで、高校生

でも中部商業の西波照間匠（にしはてるまたくみ）君、彼が4メートル90を飛んで、高校でもチャンピオンになって、九州でですね。それで、今回の澤野大地さんが、オリンピックの記録ですけど、5メートル70です。あと、約70センチ飛んだらオリンピック選手も夢ではないです、有望選手。それで、サッカーもあるんですけど、来年度は、それと有森裕子さんとかですね、元オリンピック選手を呼んで、子供たちにほんとに夢を与えるようなことをやりたいなと思っているんですけど、そういった方々を呼ぶことも可能でしょうか。

次ですね、4点目です。公民館を活用しての、そういった指導者の方々がおりますけど、この方々から、ちょっと不安があるということなんです。もし万が一、公民館で子供たちを指導した場合に、事故の問題ですね。子供たちが、事故が起きた場合、誰が責任を持つとか、それから指導者が訴えられないかという、そういった懸念をしています。そういった不安があるというのがあったものです。公民館を活用しての、もし子供たちを指導した場合の、そういった損害賠償保険とか傷害保険とか、ありますか。

次に、中城村ではプロ野球の多和田真三郎さんが投手で、現在6勝も上げて活躍もしています。子供たちに夢を与えていますので、それでベンチがないと今、少年野球大会とか各種の大会など、それから中学校の部活動や育成会の子供たちとか、夜は地域の青年会が野球のサークルとかを実施しています。テントではなくて、そういった正式なベンチがつくれないものか。以上、お願いします。

議長 與那覇朝輝 議員に、予算案に基づいて質疑をお願いします。内容が外れているものもありますので、絞ってお願いします。

それでは、都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今、2つの質疑がありましたのでお答えしま

す。市街化編入を進めるかという話ですけど、この件については3月定例会でもヨシ子議員に、当面は市街化区域についてはとめて、道をあけてから、開通してから地域住民ともう一回話し合いをして、市街化編入に持っていきましよう。今の段階は、市街化調整区域で特定保留に指定されています。

それと遊具の話ですけど、これは一般質問と同じ答弁になりますけど、今回、遊具については、これも6月定例会に貞則議員に答弁しましたけど、単費施工というのは厳しいということで、公園の長寿命化で平成29年度に行っていきたいという答弁をしています。今回も同じ答弁になりますけど、きょう、県の都市モノレール課に来年の概算要求をですね、6つの児童公園をきょう上げて、それは、この児童公園の予算が決定するというのは12月ごろになりますので、今のところは児童公園の修繕についても要求はしています。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 それでは、お答えします。

夢先生の指名ができるかということでありまして、こちら希望を申すことはできますけど、これが通るということは限りではありません。その方を指名することはできない状況にあります。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で、新垣貞則議員の質疑を終了いたします。

ほかにありますか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第36号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討  
論を終わります。

これから議案第36号 平成28年度中城村一般  
会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第36号 平成28年度中城村一  
般会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決  
されました。

休憩します。

休 憩(14時30分)

~~~~~

再 開(14時40分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、日程第4 議案第37号 平成28
年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第
1号)を議題とします。

本件については9月9日に説明を受けており
ますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩(14時41分)

~~~~~

再 開(14時43分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質  
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま  
す議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第37号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討  
論を終わります。

これから議案第37号 平成28年度中城村国民  
健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決い  
たします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第37号 平成28年度中城村国  
民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案  
のとおり可決されました。

日程第5 議案第38号 平成28年度中城村後  
期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議  
題とします。

本件については9月9日に説明を受けており  
ますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質  
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま  
す議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第38号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討

論を終わります。

これから議案第38号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第38号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第39号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件については9月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(14時46分)

~~~~~

再開(14時47分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第39号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第39号 平成28年度中城村土地

区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第39号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第40号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件については9月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第40号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第40号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第40号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は原

案のとおり可決されました。

日程第8 議案第41号 平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件については9月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(14時51分)

~~~~~

再開(14時51分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第41号 平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号 平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第42号 平成28年度中城村水

道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件については9月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(14時53分)

~~~~~

再開(14時57分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第42号 平成28年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号 平成28年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第44号 ハブ対策防除壁整備工事請負契約を議題とします。

本件については9月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（14時59分）

~~~~~

再開（15時04分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第44号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第44号 ハブ対策防除壁整備工事請負契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第44号 ハブ対策防除壁整備工事請負契約は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。御苦勞様でした。

散会（15時05分）

## 平成28年第5回中城村議会定例会（第6日目）

|                                                 |                 |                      |                                    |         |
|-------------------------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成28年9月9日（金）    |                      |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成28年9月14日（午前10時00分） |                                    |         |
|                                                 | 散 会             | 平成28年9月14日（午後1時44分）  |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>（ 出 席 議 員 ）                      | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄              | 9 番                                | 仲 眞 功 浩 |
|                                                 | 2 番             | 比 嘉 麻 乃              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良              | 11 番                               | 新 垣 徳 正 |
|                                                 | 4 番             | 外 間 博 則              | 12 番                               | 新 垣 博 正 |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏              | 13 番                               | 仲 座 勇   |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則              | 14 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章                | 15 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝              | 16 番                               | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                      |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 5 番             | 仲 松 正 敏              | 6 番                                | 新 垣 貞 則 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典              | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                                 | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄              | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 新 垣 親 裕              | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 仲 村 盛 和              | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏 |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人              | 教 育 総 務 課 長                        | 名 幸 孝   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌              | 生 涯 学 習 課 長                        | 金 城 勉   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三              | 教 育 総 務 課<br>主 幹                   | 安 田 智   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治              |                                    |         |



## 議 事 日 程 第 4 号

| 日 程 | 件 名                                     |
|-----|-----------------------------------------|
| 第 1 | 認定第 1 号 平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算認定           |
| 第 2 | 認定第 2 号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定     |
| 第 3 | 認定第 3 号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定    |
| 第 4 | 認定第 4 号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定    |
| 第 5 | 認定第 5 号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定   |
| 第 6 | 認定第 6 号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定 |
| 第 7 | 認定第 7 号 平成27年度中城村水道事業会計決算認定             |
| 第 8 | 議案第43号 平成27年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分         |
| 第 9 | 議案第45号 久場前浜原線建設工事（2工区）請負契約              |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。それでは、これから本日の議会を開きます。

(10時00分)

日程第1 認定第1号 平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算認定を議題といたします。

本件については9月12日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

まず、歳入についての質疑を中心にお願いたします。

質疑ありませんか。

休憩します。

休憩(10時03分)

~~~~~

再開(10時29分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかにありますか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

次に歳出における質疑を行います。質疑は款別に行います。歳出1款に対する質疑ありましたら、お願いいたします。

1款は総務委員会所属になっておりますので、所属委員以外の方、お願いいたします。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

次に歳出2款に対する質疑を行います。

仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 それでは、認定第1号平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

まず58ページです。2款1項1目1節で、報酬で公用車運転手兼秘書業務嘱託員報酬143万円2,800円計上されておりますけれども、この嘱託員の業務の内容、それから雇用形態はどのようになっているのか伺います。

それから68ページ、これも2款ですね、1項5目19節負担金、補助及び交付金で人材育成補助金465万1,552円が計上されておりますけれども、具体的にどのような事業に使用されたのか、お伺いします。

それから3点目に、これは70ページ、これも2款です。1項5目19節の、これも負担金、補助及び交付金で、中城村観光推進協議会補助金、これが1,530万8,514円計上されておりますけれども、どのような事業が行われて、どのような成果が得られたのかです。これは、成果表に報告されておきませんので、内容がよく、どういうことが、事業が行われたのかわからないところがありますので、それについてお伺いします。

それから、この件に関しては122ページの7款にもありますけれども、この商工費にも全く同じ名義で28万4,012円が計上されているんですよ。これとの関係は何か、どのようになっているのか。関係あるのかどうかも含めてお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 仲真議員の御質疑にお答えいたします。

今、報償費の公用車運転手兼秘書業務についてなんですが、嘱託員でございます。これは嘱託員で、村長の専用車運転手と、あと村長の日程、あるいは総務の業務というふうな業務でやられております。

出勤は、通常職員と同一出勤で対応しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

人材育成事業補助金465万1,551円についてでございます。補助金につきましては、本村の児童生徒などが学術文化、スポーツ活動などにより、県外等へ派遣される場合に補助金を交付し、保護者の負担軽減を図るとともに児童生徒などの活躍を応援しているものでございます。

次に、中城村観光推進協議会への補助金についてでございます。平成27年9月に中城村観光推進協議会としまして、和宇慶護佐丸太鼓並びに獅子舞保存会とともに本村の観光振興及び国際交流を目的に、アメリカ合衆国ハワイ州へ行ってまいりました。そのための補助金でございます。毎年9月にハワイのほうで開催されておりますハワイ沖縄フェスティバルに、護佐丸太鼓と獅子舞がコラボで演舞を披露しております。あわせて会場内におきまして、本村の観光パンフレットの配布を行いまして、沖縄及び中城村、世界遺産中城城跡のピーアールを行ってまいりました。

また、ハワイ沖縄連合会や中城村人会との交流を行い、本年、来月に開催されます世界のウチナンチュ大会及び中城人（ナカグスクンチュ）交流会への参加を呼びかけてまいりました。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 その前にちょっといいですか。

議長 與那覇朝輝 122ページとの関係。

9番 仲眞功浩議員 これは、じゃあ今の話は全く関係ないわけですね。わかりました。聞かれたら、ちょっとその辺は関係ありませんと言ってほしかったんですけど。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 はい、わかりました。

囑託員については、通常一応8時間勤務ではあるというふうな形で、これは囑託員ということでした。

それから人材育成というのも、そういうスポーツ関係とか、あるいはそういう派遣とか、そういうものに活用していると。自分としては、もっとそういうほかの事業をやっているのかなという感じ、人材育成だからね。また別の意味での、そういうふうに思ったんですが。

次の観光推進協議会のですね、この辺、こう

して説明を受ければわかるんですけども、どうして成果表には載せてないのか。ないですよ。だから1,500万円も支出しているのに、何をやったのかなと。それは、どういう成果があったのかなというのも全くわからないわけです。そういうのをちゃんと載せていただければ、ちゃんとやっている、すばらしい事業をやっているのに載せないというのは、どういうわけだ。

そういうことがあるから我々は、こういうところで聞かなければならないはめになるわけです。私はこれを聞いて、自分自身恥ずかしい思いをしていますよ。こんなあれで、聞くまでもないのに、何で、このすばらしい事業とか成果を上げているのに、そこでわざわざ質疑しなければならぬかというのは、これはですね、ちゃんとこういう成果とか、やった事業内容というのは我々にですね、決算の場合に渡す成果表として上げていただければ、わざわざここで聞くような、聞くまでもない話なんですね。以後そういうことを、ちょっと気をつけていただけないですかね。我々もこんなのを、わざわざこっちで聞いて、何やこれと、自分自身がこんな質疑しなくてもいいんじゃないかということもありますから、ちゃんと成果というのは示していただきたいと思います。以上です。

あと、ひとつよろしくお願いします。

議長 與那覇朝輝 以上で、仲眞功浩議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。続きまして、歳出3款に対する質疑を行います。

休憩します。

休 憩（10時40分）

~~~~~

再 開（10時50分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

次に、歳出4款衛生費に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

次に、歳出5款労働費に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

次に、歳出6款農林水産事業費関係の質疑を行います。

休憩します。

休憩(11時03分)

~~~~~

再開(11時12分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

次に、歳出6款農林水産事業費関係の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

10分間休憩します。

休憩(11時12分)

~~~~~

再開(11時22分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、歳出7款商工費に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩(11時23分)

~~~~~

再開(11時38分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出8款土木費に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩(11時39分)

~~~~~

再開(11時41分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出9款消防費に対する質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出10款教育費に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩(11時43分)

~~~~~

再開(12時01分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

次に、11款、12款、13款、14款に関しましては、費目存置がほとんどで公債費だけが支出がありますけど、一括してやりたいと思いますの

で、11款、12款、13款、14款は一括で質疑お願いいたします。

(「進行」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 進行いたします。「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号 平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算認定は、総務常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第1号 平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算認定は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

休憩します。

休 憩 (1 2 時 0 3 分)

~~~~~

再 開 ( 1 3 時 3 0 分 )

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第2 認定第2号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件については9月12日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は、文教社会常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第2号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は、文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第3 認定第3号 平成27年度中城村後

期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題といたします。

本件については9月12日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第3号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は、文教社会常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第3号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は、文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 認定第4号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題といたします。

本件については9月12日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第4号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、建設常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第4号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 認定第5号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定を議

題といたします。

本件については9月12日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第5号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第5号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 認定第6号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定を議題といたします。

本件については9月12日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第6号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第6号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 認定第7号 平成27年度中城村水道事業会計決算認定を議題といたします。

本件については9月12日に説明を受けており

ますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第7号 平成27年度中城村水道事業会計決算認定は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第7号 平成27年度中城村水道事業会計決算認定は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第43号 平成27年度中城村水道事業未処理分利益剰余金の処分を議題といたします。

本件については9月12日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号 平成27年度中城村水道事業未処理分利益剰余金の処分は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第43号 平成27年度中城村水道事業未処理分剰余金の処分は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第45号 久場前浜原線建設工事(2工区)請負契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第45号 久場前浜原線建設工事(2工区)請負契約について御提案申し上げます。

議案第45号

久場前浜原線建設工事（2工区）請負契約について

久場前浜原線建設工事（2工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 : 久場前浜原線建設工事（2工区）
2. 契約の方法 : 指名競争入札
3. 契約の金額 : 金75,732,840円
- うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 : 金5,609,840円
4. 契約の相手方 : （株）新栄組・（有）仲建設工業 特定建設工事共同企業体
- 代表者 住 所 沖縄県中頭郡中城村字津覇644番地2  
名 称 株式会社 新栄組  
氏 名 代表取締役 新垣 榮範

平成28年9月12日提出

中城村長 浜田 京介

理 由

久場前浜原線建設工事（2工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

請負契約書の写し、入札結果調書、図面などが添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（13時41分）

~~~~~

再 開（13時42分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第45号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号 久場前浜原線建設工事
(2工区)請負契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第45号 久場前浜原線建設工事(2工区)請負契約は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。御苦勞様でした。

散 会 (1 3 時 4 4 分)

平成28年第5回中城村議会定例会（第19日目）

招集年月日	平成28年9月9日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成28年9月27日（午前10時00分）		
	散会	平成28年9月27日（午後2時20分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	仲真功浩
	2番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣徳正
	4番	外間博則	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	5番	仲松正敏	6番	新垣貞則
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	新垣親裕	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	仲村盛和	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主幹	安田智
	健康保険課長	比嘉健治		

議事日程第5号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に金城 章議員の一般質問を許します。

7番 金城 章議員 おはようございます。簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

大梓1番、歴史の道(ハンタ道)の管理についてであります。ハンタ道の管理状況はどうなっているのか。南上原地区のハンタ道への街灯設置について予定はあるか。これは南上原地区ではいがいとハンタ道での散歩、朝夕のちょっと暗い時期に散歩する方が多くて、ぜひ街灯設置の願いがありましたので、ちょっと聞いています。樹木が枯れ、倒木のおそれの箇所があるが、その対処はどう考えているか。

大梓2です。南上原区画整理地域について。

南上原住民より公的施設の設置の声があるが分所的な考えはあるか。整備地区内の管理について各地権者への対応はどのように行っているか。公園内に樹木等の植付、それと休息所等のない箇所がありますが、その設置の考えはあるかどうか。

大梓3、道路行政について。安里地区の潮垣線と安里中央線の交差点改良について今後どう考えるか。潮垣線の改良計画はあるか。これはの関連で、潮垣線の各交差点で少し改良計画とか、また道路計画、その延長、道路計画があるかどうか。泊から南浜までの潮垣線がありますので、そこの計画をお願いします。安里中央線から国道329号への出口に信号機があります。そのセンサー設置は考えていないか。出口センサーですね。これも以前にも質問しましたけれども、その回答がまだ返ってきておりませんので、ぜひよろしくお願いいたします。

大梓4、庁舎建設についてであります。庁

舎建設の進捗状況はどうか。23日に住民説明会が終わりまりましたけれども、そのことも踏まえながらの答弁をできましたら、よろしくお願いいたします。

大梓5、事務委託者契約についてであります。今後、この事務委託者契約の見直し、改善の計画の考えはあるかどうかです。よろしくお願いいたします。また再質問で質問したいと思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをしたいと思います。

大梓1番につきましては、教育委員会と都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。大梓2番につきましては、総務課のほうと都市建設課。大梓3番につきましては、都市建設課と住民生活課。大梓4番、5番につきましては、総務課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の庁舎建設について。先週、住民説明会、報告会を行われたところでございますので、少し所見を述べさせていただきますけれども、その場でもお話をさせていただきましたが、結論から申し上げますと、現在、絞り込んだ地域に庁舎建設するにはいろいろな意見はございましたけれども、そこで進めさせていただきたいと。そして、いろいろなその津波も含めた災害、利便性、全てを網羅した形で安心して住民の皆様にも利用できるような、そんな庁舎を目指していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。金城 章議員の御質問大梓1の について、お答えします。

ハンタ道については、教育委員会が文化庁の補助により整備し、国の史跡指定文化財となった区間(新垣区間、ペリーの旗立岩、伊舎堂区

間)につきましては、生涯学習課で年2回、草刈りを実施し、管理しております。その他の区間は、都市建設課で、村内全域の除草・草刈作業の中で対応しております。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 おはようございます。大枠1の と大枠2の 及び大枠3の について、お答えいたします。

大枠1の について。先ほど教育長からもありましたように村全体を含めて、年2回作業しています。除草作業と、生涯学習課の護佐丸ウォークラリーが実施される前に除草作業を行っています。 について。28年度設置予定で、作業を進めています。ハンタ線は、全長2.4キロありますので、29年度を予定をしています。

について。村道の植栽、樹木であれば、村が撤去や植えかえをします。個人敷地からの倒木であれば、地権者へ対処をお願いしていますが、連絡がとれない方であれば、村が対応することもあります。

大枠2の について。面整備が終えている箇所については、使用収益開始を通知し、受け取ったときから、地権者の管理となります。

について。近隣公園を含め、5カ所の街区公園が整備されていますが、そのうち休憩所等がある箇所は公民館前の公園とちゅらばる公園を除いて、設置されています。この公園の設計にあたっては、地域住民を含めてのワークショップ方式で意見を反映し公園設計を行い、整備した公園であります。植栽、樹木等についても住民の意見を反映してできた公園です。

大枠3の について。現在交差点改良の計画はありませんが、今年度中に3カ所(吉の浦線、潮垣線、屋宜被留線、安里中央線)の交差点の表示を改修予定です。ただし安里中央線の交差点については、28年7月に一時停止する箇所にポストコーンで改良しましたが、安里自治会から宜野湾署に一時停止の規制位置の変更要請さ

れていることから、その結果が出てから、対応を考えています。 について。議員も御存じのとおり村道潮垣線では、北浜～奥間にかけて、交通安全対策工事として、歩道を片側カラー化していますが、道路そのものの改良計画はございません。以上です。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 おはようございます。私のほうから大枠2の と大枠4、5について、お答えいたします。

大枠2の について。分所的施設を南上原地区に設置の考えはないかという御質問ですけれども、現在役場本庁建設を進めている段階で分所的な計画は今のところございません。しかしながら、2万人を超えた本村において南上原地区が35%を占めていることを考えますと、今後、公的施設は今後検討していかねばならないというふうには考えてございます。

それから大枠4の について。7月25日に議会議員の皆様に建設場所について御説明をいたしました。その後建設場所の地権者及び関係者と面会し、建設場所の経緯を説明し、御理解を得る作業を現在行っているところでございます。先ほど村長からもございましたが、23日には、その場所の経緯を、住民説明会という形で説明をいたしました。今後は都市建設課のほうで、基本設計、実施設計の発注準備を進めていただきまして、年内には委託業者を決定する予定でございます。

それから大枠5の について。事務委託者契約については、中城村事務委託要綱に基づきまして契約しております。毎月5日と20日には事務委託者会を招集し業務運営の円滑を図っているところでございます。契約は自治会からの推薦書により村長が認める者と契約することが基本となっています。そういう意味でも契約方法に何ら支障がないので、今御質問の見直しについては今のところは考えてございません。以上

です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

住民生活課長 仲村盛和 それでは金城 章議員の質問の大枠3の について、お答えします。

宜野湾警察署に確認したところ、センサーは基本的に信号機の新設と同時に設置するため、信号機の設置については、安里中央線側の交通量や国道への渋滞の影響などさまざまな要因を調査して設置の必要性を判断することになる。という旨の回答を宜野湾警察署のほうから得ています。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 それでは大枠1番について、ちょっと再質問させていただきます。

ハンタ道の状況は、ウォーキングの前と年2回、除草作業とかをしていらっしやると。その間は、実際、除草もされていなくて、石畳なものですから、滑る地域も意外とあるものですから、そういう滑って転んだということがあって、そういう管理状況のこともそれで質問しました。このウォーキング、護佐丸のウォーキングとか、何か行事の前ではなくて、どうにかこの管理体制、除草もわかりですけども、そこをどうにかうまいことに管理ができないか。またこの南上原から城跡までですので、そこもしっかりした管理はしないとまたせっかくの歴史の道が散歩もできなくなるということになりますので、今、里道が多いのは先ほど話した の南上原地区が一番利用度が高くて、街灯設置もお願いしています。これも課長からいい答弁をいただきまして、本当によかったと思っております。29年度には設置できるということですので、朝夕の暗い時期に、私が現場行きましたら10時ごろでもまだ散歩している方が多いですね。やはり街灯がないと危ないですので、ぜひ29年には早目に設置をお願いします。この倒木とか、枯れ木ですね、これがやはり山の開発によって、木が

生育しないのかなと思う地区もありますけれども、そこもぜひ枯れている木はちょっと植えかえしたほうが、緑地的な関係上、いいのではないかと考えております。その検討もぜひよろしくをお願いします。その樹木の枯れているところ等の植えかえ等の計画等はどうかね。ありますかね。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

南上原の土地区画整理地区内のハンタ線については、枯れている木は今40本ぐらいありますので、それについては植えかえはしますけれども、消防学校後ろの歴史の道（ハンタ線）については、個人敷地からの倒木ですので木の植えかえは今のところ検討はしていません。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 枯れている木の植えかえは、ぜひ早目に行って、また良い散道ができることを願っております。

続きまして、大枠2、南上原区画整理地域ですけれども、この公的施設ですね、南上原の以前から私が要望をしているものでありまして、前回の議会で石原昌雄議員に対して、児童館等施設の設置を考えていきたいという話もありましたけれども、ぜひ本当に今、まだ土地改良をしていない、ユニオンの近くの交差点から入って、高橋公園ですか、その角のほうに今あいている敷地が、琉大の敷地があると思うんですけども、まだ整備をしていない。そこを購入して、この公的施設をつくれぬものかどうなのか、まだ整備が未完成ですので、そこを話し合って、この施設というのは児童館なり、そういうのは一括交付金で考えれば、何か設置できるような施設をどうにかつくれぬものなのか。そこを以前からそういうふうな話を児童館とかそういう話をしてはいますけれども、そこに仮出張所も兼用して、分所的な出張所も一緒に組み

込んでの県道をちょうど中心ぐらいですので、いいんじゃないかなと思うんですけども、どうですかね。考えありますか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉忠典。

副村長 比嘉忠典 ただいまの質問ですが、区画整理区域内で一括交付金で用地を購入し、児童館、それから分所的な施設をつくれないう御質問ですが、この件については、まだ先ほど総務課長からの答弁がございましたとおり、分所的な施設についても考えておりません。それで一括交付金で、用地の購入についても、今、村、執行部の中でも議論として上がっておりませんので、今後対応できるかどうかについては考えていきたいと思えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 この区画整理が終わってからでは、もう予定をしておかないと遅いんじゃないかなと思って今提言しているんですけども、まだ一括交付金がある間に、ぜひそういう施設の名目をつけて、ぜひ早目の設置をしないと南上原ではもう民間の売買が村の処分の金額の倍ぐらいの値段になっておりますので、そこでもう統制で全部終了した後ではまたこの購入金額も全然まだ準備ができないような気がしますので、これも早目早目の計画で、もしできましたら、それで一括交付金で多分購入できる施設を考えていただきたいと思えます。

についてであります。整備地区内の各地権者のやはり管理が余りにもこれもずっと以前から今回で3度目ですか、4度目ですかね、質問をしていますけれども、やはりまだ利用していない方々の利用度をせめて地権者によるいつも言う回答ではあります。どうかこの地権者を道路側とか、この隣地側はどうしてもやっていただかないと、この隣地の方々から苦情があると思えます。それもぜひ対応していただきたい。

次に、 の公園。これはいま一番問題になっ

ているきょうの後の質問の別の議員が出ますけれども、いつもここだけは手入れが行き届かない地域ですね。この公園はちゅらばる公園ですか、ほとんど雑草、遊具は意外といい遊具がそろっていますね。この遊具を利用する子供たちのために影が必要ではないかと思うんです。向こうに行きましたら、影ひとつない、木もちょっと枯れかかっている木が何本かあるだけでありまして、遊具はしっかりした遊具がそろっていますけれども、雑草も生えて、それも生い茂ってですね、そこが利用できないと、それに休憩所もないと、ワークショップでの近隣等打ち合わせはしましたけれども、ぜひ現状を見ての対処、これはぜひ図るべきではないかと思っています。その件はまだどうですかね、課長。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

ちゅらばる公園について、議員が指摘のように芝生、雑草が生い茂って、年に四、五回しても間に合わないという現状があります。この公園については、吹き付け芝を行ったせいで雑草が多く入っていますので、その辺も改良していきたいなと思っています。ただ、今の休憩所ですか、あずまやみたいなのをできないかという質問ですけども、この辺は今後、公園利用状況を見ながら芝生の張りかえをして、状況を見ながら予算計上をできるかどうかとも検討をしながらやっていきたいと思えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 南上原公園内でここだけです。休憩所等に陰がない公園というのは、ぜひこれは考えていただきたいと思えます。

続いて、安里中央線ですね、先ほど課長から交差点の改良がありましたけれども、これはもう一度、改良の部分だけ安里中央は今自治会から先ほど、課長が話をしましたとおり、この優先の変更ですか、そこを公民館に出しているん

ですけれども、ぜひこれは進めたいと。本議会でも別の議員から質問があって、休憩中でありましたけれども、課長答弁してありましたけれども、潮垣線の交通量は減らしたいという話もしていらっしやいました。交通量を減らすためには、意外と制限を設けないと交通量は減らないですね。これはちょっと別の地域ではありませんけれども、新興住宅街で通り抜けの道路をつくられた地域があるそうでありまして、そこはこの新興住宅をつくったときは、交差点は幾つもあるんですけれども、接道からの通り抜けの車が多かったらしいです。しかし、この住民からの陳情で各交差点に800メートルで8個か10個ぐらいのとまれの表示をつけたらしいですね交差点に。そしたらこの通り抜けの車が半分激減したそうでありまして、この潮垣線はこの通りの台数も多くて、また台数だけに限らずスピードがすごいですね。国道並みのスピードで通り抜けるものですから、交差点でもとまりません。それを制御するためにも、ぜひこの優先権の設定は、ぜひ安里地区でも本当でしたら、この潮垣線の交差点、とまれの標識で通過の注意を促すような設定をしたら、通り抜けの車が少なくなるんじゃないかなと思うんですけれども。これもまた今、サンライズ構想で練っている329号バイパスができ上がるまでといっても、まだ何十年もかかるかもしれませんので、住民生活には欠かさない交通事故ですね、その対処はぜひやっていかないといけないんじゃないかなと思っておりますので、早目に進めていただきたいと。もう一度、この場所だけでもちょっと聞き漏らしましたので、交差点の改良計画、補正で上がっていましたけれども、場所だけ安里中央とあと2カ所を聞き漏らしましたので、もう一度お願いできますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。
今回の補正で上がった交差点は、山城商店の

前の交差点、あとは吉の浦線の屋宜被留の交差点、それと安里中央線の交差点ですけれども、安里については、今公安委員会の決定待ちですので、もしこれができなければ浜に持っていきうと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 公園化の設定も早目に進めていただいて、安里中央の工事ができるように、浜の交差点もやはり危ないところですので、この潮垣線に何らかの交通安全を図るための設置は、ぜひやっていただきたいと。以前から安里、浜、当間が求めているところですので、屋宜被留線も意外とあれですかね、この事故が多いんですかね、そこを設定するということですけれども、潮垣の交差点よりはどうですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

屋宜被留線の交差点については、朝夕の交通量が多いと、あとは国道から入ってくる工場地帯の車両も多いです。それと今、大城議員が毎日朝ですね、交通安全指導をしていますので、その辺もぜひこの交差点改良をやっていききたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 先ほど話しましたとおり、この潮垣線の通りを遮る件では、また安全面を図る上では潮垣線の交差点もぜひ考えないといけないんじゃないかなと思うんですけれども、ぜひ屋宜も両方、交通安全の面で屋宜被留線もそうですけれども、潮垣のところもまたそういう計画も徐々に入れていっていただきたいと思います。この安里中央の出口のセンサーの件、これは交通量をはかればなんか可能なのかどうなのかだけもう一度返答をお願いできますか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。
住民生活課長 仲村盛和 それではお答えします。

可能という返答はもらってはいないんですが、交通量の調査であるとか、そういったものと安里中央から出る信号機の設置、それとのセットになるということですので、予算的なものでかなり厳しいのではないかという返答でした。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 この安里中央の国道329号の出口も事故の多発地区でありますので、本当センサーが今必要です。ぜひこれは長いことかかってもいいですから、ぜひセンサー付きで移動できるようにこれからもぜひ取り組んでほしいです。

続きまして、下の大枠5の事務委託者契約についてからちょっと質疑したいと思います。事務委託契約は実際、今自治会からの推薦ということでした。それかこの契約書には自治会長というのもうたわれております。これは実際、今の現状を自治会長契約は自治会長と行っている箇所と、またそうではない箇所があると思うんですけども、何名なのか。それで自治会長なのか、自治会なのか、お答えできますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今21自治会がございますが、20自治会については、今御指摘の自治会長なのかということではなくて、自治会の代表者と契約をしてございます。自治会の代表者と。20自治会については、自治会の代表者。あと1自治会については、シルバーのほうにお願いをしております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 自治会の代表、自治会長ではなくて、自治会の推薦ということもこれにうたわれていますが、それで自治会の代表ということで解釈してよろしいですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

契約書の中には自治会の代表者というふうに

うたわれております。今、先ほど自治会長ではないのかということですが、自治会の代表者ということで、御理解をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 中城も人口が2万人超しました。これからこの自治会の人口も各箇所が段々ふえてくると。南上原以外にも今度はまた北上原、登又ですね。また別の地域も久場もこれから伸びていこうと思います。そして将来を見据えて、今自治会の代表ということで課長の答弁がありましたとおり、ほとんど自治会長が今契約者ですね。これが今、各自治会の総会資料には上がってきません。代表ですから。自治会の紹介者ですね。しかし、将来を見据えた場合、各自治会組織との契約に持っていきたくないかなと私は思っております。同じ自治会の代表であっても、組織契約にした場合、今調べてみますと北谷、宜野湾、西原、北中城はまだ代表者との契約であります。ほとんどの箇所が、ほとんど組織契約になっております。この組織と契約して、組織で自治会長の給料ですか、そういうのを設定しておりますけれども、将来的にはこういう組織契約で進めていかないといけないと思うんですけども、そういう考えはないのか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今御指摘がありましたように組織なのか、個人なのかということですが、我々としては契約する段階で、やはり責任者というのを明確にしたほうが事務委託の運営にはよからうかというふうに思っております。将来的には、そういう貴重な御意見ですので検討も必要かと思っております。今のところそういうことで進めていきたいというふうに思っております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 この件ですね、将来的に考えないといけないものだと思っております。

各近隣の市町村がどうしてこういう組織的な契約に持っていつているのか。各自治会と契約になっておりますので、それとこの自治会と契約するに当たっては、意外と組織との契約は課長が今おっしゃる個人契約がスムーズに行くという話ですけれども、そうでなくて自治会との組織契約をした場合は、もっとスムーズに行くんじゃないかなと。運営資金も補助金がありますけれども、そういう処理とかもぜひ一緒にひっくるめて、いろいろな活動をしてもらうためには、各自治会の集会場ですか、実に今私らがいう公民館ですね、これは自治法の公民館ではなくて、各地域の各自治会の集会場を公民館と呼んでいますけれども、その利用度をアップするためにも、ぜひそれに取り入れていただきたい。今ほとんどの自治会集会場的なものは、ほとんど閉まっております。ここの開設の意味でも組織的な契約をしたら、開設して地域のコミュニティの場所にも、また発展していけるんじゃないかなと。宜野湾は時間帯の常駐とかです、西原もしかりですけれども、そういう常駐のものもあります。この各自治会で公民館施設への各自治会の集会施設ですか、そこへのちゃんと詰めてですね、そういう形に将来的にはもっていかないと。今せつかくの集会場ですけれども、その開設がほとんどまなっておらないと思うんですけれども、その件についてどうですか。自治会の集会場は余り利用されていないということですが、そのことについて。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉忠典。

副村長 比嘉忠典 ただいまの御質問ですが、自治会の公民館、集会場等が利用率が悪いと。そういう御意見ですが、これは当然、これは自治会の活動の場ですので、自治会の中でこの活動の範囲を広げていただく、それが自治会長の事務委託者との関係がどういうことになるのかなというのが、今疑問を感じながら答弁をして

いるんですが、村が自治会の活動に干渉をしていくという部分についても、どういったものかなというの、今の自分の考え、御意見であります。そういうことで活動の場は地域の中でいろいろ議論をなさっていただいて、より地域づくりについて、邁進をしてもらいたいというふうに考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 副村長、今この自治会の事務委託者ですね、今中城村ちょっと村政運営が要するにスムーズに行くんですね、事務委託者の契約は、それとこれには今村長がおっしゃった要するにコミュニティとか、この自治会のことはうたわれていないんですね。この自治会の要するにいろいろな災害場所とか、そういう報告は書かれていますけれども、その24ある中で、そういうことが書かれていないですね、実際に。この資料の配付事項だけでしたらね、今別のところも補助金でやっていますけれども、このせつかくの集会施設をその運営も実際にやはり村政運営にこれはかかわってくると思いますよ。この利用度が各地域地域でコミュニティがしっかりしていけば、もうその村政の運営もまた豊かになると思いますけれども、活発になると思います。それで私はこの自治会組織と契約してほしいというのが、そういう意味であります。この自治会組織をしっかりさせるために逆にそういう組織と契約をしたほうがいいんじゃないかと。組織からの事務委託契約をしていただければいいんじゃないかと。また、いまだこの事務委託者がやる仕事も各箇所では、この自治会で認めて班長がやっているところもまだあるはずですよ。別に班長がやるべき仕事だと思ったら、別にやってもいいという感じでやっているところもありますけれども、ぜひ将来的には組織との契約で考えていただきたい。そしてこのコミュニティの場である今の自治会、

集会場ですか、私らが言う公民館のぜひ利用度を上げるためにもそういう条文も盛り込んで、ぜひやっていただきたいと。毎日あけれとはさすがに私は言いませんけれども、その時間帯の何時間ぐらいはぜひ集会施設は開放してあげていただきたいなど。それでこの提案をしておりますので、ぜひこれからの検討をよろしく願います。

続きまして、庁舎建設に移ります。この場所決定を説明会もありましたけれども、村長先ほどもこれで進めていきたいと。また課長は設計等のものにも進めていきたいという話ですけれども、これは地権者の了解は得られたのかどうか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今地権者の同意というお話ですけれども、先ほど私がお答えの中にお話しいたしましたけれども、今面会している状況です。場所の経緯と御理解を今お願いしているというところです。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 この新庁舎建設に当たって、きのうも地震がありましたね。震度2だそうですね。中城の中部地区ではですね。この現庁舎の建物の老朽化は来庁者を初め、やはり職員も不安だと思うんですけれども、それは早急に新庁舎も取り組んでいかないといけないと思って、以前から私も早目に新庁舎を検討して、この旧庁舎から移したほうがいいんじゃないかということは、毎回質問をしているんですけれども、この現建物は地震より倒壊する危険性が高いものですから、それで早目の庁舎建設を毎回のごとく質問に入れてあります。設計してから完成するまでに2年ですね、早めても。最低でもあと2年はこの庁舎を利用しないといけないということですよ。今回の地震はまだ2ですからいいですけれども、3、4ぐらいに来た

らもう潰れるんじゃないかと心配しているんですね。そこで起こる災害というのは、どう考えますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えします。

今、委員が御指摘のとおりでございますけれども、本当に老朽化して、現在総務課のほうでも、毎年修繕が多額なお金が出ているところですけれども、この今、私が言えるのはやはり早目に庁舎を新しい新庁舎に移行するということが一番先決だというふうに思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 やはり庁舎は村民が利用しやすく、職員が安心して仕事ができる庁舎であってほしい。それともう今、場所選定で前回行われた説明会でもみんなで決めるべき問題ということは、重々わかります。しかし、急ぐべきものは置いて、そこで議論をまだ盛り返すというのは、私は余り納得いかないですね。これは20年前から庁舎建設の議論はやっていると思いますね。そこを何で決定したとき、これ盛り上がるのがまた違う話になってしまって、私は先ほど村長から防災の拠点とか、そういうのも23日に質問がありましたけれども、防災拠点として逆に逃げ場、歴史資料図書館と一緒に災害時の避難場所。それを設定してでも要するにこの庁舎はぜひ下地区につくるべきだと。私は以前からB地点ではなくて、C地点のほうが吉の浦会館近くがいいと思っておりますけれども、それがあの施設的なものと、吉の浦保育園、あの地域一帯の人間をストックできるスペースは本当はそういう場所がいいんだねと。皆さん東北地震の後は津波災害、津波災害だということになりますけれども、津波災害も確かに考えないといけない。災害としてはどうしてもいろいろ災害を考えないといけないんですけれども、これは今の現庁舎の老朽化を見て、そこを

まだ場所を議論して、もっと進めていくのか。そういうのが問題。実際、これまでこんな長い期間議論していて、場所設定がやっと決まったと。今つくるのもぜひこの場所設定をしたときに、もう早目の設定の施行をしていただきたい。もう一つは地権者の同意が得られない場合はどうなるか。それと設計を今年度内に発注中するか。去年、質問した場合に27年度中には場所決定もすると言いながら、平成28年10月になっています。もうすぐ10月になりますので、1カ年ぐらいおくられていますね。その件を、質問します。考えはどんなかね。今年度中に発注できるかどうか。地権者の同意を得て発注できるか。また地権者の同意が得られなければどうするか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

地権者の同意も進めながら、今プロポーザルの作業を進めていますので、設計に結びつけたというふうに思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で金城 章議員の一般質問を終了いたします。

10分間休憩いたします。

休憩（10時53分）

~~~~~

再開（11時03分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

続いて、大城常良議員の一般質問を許します。

3番 大城常良議員 皆さんこんにちは。3番 大城常良であります。議長の許しが出ましたので、9月定例会一般質問を始めたいと思います。よろしく願いいたします。

まず大枠1番のほうですね。吉の浦公立保育所臨時職員（保育士）の待遇について伺います。

吉の浦保育所の臨時保育士は役場職員と同じ2年の雇用期間を目安に入れ替えていると思うが公立保育所の質の向上と安定した運営を図るためには臨時保育士の雇用期間の延長が必要だ

と思うが、村長の所見を伺います。 処遇（給料）の改善は考えられていますか。 保育所の監査が行われ、その時に給食室の温度に問題があると指摘されたと思いますが、その後の対応はどうなったのか伺います。

大枠2番、認可外保育園の補助金等の実態と待機児童について伺います。 認可外保育園の厳しい運営に対し行政の協力を求めたいという切実な思いがありますが、認可外保育園に補助金の拡充が必要だと思いますが、考えを伺います。 その中ですこやか事業、施設研修補助事業、それから衛生安全対策事業、それとは別に補助金は出しているのか伺います。 村単独事業での事業は今後考えているのか伺います。 待機児童が、年々多くなっているが、その原因は把握しているのか伺います。

大枠3番、これは先ほども議員のほうから質問があったんですけども、私のほうでも7月25日に議会説明会があり、新庁舎建設場所の説明がありましたが、村民に対しても早期に説明会の開催が必要と思いますが、所見を伺います。 というふうに出してはあるんですけども、これが先週23日に説明会が持たれ、報告会という形だったのかなと、自分では思っているんですけども、これに対して村民多数が参加されましたが、そこで村としての考えをいま一度伺いたいと思っております。 現在の進捗状況。それも伺いたいと思います。

大枠4番、吉の浦公園クラブハウスについてであります。 クラブハウスが稼働して1年以上が過ぎましたが、平成27年4月からことしの平成28年4月までの運用状況を伺いたしたいと思います。以上、簡潔な答弁をよろしく願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1、大枠2につきましては、福祉課のほ

うでお答えをいたします。大枠3につきましては、総務課。大枠4につきましては、教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは御質問の保育士の待遇について所見を述べさせていただきますが、これも議員御承知のとおり、保育士の待遇改善、保育士の確保という意味では、これはもう国策でございます。安倍政権からでも非常にこれは大きな問題として取り上げられ、我々中央自治体としてもこの問題には喫緊の課題として、もう既に担当課のほうにはその辺の待遇改善も含めた議員から御質問の雇用形態も含めた改善の指示をもう既に出しているところでございます。来年度に向けているんな形でそれがあらわれてくるものと期待をしております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 大城常良議員の御質問大枠4について、お答えします。

平成27年度クラブハウスの利用実績として2,665名が利用しております。1月、2月のガンバ大阪、川崎フロンターレ、横浜F・マリノス、なでしこジャパンのサッカーキャンプ期間に1,100名が利用しております。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 大城議員の質問にお答えします。

大枠1の 中城村の臨時職員の任用期間は基本的に2年を超えない範囲内で継続して任用することができます。村長からも答弁がありましたとおり、次年度に向けて改善・延長できるように検討中であります。保育士の日当は、27年4月に6,800円から7,200円に改善しました。近隣市町村に比べたら、少し安い状況であります。近隣市町村の状況、村内認可保育園の給料等を検討しながら改善していく予定であります。

監査の指摘がありました直後に空調専門業者

に点検を依頼しました。その結果、空調機器には異常がなく、調理室の面積に応じた能力にも異常ありませんでした。空調機器が今まで清掃がされていなくて、油で大分汚れている状況でありましたので、業者に清掃を依頼し、その結果、調理場の環境は改善されています。

大枠2の 認可外保育施設については、経営は厳しい状況と上地区の園長さんからこの前お話をする機会がありましたので、聞きました。それでも自分たちの、特色を生かしながら子供たちのために一生懸命頑張っているというお話を聞いて、安心しております。施設への補助金ではありませんが、昨年からひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業を実施し、ひとり親家庭の経済負担を軽減しています。とはまとめて答弁したいと思います。すこやか保育事業、施設研修補助事業、衛生安全対策事業の補助事業のほかに施設に対しての補助事業はありません。単独事業として待機児童助成事業及び第3子以降保育料無料化事業を実施して、保護者の経済的負担を軽減しています。平成26年には待機児童は8名、27年には22名、今年度4月1日時点で86名と多くなってきています。保育の定員数は年々ふやしてきてはいますが、出生数も増加し、また南上原土地区画整理事業の進捗に伴い、他市町村からの子育て世帯の転入が多くなっているため、待機児童がふえているものと考えます。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 大枠3の について、お答えいたします。

については関連しますので、一括でお答えしますけれども、先ほど金城議員からも同様な御質問がございましたので、重複しますけれども御了承お願いいたします。御指摘のとおり、7月25日には議会議員の皆様には場所の決定の説明をいたしました。その後、地権者と面会し、新庁舎建設場所の経緯を説明し、御理解を得る

作業を今行っております。また、住民説明会については、先週行ったところでございますので、その経緯は住民説明会を終えたところでございます。今後は、地権者の御理解も得ながらですね、都市建設課のほうで基本設計、実施設計の発注の準備をしていただいて、年内には委託業者を決定するというこの予定でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 答弁がほぼ出そろいましたので、改めて再質問をさせていただきます。

それでは大枠1番のほうから吉の浦保育園の児童なんですけれども、現在、そこで働いていらっしゃる正職員が何名で、臨時保育士は何名おられますか。お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 調理員、栄養士を除いて正職員は、所長、主任を含め9名、臨時職員普通担当クラスを特別支援員の加配を含めて10名、計19名で保育を行っています。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 現在は役場職員も同じなんですけれども、雇用形態は全て一緒だということで、先ほど村長もおっしゃいました。各メディアでも今保育士の争奪戦とか、新しい補助を得てそれを保育士に充てているという状況が多々ある中で、今、本村のほうは2年の雇用期間というのは本当に業務、それから児童になれた時期に終わってしまっていると。さらに新しい保育士を探すためには保育所自体が本当にもうどこかにまた新しく保育所をやめる人がいかなかなというのをおわせて、自前で探していかなければいけないという状況が我々の住む中城村でも行われている状況であります。今、宜野湾市では公立で5年間の雇用期間もあります。本村でも工夫できないかということで、先ほど29年度に向けて村長は、実施していくと。課長のほうは検討中という話があったんですけど

も、どういう検討を今なされているのか、教えていただけますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 現在、臨時職員の任用期間は保育士以外も2年間という期間であります。村長からも答弁がありましたとおり、村長、副村長を含め協議しました。その中で待機児童も多く、保育士不足ということも含め、村全体的な臨時職員の任用期間を延長するというところで、今進めています。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、全ての臨時職員の任用期間を含めて検討しているという中でも、やはりこの保育士というのは、皆さん御存じのとおり、子供相手、ゼロ歳から5歳までの本当に生まれただから一番保育と、教育を必要とする子供たちの毎日の相手役と、勉強も教えながら人間の育成の中でも本当に重要な生活空間ということを考えてみれば、本当にもう先ほど課長の言った正職員9名、臨時職員が10名ということで、臨時職員が多い中で、本当に2年で終了させて、また別の新しい人を採用するということが本当に妥当だろうかという中で、私はできるだけ確かに村としては負担も大きいと思います。これだけの正職員にすれば非常に大きい出費になるかもしれません。福祉というのは我々常々言っているとおり、これは費用対効果そういったたぐいのもではなくて、本村の将来的に発展する中での一つの投資ではないかというふうに思いますので、ぜひそこも十分踏まえて、ただ任用期間を延長するとか、そういう話ではなくて、さらに踏み込んでいって、できるだけ安定した職員の採用というのにも頭に入れていながら進めていっていただきたい。

次、のほうですね、処遇のほうで先ほど課長のほう7,200円という話をされましたけれども、これは現在、北中城では7,800円になっているわけですね。日給が。それを踏まえすと

どうしてもやはり働く方々もそこでは生活がかかっていると、これも安定した雇用であればますますそこに行ってしまうということを考えれば子育てをものすごく力を入れている本村でも、そういうことを全部鑑みて、どういう政策でやったらいいだろうというのはおのずと各課長発想を持ってくればできるというふうに思っていますので、ぜひそういったところも考えていてもらいたい。なぜこっちは7,200円で、北中城は7,800円だろうかということは、例えば本村では資格手当というのは与えていますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

本村の臨時職員の日当は一般事務が6,400円、保育士が7,200円であります。資格手当はありませんが、この差は資格を持っているということで6,400円と7,200円の差であります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の差はほとんど資格程度の差だということで考えていいと思うんですけれども、やはりそれにしても他市町村に比べたらちょっと低いかないという感じがしますので、そこをぜひよくよく吟味して検討していただいてほしいというふうに思っております。

次、のほうですね、今ゼロ歳から5歳の乳幼児は本当に人格を形成する上で保育士の役割は最も大きいと。本当に重要になるというふうに思っております。それが保育士本人がいろいろな不安要素、例えばあと1カ月で私も任用期間が終わってしまっ、別に行かないといけないというような状況では、落ち着いて保育ができないというふうに私は感じているものですから、ぜひそういう不安も取り除きながら長期的な採用、それを考えていただきたい。先ほど村長が前向きな判断でやっていくということですので、そこもまた来年度に向けて私は楽しみにしていますので、ぜひひとついい方向に持っていけるようお願いしたいと思っております。

次3番のほうです。私が保育所に行ったときの前日にたまたま監査が行われたという話を聞いて、その中で調理室の空調が32度ぐらいかな、大分あって監査委員に指摘されたという話をしております、これは職員のほうから聞いたんですけれども、これは課長はどう対応したんだという話を聞きましたら、それは連絡して翌日に、仲松課長は保育所から連絡を受けて翌日には保育所に来て、状況を確認し、それからすぐに業者を呼んで、クーラーが壊れているのか、あるいはいろいろな設備の中での不具合なのかというふうな対応をしていただいたという話で、私も非常に感銘を受けました。本当にこうしてすぐ現場からの話がある場合に早速現場に行って、その話を聞いてくれると。これは吉の浦保育所だけではなくて、私は今認可保育園のほうを回っているんですけれども、あっちこっちで仲松課長の評判はとってもいいです。これは褒めてあげます。これは本当に彼は何か起こった場合には早速出向いて、その対応をいろいろとやってくれているという状況が、今各保育園であります、本当にすばらしいということ。それを各保育園の園長も言うておりましたので、ぜひそれはどんどん続けていっていただきたい。何かあるところで子供たちの例えば生活に支障がある場合には、これは1週間、2週間、1カ月と続く場合に非常に困ってしまうものですから、それを本当に不安要素を取り除く意味でも、その対応はなかなかのものだと思っております。電話して聞きましたらその後の対応はどうなっているんだということを聞きましたら今は二十七、二十八度で若干の温度は高めではあるんだけど、普通にできているということですので、その点は本当に課長お疲れさまでした。今後ともそういう対応を続けていってください。

それでは大卒2番のほうにいきたいと思えます。認可外保育園の件なんですけれども、これ

は今8月1日時点で本村に公立が何園あるのか、それから認可保育園あるいは認可外保育園が何園あるのか、それを伺います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

本村には公立保育所1園、認可保育所4園、認定こども園2園、計7園あります。認可外保育所は村内に8施設あります。また9月1日に事業所内保育所「平安保育所」が開所しております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 8月1日時点ということで、今認可園が本村では47%の割合、認可外が53%、今そういう状況にあります。認可園の今現状での児童数は今何名なのか。認可外の児童数は何名なのか。トータルしたら何名なのか、それを教えていただけますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

認可保育園の児童数は715名、認可外保育園の児童数はトータル477名であります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 トータルしますと1,192名になります。これ割合のほうはこれも認可園が60%、認可外40%という割合になっております。今メディアでも毎日のように新聞にも取り上げられておまして、県内ではほとんど57%が認可園が大勢を占めている。43%は認可外ということで、これも15年、16年で認可園と認可外園は逆転しているという状況なんですけれども、本村にはまだ認可外の園が多くて、ちょっとおくられている状況ではあります。認可外園に在籍している村内の児童数というのは、何名おられますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

認可外保育所に通園している村内の子供は238名、村外が239名であります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 認可外の割合はほぼ50%が村内、ほぼ50%は村外という割合で238名在籍しております。認可外園の8園の中で長年保育所を運営している方なんですけれども、その方からは認可園に移行したいという話を担当課に出してはいるんですけども、なかなか思うように認可できていないという状況がありますという話を伺ったんですけれども、これはどういふことでなかなか認可園にできないのか、そこをちょっと教えてください。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

これまで中城村は8園を認可してきました。平成28年度には当初予算で措置してあります増築移転1施設です。今後、29年度に認可外から認可保育園を予定しています1施設、今後また待機児童の状況を見ながら計画していきたいと思っております。今までは認可に移行したいという相談にいられた施設については、順次計画的に行っています。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今課長は、来ている方々にはできるだけ相談はやられているということなので、これは今国のほうでも認可園というのは随時、応援してやっていっている最中ですので、こういう時期を踏まえてやれる時期、やれない時期がある場合にはできるだけ率先して、相談がある場合にはぜひ親身になってどういふふうにやったらできるのか、ほとんど面積とか児童数、そういったものをクリアできているはずなんです。ある一定の認可外保育園なんですけれども、それも踏まえてあとは何が必要なのかというようなこともぜひ教えていただいて、十分対応できるのであれば認可園を目指しているのであればそれに沿って進めていただきたい。

のほうに移りたいと思います。村が補助し

ている補助金ですね、そういうものが認可外保育園補助金実態調査ということで、これは担当課のほうからいただいたんですけども、その中でも賠償責任保険料というのがあるんですけども、それが年額300円、今補助をしているんですけど、自己負担で700円出しているということで、これは西原町では今、町負担で450円負担をしているということなんですけれども、これもできるだけちょっと負担が大きいなという話があるものですから、本当に小さいことではあるんですけども、やはり一人300円といえば100名なればそれなりの金になるので、そういうことも検討事項にも入れていただいて、やれるところはやっていくというふうに進めていきたいと思えます。

あとは児童健康診断が、これは認可外で年1回行われているんですけども、その中で毎年毎年それを健康診断をするお医者さん、これを探るのが大変厳しいという話があって、非常に困難を極めているという中で、認可園のほうはどうなのかと電話でちょっと伺ってみたら認可園のほうも自分で探しているという話がありまして、これはやはり医者というのはいるところにしかないということも踏まえまして、各自独自で今認可園、認可外園を合わせて5カ所、8カ所、13カ所ある中で村での対応はできないのかなという話もあるんですけども、そこはどうですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

認可保育園もおのの各自で委託する医者を探しております。村のほうでそういう医者の確保はしておりません。公立保育所の委託している医師、認可保育園の担当している医師を紹介できるかどうか確認しつなげていきたいと考えます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 これは医者を探すのが

非常に混迷を極めるというのは、やはり医者もお金を取るものですから、これだけの園児の健康診断をするに当たってこれだけのお金では足りないというような話もしているものですから、これは上げれば幾らでも探せるんですけども、やはり園としてもこれまでしかできないというような状況もあるものですから、それを課長が言われたとおり、公立保育所の医師が対応できるのであれば、ぜひそこも十分検討して各園を日替わりで回っていただいてもいいですし、そういうところもひとつ検討してみてください。

あとは村の単独事業ですね、のほうになるかと思えますけれども、いろいろとその中に職員の健康診断が入っているんですけども、これに年額4,200円出しているはずなんですけれども、今、国からの健康診断の内容の中で項目がふえたと。今まで例えば6つの項目で終わっていたのが、8つ、9つの項目をふやされてしまって、今、村から4,200円の補助をいただいているんですけども、どうしてもこれが400円ぐらい実費で出さないといけない状況になっているということなんですけれども、これは園が決めた健康診断ではなくて、国からの健康診断ということの項目がふえたという話があって、この400円、これを何とか村で負担を上乗せできないかなということがあるんですけども、そこはどうですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

職員の健康診断補助基準額が4,200円であります。各園の実績報告書を確認してみますと、76人の各施設の保育士に補助しております。実績を確認してみますと、1人当たり4,000円弱であります。その中には補助基準額を上回っている施設もありますので、健康診断を委託している機関、それと検査項目等及び近隣市町村の情報を確認した上で、検討していきたいと思えます。



議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今回、いろいろと検討項目が大分多いんですけれども、忘れずに検討はして行ってください。

次は3番のほうですね、村単独事業に入りますけれども、北中城、西原のほうでは単独事業で北中城では1,000円、西原では4,000円の費用、単独事業が出ております。これはどういうことかということ、運動会、お遊戯会、あるいは遠足ですね、その他、5つぐらいの行事の中でそういったものが使われているという話だったんですけれども、本村ではこれが全く出ていないとゼロ円ということで、全てが保育園の自前で出していると。あるいはまた父兄が出しているというところで、こういうやはり毎年毎年の行事には少しは出費、村費になるんですけれども、それを出してもいいのではないかなというふうに感じますけれども、村長はどうか。自前でのこういった行事費をどう考えますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今の担当課と大城議員のやりとりで感じたことを少しお話ししますけれども、一点一点を捉えてのこれはどうですか、これを上げたらどうですかという部分については、正直ここではお答えできません。全てを網羅した形で、大城議員御存じかどうかはわかりませんが、その今の例えば1,000円の行事費云々の話もそれはやってはないけれども、我々が別の部分でこういう支援をやっているものもありますので、全てを勘案した中で、子育て支援をどうしていくかというのは常に考えていることでございますので、その辺は御理解をいただきたいと。1点1点をこれを上げよう、下げようではなくて、その子育てをしている世帯を我々がどうやって支援をして行って、子供たちをすくすくと育てていくことができるかを常に大きな観点でもって見ておりますので、その辺は御理解をいた

きたいと思います。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 認可外保育園の話をしている中で、本村ではやはり先ほど言った50%が本村の児童ということになるわけでございますので、いろいろと認可保育園にはそれ相応の運営費が出されているものですから、認可外もそこはいろいろできるところは十分対応していただいて、やはり認可園も本村の児童もいる。認可外も本村の児童がいるということを考えてみれば認可外だから、あるいは認可園だからというような話ではなくて、ぜひこれは一つのプールにして、できるところは十二分に対応していただきたいと。認可園も認可外も含めてなんですけれども、保育士の処遇、これはもう皆さんも御存じのとおり余りにも低すぎると、これは国家資格を持ってさらに子供の命を預かる仕事にしては、仕事量の多さ、賃金の低さ、それから将来のことを考えれば不安も働いている方々は多いと思います。沖縄県においては有資格者が2万839人いるんですけれども、それは今保育の仕事に従事している方は1万432人、残りの1万404人はほとんど潜在的保育士になっております。これはまさに賃金の低さとそれから精神的な重圧で資格を持っていても別の仕事をしている方々が本当に数多くいらっしゃる要因になっております。さらに2004年から2015年まで認可外を含めての死亡事故が全国で174件発生しているんですけれども、県内でも6件発生しております。これを考えてみますと、子供の安心・安全、命を守るためにはどうしても保育士の処遇改善というのはやっていかなければならないと、強くこれは本村でも進めていかなければいけないということを強く要望して、次に進みたいと思います。

次、大枠3番、庁舎建設です。これは先ほども話があったんですけれども、その中でこの前23日に行われた説明会に参加した人は、住民の

ほうは何名だったのか。あるいは資料のほうは後半ちょっと入ってくるんだけど、誰も資料を持っていない方が多かったものですから、資料は何部作成したのか、これ教えていただけますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

何名参加者がいたかということですが、今取りまとめている段階でございますので、ちょっと人数の把握はまだしておりません。ただ資料については、150部程度準備してましたので、これ以上の人数は来ていたということでございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 これは入場前にみんな名前を書いて、全員住所を書いて入っているわけですね。それを取りまとめているというのは、1日で1時間でするものではないですか。もう用紙もあるんだし、何名来て何名部数はあげたということは、これはこんなに四、五日も過ぎてわからないというのはいかなものと思うんですけれどもね。ちゃんとそこは把握してください。これは説明会の中でも十分話があったんですけども、5年前に発生した東北地震ですね、大震災。それからことし4月18日に発生した熊本地震、そういうものをいつ起こるかわからない災害に対しての村民の意識は非常に高くなっている。私はそう思っております。さらに住民の方々もこの災害に対しての知識、情報等をいろいろなインターネットとか新聞、テレビ、そういうのを見れば、おのずと高くなっていると思っております。その中で課長はある住民の方から説明会の中で、アンケートの話が出たかという話がありまして、来庁者に対してアンケートをとるという話があったんですけども、これは自治会単位とか、村民を対象にしたアンケートというのは、とらなかつたんですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今アンケートについて、来庁者を中心にアンケートを実施したということで、23日の説明会でも説明しましたが、そのとおりでございまして、来庁者のほうにアンケートをとっていると。これは基本構想を作成するに当たり、アンケートを実施したということでございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 これだけ大きい庁舎あるいは村民が関心ある庁舎をつくるために、来庁者を対象にしたアンケートというのは余りにも少なすぎやしないかなというふうに思います。できるだけそういうところは本当に初めが肝心ということを考えれば、どうしても村民に対してある程度のアンケートなり、一定のアンケートを十分とっていかないと説明会でもあったとおり、いつ決めたんだと、誰が決めているんだと、もう決まっているのかというような話になってしまう。我々議会としてもまだこれは決定というところで承認はしていないわけなんですよ。それをこの庁舎建設場所の決定に伴うというふうに、私の自宅にも電話が来ましたよ。もう決定しているのかと、議会は承認したのかという話があって、我々にしてみればこれはもう寝耳に水、何で決定という、決定するに当たりだったらわかりますよ、決定に伴うというのは甚だ遺憾ではしょうがない。まだ決定もしていないのに、こうして決定ということと言われてしまったら私は住民に対して、顔向けできませんよ。まだ承認もしていないですし、それを踏まえて、もう庁舎内で決まったからこれを押し進めますという。先ほど議員の中にも確かに地震、これは喫緊の課題で我々も早期につくらないといけないという状況はわかりますけれども、やはり村民が納得した上でそういった重要な場所というのは、これはもう確実にみんなが納得して、あるいはまた80%以上の村民が納得

したところでないとは本当にできないということ  
で、私は非常に危惧しております。何をつくる  
にも場所というのは本当に一番大事なところで  
ありまして、それを村民の意見を重視して、説  
明会でありましたとおり、村民の意見を聞きま  
すかと、みんなつくってほしいとやはり50年近  
くになった庁舎は早くつくって、どこかに移転  
してほしいという中でも村民の意見、それから  
提言というのは本当に聞いていかないと、つく  
り始めてから私たちは反対だよというようなこ  
とになってしまった場合に、遅々として前に進  
まないと思っているので、これで説明会は終わ  
りということではなくてさらに理解を深めるた  
めにも二度、三度、住民に対しては納得いくま  
でメリット、デメリットも含めて十分な説明を  
行っていかないといけないと思います。これか  
ら50年、100年庁舎を建てれば長期にわたり、  
村民の中心的な役割を担っていく庁舎でありま  
す。本当に防災それから利便性、実現性、それ  
を鑑みれば徹底した情報公開と、それから説明  
責任、これを果たしていかないと、重要なまた  
どこかで立ちどまってしまうような話になっ  
てしまうので、それは十分執行部としても、もう  
ここでほぼ決まったからというところで、立ち  
どまるのではなくて、ぜひ説明責任を今後とも  
果たしていただきたい。そういうように  
思います。

それでは大枠4番に進みます。クラブハウス  
ですね。これは去年からことし4月までのもの  
なんですけれども、運用開始してから、13万  
7,819円の赤字が出ております。今後、これを  
担当課としてはどうするのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。  
生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

クラブハウスにつきましては、サッカーJ1  
チームのキャンプ誘致に必要な施設とし  
て、平成25年、26年の一括交付金にてキャンプ  
誘致の受入基盤強化事業としてミーティング

ルーム、レフリールーム、医務室、更衣室、  
シャワー室等の設備を兼ね備えた施設整備とし  
て実施しております。施設の導入目的もござま  
る陸上競技場のサッカー施設とセットとした施  
設と考えております。一括交付金上の施設整備  
の活動目標がキャンプ誘致であることから、一  
括公金上の施設としての目標は達成している状  
況でございます。具体的な利用計画の策定は  
ございませんけれども、一体利用をして競技場  
利用者の3割から5割程度の利用があれば、大  
方極端に少なくないと認識しております。現状  
におきましては、競技場利用者の3割強の利用  
がございまして、そう極端な少なさではない  
と思っております。運営費の赤字の話ですけれ  
ども、利用料として23万3,000円、維持費とし  
て36万6,000円、建物がありますので、どうし  
ても警備費で32万4,000円と88%の維持費負担  
になっているところからの赤でございます。利  
用料、利用条件としても4時間で1室1,500  
円と高価な料金ではないと思います。利用する  
に不便ではない条件だとは思いますが、今後とも  
施設の目的、施設の設置した条件も含めて、特  
殊な施設でございますので、大会等の大人数や  
大規模な利用に際しては積極的な御案内、活用  
の周知を行い、施設の積極的な活用を図ってい  
きたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、課長言われたとお  
りいろいろな使い勝手がいい、悪いは別にしま  
して、あれほどいい建物があるものですから、  
ぜひ広報を重点的にやって、村民の方々が、こ  
こにこういうクラブハウス自体いいのがあるん  
だなということで、グラウンドを使いながら、  
あるいは野球場も使いながらこのクラブハウス  
が使用できないのかどうか、検討するためにも  
広報に力を入れて行って、使用料をふやすよう  
な政策を進めていてもらいたいと思います。  
これで私の質問を終わります。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時57分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして仲座 勇議員の一般質問を許します。

13番 仲座 勇議員 皆さんこんにちは。議長の了解を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、認知症の件。認知症、行方不明者の村内の現状と対応策を伺います。

2番目に、移動交番の件で、宜野湾署の地域課と協議し早目にできることから始めようと思っておりますが、現状と対応を伺います。

3番目に、護佐丸資料館の件で、5月30日に開館した歴史図書館の利用状況を伺います。また、図書館の図書が少ないように思われますが、ふやす方法等を伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲座 勇議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の認知症の件につきましては、福祉課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番の交番の件につきましては住民生活課。大枠3番の図書館の件につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは所見といたしまして、護佐丸歴史資料館の利用状況とあるいは寄附の状況でございますけれども、まだ開館して間もないということもありまして、利用状況も図書も当然、多少少ないというのは認識はしております。これからどんどん広めていって、大いに活用していただきたいと思いますところでございますし、また教育委員会のほうにはお話はよくさせていただいているんですが、地域の憩いの場という意

味でも図書館を広めてくれと。ただ勉強するだけ、本を読むだけの図書館ではなくて、そこで、極論を言えば、自宅でクーラーに当たりながらいるよりは図書館に行ってクーラーに当たろうぐらいの、それぐらいのオジー、オバーがも、みんなで楽しめるような図書館にしてくれということももう建設前からお話をさせていただいて、そういう意味ではまだ利用度が今後広がっていくんじゃないかなと思っております。また、本の寄附等につきましても、いろいろ規制ではないんですけどもやはり何でもかんでも受け入れるということではありませんし、個人的にも二、三百冊ちょっと寄附させていただきましたが、半分以上は返ってまいりまして、やはりなかなか寄附も難しいなと思っているところでありまして、今後、また村民の皆さんやあるいはいろいろな方々の意見も聞きながら本をふやさせていくものだろうと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 仲座 勇議員の御質問大枠3について、お答えします。

護佐丸歴史資料図書館の利用状況は、6月が9,611名、7月が7,415名、8月が6,283人となっております。御質問のように利用者から図書が少ないという御意見もございしますが、村単費で一般図書を一気にふやすことができない財政状況もありますので、毎年財政側とも調整を図りながら予算確保に努め、村民のニーズに合った資料を年次的にふやしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 仲座議員の質問にお答えします。

大枠1の 認知症の行方不明者は全国で1万2,200人余りで、3年連続1万人を超えている状況であります。村内での認知症の行方不明者の報告はありません。認知予防症対策として、

ちよ筋体操で筋力トレーニングのほか認知症に特化した体操、あとは脳トレということで、琴教室を実施しています。また、認知症サポーターの要請を行い、認知症の知識を友人や家族、その人たちに伝える役目をしてもらっています。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。
住民生活課長 仲村盛和 それでは仲座 勇議員の質問の大枠の2について、お答えします。

糸蒲公園内にパトカーの駐留所を設置する件につきましては、宜野湾警察署及び都市建設課と協議した結果、位置を決定しまして、現在、都市建設課のほうで整地及び舗装工事を行っています。看板につきましても、発注済みでありますので、10月中には完了する見込みであります。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 認知症の村の行方不明者の統計は何年ぐらいの期間ですか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（13時37分）

~~~~~

再開（13時37分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 認知症の方が、行方不明になったとの報告は受けていませんので、統計はゼロであります。五、六年前に村内の方が行方不明になりましたが、認知症であるかは把握しておりません。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 今の課長の話では五、六年前、村内の方が行方不明になり、この状況と結果はわかりますか。

議長 與那覇朝輝 個人情報に抵触するおそれがありますので、質疑を認めません。

13番 仲座 勇議員 五、六年前にはありましたよね。結果的にはこのままの状況だったんですか。こういう対応なんかはどういうやり

方でやっているのか、ちょっと説明できますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 認知症かどうかは判断しかねますけれども、村職員、地域の方々、皆さんで搜索した記憶はあります。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 私もちょっと縁があって搜索に参加をしたことがあるんですが、もう五、六年もどこ行ったかわからない状態で、そのままということはいかななものかと思っています。何か方法としてはいろいろとあるんじゃないかと思っていますけれども、連絡なんかは今はとっていないわけですか。

議長 與那覇朝輝 個人情報に抵触しておりますので、特定の個人の質問は遠慮していただきたいと思います。仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 認知症、行方不明者の見守り強化ということで、地域の連携が大事だと思えます。そういうのを含めて、やはり出てこないということは、問題があると思いません。そこら辺も含めてこれからよく検討していただいて、確かに認知症ではない。確認ができなかったということはある程度は理解できます。だけど五、六年もそのままということは、問題があると思えます。そのところも含めてやはり検討をしてほしいなというふうに思います。

質問を別に移りますので、移動交番の件ですが、宜野湾署の地域課と何度もお話をしていますけれども、交番が本当は理想ですけれども、交番所のはなかなか厳しいということで、早目にできるものからやろうということで、今月も一応話し合いをしました。看板の設置は皆さんにお願いをするだけでなく、看板の設置は防犯協会でも協力するよという話はやっていたみたいです。そこも含めていつごろできるのか。大体わかりますか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。  
住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

今の看板については、防犯協会の協力を得て、設置することになっています。それを現在、発注中でありますので、先ほど答弁したとおり10月中には完了する見込みであります。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 一つ一つ進んでいるようですので、大変喜ばしいことです。そういう設置しても交番はやはり、ずっと要請していただくようお願いしたいと思いますので、ぜひ頑張ってください。お願いします。

図書館の件ですが、地域で結構本が少ない少ないんじゃないかという話が結構聞こえてきて、特に夏休み、お盆で結構回っていたものですから、結構話が出ていたんですけども、文化係長から、何かそういう提案とかはなかったですかね。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

図書につきましては、平成27年度に電源立地交付金により一般図書を約2万2,000冊(交付金額で約5,000万円)、一括交付金で沖縄・中城に関する郷土資料としまして約5,000冊(交付額で約1,160万円)、寄贈分で3,886冊と、合計で3万強の蔵書により開館しております。この施設の当初の基本計画にはおきまして、平成28年度の目標として3万冊と設定しております、この基本計画に基づく計画どおりに進んでいる状況でございます、村長の答弁でも申しあげましたけれども、オープン当初の図書館におきましては、どの図書館におきまして、完全に配架の冊数を達している図書館はございませんので、今後年次的にふやしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 今の課長の答弁は、文化係長も同じ考えですか。それとも生涯学習課の考えですか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。担当係長を含め、生涯学習課としての考えでございます。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 確かに図書館はきれいになりました。だけど、村長がおっしゃるとおり休むところ、そういうスペースはあるみたいですから、軽食ぐらい何か出してもらえないですかね。軽い飲み物とか、軽食なんか出せるところはつくれないですか。ちょっと早いですが、もう一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 與那覇朝輝 以上で仲座 勇議員の一般質問を終わります。

続いて、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

2番 比嘉麻乃議員 改めましてこんにちは。議席番号2番 比嘉麻乃です。質問に先立ちまして、9月から子供の帰宅を呼びかける夕方の放送が実施されました。早い取り組みに感謝を申し上げます。ただ現在、声だけの放送となっております。なかなかその放送を聞けずに子供たちの耳に届かず、6時30分が過ぎても帰らず遊んでいる人もいます。なのでこのメロディーを流すことによって、さらに子供たちの耳に届くのではないかなと思います。いろいろと名幸課長とも相談をさせていただいて、準備もしていると思いますが、10月にはぜひまた今よりも1時間早めの冬時間ということで、5時30分の放送にさせていただいて、そのときにはどうかメロディーをつけての放送を強くお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは通告書に基づいて御質問いたします。

大枠1、自治会加入促進について。自治会はよりよい地域づくりや住みよい村づくりには重要な役割だと思います。近年、南上原は土地区画整理事業で急速に住宅が増加しているにもかかわらず自治会加入率が低いです。南上原自治会では加入者をふやすための話し合いや、立

て看板での加入の呼びかけをしていますが、村全体で加入促進に力を入れる必要があると思います。(1)本村での加入促進のための取り組みを伺います。(2)本村の自治会加入率は何%か。

大梓2、公園の草刈り作業について。現在、南上原には6カ所の公園があります。8月に竹口原公園、石橋原公園。9月には糸蒲公園、そしてちゅらばら公園の草刈りをしていただきありがとうございます。公園周辺の住民は大変喜んでいきますし、子供たちは元気に遊んでいます。草刈り以前は遊具近くまで草が生え、そのために子供たちが公園で遊べず公園横の道路で遊ぶ姿がありました。南上原自治会でも地域の交流を深める目的で草刈りや花植えをしてきましたが、南上原全ての公園となりますと大変です。各公園周辺の住民も努力はしましたが人手不足でお手上げ状態です。自治会ではこれまでどおり草刈り作業は行っていきますが役場でも定期的に行うことは可能ですか。

大梓3、上地区への中学校建設について。上地区の人口増加によって将来的に上地区にも中学校が必要だと思いますが、教育委員会としてはどのような計画があるか伺います。以上、答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大梓1番の自治会加入につきましては、企画課のほうでお答えをいたします。大梓2番の草刈りにつきましては、都市建設課。大梓3番の中学校建設につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは所見としまして、教育委員会とのこれは大きな連携になると思いますけれども、中学校の建設の必要性で少し所見を述べさせていただきますが、理想系としましたら、間違いなく上地区にもう一つ中学校があるとこれは理想だと思っ

ております。ただ、時期的な問題がすぐ今なのか。あるいは5年後なのか、あるいは10年後なのか、その時期的なことがこれから検討されるべき事項だと思っております。御承知のとおり中城村も今2万人の人口を大台に突破いたしました。今後もますます人口がふえる傾向がございます。そういう意味では計画自体はこれからだと思えますけれども、常にそれを念頭に置きながら学校運営といえますか、学校建設、中学校建設のことは考えていかなくちゃいけない事項だと認識をしております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 比嘉麻乃議員の御質問大梓3について、お答えします。

中城中学校は現在、空き教室、普通教室に転用可能な多目的教室もあるため、現在新たな中学校の建設の計画はございません。人口増加を見据えながら検討してまいります。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 本村における自治会加入促進の取り組みについて、お答えいたします。

村民のニーズや地域の課題が多様化する中では、村民と行政がともに力を合わせ、村づくりに取り組む必要があります。その上で、それぞれの地域における身近な問題を共同で解決し、会員相互の親睦を図りながら、住みよい豊かな地域づくりを目指して活動する自治会は重要な組織であると認識をしております。自治会の活性化が、ひいては村の活性化、発展につながるものと考えており、全ての地域におきまして多くの方々が自治会へ加入していただきたいと考えております。質問の中での御指摘のとおり、自治会への加入促進につきましては、村の重要課題として力を入れるべきであると考えております。しかし、本村はこれまで、自治会への加入促進につきまして、特に力を入れてきたとは言えません。今後、自治会長の協力を得て、先進の市町村の事例も参考に、村として加入促進

に取り組んでいきたいと考えております。

次に、自治会加入率について、お答えいたします。

平成28年3月末時点での自治会加入率は、村全体で45.1%でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

大枠2についてお答えします。土地区画整理地区内には、近隣公園（糸蒲公園）ほか5カ所の街区公園が整備されて供用開始されています。今年度残りの2カ所の街区公園整備を予定しています。現在の管理については、南上原公民館前の公園については、自治会へ管理をお願いしているところであります。近隣公園の管理は村が管理運営しています。残りの街区公園については、地域のコミュニティの場所として、自治会を中心に周辺住民の協力を得て、行っていただいておりますが、夏場の時期は雑草の生育も早いので、自治会だけの街区公園管理は困難と考えております。都市建設課としては、定期的に管理してまいります。街区公園の具体的な維持管理方法については、近々に自治会と協定書を結ぶ予定をしています。以上です。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 答弁ありがとうございます。それでは大枠1について、再質問いたします。

中城村全体の自治会加入率が45.1%というのは、近隣市町村に比べると若干高いほうだと思います。でも隣の宜野湾市ですとか、あるいは沖縄市のほうでは毎年6月に市を挙げて自治会加入促進月間というのをやっているようです。本村でも自治会加入促進月間を開催しまして、そのときには広報紙での加入呼びかけの記載ですとか、あるいは防災無線でのお知らせ。そしてチラシの配付ですね。その前に転入手続の際に窓口で声をかけるとか、それからホームページでの記載ですね、呼びかけ。あとは自治会の

紹介と連絡先の入ったチラシの配布とか、いろいろ方法はあると思います。自治会はこれによって、さらに加入率がふえてくるのではないかなと思いますが、これまでこの中に今やっていること。それからその後、そういった取り組みを考えているか、伺います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。  
企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

自治会の加入率あるいは加入を向上させるためには、まず住民に対しまして自治会とはどういうものであるか、そういうことを周知することが重要であると考えております。会員相互の親睦を図りながら住みよい地域づくりができることや災害時における救援、救護、防犯、交通安全、子育てや高齢者支援、環境美化など身近な問題が解決できることなど、加入するメリットを説明する必要があると考えております。自治会長とも相談をしながら、加入促進につきまして、議員から提案がありますように広報紙への掲載、またチラシ等を作成しまして未加入世帯への配布、それから住民登録を行う際に、役場の窓口での配布を検討したいと考えております。それから、自治会加入促進月間というのもございまして、御質問の中での宜野湾市あたりでもそういう月間を設けまして、いろいろ活動を行っているようです。もちろんこれは市町村だけの判断ではできませんので、自治会とも相談をしながら、そういうことができるように自治会への加入を促進する運動の展開が強力に進められるように検討していきたいと考えております。

それからもう1点、村で今やっている取り組みということがありましたので、これにつきましては平成27年度から村の広報紙の中で「わたなかがすく」というコーナーを設けまして、各自治会を紹介するコーナーがございます。そういう取り組みも行ってはおりますが、そういう取り組みが自治会加入の向上につながればと



考えているところでございます。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます。ぜひ村を挙げて加入促進に取り組んでいただきたいと思います。村全体の加入率が45.1%ということなんです、細かく言うと各自治会ごとの加入率の公表ですが、これは各自治会の許可が多分必要だと思います。それぞれのオーケーが必要だと思います。それぞれのオーケーが必要だと思いますけれども、各自治会の加入率を公表することによって、さらに各字が自治会加入率に力を入れるのではないかな。それから宣伝も活発になるのではないかなと思いますが、各自治会加入率の公表について、どうお考えでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

自治会長の協力を得まして、自治会への加入状況を調査しております。自治会への加入状況の公表につきましては、村だけの判断ではなく、自治会長とも相談をした上で、検討していきたいと思います。仮に公表したほうが各自治会の加入率が上がるということがはっきりするのであれば、そういうことも積極的に検討していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 加入率については、村民も気になるころだとは思いますが、ぜひ、これは各自治会と協議をしていただいて、公表をしていただければと思います。村全体の加入率を上げ、よりよい地域づくり、住みよい村づくりができるよう期待をいたしまして、次の大枠2の公園の草刈り作業について、再質問に移ります。

先ほど、新垣課長がおっしゃっていたように確かに夏場は雑草の成長が早いため、恐らく2カ月もすれば、さらに子供たちが遊べなくなるくらい雑草は伸びていくのではないかなと思

ます。定期的に草刈りをするということだったんですけども、その定期的というのは具体的にどのくらいのペースで草刈りをしていただけるのでしょうか。図々しいかと思いますが、月1回と捉えてよろしいでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

定期的というのは月1回ではなくて、定期的に現場を見ながら雑草が伸びて、公園利用者に支障がないように管理してまいります。以上です。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 やはり月に1回というのは図々しかったようでございます。ありがとうございます。ぜひ、定期的に見回りをさせていただいて、住民から草刈りの要望が出る前に子供たちや地域の皆さんが気持ちよく利用ができるようにお願いします。それには現業臨時職員をふやす必要があると思います。現在、現業臨時職員は、4名だと記憶しております。でも、全体の清掃、そして草刈りともなりましたら、4人ではとても大変だと思います。さらなる雇用促進のために、この人数をふやす考えはありますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

現業臨時職員をふやしますかという質問ですが、現在、3人の現業臨時職員と日々雇用1人、村全体の道路、公園の維持管理を行っています。また、糸蒲公園の土日の管理1人、日々雇用で運営しています。しかし、4人での村全体の維持管理を行うことは夏場の除草作業が追いつかない状況であり、都市建設課としては1パーティ3名から4名、2パーティまで現業臨時職員を強く要望していきたいと思

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 ぜひ新年度の予算を確保することで、村全体の維持管理が今以上に作業がはかどり、地域住民の憩いの場になると思います。期待しています。そしてちゅらばる公園に関しましては、余りにも雑草が伸びるのが早いような気がします。これは芝生の原因ではないかなと思うんですけれども、今後、雑草に強い芝生に変える計画はありますか、伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

午前中の金城 章議員にもお答えしましたが、ちゅらばる公園については、平成24年度に完成して5年目になるろうとしていますが、本当に雑草が多いのも、伸びるのも早いと思います。この芝が当初工事しているときに吹き付け芝で施工したものですから、余りにもその種が悪いのかわからないんですけれども、草が生えるのが早かったということで、来月から芝生を張り芝に変えて施行していきたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 10月ということで、早い対応に感謝を申し上げます。芝生よりも雑草が多いちゅらばる公園でしたので、張りかえることによって草刈り作業もしやすくなるのではないかと思います。そして、先ほど新垣課長は管理方法について、自治会と協定書を結ぶ予定だとおっしゃっていましたが、街区公園の管理は地域で管理するのはとても厳しい状況があり、村としては自治会とどういう話をし、公園管理の協定を結ぶ予定なのか伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 管理協定について、お答えします。

これまで自治会長の御協力のもと、糸蒲公園を除く公園に対し、地域のコミュニティの場所として管理をする話で進めてまいりましたが、都市化が進む南上原地区につきましては、この

四、五年自治会が管理を行ってまいりましたが、困難と判断しています。今後の管理については、公民館前の公園については自治会管理、他の街区公園6カ所、そのうちの山内原については、今南上原公園通り会がきょうも何名か見えていますので、今後も管理を村と一緒にお願いしたいと思います。それと年2回の清掃週間のときには、地域での除草作業をお願いしたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 通告書でも伝えましたように公園周辺の住民も努力はしましたが、中には自宅の前の公園の雑草を見るたびにストレスを感じる住民もいるようです。自分たちが住んでいる地域の公園の草刈りをするのは地域の交流のためにとっても大切だとは思っています。でも南上原自治会も頑張っていて、地域の交流を深め、いつかは村の力をかりずに地域のみんなで楽しく草刈りできる日が来ることを願い、どうかその日が来るまでは村の力で住民のストレスと雑草を取り除いてくれることを願ひまして、大枠3の上地区への中学校建設についての再質問に移ります。

平成28年の現在、南小学校は5、6年生が2クラス、4年生が3クラス、3年生、2年生、1年生が各学年ごと4クラスずつとなっております。年々児童数がふえております。平成27年に増築が行われましたが、平成34年ごろにはまたさらに増築しなければならないと思います。そんな中、平成32年3月には現在の2倍の4クラス分の生徒が南小学校を卒業し、4月には中学生になります。中には私立の中学校へ入学する生徒もいるかもしれませんが、そのほとんどが中城中学校へ入学になると思われます。その場合、中城中学校の教室は足りているのでしょうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えい

たします。

ただいまの質問に答える前に、冒頭ありました麻乃議員からありました帰宅を促す放送ですけれども、その件についてちょっとお答えしていきたいと思います。教育委員会ではその帰宅を促す時間は現在6時30分に放送を行っていますけれども、6時30分ではその辺も暗くはなっておりますので、来月からは5時30分に時間を変更しようとして今取り組んでいるところです。そのときには麻乃議員からもお話がありました音楽を取り入れて、イントロを前に流して放送していく準備で今取り組んでいるところであります。

それでは質問にお答えしていきたいと思えます。中学校は現在は13教室で勉強しております。1年生が5教室、2年生が4教室、3年生が4教室ということで、2教室の空き教室がございます。それにあとは多目的教室ということで、普通教室に転用できる改造は必要ですけれども、この教室が3教室ございます。合わせまして、5教室が普通教室に転用できるというふうに考えております。現在、小学1年生から6年生までの小学校の在校生の人数を、南小学校、中城小学校、津覇小学校を合わせてシミュレーションをしましたところ、平成29年来年までは同じ13教室で、30年からは14教室、31年は15教室ですね。平成32年から34年までは16教室が必要だということで、現在いる小学校の児童数からいきますと中学校の教室は足りるという考えではあります。ただ南上原地区は今人口増加が大変激しいところでございますので、これは毎年、その人数はチェックして中学校のあり方を、新設をするのかは毎年この辺は検討していかないといけないと考えているところであります。以上です。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 平成34年までは中城中学校での教室は足りているということなんです

けれども、生徒はどんどんふえていくものだと予想していただいて、早い対策をこれから考えていたほうがいいのではないかなと思います。そして、上地区から中城中学校へ通っている生徒の中にはスクールバスを利用している生徒が多いと思います。それはスクールバスが満員になって乗車できない生徒がこの後、出るのではないかなと心配ではあります。そのときの対応はどのようにお考えでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、現在南上原地区から中学校、特に中学生のバス利用が大変多うございます。その中で今、バス2台で朝4回の通学に利用しております。ただ1便目が両方とも早いものですから、1便目の利用者がAバスで約10名、2便目はBバスは二、三名の方しか今利用者はおりません。しかし、2便目に関しては40名近くの方々が利用しております。特に2便目の登又から出発しまして、南小学校まで着く間に南上原のローソン前がございまして、そこ南上原小学校までの区間、その区間が今非常に多い人数となっております。その区間が今、そのバスが定員が45名なんですけれども、今大体40名ぐらいの子供たちが乗っている状況であります。その辺を見きわめて、ちょっと路線を一部変更しまして、南上原のローソン前を後で回って、中学校に行くという方法をとれば、一旦、南小学校で子供たちが二十何名かおりますので、それは解消できるのではないかなと思います。ただ、そのときにバスの時間がちょっと長くなるものですから、出発時間をまたちょっと変更しないといけないんじゃないかなと考えております。今、2台で運行しておりますけれども、ちょっと人口の増加を見て、この2台で足りるかどうかというのは、またこれからの検討になると思います。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 私も南上原の交差点で見ていると、朝は若干余裕があるバスもあるんですけども、帰りに中学校から戻ってくるときには立って、運転席の隣のほうまで生徒が立ったりしている場合があるので、これは安全のためにも工夫をしたほうがいいのではないかなと思います。これからくれぐれもスクールバスが満席で乗車できない。そしてそれで遅刻したということがないようにお願いしたいと思います。

そして現在、スクールバスの下校時の最終便は16時53分となっています。その時間で、部活動している生徒は保護者が忙しい夕方に迎えに行ったり、保護者が迎えに行けない場合には、この下地区から上地区まで坂を上り、歩いているときがあります。冬場になりましたら、もう真っ暗にもなってしまうので、とてもそれは心配です。これを解消するために下校時の便をもう1本ふやすという考えはありますか。伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

部活動の子供たちの帰宅のバスの件ですけども、今部活動の終了時間が6時30分、それから完全下校が6時45分までに下校しなさいということになっております。もし、部活動のための子供たちのためのバスを運行するとすれば、大体7時、8時になるんじゃないかなと今考えております。今、バスを運行委託をしているところが、今月からしかちょっと契約していなくて、まだなれていない状況がありまして、できれば1月の3学期あたりに試験運行なりができればいいかなと今調整しているところであります。以上です。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます。

3学期に試験運行ということなんですけれども、その3学期というのは、1、2年生の部活動の生徒だけで、3年生は部活動をしていないんですね。なので、その数は正しくはないのかなと思います。やはり正しいのは4月からが1、2年、3年生までの部活動をする生徒がいます。今3年生は部活はもう引退していますので、4月の試験運行のほうが正しい数になるのかなと思います。生徒の中には部活動をしたくても、親が迎えに行けないから部活動ができないという子も実際に私の娘の同級生にはいましたので、その部活動の後に下校のバスを1便ふやすことによって、部活動ができる生徒がふえてくるのではないかなと思いますので、検討をよろしくお願いしたいと思います。子供たちの安心・安全のためにも1日も早いスクールバスの増便とそしてこれからさらに上地区は人口がふえてくると予想されます。上地区の保護者の皆さんは1日も早い中学校開校を強く望んでいますので、ぜひよろしくお願いたします。これで質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（14時20分）

## 平成28年第5回中城村議会定例会（第20日目）

|                        |              |                      |                  |       |
|------------------------|--------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成28年9月9日（金） |                      |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                      |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議           | 平成28年9月28日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会           | 平成28年9月28日（午後3時27分）  |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                   | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 石原昌雄                 | 9番               | 仲真功浩  |
|                        | 2番           | 比嘉麻乃                 | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 大城常良                 | 11番              | 新垣徳正  |
|                        | 4番           | 外間博則                 | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番           | 仲松正敏                 | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番           | 新垣貞則                 | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番           | 金城章                  | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番           | 伊佐則勝                 | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   |              |                      |                  |       |
| 会議録署名議員                | 5番           | 仲松正敏                 | 6番               | 新垣貞則  |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 知名勉                  | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                 | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長          | 比嘉忠典                 | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長          | 呉屋之雄                 | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長         | 新垣親裕                 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長       | 仲村盛和                 | 上下水道課長           | 仲村武宏  |
|                        | 会計管理者        | 比嘉義人                 | 教育総務課長           | 名幸孝   |
|                        | 税務課長         | 稲嶺盛昌                 | 生涯学習課長           | 金城勉   |
|                        | 福祉課長         | 仲松範三                 | 教育総務課主幹          | 安田智   |
|                        | 健康保険課長       | 比嘉健治                 |                  |       |

議 事 日 程 第 6 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

( 10時00分 )

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 おはようございます。新垣博正です。

それでは、通告書の順に従って一般質問を行います。質問事項の大枠1番、護佐丸歴史資料図書館について。中城歴史展示室の基本的展示方針について所見を伺います。副読本でも指摘しました本村の地図による時代の移り変わりをあらかず説明、表現方法について500年前と同じ現在の比較地図が用いられております。これを、どのような考えで展示したのかをお答えください。護佐丸時代の絵の中に兜が出てきますが、時代考証はどのようにして行われてきたか伺います。(1) 実戦で使用されたとの根拠はあるのか。(2) 実際に当時の人が防具として装着していたという確証はあるのか。それとも想像の域なのかをお伺いいたします。企画展への取り組み方針について、今後、村民からも要望が寄せられると思いますが、どのように優先順位で取り組むのかをお伺いいたします。

大枠2番、小学校の専科についてであります。

3つの小学校の専科の状況をお伺いします。

(1) 音楽専科を担当する教師が中城小学校、津覇小学校で配置されていないということを知りましたが、現状はどのようになっているかをお伺いいたします。

以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、新垣博正議員の

御質問にお答えをいたします。

大枠1番、2番ともに教育委員会のほうで御答えをさせていただきますが、御質問の歴史展示室のあり方についての御質問がございますので、少し所見を述べさせていただきます。

議員も御承知のとおり、特に中城村は「ごさまる科」も含めて中城村の歴史・文化、それと琉球史に何とか携わっていこうという方針で、教育委員会と一緒に今、取り組んでいるところでございますので、今回の御質問にありますその歴史にまつわる、琉球史にまつわることにつきましても、議員からの御提案も含めて、一緒になって考えていきたいと思っております。

また、先日の報道では、勝連城跡のほうでローマ帝国のコインが見つかったという、非常に夢とロマンのある部分でもありますので、これからもしっかりと教育委員会と一緒に、子供たちの教育も含めた歴史の授業についても取り組んでいきたいと思っております。答弁になっているかどうかわかりませんが、以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。新垣博正議員の御質問、大枠2については私から、大枠1については生涯学習課長から答えさせます。

大枠2について、今年度の中城小学校と津覇小学校において、専科は理科専科を配置しております。両校に音楽専科が配置されていない理由ですが、学校における教職員の定数は、教職員配置基準に基づいて決定されております。

そのため、今年度の中城小学校と津覇小学校の学級数は、両校とも13学級となっており、専科を担当する人数は1名のみとなっております。

そこで、専科担当が1名の場合は理科専科、または音楽専科のどちらかを配置するかは学校運営上、校長の裁量で決定されます。特に、理

科は実験器具の準備や片づけ、実験数が多いため安全面等を考慮すると、理科専科を選択する学校が多いようです。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 おはようございます。答弁前に、前置きで失礼いたしますが、博正議員の敬服するところでもあります知的好奇心が高く、歴史、文化、民俗学も御自分で調査研究をなさっておりますので、私があれば説明できるレベルではございませんが、御質問の回答として答弁させていただきます。

まず、大枠1番の展示方針につきまして、資料図書館の基本計画書の中において、歴史資料館の基本方針としまして「村民が地域の歴史を学び、遊び、楽しめる施設、人材育成やコミュニケーションの機能を兼ね備えた施設とする」としてあります。また、利用対象者の想定の1番目に青少年、その次に村民及び県民、いわゆる大人を主体としているため、子供たちが理解しやすい解説や、施設の雰囲気づくりに配慮するとしてありますことから、展示につきましては地域の英雄「護佐丸」や、世界遺産「中城城跡」などの中城村の歴史・文化を中心とした琉球史を村内の青少年、特に小学校4年以上の方々に、視覚的に飽きさせない、疲れさせない、楽しみながら学んでもらうことを重点に置いた展示方針としてあります。

展示の地図の考え方につきまして、御質問の地図の展示箇所は、入り口を入れて左手側に面した「村を知ろう」のコーナーとなっております。村の成り立ちとして17世紀の中城間切りから村へ、さらには分村へと行政区域の変化を理解してもらう内容で、中城間切りの変遷として17世紀前半に現在の北中城村のみならず、宜野湾市や沖縄市の一部まで含んで大きかったんだよと理解させること、その後、王制の意向で宜野湾間切り、越来間切りが新設されることとなったため、宜野湾市の野嵩・普天間、沖縄の

諸見里が割譲させられ、中城間切りとされた。

そして、1908年に町村制度が導入され、間切りから村へとなり、1946年に北中城村と分村という行政地区の流れを、近隣地区も含んだ位置図として理解してもらうためのもので、小学生でもイメージしやすい、見当のつけやすさから現在地図といたしました。また、その次の展示であります本村の集落の移り変わりでも、子供たちに昔の集落がどのように今の集落、現在の行政区、字でありますけれども、そこへ移動してきたのかを理解させるためには、現在地図のほかがイメージしやすいと考えました。もちろん展示地図については、琉球国惣絵図や戦前の古地図などを現在の地図にするかは検討した結果でございます。

兜の時代考証につきましては、中城城跡のこれまでの発掘調査では、城内各所の14世紀から15世紀の地層から武具であります鎧兜の部品や刀の切羽（せっぱ）、鏢（つば）、弓矢の鏃（やじり）などの武具が出土しております。また、県内各地のグスクの発掘調査でも出土例があります。（1）実戦での使用根拠につきまして、中城城跡でも特定の場所ではなく、場内各所から出土しているということは、実際に戦があった場合、使用していたものだと考えられます。また、県内各地のグスク発掘調査でも出土例が多いことから、琉球でも鎧兜が普及しており、戦があった場合は使用していたと考えられます。（2）の防具装着の確証につきましては、今、御説明しました発掘調査の出土例が多いことから、琉球でも鎧兜が普及しており、戦があった場合は使用していたと考えられます。確証ではないので、想像になるかとは思いますが。

企画展への住民要望につきましては、御質問のように住民から企画展の御要望があった場合には、提案内容を調査、検討し、可能性があれば実施に向けて検討してまいりたいと思っております。以上です。



議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 それでは、詳細についての質問をいたします。 については、私も思いをちょっと述べさせていただきます、後に回しますが。

のほうです。本村の地図です。議会のほうでも私、副読本で指摘して、やはりこれは現代の地図を単純に応用して比較するのは、余りよくないんじゃないかなということをお話したことがあるんですけども、全く同じような形で、また資料館の中でも、そのような方法で活用されているというのにはちょっと疑問があって、500年前にも本村の海岸線には埋立地があったのかというふうに言われると、単純に、これおかしいよなと思うのが素直な印象ではないかなと思います。こういったところも含めて、時代の移り変わりで説明する場合には、やはり海岸線というのは非常に重要なポイントになると思います。あるいはまた低地と斜面地、そして高地に当たる部分というの、どのような移り変わりがあったのかというの、時代の移り変わりを比較する上では大変重要なポイントになるのではないかなと思います。

副読本のほうで、前回、質問して答弁を聞いていますと、子供たちの本だからいいんじゃないかなぐらいで、悪く言えばですね、余り悪くは言いたくないんですが、子供だましかないというふうに思って、変に納得する部分もあったんですけども。でも、とかく歴史資料館になると、やっぱりそうはいかないんじゃないかなと思います。

せっかく琉球国惣絵図が展示されていて、そして現在の地図もあって、私は議会前に生涯学習課長にも大正時代の地図をコピーして渡したと思うんですけども、そういったふうに大正8年あたりで作成された地図というの、しっかりと公文書館に行けば入手できるわけですよ。そういったものを見ると、海岸線の様子と

いうのがつぶさにわかりますし、あとまた集落の移り変わりというの、時代によって移り変わっていく。何が読み取れるかという、海岸線あたりというのは、余り人は住んでいなかった時代があって、住むようになったのは明治以降です。琉球でいう、琉球処分後の廃藩置県で士族が地方に流れていく、その背景を読み取ることできます。例えば、今、ほとんど使わない当間の下なんていうのは高江洲と書いていますよね。タケイシャードゥイというふうに言いますよね。現代の人たちはそういう言葉は、地域の人は使うと思うんですけども、使わない。村長の出身の浜の集落も当時のものを見ると、謝名堂と書いていますね。そして、隣の西原町などでは、今はもう工業地帯で消滅してしまった仲伊保とか、伊保の浜とか、そういうふうに時代の片りんを経て消滅していった場所、そういったものも読み取ることができれば、歴史を学ぶ上では非常に重要な学びになるんじゃないかなと思います。そういった意味からすると、やはり史実に基づいて、こういったものは慎重に展示をしていくということが、私は大切じゃないかなと思っています。

琉球国惣絵図を見ると、当時の馬場跡が示されていたり、伊集の集落などでも山があって、川があって、集落の奥まで川が入り込んでいて、なるほど、そういうのに大きな川が集落の真ん中あたりまで入っていると、そこが船ングウになって、船着き場があったというふうに、ある程度想像がつくような地図を、想定させます。そういった意味では、歴史に沿った地図の展示というのは、私は必要じゃないかなと思います。

ぜひこれは、いきなり見直すようにとは言いませんが、見直すもし機会があれば、やはり歴史考証にしっかりと基づいて直していただきたい。そういったことを提案したい。生涯学習課長、学芸員もふやしていくわけですから、今後、資料の中でも展示物をいきなり変えるとお金も

かかるだろうし、すぐ触れないと私も認識をしていますが、今後いろんな学習会を通じて、そういったものをやるという考え方は教育委員会の中でないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 今、議員からの御意見も、御質問もございましたけれども、学芸員も1人増加して、今後、歴史資料館としての調査研究を含めて、今、おっしゃったような史実に基づいた資料としていく方向を検討し、高めていきたいと思っております。今、御指摘がありました件につきましても、子供だましと考えているつもりではございませんが、先ほど申し上げましたように小学校4年生以上の青少年、児童生徒の理解しやすさという点で検討した結果、今の展示となっておりますので、御意見としてもございましたように、見直しに向けては今後検討していきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 それと、もう一つ要望しておきますが、琉球国惣絵図、村長室にも展示されていますけれども、あの地図は、実は前にもちょっと言ったかわかりませんが、沖縄戦の後に首里の中城御殿からアメリカに持ち去られたものでありまして、それを取り戻すために本村出身の琉米歴史研究家の喜舎場静夫氏が骨を折って、自費で取り戻したという経緯があります。そういったところも、やはり展示の中でしっかりと紹介していけたらなと私は思っていたんですけれども、もともとあったがごとく展示されていて、こういった地図が入手されて、返還されていくという裏には、涙ぐましい努力があったというようなことも、ぜひ展示の中で、どこかでコメントも添えていただければ、ありがたいなと思っております。

続きまして、兜のお話に移らせていただきますが、教育委員会では、この兜のことを何兜というふうに認識をされているか、お答えいただ

けますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 ただいま、私のほうで何兜という認識はございませんので、また村としての、教育委員会としての認識は後ほど確認して御説明したいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 せっかく質問通告しているのですが、調べていただければなと思っていたんですけれども。時代考証的に考えますと、日本の歴史と琉球の歴史、沖縄の歴史というのを比較対照すると、どうも戦国時代というのが室町時代の中から後期だというふうに言われていて、琉球の歴史から言うと第一尚氏のほぼ終わりぐらいから第二尚氏の前半にかけての、いわゆる古琉球の第二尚氏の部分が圧倒的な時代を占めているというふうに、比較表で見るとおわかりになると思います。

そういったことからすると、既に護佐丸の時代は終わっていて、第二尚氏に入っていて、大和では、いわゆる群雄割拠という時代が到来するというふうになるわけですから、その時代のものがもし出土するのであれば、護佐丸時代は既に終わっていたというふうになるのではないかと。もし護佐丸時代に、この兜が出土するとすると、それ以前の鎌倉時代とか、そういった時代に遡ってつくられたものが何らかの貿易で運び込まれてきて、この土地から出土するというような流れになるのではないかなと思います。

そういった意味で、副読本なども私、よく見ますと、前に二またになっている兜がありますね。これは「前立て」と言うそうなんですけれども、前立ての場合は2つに分かれているのが、これクワガタの角に似ているので、クワガタというふうに言います。そしてもう一つ真ん中に3本になっている場合は、「三つ鍬形(くわがた)」というふうに呼ぶそうですが、この2つが混同して、この絵に描かれていて、どっちな

のかなというのがわかりにくいのが、この兜の図柄があっちこちばらばらで表現されている、それによっても時代考証は随分と違って来るんじゃないかと思います。

そしてもう一つは、大きく分けて兜の場合は筋兜というのと、星兜というのがありまして、星というのは粒々というのが兜の端のほうにたくさんついているのが星兜というふうに言われていて、それがなくて筋だけの兜は筋兜というふうに言われていて、それだけでも時代が違って来る。ましてや、こういう飾り兜をかぶって戦闘に行くということは、ほとんどあり得ないんじゃないかなと思います。何らかの儀式とか、あるいはレプリカで贈呈されたものが貿易の中から運び込まれたんじゃないかなというふうにも想定できないかなと思います。

いろんな角度から検証していったら、兜イコール戦いの歴史というふうに安易に結びつけていった時代考証するのは、私は少し時代考証として飛躍しすぎるんじゃないかなと思って、ナンセンスじゃないかなと思うところもあるので、そういったところを教育委員会は、もっと丁寧にその辺を扱っていただきたいかなと思います。

なぜかといいますと、せんだって西原町では、隣の西原町の話に飛びますが、町長選挙が終わりました。8年前に、現在の上間町長は当選したんですけれども、8年前の選挙のときをちょっと思い出してみると、何が争点になったかということ、西原町の大砲図書館と言われるような図書館の前に大砲が展示されていたというのがあって、前町長が誇らしげに大砲を図書館の前に展示するものですから、町民から非常に不評をかって、これが町長選挙の争点にまで上がってしまった。一方はそのまま展示すると言うし、一方は撤去するという話で、こういうふうに町長選挙の争点にまでなったものを思い起こしたんですけれども、結果的にあの砲は撤去されたということになるんですけれども、や

はり武器を図書館の中で展示するというのは、それ相応の根拠を持ってやらないと、余りにも歴史が、戦いの歴史だけだったというような話に行きすぎると、そこで歴史考証が結構終わってしまうんですね。

中城村は、とてもいい事例じゃないかなと思います。護佐丸と阿麻和利の乱に縛られすぎて、琉球の華々しい大交易時代の話というのが、展開ができていないんじゃないかなと思います。係長にも聞いたんですけれども、やはり出土物からは、いろんな焼き物が出土する。展示もされていますけれども、中国から持ってきているんですね。景德鎮から持ってきた焼き物を見ると、当時の最高の芸術作品とも言われるような焼き物が、中城村の城跡から出てくる。これらを踏まえていっても、こういったところに夢とロマンが、私は広がるんじゃないかなと思います。

あんな防具を持って門番しているようなものを、大上段に構えて展示するよりは、もっと大交易の時代ですね、先ほど村長から答弁のあった勝連城跡でローマ帝国のコインが出てくる。オスマン帝国のコインが出てくるというようなものからすると、アジアだけにとどまらず、中東、ヨーロッパあたりの歴史も多少は絡めながら解き明かさないと、琉球の歴史はとまってしまふんじゃないかなというふうに考えたりします。こういった大交易時代の歴史に、もうちょっと主語をシフトしていてもいいんじゃないかなと思いますが、そういう展示方法を考える考えはないのか、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

単に戦いの歴史だけに主体を置いているつもりはございませんが、鎧兜につきましては展示している絵の中の人物に装着しているイメージで描いておりますけれども、首里城跡の京の内という場所にあった倉庫ですね、これは1459年焼

矢の跡から発見された鎧兜の推定復元図をもとに描いております。この鎧兜の飾りの金具も、鎧の部品と同じようなものが中城城跡の正殿跡の調査でも出土しており、首里城跡のものが護佐丸の時代に近いことから、同時期に同様のものがあつた、それを描いております。

ここで言いたいのは、首里の鎧兜の年代が、ほぼ護佐丸と同年代であるというところから、護佐丸の時代にも中城城跡においても鎧兜があつて、装着していたのではないかとこのころで考えております。

鎧兜、もちろん目的は武具でありますけれども、武具であるのかどうかにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、いろんなグスクの発掘調査におきまして多くの出土をしている状況から、戦があつた場合には出土量からしても武具として使われたのではないかとこのころで展示をしております。

議員がおっしゃる意見も踏まえながら主語を交易大国琉球として夢とロマンを与えるような展示企画内容として今後検討しリニューアルのときには、その意見を反映してまいります。リニューアルまでの期間でも何かしらの手が打てないかとこのころで検討してまいりたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 後づけで茶々を入れるつもりはありませんので、もう最大限努力もされて展示されているところには、私も敬意を表して質問をしておりますので、その辺は誤解のないようお願いいたします。

この防衛体制みたいな話を、琉球史の中でやる場合に、ぜひ教育委員会で知ってほしいのは、まず陸上の警備を学ぶ前に、大交易時代があつたということが明らかですので、本来は海の警備が最大限に重要だつたとも言われています。なぜかといいますと、大航海時代は海にはたくさん海賊、倭寇とか海寇と言われるような海

賊がうようよいて、これが船を襲って物資を略奪するという歴史が、これは歴史上、よく語られています。首里城の警備体制を見ると、ヒキとか庫裡という、これはちょっと言葉で言っているから文字で書いたほうがほんとはわかりやすい。とにかくそういった警備の制度があつたというのが明らかになっています。これ第一尚氏時代からあつたとも言われています。

奄美、沖縄本島、そして先島あたりでも、そういった王府の組織があつたと言われております。だけど、これは陸上警備だけでひもこうとすると、どうしても難解で学者もひもとけないということに行き着いているようであります。

それをひもとくキーワードとなるのが海上警備。海上では、それだけ優秀な人間が航海に出て行きますから、特に琉球王朝の時代は、いわゆるただ単なる商人ではないですよ。琉球王府から選ばれた、いわば公務員が乗っているんですね、今風に言えばですね。そうした選抜された人たちが航海の体制を整えて乗船していく。そういったときに組織立てられた警備の組織が途中からは、そのまま名称が陸上に当てられていったという歴史があるようであります。

そういったところも、まだ解明されていない部分もあると思いますが、貿易の出土物が出てくるということであれば、土の中を掘り起こして調べるのも結構ですが、やはり海上ではどのようなことが行われていたかということ、つづさにやっぱり調べていくということ、ぜひ解き明かしていただきたいと思います。

そういった意味では、琉球がほんとに、王国が世界に誇れるものというのは、私は一度も対外戦争の経験がなかった国家だということ誇つたほうが、私はいいと思います。外国と戦争をしたことがない、経験がない。それがゆえに、裏を返せば薩摩に侵攻されたり、明治12年、琉球処分があつたりというようなことが起こるといふ悲劇はあつたにせよ、武器を持たないと

というのが基本的に誇りになるという部分を、やはり強調していくという歴史を、逸脱してはいけないんじゃないかなと思います。

そういった弱い部分がなぜあったのかというのも、特に琉球王国の組織体制の中では、文官方の官人ということで、いわゆる今風に言えば、制服組のトップが直接戦闘の指揮をとるんじゃないで、背広組がこの警備体制を組織していたというようなニュアンスで言ったほうが今風には理解できると思うんですけども。琉球のほうは、要するに制服組というのは強化されたわけではなくて、背広組のほうが実権を握っていて指揮をとっていたというようなところにも、国家として対外的に戦争を行わないという、守りの国家を形成していた。そういったところをもとにして大交易時代が繁栄していったものだというふうに思います。そういったところを主語にして、展示物も展開していくと、私はむしろ夢とロマンが広がると思います。

当時の中国の商品というのは、強い国際競争力を持っていたと言われておりまして、ヨーロッパからも注目を集めて、そういったところを琉球は担っていたと。例えば冊封というのは、日本国が三、四年に1回とか認められるのに、琉球は半年に1回とか、それぐらいのペースで中国への入港が認められていたと。これは海のシルクロードとも言われるし、また陶磁器の道、焼き物ですね、そういったものを運ぶ道というふうにも言われていて、そういった中継貿易として繁栄をなした時代があったということも、もっともっと子供たちにも教えていく。海外へ、これだけ羽ばたいていたという歴史を、ぜひ教えていただきたいと思います。

1つここで、万国津梁の鐘に刻銘されている碑文をちょっと紹介します。これ、たくさんの方がよく知っていると思います。「琉球国は南海の勝地にして、三韓の秀を鍾（あつ）め、大明を以って輔車となし、日域を以て唇齒（しん

し）となす。此の二者の中間にありて湧出する蓬萊島なり。舟楫（しゅうしゅう）を以って万国の津梁となし、異産至宝は十方刹（じっぽうさつ）に充滿せり」という万国津梁の鐘に刻銘されている文言であります。これ、よく県知事が記者会見するときに、後ろのびょうぶに書かれているものです。「十方」というのは、四方八方というふうによく言いますが、それに加えて上下があるということで「十方」というふうに言われています。「刹」というのは国のことをあらわしているようであります。あらゆる国々から、そういった品物が入ってきたということを、歴史的に物語っているものだと思います。そういった夢とロマンが広がる琉球史を、ぜひ大胆に展開する資料館に持って行ってほしいというふうに思っております。

それで企画展のほうに、ちょっと質問、移らせていただきますが、企画展ですね、せんだって動物から読み取る地名ということで企画が寄せられていて、非常にユニークな企画だということで評価をしたいと思います。この企画展についても、教育委員会としての優先順位的なものをもう一度、明確に示していただけるようにお伺いします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、住民からの提案に対する審査、検討につきましては、教育委員会として企画展の選考基準、検討基準としては企画展にふさわしいテーマか、本村との関係や村がやる必要があるか、館のスケジュールを踏まえた時期、期間的に可能か、人員・予算的に可能かなどの内容で取り組めるかどうかを検討して、判断していきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 ぜひ村民にも広報紙等を通じていろんな企画展を、声を寄せていくということを取り組んでほしいと思います。

ちょっと私の話はいつもずれるんですけども、ぜひ資料館が村民の憩いの場でもあるんですけども、やっぱり内外からも注目されるような資料館、ユニークな企画をする資料館だなということで、行ってみたいなというようなことを、ぜひ企画してほしいと思います。そうすると、村外からも中城村の護佐丸歴史資料館というのは、とてもユニークでおもしろいよ、あっちに行ったら楽しいよというようなイメージがつけられればなと思います。どこにでもあるような図書館で終わらせてはほしくないというのが実感としてありますので、よろしくお願いします。

大変余談になるんですけども、日本で今、よく読まれている本、漫画本も含めて読まれている本が、ちょっと調べてみたら、一番読まれているので「ドラゴンボール」らしいです。3億冊売れていると言われていました。2番目に「ワンピース」と言われていて2億7,000万冊ですかね。3番目が「ゴルゴ13」らしいです。「ゴルゴ13」が、なぜこんなに読まれているかなというのを、私もよく認識していなかったんですけども、調べてみると、45年間、1回も休まずに連載されているというのが1つですね。もう一つは、本物の国の話が出てくるし、本物の政治家の名前の話が出てくるし、直接、外交官から仕入れたネタを漫画にしているところが真実味を帯びていて、ほとんどがフィクションなんですけれども、たまに真実と当たるそうなんです。それが、わくわくドキドキさせるというようなストーリーになっていて、支持をされているというふうに言われています。単行本は、また全国の散髪屋さんに行けば、どこにでも置いているというのが「ゴルゴ13」の漫画らしいです。

そういったところも一つのヒントになるんじゃないかなと思います。なぜ国民がこれだけ支持をするのかということを考えていく上で

の、ちょっとしたヒントになるんじゃないかなと思っています。そういったところも私、ちょっと提案をして、次の質問に移らせていただきます。

専科の件ですが、理科を優先しているということでしたが、音楽のやっぱり先生方といいますが、あるいは経験されている方からは、ちょっとがっかりするようなというような話をされていて、音楽の重要性が少ないがしろにされているんじゃないかということをおっしゃっていました。ぜひ臨時でもいいですし、あるいはまた、多少かけ持ちでもいいですから、この専科を大切にしてほしいというような声が寄せられています。検討する考えはないか、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

音楽をないがしろにしているということは、全くありません。11月から教職員の人事ヒアリングが行われます。そのときに、現状で音楽専科の配置は難しいと思われまますので、音楽の指導ができる教諭の配置を教育事務所に求めていると考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 本村は、ジュニアオーケストラなどは、非常に内外から高い評価を受けていますよね。たくさんの楽器も予算をつけて、活動に支障がないようにということで買いそろえてきたという経緯もあります。そういったものも踏まえれば、やっぱり中城村は音楽も大切に村だなという印象に持ってほしいんですけども、基準に従うと難しいというようなところを、やはり知恵を絞って、あったものをなくしていくということになると、やはりそれ以後の子供たちにとっては、ちょっと不幸かなというふうに思ったりしますし、また音楽というのは、いろんなイベントでよく用いられますよね。陸上競技大会でも生バンドで

演奏してあげたり、成人式でもそういうふう  
に演奏してあげると、やっぱりその場所場所とい  
うのは、そういうセレモニーのときというのは、  
引き立ちぐあいが全然違うと思います。

そういったところでは、子供たちに音楽の学  
ぶ機会というのを保障していくんだということ  
を、ぜひ意識してほしいと思いますので、優秀  
な先生が配置されることを要望いたしまして、  
私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、新垣博正議員の  
一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（ 1 0 時 4 3 分）

~~~~~

再 開（ 1 0 時 5 5 分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、仲松正敏議員の一般質問を許します。

5 番 仲松正敏議員 皆さん、こんにちは。
ただいま議長より一般質問のお許しが出ました
ので、これより一般質問をしていきたいと思
います。

まず、大枠 1 番、中城村健康づくりについて。

健康づくりについては、村民の健康意識が
年々高まり、ウォーキングを初め各種健康づく
り事業も実施されているが、新たな健康づくり
事業の計画や、これまでの健康づくり事業の課
題を伺う。 国保特定健診・特定保健指導の実
施状況。ということで、生涯を健康に、はつら
つと過ごすためには、死因の約半数を占める
「生活習慣病」についての対策と、心身ともに
健やかに過ごすための健康づくりが重要である
と思います。国保特定健診の受診率と特定保健
指導の実施状況について伺います。 子供の健
康づくり支援の体制強化。将来を担う子供たち
が、健康で健全な社会生活を送れるよう、行政、
学校、保育園、地域が連携した子供の健康づく
り支援の体制を伺う。

大枠 2 番、有害鳥獣被害対策について。 日

本全国でカラスの被害が拡大している中で、沖
縄県内の自治体でもカラス被害の対策を実施し
ている自治体があります。本村では、カラスの
被害対策として、今後どのような対策を考えて
いるか。以上、簡潔な答弁、よろしくお願
いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 仲松正敏議員の御質問にお
答えいたします。

大枠 1 番につきましては、健康保険課と教育
委員会のほうでお答えをさせていただきます。
大枠 2 番につきましては、農林水産課のほうで
お答えをさせていただきますけれども、私のほう
で御質問の健康づくりについて所見を述べさ
せていただきます。

議員も御承知のとおり、徐々にではありませ
んが、ほんとに徐々にではありますが、健康づく
りに対する村民の意識の向上だとか、あるいは
村で取り組んでおりますアミノインデックス、
血液でがん検査ができる予算を計上して、今、
行っているところでもありますし、いろんな意
味合いで健康づくり、あるいは生活習慣病予防
といいますが、そういうものについての意識が
少しずつではありますけれども、数字としての
結果もあらわれてきているようでございます。
後ほど健康保険課のほうで数字的なものはまた
答弁させていただきますけれども、今後も特に
健康づくりについては、いろんな形で予防も治
療も含めて、村としても積極的に取り組んでい
きたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 仲松議員の御質問、大枠
1 の についてお答えします。

学校における児童生徒の健康づくりは、重要
な課題の 1 つと考えております。学校におい
ては、次の 4 つを中心に取り組んでおります。 1
つは、定期健康診断の取り組みです。新年度の
4 月ごろ、身体測定や内科検診などを行い、早

期発見・早期対応に努めております。2つは、心身の健康相談の取り組みです。近年、いじめや不登校・ひきこもりなど、心の問題を抱える児童生徒がふえてきております。そのため、気軽に相談し、悩みや不安を和らげるためにスクールカウンセラーや教育相談員、特別支援教育支援員を学校に配置しております。また、教育相談旬間や学校生活をよりよくするためのこのころのアンケートを毎月実施し、早期発見に努めております。3つは、体力向上の取り組みです。小学校では、校内マラソンや縄跳び検定、泳力指導を実践しております。また、夏休み期間は、各自治会において朝のラジオ体操に参加するよう推進しております。中学校では、体育の授業の初めに、基礎トレーニングを取り入れたり、体育系部活動を通して体力向上につなげております。4つは、食育の取り組みです。毎日の学校給食や学級活動、家庭科の授業を通し、児童生徒の発達段階に応じて栄養や食事のとり方などについて、食に関する指導を実践しております。また、食生活の指導は学校だけでは不十分ですので、家庭等との連携は不可欠です。そのため、学校では食育の講演会や学校給食の試食会など、保護者や地域にも食を通しての基本的な生活習慣の重要性について共通理解を図っているところであります。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 それでは、仲松議員の大枠1の 及び についてお答えします。

新たな健康づくりについては、平成28年度より40歳の記念総合がん検診と、村長が先ほど答弁しましたアミノインデックスがんリスクスクリーニング検査を実施しております。そこで、疾病の早期発見、早期治療に取り組んでおります。運動などの新たな事業ということについては、現在計画はしてありませんが、やはりこれまで行ってきたヘルスアップ事業など効果がありますので、それを今後も継続していきたいと

考えております。事業の課題として、やはり特定健康及び保健指導の受診率、指導率については、なかなか向上していかない部分がありますので、その課題と、あと、教室においては、対象者の方々が参加していただけない状況でありますので、その課題があります。

について、平成27年度の数値はまだ確定数値とはなっていませんが、7月末現在で40.7%、前年度より3.9%伸びております。保健指導の指導率については39.7%、前年度より1.5%の伸びとなっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは、仲松正敏議員の大枠2についてお答えをいたします。

現在、沖縄県内に多く生息するカラスは、ハシブトガラスという種類になります。全国的にカラスによる被害は、農村部や都市部において深刻な問題となっております。県内でも、離島や本島北部市町村においては、野菜や果樹等の農作物等への被害が拡大している状況にあります。当該市町村においては、被害軽減を図るために、鳥獣被害防止計画を策定し、沖縄県の鳥獣被害防止総合対策交付金により、カラス捕獲箱等を導入設置し、駆除を実施している状況にあります。

本村においては、平成23年度にシロガシラを対象とした鳥獣被害防止計画を策定し、捕獲箱を導入し、農家へ貸し出し等を行って駆除を実施してきております。近年、本村を含め本島中南部においてもカラスの生息が観察されておりますが、本村においては、現在のところ、カラスによる被害についての確認はしてありませんが、今後、被害が出るようであれば、カラスの駆除対象とした被害防止計画を策定し、補助金を活用した被害防止を図っていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは、大枠1番のほうから再質問したいと思います。

健康問題に関しては、村民の大きな関心事であり、早世をなくし、高齢者の寝たきりや認知症といった障害のある期間を減らし、健康な期間を延ばして、いつまでも健康で暮らしていこうという健康寿命の延伸は村民の幸せにとって大変重要なことと考えております。

去る7月21日に4名の議員で、長野県の上田市に健康づくり事業について視察してきました。2013年の調べで平均寿命が日本一の県はというと、男女とも長野県であると。沖縄県にしては男性29位、女性3位で健康寿命に関しては言うところ沖縄は男性47位、女性46位で、沖縄は長生きしても障害を持つ期間が長くて、高齢者の健康に関しては深刻な状態だと言われております。

上田市では10年後の超高齢化社会を見据えた健康づくり事業に取り組み、平成27年度から健康幸せづくりプロジェクトと銘打った健康づくり事業を実施しております。健康づくりプロジェクト事業は、健康づくりに経済的なインセンティブを設けることで実効性を高める非常に有効な事業であると感じております。

それで、上田市では健康幸せプロジェクト事業の中で、健康づくりチャレンジポイント制度という取り組みをされていて、特定健診を受診したり、さまざまな講座やイベントに参加することでポイントをもらい、それを市に提供し、社会貢献できる仕組みでありまして、また孫のほうにスポーツ用品を購入し、またポイントで、それをプレゼントするという内容もあります。

それで、本村においても健康長寿村を実現するためには、若者と健康無関心層を取り込むための施策として、上田市のような、このようなヘルスケアポイント制度を取り入れてはどうかと思いますが、その辺お聞きします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

現在、本村においては、そういうポイント制度などの個人に対してなど、自治会等も含めて何らかのインセンティブを付与するというような取り組みは、現在しておりません。やはり議員おっしゃるように、若者の受診率というのは低い状況にありますので、その辺、若年層の受診率向上等につながるような取り組みができないか、さらに他の自治体の状況も考えながら検討していきたいと考えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 現在、本村ではそのような取り組みはされていないということですが、上田市のすばらしいポイント制度、ぜひこれから本村の健康づくりのために取り入れていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

また、上田市ではウォーキング事業の中で、ウォーキング終了後に体重体組成計で体組成測定し、体重や体脂肪率、さらにその内容として皮下脂肪や内臓脂肪、また筋肉量の測定など、体組成をチェックして体のバランスを知ることによってポイントをもらえる、というのもありまして、運動後、体組成測定で体の変化を知ることにより、ウォーキングを続ける意識が高まると言われていて、本村でも教育委員会と連携をとり、体組成測定を導入できないか。その辺伺います。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

体組成計という体重計のことだと思いますが、本村においては現在、ヘルスアップ事業等で、体脂肪計ということで体脂肪のみの計測できる体重計はありますが、その皮下脂肪とか筋肉量率、そういう体重計はありませんので、議員のおっしゃるように運動後の体重測定により、そ

ういった身体がわかることによって運動の継続につながるということであれば、よいことになると考えますので、関係機関に設置するとすれば、やはり体育館等のほうがよろしいかなと思いますので、検討して、協議を進めていきたいと考えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ぜひ導入の検討、よろしくをお願いします。

次に、特定健診についてお聞きしますが、特定健診の対象は40歳から74歳となっているが、年度内に対象年齢に達したものが対象となるかどうか。例えば4月1日で40歳になる者は3月31日に40歳に達することから、3月31日が属する年度から特定健診の対象となるのか、どうですかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。健康保険課長 比嘉健治 お答えします。

40歳から74歳ということで対象者になっていますが、年度で40歳になる方となりますので、4月1日生まれの方は、その年度の対象になるということで認識しています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 対象者は4月1日ということですね。

次に、保険税未納者は特定健診の対象となるのか。また、特定健診の対象を外れた年齢層、例えば39歳以下の人たち、それから75歳以上の人たちに対しての対応は、今どのようにされているか、お聞きします

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

保険税の未納者が対象になるかということですが、やはり未納者においても御自分の健康、体の状況を把握していただいて、生活習慣病等の予防をしていただくことは重要なことだと考えていますので、未納者の方も対象として健診

を受けていただいております。

あと、39歳以下と75歳以上の特定健診等については、75歳以上については長寿健診として同様に集団であったり、個別の健診で受診できるようになっています。39歳以下、本村においては20歳から39歳の方についても、集団健診及び個別の健診を受診できるように対象として行っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 村民の中には、やはり自分は保険税を払っていないと、多分そういう方もおられると思いますので、健診の通知のときにでもいいですから、そのことをつけ加えると、それを知った未納の納税者が健診を受けることになるかもしれませんので、その辺も含めて通知のほうを考えていただきたいと思います。

次に、上田市でのことですが、上田市では特定健診受診者と未受診者における生活習慣病の1人当たりの医療費は、未受診者に比べ、受診者の医療費は50%以下のデータが出ているとの話があり、医療費の削減につながっていると。本村でも特定健診受診者と未受診者における生活習慣病等の1人当たりの医療費の割合はどのようになっているのか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。健康保険課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

健診未受診者及び受診者の医療費の割合ということですが、数値としては、平成25年度の数字がありますので、それで答弁していきたいと思

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 わかりました。

次に、本村の特定健診受診率が40.7%、前年に比べ、わずかに3.9%伸びてはいるが、国より各市町村に求められている受診率60%、平成25年から平成29年度の5カ年間の目標値ですけど、達成するには大変厳しいと、本村の今の

状況ですと大変厳しいかと思えます。

これまでの勸奨取り組みも継続しながら、新しい取り組みも考えたらと思えます。例えば、特典の付与とか、先ほどもポイント制も話しましたが、付与とか。40歳の初回受診者への啓発品を配布するとか、それと健診を5年連続して受けた方を対象に抽選で当選者に御当地商品券を付与するとか、また自己負担金の廃止とか、これは結構予算面でいろいろとあると思うんですけど、また先ほどお話しした上田市のポイント制度、このような取り組みはできないか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

先ほどのポイント制と同様なインセンティブを与えるということで受診者をふやす取り組みはどうかということについてですが、やはりいろいろな取り組みの方法があるかと思えますが、現在、本村においては日曜日の健診を実施して、行ったり、未受診者にははがきによる、これまではチラシ等によって通知していましたが、はがきによる通知を行い、受診勸奨等をしていきますので、先ほどの議員おっしゃるポイント制等の部分も含めて、受診率アップにつながるような方法を、さらに考えていきたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 次に、この際ですから、もう一つ、受診率の向上について私のほうから提案したいと思えます。健康づくり優良自治会を募集し、積極的にアイデアあふれる方法で働き盛りの人々の健康づくりに取り組んでいる自治会を表彰することによって、自治会における健康づくり活動の推進と他の自治会への波及効果を目指すことができると思うが、募集内容は自治会健診率が85%以上、その他健康づくりに取り組んでいる事業内容などを検討して決める

とか、健診受診率向上のために一つの考えだと思えます。その辺は、どうですか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

自治会行政ごとの受診率アップ、やはり受診率向上につながるその一つの方法だということも考えられます。表彰ということであれば、ある程度早目に取り組めることだと考えますので、そのほかの方法も含めて考えて、検討していきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 多分今の表彰に関しては、そう難しい問題ではないと思えますので、ぜひ早目の検討をお願いします。

次に、本村の健康づくり支援事業として4教室を今現在されていると思えますが、その教室はいつごろか、また各教室の参加人数、推移の状況は今、どうなっているのか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 現在行っている健康教室の状況ということですので、いつごろ実施しているかという、それについてはヘルスアップ教室、ハッピーボディ教室、栄養教室、ふれあい事業等における栄養教室がありまして、ヘルスアップ教室については8月、9月ごろからスタート、ハッピーボディ教室については、その前の7月あたりです。健康教室についても年4回実施していますが、2カ月に1回程度ということで、8月から各2カ月に1回実施して計画しております。ふれあい事業についても、各ふれあい事業のほうから栄養教室の開催依頼等を受けまして、実施しているという状況になっています。

推移についてですが、平成27年度のヘルスアップ事業の参加者は10名です。平成26年度が9名、平成25年度が19名となっていて、少し参加者が少ないという、先ほどの課題の中で

申し上げた件であります。参加者は少ない状況になっています。ハッピーボディ教室については、平成27年度20名、平成26年度20名、平成25年度21名ということで、目標の定員等には達している状況であります。栄養教室については、4回程度こなしていますので、平成27年度で45名参加、平成26年度42名、平成25年度が80名ということで、ある程度参加していただいているかなと考えています。ふれあい事業については、平成27年度が4回で111名、平成26年度が同じく4回で74名、平成25年度は少し回数が多くて8回になっていますが、167名のふれあい事業の実施のときに開催していますので、ここは多いことになっているかなと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 栄養教室とか、ふれあい事業に関しては、それだけ参加人数は十分満たしていると。しかし、運動教室に関しては少ない状況であるような感じがします。参加者が少ないと、事業の継続も大変厳しくなってくると思いますので、今までの募集のあり方でいいのか、また、これから新たな募集方法など検討されてはと思いますので、その辺いろいろ考えていただきたいと思います。

続きまして、現在、村長から委嘱を受けた本村の健康推進員は何名で、各自治会ごとに何名おられるか。また、健康推進員は地域住民の健康づくりに活動されているが、行政として健康推進員の育成・支援はどのようにされているか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

健康生活推進員の人数ですが、現在、28名になっています。やはり28名ということで、各字1人ずつと、多いところで2人、南上原については現在3名の健康生活推進員がいます。

支援と育成の部分ですが、健康生活推進員の

定例会を年6回実施して、二月に1回になりますが、健康についての講話、軽スポーツ等を。御自分の健康について、また、その健康についての講話を行って、その育成と支援についてはこの6回の中で、各地域においての受診勧奨等を行っていただけるような支援を行っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 健康推進員は、地域の健康づくりを推進するためのリーダーとして活躍されている、いわばボランティア団体ですね。行政担当者は、健康推進員がより円滑に活動できるよう支援を行います。しかし行政の担当者がかわり、一定の支援が難しいという、よその自治体でそういう現状があると言われて、誰が担当しても安心して同じ質で支援できるよう、マニュアルを作成する必要があると思います。その辺、マニュアル等は作成されているか、どうですか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 お答えします。

支援・育成についてのマニュアルということですが、本村においてはそのようなマニュアルを作成してはございません。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 やっぱりそういった支援の体制をとるために、マニュアルというのは大変重要だと思います。担当者がかわると、内容がわからないということで、なかなか健康推進員の方も活動が難しいと思いますので、その辺、早急にマニュアルの作成、お願いします。

続きまして、のほうに移ります。特定健診、特定保健指導についての再質問をしたいと思います。主に保健指導についてお聞きしますが、特定保健指導の目的は対象者が自分の健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるようにすることにあると。対象者が健康的な生活にみずか

ら改善できるよう、さまざまな働きかけやアドバイスを行うことと思います。それで特定保健指導の支援には、動機づけ支援と積極的支援の2つの支援のやり方がありますが、その内容をひとつお聞きします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

保健指導については、先ほど議員おっしゃる動機づけ及び積極的支援ということで、健診結果に基づいて支援が必要な方々に専門職の保健師や管理栄養士が指導等、支援をしていきます。動機づけの方については、初回健診結果が出て後に、初回に面接を行って、運動やこの改善などを相談しながら、その後、半年後に生活習慣等健康状態がどうなったかの確認をしています。積極的支援については、先ほどの初回面接の後ですね、3カ月については継続的に1カ月に1回程度ですか、電話による確認等を行いながら、先ほど動機づけのときにやりました半年後に健康の状態ですね、生活習慣の改善など、どうなったかというような部分について確認を行っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 次に、特定保健指導対象者の選定基準はどのような基準で定められているか、その辺お聞きします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 特定保健指導の対象者の基準ということで、健診の際に、腹囲の測定をします。その腹囲の例えば男性で言えば86センチ以上、あと血液検査からの結果で血糖値、脂質、血圧等を含めて先ほどの動機づけであったり、積極的な支援を行っていきます。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ただいま、腹囲のほうで男性のほうは聞きましたけど、女性のほうが、

ちょっと申しわけありませんが、それはあらかじめ予想はできるとお思いますので、健康保険課長の気配りかなと思います。

現在、生活習慣病の治療中の人は、特定健診または後期高齢者健診は受けられるか。それと、治療中の人は特定保健指導の対象になるか、その辺もお聞きします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

治療中の方の、まず特定健診については受診可能であります。ただし、治療中の方の保健指導については、治療中ということもありますので、病院に通っているということで対象外になります。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 わかりました。

次に、特定健診、特定保健指導実施計画書を自治体で行われる。コンサルタントに委託されている自治体もあると聞きますが、本村はどのようにされているか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

議員おっしゃる部分について、特定健診等実施計画書、第2期の部分かなと思います。これについては、職員で計画を策定しています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 やはり本村の住民の健康管理だと健診・保健指導事業は、住民の生活実態がわかっている行政の保健師や管理栄養士がやるべき仕事であり、アウトソーシングをせずに村がみずから実施すべき業務だと思いますので、これからも健診・保健指導事業の実実施計画書は行政でやっていただくよう、頑張りたいと思います。

次に、のほう、子供の健康づくりについてです。すけど、近年、学校給食は安全・安心かと問わ

れていて、異物の混入や食物アレルギー、ノロウィルスの発生など、学校給食関係者や保護者にとって心配な事案がいろいろと発生しております。給食の衛生管理等に細心の注意が必要だと思われま。そこで、学校給食において、どのような安全対策を構築されているか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。
教育総務課長 名幸 孝 それでは、お答えいたします。

給食の安全・安心対策としまして、まず施設のほうですけど、施設では月に2回、委託業者による衛生検査を行っております。それと、月に1回の、これも委託業者による場内清掃。次、職員に関しましては、月2回の検便検査、毎朝行っております健康チェック、これは本人の項目で10項目、その家族に対して5項目の健康チェックを行って、安心・安全な対策としております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 毎日納入される生鮮食品及び調理済み食品の検査の対策のあり方と検食について今、お聞きしますが、検食は調理職員、学校栄養士は当然、学校長も一緒に検食はされているか、お聞きします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。
教育総務課長 名幸 孝 それでは、お答えいたします。

まず、食品の検査ですけど、これは委託業者によりまして月2回の食材検査を行っています。調理済みの検食につきましては、調理場では運営主任、栄養士で検食を行い、学校では学校長による検食が毎食行われております。

それとまた調理済みの食品に関しましては、食中毒等があった場合の原因究明のために、2週間の保管をしております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 学校長もしっかり検食

されていると。学校長が公務で不在のときは、そのときはどのような対応をされているか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。
教育総務課長 名幸 孝 学校長が不在の場合は、教頭が代理で検食しております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 やはり学校給食というのは、子供たちの健康を守ることからして、ぜひ1日たりとも検食が行われないことがないよう、しっかりやっていただきたいと思います。

学校給食残量についてお聞きしますが、島根県の給食の残量は小中特別支援学校の県平均残量率は、御飯食は4.1%、パン食が3.8%となっていて日本一おいしい学校給食だと言われております。栄養教諭や学校栄養職員、いわゆる栄養士が調理員とともに日々の味つけやつくり方、調理方法なども研究を積み重ねていると。また、成長期にある子供たちの健康を守ることや、身体の向上を目指し、いろんな種類の食品を組み合わせ、栄養のバランスがとれるよう工夫しているたまものだと言われております。それで、子供たちの健康づくりに関する大切な学校給食、本村の小中学校の給食の残量率はどのくらいか。御飯食、パン食を合わせての数字でよろしいのです。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。
教育総務課長 名幸 孝 それでは、お答えします。

本村の残量は、率では計算はしておりません。どういう方法で残量を計測しているかと申しますと、ポリバケツにその残量を入れて、何リットル残っているかということで計測をしております。そのリッターを換算しまして、報告していきたいと思ひます。

まず、中城小学校ですけど、1日平均大体5キログラムの残量がござひます。これを生徒数で割りますと、大体1人当たり13グラムの残量となります。中城小学校におきましては、ほと

んど完食というふうな報告を受けております。津覇小学校におきましては、ちょっと多目でありまして20キログラムの1日平均の残量がございいます。これを1人当たりに換算しますと、65グラムの残量となります。中城南小学校につきましては、1日31キログラム、これを1人当たりにしますと47グラムの残量となります。中学校におきましては31キログラムで、平均しますと1人当たり60グラムの残量となっております。

これから行きますと、中城小学校は、これまで何年間もほとんど残量が少なく、メニューは同じでありますけど、その学校の特色なのかなという感じは受けております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 中城小学校と津覇小学校の残量の違い、結構離れていますけど、こういうのは家庭のほうのいろいろ子供のしつけにも影響しているかなと。どうですか。質問じゃないんですけど。

やはり子供のうちから健康な体をつくっておけば、大人になっても病気への抵抗力もつくし、給食の食べ残しがないよう、おいしい給食をつくっていただくよう、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

子供たちの食の安全を考えると、食材は当然国内産を活用されていると思いますが、国内産と外国産の割合は。それと、地産地消を推奨する意味で、地元の食材は学校給食の中で、どのくらいの割合で利用されているか。毎食の給食の中でよろしいのです。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。教育総務課長 名幸 孝 それでは、お答えします。

食材の国内・国外の割合ですけど、まず約17%が外国産で、83%が国内産であります。ただ、外国産の食材を使用する場合は、沖縄県学校給食会といのがございます。そちら方から購入し、安全な食材を提供しています。この沖縄

県学校給食会というところは、独自にその外国産の食材の検査を行い、安全・安心な食材を提供しているところでございます。

あと、地産地消の件ですけど、村内はほとんど野菜が主であります。その中で、まず県内野菜を使用している率が56.7%、そのうち29.9%が地元産を利用しているところであります。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ぜひ地産地消の意味で、地元産を大いに活用するよう、やっていただきたいと思います。

次に、児童期に発生する生活習慣病の重大なリスクファクター、危険因子ですね、は肥満であり、肥満の解消に向けた、より有効な対策として栄養指導や生活指導、また歯科保健にまで視野を広げた取り組みを行うことが肥満防止につながると言われているが、その辺はどのように考えておられるか、お聞きします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

児童生徒が、肥満または肥満予備軍であるかは、4月に実施される身体測定や健康診断、また学校医に、医師による健診から見出すことができます。

また、検査結果から肥満度の数値が50%以上の児童生徒については、養護教諭が直接児童生徒本人と相談したり、また、学級担任が保護者との面談を持ったりして、病院での受診を勧めております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 子供の糖尿病は、大人と同様に自覚症状があらわれることがほとんどないと言われ、非常に気づきにくい病気だと言われております。学校現場では、糖尿病を知ることができる尿検査は実施しているか、お聞きし

ます。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

先ほども言いましたように、学校現場では4月から5月にかけて健康面の検査が集中して行われます。尿検査も、その時期に行っております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは、糖尿病と診断された子供、また予備軍の子供に対しては、どのような取り組みをなされているか、伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

糖尿病に関する症状については、小学校の低学年から検査を行っておりますので、この児童生徒の健康面については低学年から発見しましたら、保護者と本人との面談の状況を担任も把握することになっております。症状が重い場合は、校長、教頭、また養護教諭、そして担任、保護者、あと主治医による相談会を持つことになっております。

それからさらにまた病状でインシュリンを施す場合もやっぱりありますので、そういった場合は先生方も、これを知っておかなければなりませんので、その辺も周知して、万が一、症状が悪化した場合はどういったふうに対応していくか、緊急体制というのも全職員で確認しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 やはり糖尿病というのは、将来、大人になっても改善するとなると、大変難しい病気だと言われております。糖尿病と判断された時点で、今、教育総務課主幹が

おっしゃるように保護者としっかり話し合いを持って、対策に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、大枠2番のカラス対策、カラス被害についてです。カラスによる被害問題というのは、十数年前から日本全国の都市や山間部で起きていまして、いろんな対策を講じてきたが、それといった良好な対策が確立できず、住民や行政を悩ませているのが現状であります。カラス被害に対して、沖縄県はまだまだ認識が薄いようですが、北部市町、JAおきなわの担当責任者で構成する北部地区鳥獣被害対策協議会や名護市鳥獣被害対策協議会が設置され、広域的な被害対策が実施されております。それで、本村ではカラス被害問題を今、どのように考えておられるか、お聞きします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは、お答えいたします。

農作物等への鳥獣被害対策につきましては、広域的な被害対策が効果的であるということで、中部市町村においても、広域化による被害対策事業が実施できないか検討をされましたけれども、被害のないところとか、あと少ない市町村がありまして、話はまとまらずに広域化での対策は見送られました。

今後、鳥獣被害がふえることが考えられますけれども、当面は市町村単位での対策を講じていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 カラス被害対策を講じる上で、いろんな調査もする必要があると思います。これまで本村では、カラスについての特徴、性質、種類とか、生息域、数の実態調査などはされたことがあるか、伺います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

現在のところ、カラスの実態調査は実施しておりません。ただし今後、やはり農作物等への被害が確認できるようになれば、調査も必要かと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 近年、カラスは本村の全域で生息しているとの村民からの情報があり、主に国道329号から山手のほうで多く確認されております。場所としては奥間の山や、新垣から登又あたり、特に集団で飛んでいるのを確認。特に集団で確認されているのが、久場の新興住宅から大西ゴルフ場のあたりです。北地区でも南浜から北浜において、電柱1つに対して10羽ほどとまっているのも目撃された私のほうに連絡もありました。やはりこれから後ですね、カラス被害対策に取り組むためにも、多くの情報をやる必要があると思いますので、早急に調査に取り組んでいただきたいと思います。

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱が平成20年3月31日付で定めるところによる沖縄県鳥獣被害防止総合対策交付金という制度があるようですが、その内容をお聞きます。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは、お答えいたします。

鳥獣による農作物被害軽減を図るために必要な有害鳥獣の捕獲活動への支援であり、事業実施主体は被害防止計画を作成することが条件となります。補助対象としては捕獲箱、箱わな等の整備に要する経費として、200万円を限度額とした定額補助となっております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

あと5分以内となっておりますので、まとめてください。

5番 仲松正敏議員 補助金の限度額が200

万円だと。捕獲箱や箱わな以外の別の被害防止の整備も考えられると思いますが、ぜひその予算を使い切る取り組みをやっていただきたいと思います。

本村ではビニールハウス栽培によるトマト、マンゴーが多くつくられています。カラスはそういった野菜や果物を好んで食べますので、カラスの力ではビニールを簡単に破って中に入り、トマトやマンゴーを食い荒らすと思います。そうすると、ビニール被害も出てくるわけでハウス農家にとっては大変な損失になります。これから後、カラスによる農業被害のことを考えると、農家の方々への注意喚起等、指導の取り組みがなされるべきかと思いますが、その辺の指導、注意喚起等はされたか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

現在、カラスによるビニールハウス等のビニールを破るとかの被害の確認はしておりませんが、やはり今後、そういう状況になるようであれば、我々村としても農業者に対しては注意喚起を行っていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ぜひ早目の注意喚起を促すよう、していただきたいと思います。

次に、カラスの三大被害というと、ごみの散乱、騒音、威嚇攻撃であります。カラスは人間がつくり出した環境と廃棄物をうまく利用して繁殖している生物で、ネズミ、ゴキブリと同じような生態を持っています。雑食性で肉から植物まで、新鮮なものから半ば腐ったものまで、あらゆるものを食べる、一旦ごみ置き場が餌場という認識を持たれますと、執拗に荒らし続けます。

上地区の南上原では都市化が進み、人口もどんどんふえております。それだけごみの量も多

なくなってくるわけで、そうするとカラスによるごみ荒らしもふえてくるわけです。それで、カラス被害の対策として、ごみ減量も対策の一つだと思います。ごみ減量化へ向けて、生ごみ処理機の購入の助成及び家庭用生ごみ処理機の購入費の一部補助する制度がありますが、その内容をお聞きます。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。
住民生活課長 仲村盛和 それでは、お答えします。

ごみ処理容器等の補助金なんですけど、それは処理容器、処理機ともに購入金額の2分の1以内を補助しております。上限が、容器で3,000円、処理機のほうで3万円を上限として補助している補助金であります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

まとめてください。

5番 仲松正敏議員 カラスの被害対策としてごみの減量は、最も有効な取り組みとも考えられますので、生ごみ処理機の促進を住民に促すよう、取り組んでいただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（12時06分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、伊佐則勝議員の一般質問を許します。

8番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。通告書に基づきまして、これより一般質問を行います。

大枠1番、待機児童の解消について。厚労省の集計で今年4月1日時点の県内の待機児童が、最多の東京都に次いで全国2番目だったことが公表されました。県内では、50人以上の待機児童を抱える14市町村のうち、本村は86人、対前

年で64人増になっており、ワースト9に位置しております。認可園も増え、待機児童解消に向けての施策も充実してきたと思慮するが、子育て世帯の人口増による利用申込者数の増加や保育士不足が原因か、あるいは他に要因があるのか伺います。

大枠2番、奥間斜面部分の県との協議経過について。6月定例会で奥間喜納原斜面部の違反開発行為等や奥間自治会からの要請書について、県の関係機関と連携を密にして対策協議を重ねていくとの答弁が都市建設課長と総務課長からありました。その後の県の関係機関との協議の経過報告を伺います。

大枠3番、集落環境の整備について。給食センター裏側まで接続する排水路の件です。本件については4年前から何度か一般質問で取り上げているが、残念ながら未だ整備がなされてない状況です。現状は、個人敷地内を通る素掘り排水の形態をなしており、早目に村の水路敷に設置整備すべきで、いつまでも私有地を占有利用することは如何なものか。整備については補助事業が無く、単費施行になると思われるが、現状を考慮した上で予算確保と早急な排水路整備を再度要望するが、今後の対応について伺います。簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては福祉課のほうで、大枠2番、大枠3番につきましては都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは御質問の待機児童についてでございますけれども、議会の中でも何度か答弁した記憶がございますけれども、待機児童につきましては、非常に大事なものは、数字がきちんとした数字なのかどうか、そこには潜在的な待機児童がほかにもいるんじゃないかというような話をしたことがあると思います。

それをしっかりと表に出していくのが我々の務めだということで、昨年の議会での答弁だったと記憶しておりますけれども、そういう意味では、今回、その実態に近い待機児童の数が出てきたのではないかと予想されております。これは想定していたことでございますけれども、そういった意味では我々はまだまだこの待機児童解消に向けては、7園も8園も認可園をふやしてまいりましたけれども、まだ需要があるという判断のもとに、今年度もそうですが、来年度に向けても認可外保育園からの認可園への促進だとか、あるいは新規の認可園の促進だとか、あるいは認可園の中にも小規模、あるいは事業所内保育、その他もろもろありますけれども、そういった認可を基本とした待機児童解消の政策をなしていきたいなど。この数字を見ながら、今、感じているところでございます。しっかりと、早急に対処して、実態に近い待機児童の数を近年、数年以内には待機児童ゼロに持っていきけるように頑張っていきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 伊佐議員の質問にお答えします。

大枠1番、中城村の待機児童は平成26年度8人、平成27年度22人、平成28年度86人となっております。主な要因といたしましては、南上原土地区画整理事業の宅地の整備に伴い、他市町村から子育て世帯の転入が多くなり、全体的に申込者がふえていることが主な要因と思っております。今後、園児数に応じた保育の受け皿を確保し、平成31年度までには待機児童ゼロ宣言ができるように努めていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 大枠2、大枠3についてお答えします。

大枠2について、平成28年6月27日、村のクラブハウスにおいて開発関係部署と森の郷おくまと協議を行いました。計画の目的と概要の確認、開発範囲、開発区域内の違法建築物についての、今後の対応について聞き取りを行い、以前から要求している測量結果の提出がおくれている理由を確認し、指導を行いました。その結果、工程表の提出を行うこと、7月末から8月頭までに現地確認を行うこと。測量後に伐開の平面図、伐開区域の境界の立会いを行うことなどを、是正をするまでの間は安全対策を行うことを確認してまいりました。会議後、工程表の提出を求めても提出がなく、期日を過ぎて催促しても理由をつけて提出がなかったため、8月18日に都市建設課のほうで測量を行いました。翌週8月26日、金曜日、合同会議に参加した関係部署を中心に、村が測量を行ったポイントの過去の写真、過去の提出資料と照らし合わせ、開発箇所の境界立ち合いを行いました。結果、3カ所修正、追加測量が必要になり、当事者である森の郷おくまが追加測量を行うこととなって、提出期限が9月23日でしたけど、まだ提出されていません。その結果、9月29日に持ってくるということで、農林水産課のほうに連絡があったようです。今後の予定は、面積を確定し、書面で交わす。現在、申請や相談内容とは現地が異なっている状況なので、事実確認を行い、県の指導のもと、是正に入る予定です。

大枠3について、伊佐議員が要望してから4年たちましたか、いろんな補助メニューを模索してきましたが、該当する補助事業がなく、単費施工となることから、時間を要しています。この排水整備は今年度行う予定でしたが、村道上川線の長楽苑付近の排水整備が優先と判断しまして、整備を行ったために、今回要望している整備がおくれています。今回の質問の排水整備については、個人の敷地内を素掘りの排水の形態ですので、早急に整備が必要であると考え

ておりますので、年度内施工を目指し、予算確保に努めたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 それでは再質問に入る前に、先ほど村長からもお話ありました、村長の大好きな県内初というのが、またまた村内から出ました。幼保職員向けの事業所内の保育施設として、このたび、ひらやす保育園ですか、開所したことを祝うとともに、ゼロ歳児から2歳児を対象にするというふうな施設ということを知っております。今後の保育環境の改善に寄与するものと期待をしていきたいと思っております。

それでは、順を追って再質問をさせていただきます。まず、待機児童数の答弁がありました、平成26年度から平成28年度までの待機児童数の答弁ということでしたけれども、そこら辺の待機児童数も含めて受け入れ定員、あるいは入所・入園希望、そこら辺の数字が、データが福祉課から出されております。そのデータからしますと、年度を合わせますと、平成26年度で、まず施設の定員が375人、入所・入園児が450名、定員をオーバーして待機児童が8名、平成27年度は大幅に施設の増が、開設等があったと思われます。定員が623名に對しまして、入所・入園児が524名、待機児童が22名ですね。平成28年度、今度が潜在的な部分の話も村長から出ておりましたけれども、そこら辺の兼ね合いもあるのかなと思ったりはしますけれども、平成28年も施設の開設増もあったと思われます。定員が745名にふえております。一方、入所・入園児が583名、いわゆるワースト9の数字が出た86名の待機児童というふうな数値になっておりますけれども、ちょっとそこで教えていただきたいんですけども、例えば平成28年度を例にとりますと、定員は745名の定員がありますよと。実際、入所・入園児の受け入れが583名、その差がマイナス162名ということで、待機児

童が86名も出ているというふうな数値について、ちょっと教えてもらえますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

定員の定数より入所・入園児が少ないという理由ですけれども、認可外保育園から認可、認定こども園に移行した施設が平成27年度に1カ所あります。認可外施設でありますので、ほかの市町村の子供たちも受け入れている状態で新しく認可園に移行します。

ほかの市町村の在園児も卒園までは保障するということであり、中城村外の子供たちが含まれています。またはゆるめ保育園が去年7月オープンでした。4月1日では、子供たちは保育園が決まっています。定員131名の定員に対して、中城村の子供たちの募集が半分以下だったと。それでは運営に非常に困ると。国、県、村の税金を投入して、運営ができなくなる状態になったら困るということで、村長とも協議した結果、宜野湾市の子供たちを受け入れ卒園するまでは、保障して要望を受け入れ宜野湾市の園児が残っている状態であります。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 はい、理解できました。ありがとうございます。

次に、認可園の保育士の確保が、やっぱり厳しい状況があるかと思えます。現在の認可園における保育士の総数と言うんですか、要するに不足数ですよ。そこら辺をもし把握しているようでしたら、お願いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

公立保育所、吉の浦保育所では保育士不足はありません。園児に合った保育士を基準どおり配置しています。認可保育所1園につきまして、ゼロ歳児を担当する保育士が約3名ぐらい探せないという報告を受けています。保育士1名でゼロ歳児は3名保育できますので、ゼロ歳児9

名の穴埋めができていないという報告を受けています。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 次に、やはり人口が急激にふえてきております。ゼロ歳児から5歳児が普通利用しておりますかね。そのゼロ歳児から5歳児までの本村の人口推移になりますけれども、まず同じように平成26年から平成27年、平成28年、データから見ますと、ゼロ歳児、5歳児までの人口推移が、平成26年度末で1,295名、平成27年度末で1,347名、平成28年度末で1,444名ということで、年々保育児の人口も増加しております。

先ほどの答弁でも、やはり保育利用者が増加しているというふうな答弁がありましたけれども、やはり待機児童を、あと何年後か近い将来、ゼロ宣言をするかと思っておりますけれども、具体的に保育士不足への対応策、あるいは待機児童解消、改善に向けて、課としての、何年後かになるかと思っておりますけれども、ゼロ宣言の目標達成に向けて、どのような課の目標を立てて、あるいは計画を立てているのか、伺いたと思います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

各年度、認可保育所の整備をして、定員もふやしては来ましたが、定員がふえるということは、今まで申し込みをしなかった世帯の方々が自分たちも入れるのではないかという予想をして、申し込みも多くなっていると思われまます。実際に、平成27年度入所申し込みが524人、今年度入所申し込みが666人と1年で140人増加しています。人口推計を見ながら、保育所の整備を計画してまいりましたが、その急激な人口増に対応できなかった、予測できなかったということで反省点もあります。

平成29年度から小規模保育所を1カ所。認可保育園の老朽化による移転増築で定員増。平成

30年度に認可保育園1ヶ所を整備し、ゼロ歳、1歳、2歳のほうが待機児童は多いので、小規模保育を検討しながら、平成31年度までには待機児童ゼロと言えるように頑張りたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 認可園の中でも、特にゼロ歳から2歳児を保育する小規模保育園、そこから辺の施設数が多くなれば、要するに保育士の確保、あるいは待機児童の減少につながっていく、そういうことかと思っておりますけれども、引き続き子育て支援策の充実に向けて課としての取り組みを強化していくよう、ぜひとも頑張りたいと思っております。

次に、移ります。大枠2番になりますけれども、先ほどの答弁の中で6月27日の森の郷おくまに関する村と県との合同会議へ参加した担当部署の課名等について報告を願いたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

6月27日、月曜日、3時から5時まで中城村ごさまる競技場のクラブハウスのほうで行っています。県からは土地対策課、建築指導課、中部土木事務所建築班、南部林業事務所、中部保健所環境保全班、あとは役場のほうとしては都市建設課、総務課、農林水産課、あとは森の郷おくまから2人出席して会議を開いています。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 その合同会議についても、奥間自治会からの要請書を受けて、村としても県の関係部署と協議を重ねていくというふうなことから、これが1回目だったのかな、そういうふうなことで、しっかりと村と県の関係部署との協議を、今後ともまたやって、引き続きやっていってもらえればと思っております。

あと、測量関係の話も出ておりました、答弁の中で。南部林業事務所からの指導、説明等に

ついでに報告を願いたいと思いますが、よろしく。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは、お答えいたします。

農林水産課としましては、都市建設課が行いました測量結果をもとに伐採範囲の確認をしたところ、平成26年度に事業者である森の郷おくまから提出された伐採計画面積以外にも無届けでの伐採が行われている状況があるものと判断しまして、去る9月5日には沖縄県南部林業事務所とともに事業者代表及び現場責任者に対し、直接文書での指導を行いまして、直ちに伐採箇所の測量をみずから実施して、無届け伐採の面積を確定し、顛末書により報告するよう指示をしております。

報告により、伐採面積が1ヘクタールを超えるようであれば林地開発の対象となりますので、許可申請等については南部林業事務所及び事業者とで再度協議を行いたいと考えております。

なお、林地開発許可制度については県知事の許認可事項となりまして、災害防止、あと水害防止等の観点から、森林審議会等で審査及び現地調査を行いまして、許可・不許可の判断をすることになると思われます。

それと、来る今月29日には南部林業事務所及び事業者と我々農林水産課と再度、現場にて測量の範囲の立ち合いを行いまして、早急に測量結果報告を行うように指示する予定をしております。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 前回は、測量を指示しているようすけれども、事業者のほうで測量を、要するにやっていないというふうなところで、都市建設課のほうで1回目の測量をやっているけれども、やはり上から見てみてもわかるように、1回目の測量以外の部分、そこもやは

り開発されたような感じはあります。大分広大な敷地と言うんですかね、広大な開発をやっているということで、その残りの部分の測量というふうなことだと思いたいますが、そうですね。それは、事業者である森の郷おくまに指示を出していると、測量実施をして報告をやると。29日の立ち会いについては、その測量をする範囲の立ち会いというふうなことでしょうか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは、お答えいたします。

来る29日に行う立ち合いにつきましては、再度、いわゆる抜開箇所の範囲を、ポイントを3者で確認しまして、そのとおり測量をするようにということで指示をする予定をしております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 どうですか。そういうふうな指示を出したら、事業者はしっかり今回は測量しそうでございますか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

今、議員がおっしゃるように、これは当然ながら我々としては県の南部農林事務所と一緒に強く申し上げていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 いろいろ村の関係課、県の関係課を含めて、森の郷おくまの開発行為に関しては、やはり相互に注視をしていただきまして、今後とも県との協議を持ちながら、不法開発が今後もなきよう、しっかりと監視をするということ。それと県との協議も継続して持っていて、やはり区民の安心・安全の確保のために、しっかりとした対応を行ってほしいと思います。何か都市建設課長、答弁をしたいような雰囲気がございますので、答弁

漏れがありましたら、どうぞよろしくお願ひします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 答弁漏れはないんですけど、きのう、土地対策課から電話がありまして、元村議の新垣光栄議員が、きょう、あしたですね、これについて質問するということで報告がありましたので、その資料も役場のほうから土地対策課のほうに資料を提供していません。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 しっかりとまた県議にも頑張ってもらいましょう。その大枠2番の件、今後とも村の担当課、県の担当部署との連携を密にして、今後とも継続した協議の場を持っていただいて、森の郷の開発行為に対処していただきたいと思います。以上です。

続きまして、大枠3番でございます。再質問はございません。しっかりと都市建設課長、担当課長が予算の確保に努めたいというふうな力強い答弁がございました。ぜひとも年度内施工ができるように、担当課からの予算要求については、財政当局、副村長、企画課長、財政当局の配慮とバックアップを切にお願いいたします。私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(14時07分)

~~~~~

再開(14時18分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、新垣貞則議員の一般質問を許します。

6番 新垣貞則議員 それでは、通告書に基づいて新垣貞則、一般質問を行います。

大枠1番です。久場地区内の施設整備について。賀武道線の施設整備(スリップ防止・地盤沈下等)の対策について。第1児童公園

(バックネット・遊具等)の取り組みは。久場地区から泊地区の排水路の環境対策は。久場前浜原線の進捗状況は。

大枠2番です。吉の浦公園内の施設整備について。平成27年度の芝管理委託料は。護岸の草刈り、対策について。野球場(ベンチ・役員室兼倉庫)の設置について。村民体育館、サブアリーナのクーラー設置についてです。

大枠3番です。健康で生きがいのあるまちづくりにするビジョンは。沖縄県、平均寿命の延伸、健康寿命の延伸(平成22年度)男性・女性、その差は。また、平成27年度の中城村の1人当たりの(国民医療、後期高齢者)医療費は。(子供たち)(青壮年期)(高齢者)生涯を通じた健康づくりの取り組みは。「smart wellness city」スマートウェルネスシティ構想とは。以上、簡潔な答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 新垣貞則議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠1番につきましては、住民生活課と都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番につきましては教育委員会、大枠3番につきましては健康保険課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の大枠2番の吉の浦公園内の施設整備、これはほとんどがスポーツ関連という捉え方で所見を述べさせていただきましたけれども、これはスポーツ振興に非常に熱い思いの議員に、釈迦に説法かもしれませんが、大変スポーツが青少年の育成や、もちろんこれは村民、県民、国民の意識高揚に大きな役割を持っているというのは御承知のとおりだと思いますし、去るオリンピックもそうですし、本村におきましては、最近ではサッカーキャンプの聖地という扱いをされておりますし、また、野球においては多和田投手が7勝を挙げるとい

大変すばらしい実績で、非常に本村のスポーツ振興という意味では大変我々も期待をしているところでもあります。

そういう意味で、ある意味、我々中城村が担うべきものだという事を認識しています、このスポーツ施設の整備というのは。特に野球場もそうですし、これは競技場もみんなそうですけれども、そういう意味では、後で担当課から話があると思いますが、しっかりと整備計画をつくって、そして当然これは非常に大きな金額がかかるものだと、財政的負担は大変大きなものだと予測できますので、果たして補助金関連、特に一括交付金へのチャレンジはどうかとか、それを次年度に向けてしっかりと協議をして、そして優先的に何から取り組むべきなのかを、しっかりと協議をして、この吉の浦公園施設全体を網羅できるような計画を立てて、そこに向かっていきたいなと思っていますので、ぜひ議員の協力もいただきながら、しっかりと我々もやっていきたいと思っています。詳細につきましては、また担当課のほうで答弁をさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 新垣貞則議員の御質問、大枠2の については私から、 については生涯学習課長から答えさせます。

平成27年度の吉の浦公園内の芝管理委託料は、648万円です。

御質問の海岸の草刈りについては、沖縄県中部土木事務所の管理所管となっております。現状は、海岸全体に草が生い茂っている状況がありますので、沖縄県中部土木事務所へ状況の報告と草刈の要請を行っております。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 大枠1の についてお答えします。

について、賀武道線の施設整備については、現在、角度のきつい下りコーナー部には滑りど

めは施工されていますが、村内の幹線道路の状況を見ても、優先に改修する道路が多くあります。賀武道線に対しては、議員、自治会からの要望もありますが、単費での予算確保が厳しく、すぐに対応することができなくなり、大変申しわけなく思っています。地盤沈下等に関しては、沖縄県中部土木事務所が賀武道線一帯の観測を行っています。現在、経過観測中で、特に変異がないという報告を受けています。中部土木事務所からは、毎月1回、村のほうに観測データが送られてきます。

について、第1児童公園(バックネット・遊具等)の施設に関しては、これまで維持管理による修繕、撤去を行ってまいりましたが、次年度に、他の街区公園とあわせて公園事業で修繕、改修していけるように、県のほうに補助事業の概算要求をしています。

について、久場前浜原線に関しては、全54筆中43筆買収済で、約80%買い上げしています。工事については、進捗は全長で833メートル中、平成27年度に100メートル、今議会で承認をいただいた工事480メートル、合わせて70%進捗しています。残りについては、平成29年度中の完成を目指しています。以上です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。住民生活課長 仲村盛和 新垣貞則議員の質問の大枠1の についてお答えします。

久場地区から泊地区にかけての海岸沿いについては、沖縄電力や久場自治会による清掃活動が年に数回行われています。また、排水路についても沖縄電力による清掃が不定期ではありますが、実施されています。村としては、このような清掃活動により収集された不法投棄廃棄物の回収処理を行っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。大枠2、 は関連しますので、あわせて答弁いたします。村長答弁でも申し上げましたが、

来年度、吉の浦公園全体の施設整備計画を策定したいと考えております。基本計画、実施設計、整備工事を沖縄振興特別推進交付金を活用して実施していけるよう、平成29年度からチャレンジしたいと考えております。

の野球場ベンチ・役員室兼倉庫の設置、の体育館サブアリーナクーラー設置につきましては、その計画策定の中で検討をしていきたいと考えております。また、新垣議員も御存じかと思いますが、体育館サブアリーナのクーラー設置については、現在、吉の浦公園全体の電気が体育館3階にあります1つの変圧器で賄われており、容量がマックスの状況でございます。クーラー設置をするためには、公園内にもう1カ所の変圧器を設置する必要があり、多額の設置費が見込まれること、また体育館の老朽化も進んでいることから、その辺の内容も含め、計画策定の中でしっかりと検討をしていきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 大枠3についてお答えします。

まず平成22年度の平均寿命と健康寿命の差について、男性で8.59年、女性で12.16年となっています。平成27年度1人当たりの医療費についてですが、国民健康保険が31万円2,983円、後期高齢者は103万9,009円となっております。

について、健康保険課においては母と子供の健康づくりを進めるため、妊婦健診及び乳幼児の各年齢時期に応じた健診、健康相談、栄養相談、あと離乳食実習等を行い、母と子の健康管理や疾病の予防などに取り組んでいます。また、青壮年期及び高齢者の健康づくりについては、生活習慣病の予防に重点を置き、一般健診、特定健診、そして長寿健診の実施、それと健診結果に基づき、生活習慣病の発病予防と重症化を防ぐ必要のある方々へは保健指導、ヘルス

アップ教室や栄養教室を行い、健康づくりについての意識を持っていただくよう、また行動変容につなげる取り組みを行っています。

について、スマートウェルネスシティ構想、聞きなれない言葉でありまして、調べてみますと、健康かつ生きがいを持ち、安心して豊かな生活を営む、そのような健幸（ウエルネス）をまちづくりの中核に位置づけ、自然と歩いてしまい、知らない間に健康になれる新しい都市モデル、まちを考えるとということのようです。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 9月定例会ですので、今まで私が一般質問で質問した内容について検討して、それからどれくらい達成できたかを評価し、今後の中城村の発展につなげていきたいなと思っています。それで、大枠1番の賀武道線の施設整備、スリップ防止・地盤沈下の対策です。先ほど都市建設課長からありましたけど、この件に関して平成23年度、賀武道線の陥没補修工事をしましたら、毎年のように地盤が沈下して、現在、ガードレールも壊れています。このような状況で、亀裂が広がり土砂崩れの危険性が増しています。

それで、久場自治会長からの要望文書があったと思うんですけど、都市建設課、中都第1185号、平成26年12月10日付で要望書の回答文書があります。文章の中では「維持管理の補修で検討します」ということで回答しています。そして平成27年度の9月の定例会の一般質問では「財政の予算を確保しないと前に進まないの、補正などでやっていければいいと思います」と答弁しています。この件に関して補正等で行うと答弁をなされていますけど、どんなふうを考えていますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 確かに自治会からも文書で平成26年の要望書が来ています。その

ときには維持管理の補修でやるという話があったんですけど、それと議員からの平成27年度9月の一般質問でもありました。しかしながら、今の現状を見ると排水等も沈下して、単費でできるものじゃないと。予算的にも、財政的にも厳しい状況にありますので、今回、この辺一帯を、先ほど答弁しましたけど、中部土木事務所のほうで、調査を入れています。中部土木事務所の地すべり調査の中では、変異は見られないということになっていきますので、中部土木事務所とも調査研究をしながら、今後の課題としていきたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 私も議員として議会報告とかで。この件に関しては、住民に説明をしています。自治会長も議員も地域住民の声を吸い上げて、行政に要請をしています。久場自治会長には、文書で維持管理の補修でやる。それで私の一般質問では、予算の確保で、補正でやっていくという、会議録に載っていますよね。

そういうことで、私も地元で、こういった議会報告をやっているんですよ。この会議録をもとに、住民にはそういうふうに説明しているんです。これやらないと、議員は何をやっているということを言われるんです。そういうことを考えて、やっていますかということです。一度文書で残したら、やらないといけないんじゃないかなと思っていますけれども、もう一回言いますか。都市建設課長の答弁では、「予算の確保をして、補正でやっていく」という、会議録に載っているんです。これをやらないと、地域住民とのそういった信頼関係が薄れるかなと思っています。どういうふうに考えていますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

確かに補正等で上げていきたいというのは、私は答弁しています。しかしながら現状を見ると、補正でできる現場ではないという判断をし

ていますので、その辺も踏まえて優先順位を決めてやっていきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 都市建設課長もいろいろ大変な仕事やっていますので、大変御苦労さまです。

ただ、私たちも地域の住民の声を吸い上げて、行政に要請しています。それで住民と行政の信頼関係が崩れることになりますので、平成29年度の予算もあります。そういう対処をお願いします。

次、 です。第1児童公園、バックネット、遊具の取り組みについて質問します。バックネットが設置されて27年が経過して、全体的に腐食し、鉄パイプの突き出しなどで非常に危険な状態であったため、ことしの3月に撤去しました。地域の住民の方々も、危険性がなくなり喜んでいきます。

しかし、バックネットがない状態だと子供たちは毎日ボール遊びをしておりますが、バックネットがないので、ボール拾いに非常に不便を来しております。自治会長に「バックネットはつからないのか」と子供たちは不満そうに言っています。久場百歳会からも「バックネットの設置はまだか」とあります。村は「移動式のネットやフェンスで対応します」とありますが、移動式のネットやフェンスでは、二、三年で壊れてしまいます。バックネットの基礎もありますので、その基礎を活用して3メートルのバックネットの設置はできないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

冒頭で説明しましたけど、第1児童公園のバックネットについては、次年度の長寿命化計画の中で、県のほうに補助事業として概算要求をしていますという答弁をしています。

しかし、考えられるのは、来年、バックネットの施工をしてもいいんですけど、以前は、こ

の公園については、少年野球の練習で利用したときのように利用するのであれば、本部的なバックネットが必要だろうとは思っています。その辺が、費用対効果がとれるかどうか、その辺も検討しないといけないと思っています。

それと、老人クラブのほうからは、ライト側でゲートボール場をしていますから、野球はさせないという話も聞こえますので、この辺は地域として意見を集約してほしいと思います。

それであれば、次年度、バックネットの施工は可能かなと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 ただいま都市建設課長から答弁がありましたように、前、多分久場百歳会の有志の方々から、子供たちは野球をやっていないからということでバックネットは必要ないということであったと思います。

今、私はこの方から、バックネットを設置してくれということ言われています。それで、ゲートボールができないということです。子供たちがここで野球をやっていますので、ゲートボール場が使えない状態なので、その有志の方々から私は「早くバックネットを設置してくれ」という要請を受けています、そこで。そういうことで、これは自治会長と相談をしながら進めてください。

それから、先ほど遊具については平成29年度、公園長寿命化対策事業で遊具の整備をやっていくと思いますが、どんな遊具整備計画を考えていますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

次年度、概算要求としてはバックネット、あとは遊具の整備で滑り台、ブランコを検討しています。シーソーに関しては、各市町村で事故等が多く起きて、各市町村、シーソーについては、遊具として疑問視していますので、その辺をまず検討する必要があるかと思っています。

以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 第1児童公園は区民の集まる場所であり、親と子供の憩いの場であります。児童公園は、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的としています。児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する施設、先ほど都市計画課長からありましたようにブランコ、それから砂場、滑り台が最低必要条件とされていますので、そういうことで整備のほうよろしくをお願いします。

次、です。久場地区から泊地区の排水路の環境対策について質問します。環境対策、これは前々から言っていますが、私のほうも県の港湾課というのはわかっています。それで、今、久場の公民館の下ですね、海側の排水路は土砂がたまって、来年には泊地区の電力入り口みたいな排水路が、土砂の堆積がたまり、久場地区も排水ができなくなるような環境になっています。村は、この課題に対し、どのように解決しようと考えていますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

泊地区に関しては、しゅんせつしても、すぐに砂が堆積します。県の港湾課と調整をして、ヒューム管、1メートルの管を、資材を提供して、依頼をしているところであります。その港湾課の課長とも「資材はありますよ」と話してありますので、その辺で泊側は改善していこうかと思っています。

ただ久場地区に関しては、しゅんせつすることにより、一定程度機能が確保されていますので、必要があれば、現地を確認の上、しゅんせつは行っていきたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 県の管轄ですので、もし県の港湾課にそういった要請とかありましたら、私も一緒に要請しに行きますので、何か私

たちができることがあったら、一緒にこういった課題を解決していただきたいなと思っていますので、そういうことでよろしくをお願いします。

次、こういった吉の浦発電所から来る課題、問題を解決する意味で、三者連絡協議会があります。その目的は何でしょうか。地元住民の安全・安心な生活環境を図る意味からも、三者連絡協議会は必要だと思いますが、役場としてはどのように考えていますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

三者協の必要性ですが、平成25年度に泊・久場地区、そして沖縄電力、中城村役場で三者協を、必要ということで設置しているということでございます。

目的については、本協議会は沖縄電力株式会社吉の浦火力発電所の運転開始に伴い、久場区、泊区に対し環境の保全に鑑み、中城村及び地元並びに沖縄電力株式会社吉の浦火力発電所の円滑な連絡体制の構築を図り、地元住民の安全・安心な生活環境を期することを目的としております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 企業立地・観光推進課長から答弁がありましたように、今後とも三者が連携を密にしていかなければなりません。久場地区では、今、自主防災組織の準備をしています。吉の浦発電所から災害を想定した防災訓練をしなければなりません。そのほかにも騒音、環境問題のさまざまな課題を解決するには、三者連絡協議会が必要です。いつもは6月と12月に開催されますけど、もう12月になりますけど、いつごろ開催する予定でしょうか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答え

したいと思います。

まず、議員も委員として組織の中に入っていますが、本協議会の会則の第9条に有効期間がありまして、「本協議会の有効期間は本会則施行の日から3年間の満了とする。ただし、期間延長を要する場合は、期間満了の30日間前までに三者の協議によって合意の上、決定する」とあります。残念ではありますが、村としてはいろいろ延長をするために会議を重ねて、継続で進めてまいりましたが、三者のうち一者の合意が得られず、今現在、村としては説得と言うんですか、連絡協議会の重要性を訴えて、ぜひ継続してほしいということで、現在、進めているところでございます

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 三者連絡協議会は必要ですので、それを強く言ってもらえませんか。なぜかと言ったら、発電所から発生する、災害に対応した防災訓練とか、発電所から来る騒音とかもありますので、そういった課題に対して、行政、電力会社、地元、3つの連携を通さないと、いろいろなトラブルの原因になると思います。私も必要だと思っていますので、行政も必要だと言っていますので、そういったことをしっかりやりながら、これができるように進めてください。よろしくをお願いします。

次、です。久場前浜原線の進捗状況に質問します。「平成27年度は用地買収と一部工事に着手して、一部の工事が済んでいます。平成28年度の工場の進捗状況として、地権者の同意が得られていない場合は、ルートの変更もあります」とありました。そして平成28年度、一部工事を済ませ、平成29年度の完成を目指すと思いますが、何名かの地権者の同意が得られないとあります。平成29年度の完成は大丈夫でしょうか。もし完成ができなかった場合、ということが予想されますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

泊浜原線については、残り11筆、1社7名です。計8名です。ことして6名の方の用地交渉の契約を交渉しています。きのう、3名の地権者とは、まだ合意には至っていないんですけど、そのうちの1人が、きのう役場に来られて、工事を発注したことがわかりまして、前向きに協力するとのことでしたので、その人については近々契約までできるかなと思っています。

それと、もし完成できなかつたら、どういうことが予想されるかという質問ですが、担当課としては完成できない予想は考えていません。粘り強く事業完了に向けて進めてまいります。ぜひ、久場の徳正議員、貞則議員も一緒に完成できるよう、協力をお願いしたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 都市建設課長から答弁がありましたように、すばらしい道ができると思いますので、私たちも何かできることがあったら一緒にやっていこうかなと思っていますので。

地方自治は、村民の活動、福祉、環境、まちづくりなどの課題を、住民の声を聞いて、行政がこうした活動を守り、育てていくことによって村民の幸せな暮らしをつくっていくことが地方自治の意義、役割です。住民の声を聞いて、実現することが行政の仕事だと思っています。できることから実現をしてください。

次、大枠2番のほうに行きます。吉の浦公園の施設整備についてです。平成27年の芝刈り委託料についてです。生涯学習課からの行政資料を提出してもらいました。その資料に基づいて質問します。芝管理委託料、平成26年度は幾らですか。そして、平成27年度は幾らですか。平成26年度と平成27年度を比較して、幾ら増額していますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

平成26年度委託費で518万4,000円、平成27年度で648万円、183万6,000円の増額となっております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 芝管理委託料として、平成26年度予算は518万4,000円です。それで平成28年度予算は、公園管理嘱託員、204万円です。それで業者に支払う芝管理委託料は、702万円です。合計で906万円です。2カ年間で387万6,000円の増額です。それで、増額した理由を説明してください。そして現在、中城村出身の仲松さんが嘱託員として芝管理をやっています。彼は、芝管理の資格はどんな資格を持っていますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

増額した理由については、平成26年度まではなかった常勤の嘱託員を配置したことです。委託費につきましては、夏芝から冬芝への切りかえの際の冬芝の播種、種子代も含んで、肥料、スーパー等の作業をふやしております。

嘱託員の資格ですけれども、特定非営利活動法人日本芝草研究開発機構という団体がございまして、そちらが認定している芝草管理技術者3級の資格を取得しております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 現在、嘱託員の仲松さんは、毎日、陸上競技場の芝刈りをして、きれいにしてあります。また、彼は村民体育館でフットサルクラブを立ち上げ、毎週水曜日夜8時からサークル活動やっています。仲松さんみたいなサッカーをやっている人を雇用し、子供たちにサッカーを指導させ、将来、中城村から初のJリーガーを育てることが、私はできると思っています。

それで業者に支払う702万円、本村の若い方3名も採用できます。本村の若い人たちの雇用

にもつながります。それで平成29年度、そういった仲松さんみたいな芝管理の資格を取らせて、そういった本村の若い人たちの雇用をすることはできないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

芝管理の委託業務の内容は、高度な専門知識と技術が必要なことはもちろん、作業に必要な各種機械も必要であることから、現在、業者への委託となっております。高度な知識と長年の経験で培う技術、また高価な機械が必要となっておりますので、委託費予算を人に置きかえ、人がいれば自前で実施できるというわけでもございません。

しかし、現在1名の嘱託員を雇用し、頑張っていたいております。現在、委託の中で技術的な指導、助言等、民間の経験ノウハウも落とし込みながら人材を育成しております。また、作業に必要な機械類の整備も含めまして、村の雇用の嘱託員で可能な作業は自前で実施できるよう取り組み、委託費の削減も図りながら適正な芝管理を行っていきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 次、です。護岸の草刈り対策について質問します。先ほど教育長から答弁がありましたけど、屋宜地区、安里地区の護岸は、人が歩けないほど草が生えています。護岸を散歩、ウォーキングしている村民がウォーキングできるようにしてほしいという声があります。管理は県の中部土木事務所です。ウォーキングや散歩、村民が通行できるような何か方法はないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほど教育長答弁でもございましたけれども、管理管轄であります中部土木事務所へは、事あるごとに除草作業のお願いは電話で入れており

ます。向こうの回答でも、予算の兼ね合いですぐに実施という対応をとっていただけないのが現状でございます。もちろん要請はし続けていくことと、何かの事業とタイアップして可能かどうかも含めて、関係機関と協議・連携を図りながら対策を検討していくというところで考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 中部土木事務所が管轄というのは、わかっています。それはわかっています。ということは、草が生えていますよという現実なんですよ。それで、何かできないかなというのを、方法論ですけどね。それで、今、それを言い続けたために草が生えて通れなくなっているんですよ。管轄はわかるんですけど、村民が困っているんだから、例えば公園のおじさんたちが、あっちの管轄は中部土木事務所ですが、現在おじさんたちが、そこに機械を入れて刈ってきれいにしてある。海側ですね、そういった感覚で何かできないかなという方法なんです。それで今、生涯学習課長からもありましたように、例えば、もし生涯学習課の職員の方とか、それで私のほうも、もし時間があつたら、そういった草刈り作業を一緒にやろうと思っています。そういった方法論がないものかなという、私の提案です。そういったところも、ボランティアとか、そういった方々をやってもいいし、そういったおじさんたち、公園管理のすばらしいおじさんたちがいますので、そういった方々も活用しながらやれば、海岸の草刈り作業ができると思います。そういったものを考えてやられてください。

次に、ベンチと役員室とか倉庫の件ですが、それはバックネットですね、そういったのがありますけど、多和田真三郎君が中城村初のプロ野球選手になり、第二の多和田真三郎君を育てようということで、都市計画課長を中心に村役場の職員も一緒に中城中学校の3年生の野球を

指導しています。素晴らしい人材育成をやって
いるなと思っています。そのかいあって、現在、
多和田真三郎君はプロで活躍をしています。中
城村の子供たちに夢を与えていますので、それ
で第二の多和田真三郎君を育てるためにも、ゼ
ヒベンチは必要だと思っています。

それで、ちょっと聞き漏らしたんですけど、
平成29年度の予算に、そういったベンチ、役員
室、倉庫を予算計上する考えとか、補助金がな
かったら、そういった対策、予算計上して、そ
れを整備する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

野球場のベンチ、倉庫等の対応につきましては
は、先ほど申し上げましたように次年度以降の
吉の浦公園全体の施設整備計画の策定として検
討してまいりたいと思っておりますけれども、
野球場のベンチにつきましては、9月補正でベ
ンチ用のテントの予算を措置していただいてお
りますので、設置までの対応として使わせてい
ただきたいと思っております。

先ほどのサブアリーナの件も含みますけれど
も、吉の浦の施設の老朽化に伴う機能強化とか、
また新しい施設の整備も含めて、できれば吉の
浦会館まで含めて施設整備計画を、一括交付金
を使わせていただいて、整備できればと今のと
ころ考えておりますので、達成できるように
チャレンジしてまいりたいと思っております。
以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 生涯学習課長の答弁が
ありましたように、村長のほうからも答弁があ
りましたけど、こういった吉の浦公園の施設を
整備することによって、本村のスポーツ人口、
図られると思いますので、整備計画をつくって、
やられてください。

次、大枠3番、行きます。健康で生きがい
のあるまちづくりビジョンについてです。です。

沖縄県、平均寿命の延伸、健康寿命の延伸（平
成22年度）男性・女性、その差について質問
します。沖縄県の平均寿命は、男性が前回の25
位から30位へ、女性は1位から3位に順位を下
げている結果となり、また日常生活を制限させ
ることなく生活できる健康寿命が大切ですが、
沖縄県の場合、不健康な期間、つまり病院や施
設で寝たきりや認知症で亡くなる人の差を見ると、
男性が約9年、女性で約13年も寝たきりの
不健康な期間があります。女性では約13年も寝
たきりで、病院や施設で介護を受けて亡くなら
れています。この不健康な期間をなくすことが
大切であります。それで、沖縄県では県民の健
康、長寿を維持継承し、生きがいに満ちた豊か
な人生を送る事が大切であることを基本理念と
して健康おきなわ21（第2次）を、それから健
康・長寿おきなわ復活プランを策定しました。
その目的は何でしょうか。計画期間は何年で
しょうか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それではお答えし
ます。

計画の目的ですが、健康・長寿おきなわの維
持、継承のために県民一人一人が主体的に健康
づくりを行い、家庭や学校、地域、職場等の社
会環境に働きかける仕組みをつくる。さらに、
県庁内部において部局や市町村、各種団体等、
関係機関と連携し、社会全体で健康づくりを総
合的に推進することを目的として作成されてい
ます。計画の期間ですが、平成26年度から平成
34年度までとなっています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 健康おきなわ21の全体
目標の中で、のほうに行きます。（子供たち）
（青壮年期）（高齢者）生涯を通じた健康づく
りの取り組みがあります。その中の子供たちの
健康について質問します。健康おきなわ21（第
2次）です。健康・長寿おきなわ復活プランで

は、「今よりあと10分(1,000歩)多く歩こう！」
「取り戻そう！健康・長寿おきなわ！！」を合
い言葉に取り組んでいます。

中城中学校では、徒歩通学に取り組んでいま
す。教育委員会として子供たちの健康を図る意
味からも、健康・長寿沖縄を復活させるために
各学校に徒歩通学を奨励すべきだと思いますが、
どのように考えていますか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩(15時09分)

~~~~~

再 開(15時10分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 徒歩の奨励とい  
うことについてお答えいたします。

今、中学校の場合は3小学校から中学校のほ  
うに、1つに集まってきますので、近場の中城  
小学校の近くは大分徒歩で、中城小学校出身は  
歩いてくるかと思いますが、やはり今、中城南  
小学校の近辺から、こちらのほうに来ると、少  
し遠方になりますので、これは親の意識の部分  
で、やはり子供の安全面のことも考えると、自  
家用車で送るというのも多数あります。ただ、  
これは今、調査をかけておりませんので、徒歩  
が何名いるのか、自家用車で来るのか。または  
スクールバスで来るのかというのが、全て今、  
統計を出しておりませんので、この辺について  
はまた学校側と調整して、調べてみたいなとい  
うふうに思っております。

徒歩の奨励に関しては、健康面のことを考え  
ますと、各学校でいろんな取り組みもしてあり  
ますので、その辺は学校側とも協力しながら、  
話していきたいなと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 那覇市も、こういった  
健康21をつくって、その中で子供たちの徒歩通  
学に取り組ましようというのがあります。中

城村もそういったものがないものか、学校  
の学校長会があると思いますので、そこら辺で  
検討をやられてください。

次、青壮年期の健康です。働き世代、20代か  
ら64歳は、沖縄県の資料から中城村の健康づく  
りの課題として脳血管疾患による外来受診の県  
内1位となっています。また、脂質異常症での  
入院が県内5位となっています。ふだんは医療  
機関へかからず、重症化して医療機関へ駆けつ  
ける状況で、特定健診受診率が低い状況です。  
働き世代の受診率を上げるために、どのような  
ことをしていますか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それではお答えし  
ます。

働き世代の受診率向上ということですが、や  
はり働き世代ということもあり、平日仕事もあ  
るということで、なかなか集団健診や病院での  
個別検診なども受けていただけない状況が、や  
はりあるのかなと思います。

その中で、中城村においては日曜健診の実施  
を、これまで平日3回と日曜3回行っていたも  
のを、平成27年度は日曜健診の追加健診を1日  
行い、年4回行っていました。平成28年度につ  
いては、当初より年5回を、土曜日も1日入っ  
ていますが計画して、現在実施しております。

また、あとハートライフクリニックにおいて  
日曜健診ができないかということで、平成25年  
度よりお願いしてスタートをしまして、今年度  
も1回、10月に実施予定をしております。

あと、二十歳から39歳の方についての特定健  
診ではありませんが、一般健診として、これま  
で集団健診のみの健診を行えるようになっては  
いましたが、受診しやすい環境づくりというこ  
とで、病院で受診できるように平成27年度より  
行っています。このような事業等を行い、受診  
率向上につなげていければと思っています。以  
上です。



議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 健康保健課長からありましたように受診率のアップというのは、非常に課題があります。それでインターネットでちょっと調べましたけど、特定健診受診率などの向上に取り組む事例集がありますので、そういったものを参考になされてですね。長野県とか、特定健診の受診率アップに努めていますので、参考にして、中城村で取り入れられるものは取り入れて、受診率のアップにつなげてください。

特定健診を受けて、調査した結果、沖縄県では働き盛りの世代の死亡率が全国よりも高い。主な死因はがん、心筋梗塞、脳血管疾患、肺疾患です。そして男性の2人に1人はメタボ該当及び予備軍です。働き盛りの世代の健診率が低く、重症化して生活習慣病が発生して、若い世代で介護が必要になっている人が多く、6割は脳卒中です。沖縄県で肺疾患の死亡率は全国1位です。

それでは質問します。脳卒中を引き起こす原因とされているCOPD、慢性閉塞性肺疾患とはどういう意味ですか。そして何が原因で起こりますか、その対策はどのようにやっていますか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それでは、COPDの件で、このCOPDの意味については、長期的にたばこを喫煙することによって、肺に炎症が起きてしまうという病気だそうです。

原因としては、やはりたばこが原因ということで、本村としては特定健診や妊婦健診等において喫煙をされている方について、先ほどのCOPDの件でどのような病気が発生するかなど、喫煙についての部分で、パンフレットや禁煙等の勧めを行って対策をとっています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。まとめて質問をお願いします。

6番 新垣貞則議員 高齢者のほうに移りたいと思います。認知症は、10年後は70万人に。政府推計で65歳以上の高齢者が5人に1人が当たるとされています。村の認知症の取り組みはどういった取り組みをしていますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 認知症対策への取り組みとして、認知症サポーターを養成しています。現在、900名の方々が養成講座を修了しております。

とよむちよ筋体操では、認知症予防に特化した体操、あと老人クラブに委託していますヨガ教室や、脳トレ教室を重点的に行っています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 次、です。スマートウェルネスシティ構想について質問します。スマートウェルネスシティ構想では、このまちに住むと自然に歩いてしまい、知らない間に健康になれることです。この構想を取り入れた新潟県見附市における健康づくり教室、継続者の医療費は1年間で1人10万円の抑制をされました。

スマートウェルネスシティ構想を実現するために、中城湾港（中城地区）護岸工事が平成4年から平成15年にかけて、泊地区から屋宜地区まで整備されています。歩いてしまう、歩き続けてしまうまちづくりをつくるために、吉の浦公園から屋宜地区の護岸1キロメートルが未整備です。最近、護岸をウォーキングする人がふえています。吉の浦公園から久場地区まで、中城湾からの朝日、夕日の絶景を見ながらウォーキングをすると、すばらしい爽快感が養われます。ここを例えば、とよむ中城コースとして整備することによって、さらなるウォーキングする人がふえて、歩いてしまう、歩き続けたい道につながります。吉の浦公園から屋宜の護岸、1キロメートル、未整備ですけど、県と調整をして、この屋宜地区の約1キロメートル、護岸整備する方法はないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

今現在、農林水産省関係の予算ですと、津覇から北浜にかけての整備を進行中ですが、今、議員がおっしゃる、恐らくホームルの下あたりになるかと思えますけれども、ある程度この中城港湾内ですので、今、農林省の所轄でやるのか、また、あとは国土交通省でやるのか、その辺は我々も把握しておりませんが、もし、そういう話があれば、また我々としても、農林水産課としても話はしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 この護岸整備、13年間、手がつけられていません。そこら辺をちょっと調べてから、ここを整備したら、吉の浦公園から久場までの護岸が整備されて、すばらしいウォーキングコースができると思っています。

また沖縄県の深刻な状態として、男女ともメタボリックと予備軍が全国1位です。男性は2人に1人の割合でメタボリック症候群です。生活習慣病の原因となっています。生活習慣病から糖尿病、それが原因で脳卒中や心筋梗塞の病気になる、寝たきりの状態が10年も20年も過ぎ、不健康な状態が長く続き、村の医療費が伸びて、社会保障費を増加させ、村の財政を圧迫します。県もこれを受けて、健康の取り組みということで早世の予防とか、健康おきなわ21の策定をしています。

本村も、こういった中城村健康づくり推進計画、そういった策定をする考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

本村においても、国や県において計画が策定

されておりまして、それに準じてということではありますが、平成25年度に健康なかくすく21（第2次）計画を策定しております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 憲法第25条第1項に「全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあります。スマートウェルネスシティ構想では、このまちに住むと自然に歩いてしまい、知らない間に健康になれる構想です。これから超高齢化社会になり、高齢化がどんどん増してきます。本村の高齢者の方々は、その年その年にふさわしい人生を歩み、すばらしい花を咲かせてられています。「老木に花咲く花こそ完成の美です。」私は、健康で長生きできるのは、人生の最大の徳をなすものであると思います。村民一人一人が健康に暮らせる社会を目指して、村民が住んでよかった村、住みたい村づくりができるように、政策を今後も取り入れてください。これで、私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、新垣貞則議員の一般質問を終わります。

本日の日程は、これで全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散会（15時27分）

## 平成28年第5回中城村議会定例会（第21日目）

|                                                 |                 |                      |                                    |         |
|-------------------------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成28年9月9日（金）    |                      |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成28年9月29日（午前10時00分） |                                    |         |
|                                                 | 閉 会             | 平成28年9月29日（午後5時03分）  |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄              | 9 番                                | 仲 眞 功 浩 |
|                                                 | 2 番             | 比 嘉 麻 乃              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良              | 11 番                               | 新 垣 徳 正 |
|                                                 | 4 番             | 外 間 博 則              | 12 番                               | 新 垣 博 正 |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏              | 13 番                               | 仲 座 勇   |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則              | 14 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章                | 15 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝              | 16 番                               | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                      |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 5 番             | 仲 松 正 敏              | 6 番                                | 新 垣 貞 則 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典              | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                                 | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄              | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 新 垣 親 裕              | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 仲 村 盛 和              | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏 |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人              | 教 育 総 務 課 長                        | 名 幸 孝   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌              | 生 涯 学 習 課 長                        | 金 城 勉   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三              | 教 育 総 務 課<br>主 幹                   | 安 田 智   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治              |                                    |         |

## 議 事 日 程 第 7 号

| 日 程  | 件 名                                                                                 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1  | 一般質問                                                                                |
| 第 2  | 認定第 1 号 平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について                                                   |
| 第 3  | 認定第 2 号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について                                             |
| 第 4  | 認定第 3 号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について                                            |
| 第 5  | 認定第 4 号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について                                            |
| 第 6  | 認定第 5 号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について                                           |
| 第 7  | 認定第 6 号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について                                         |
| 第 8  | 認定第 7 号 平成27年度中城村水道事業会計決算認定について                                                     |
| 第 9  | 議案第43号 平成27年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について                                                 |
| 第 10 | 陳情第 7 号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）                                                    |
| 第 11 | 陳情第 8 号 県産品の優先使用について（要請）                                                            |
| 第 12 | 陳情第 9 号 改正農業委員会法に係る条例対応等について                                                        |
| 第 13 | 陳情第10号 女性農業者の農業委員への登用促進について                                                         |
| 第 14 | 陳情第18号 陳情書（村内建設企業の受注機会の確保が図られるよう議会の決議を求める陳情）                                        |
| 第 15 | 陳情第11号 子どもの貧困対策にとりくみ、よりよい教育環境整備を求める陳情                                               |
| 第 16 | 陳情第12号 「労働安全衛生委員会」の設置を進め、学校労働環境の改善を求める陳情                                            |
| 第 17 | 陳情第14号 学校における「集団フッ化物洗口導入」に反対する陳情                                                    |
| 第 18 | 陳情第15号 「30人以下学級」早期完全実現と学習・特別支援員の増員に関する陳情                                            |
| 第 19 | 陳情第16号 「幼稚園・就学前教育」義務教育化・無償化に関する陳情                                                   |
| 第 20 | 閉会中の継続審査申出書                                                                         |
| 第 21 | 意見書第 6 号 名護市辺野古、米軍新基地建設及び、東村高江、米軍ヘリコプター離着陸帯（ヘリパッド）建設工事強行に伴う過剰警備に抗議し、機動隊の即時撤退を求める意見書 |
| 第 22 | 意見書第 7 号 米海兵隊の戦闘攻撃機 A V 8 B ハリアー墜落に対する意見書                                           |
| 第 23 | 決議第 5 号 米海兵隊の戦闘攻撃機 A V 8 B ハリアー墜落に対する抗議決議                                           |
| 第 24 | 意見書第 8 号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充に関する意見書                                                 |
| 第 25 | 意見書第 9 号 教職員定数法改正等による「30人以下学級完全実現」のための意見書                                           |
| 第 26 | 意見書第10号 「幼稚園・就学前教育」義務教育化・無償化の早期実現を求める意見書                                            |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 おはようございます。それでは議長から許可を得ましたので、通告書に基づきまして、4点ほど質問をいたします。

まず大枠1で、新庁舎建設についてでございます。新庁舎建設に向けての進捗状況について伺います。そして建設費の総額は幾ら予定しているのか伺います。それに伴い村の財政に対する影響は、そして村税の過去5年の収支及び将来10年の収支状況は、そしてシミュレーションはできているのか、検討しているのか。これも財政的な面でございますが、新庁舎建設後の経営収支比率や、公債比率、財政力指数等の10年間の推移状況。そして村民への説明会については、この前、9月23日に実施いたしました、私が聞いた、見た範囲では果たしてあれで説明になっているかどうか。村民は納得していないと思います。そして今後、説明会を開く予定があるかどうか、伺います。

それと大枠2で、村民の健康づくりについてでございます。これにつきましては、きのう、おとといですか2名の議員からありましたが、重なる面もあると思いますが、さらに質問をさせていただきます。平成25年の6月7日の6月定例会において、質問いたしました。これはもう3年前ですね。そのときは計画書、実施計画書は作成中とのことでありましたが、その後の状況は、3年間の数値目標に対する達成率を伺います。そして3年間の医療費の給付状況についても伺います。

大枠3です。事務委託者の資質向上についてでございます。村として事務委託者の資質向上

のためにどのような取り組みがなされているのか伺います。

大枠4、吉の浦会館周辺の交通安全対策についてでございます。吉の浦会館周辺は、護佐丸歴史資料図書館の建設に伴い交通量がふえてきているが交通事故防止対策はどのようになっているか伺います。それにつきましては、今回の定例会で補正予算が出まして、山城商店前については安全対策がとられると思いますが、そこも大事ですけれども、図書館をつくったために両サイド、図書館の駐車場から出るときには出口からはカーブミラーが設置されて、安全対策はなされていますけれども、両サイドの金城重機と図書館の間、そして南側の図書館と畑の間、特に南側の農道につきましては、舗装もきれいにはされてはいますけれども、のり面がありまして、そののり面の下に排水路がありまして、夜なんかは対向車が来たときにハンドルを切り損じて溝に転落する可能性が十分ありますので、ガードレールの設置は考えていないのか。考えていなければ私はガードレールを設置すべきだと考えておりますので、ひとつ御答弁よろしくお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それで新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、企画課、総務課、税務課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、健康保険課。

大枠3番につきましては、総務課。大枠4番につきましては、住民生活課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の庁舎建設について。これは本議会でもいろいろな意見を賜りました。議員も御承知のとおりこの間、せんだっての説明会でもいろいろな意見を賜りました。私どもとしましては、そのときにも御説明をさせていただきましたけれども、検討委員会から答申を

受けてしっかりといろいろな想定をして、特に災害について。津波を含めた土砂災害もそうですけれども、災害についてのリスク回避をどうしていくのかというのが、まず第一に。そして専門家の意見も取り入れながらここだということで、最適な場所を選定したつもりでございますし、また自信を持って進めていける箇所だと思っておりますので、決定に至った経緯、あるいは住民からまだ説明が足りないのではないかと、いろいろな話がありましたけれども、しかしながらしっかりそこは方向性を提示して、しっかりリーダーシップをとってこれは答申を受けて、私が決定したことでございますので、それを進めていきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

大枠1の 、それから大枠3についてお答えいたします。

大枠1の と は関連しますので、一括でお答えいたします。先日も同じような御質問がございましたので、重複しますけれども御了承お願いいたします。まず と についてでございますけれども、議員今御指摘のとおり7月25日に議員の皆様へ新庁舎建設場所の説明会をした後に、地権者と面会し、新庁舎の建設場所の経緯を説明し、御理解を得ている作業中でございます。それから先ほど御指摘がありました住民説明会については、金曜日に建設場所について経過を説明したところでございます。今後は都市建設課のほうで基本設計、実施設計の発注を進めて、年内には委託業者を決定する予定で今進めております。先ほど御質問の住民説明会は今後やるのかという御質問ですけれども、この場所決定については今のところ予定はしてございません。それから について。今から基本設計及び、実施設計が今からですので、金額については中城村新庁舎建設計画により算定された

数値しかお答えできませんが、庁舎建設に伴う費用は18億円ということで、基本計画で示されてございます。それから大枠3について。そのことは事務委託者については、自治会の推薦により村長が認める者と基本的に契約しております。村といたしまして毎月5日、20日には事務委託者会議を招集し業務運営の円滑化を図っているところでございます。その中で懸案事項等の話し合いはいたしておりますけれども、特段に事務委託者の研修等は行ってございません。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 新庁舎建設に伴う村財政への影響について、お答えいたします。

新庁舎建設につきましては、基本計画における建物の規模、敷地面積を基本に本年度に基本設計と実施設計を予定しております。基本設計において、用地及び建物の配置を決定する工程の中で概算の建設費用を見積もりまして、財源をどのようにするか、概略を立てたいと考えております。実際の建設費用が不確定である現時点での財政計画は難しいため、実施設計を通しまして、建設費用を算出した上で、将来の本村財政に及ぼす影響を考慮し、また建設費用につきましても十分に精査し、できる限り建設費用の抑制に努めていきたいと考えております。なお、建設費用全てを庁舎建設基金で賄うことはできませんので、本村財政への影響はあるものと考えております。どれくらいの影響があるかということにつきましては、基本設計及び実施設計における建設費用の算定後に示せるものと考えております。

次に、新庁舎建設後の財政指標についてお答えいたします。経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標でございます。人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に、地方税や普通交付税など、経常的一般財源がどの程度充当されているのかを示す指標でございます。比率が低い

ほど弾力性が大きいことになります。平成27年度の経常収支比率は、83.3%でございます。近年、土地区画整理事業の進展や、企業の設備投資等により、村税が伸びておりますので、今後、83%台から86%台で推移するものと、予測しております。実質収支比率につきましては、標準財政規模に対する、実質収支額の割合を示す指標でございます。3%から5%が適当であると言われております。本村の場合は、平成27年度4.2%でございます。今後の推移につきましては、実質収支額の予測ができませんので、推移を示すことはできないものと考えております。公債費比率につきましては、公債費に充てられた一般財源の額の、標準財政規模に対する割合でございますが、現在は、財政指標としては用いられておらず、公債費負担比率として示しております。公債費負担比率は、公債費に充当された一般財源の、一般財源総額に占める割合を示す比率でございます。率が高いほど、財政運営の硬直化が高いことを示しております。これまで、11%台から12%台となっており、平成27年度は、11.5%でございます。今後につきましても、11%台から13%台で推移するものと予測をしております。財政力指数は、市町村の財政的な体力を示す指標でございます。指標が「1」に近いほど財政に余裕があることをあらわしております。普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を、基準財政需要額で割って得た数値の、過去3カ年後の平均値でございます。本村の場合、平成27年度が、「0.51」でございます。今後、「0.51」前後で推移していくものと予測をしております。

議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

税務課長 稲嶺盛昌 それでは新垣善功議員、御質問の大枠1、 についてお答えいたします。

についてであります。村税の過去5年の実績と10年のシミュレーションということであり、まず村税収入決算額は平成23年度

におきましては、14億9,700万円、平成24年度15億5,200万円、平成25年度が17億9,800万円、平成26年度18億9,300万円、平成27年度19億7,100万円となっております。平成23年度と比較しまして、平成27年度までには4億7,400万円、約32%の増収となっております。主な要因としましては、平成25年度からの吉の浦火力発電所の稼働による固定資産税、これは焼却資産が主ではあるんですが、それが2億3,800万円の増収、約31%となっているものであります。また、個人住民税におきましても南上原における人口増に伴い5年間で2億800万円、約42%の増収となっております。この2税の増収が村全体の税収の増となっております。今後、個人住民税につきましては、景気の動向にもよりますが、人口の増に伴う一定の増収を見込んでおります。また、平成29年度からは吉の浦火力発電所の課税免除を現在やっておりますが、その一部が終了しはじめ、平成31年度には全税収24億9,100万円、約25億円までになると試算しております。

その後、平成32年度には吉の浦火力発電所分の課税免除分が全て終了いたしまして、償却資産であるため、その後は年々徐々に減少しはじめます。平成33年度では税収としましては24億7,300万円と若干の減少をするということになります。10年後ということで、平成34年度以降につきましても火力発電所の減少分がある部分と、その分と区画整理が平成31年度に終了する予定を見込んでいて、村税の納税者の数は一定レベル伸びていくと、固定資産税の減少と個人住民税が一定伸びる分を勘案すると徐々にであります。若干ずつ減っていく。平成38年度までには、23億円から24億円で推移すると試算しております。今回のこのシミュレーションについては、現時点での地方税法、他関係法令、村税条例を勘案しての試算でありますので、今後の社会情勢、景気の動向でもかなり変化してく

るとは思いますが、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 大枠2についてお答えします。

平成25年6月定例会において、質問がありました計画策定についてですが、「健康中城21（第2次計画）」及び「第2期特定健康診査等実施計画」を作成してあります。計画の数値に対する目標達成率ですが、健康中城21の計画において代表する項目についてお答えしたいと思います。がん検診の達成率についてですが、胃がん検診の受診率の目標10%に対して男性が40%の達成率、女性が33%の達成率です。肺がんにおいては、目標値の25%に対し男性47.2%、女性47.6%となっています。大腸がんにおいては、目標値の20%に対して男性で38%、女性で36%となっています。子宮がん・乳がん検診についてですが、目標値の40%に対して子宮がんが42.3%、乳がんが40%の達成率となっています。特定健診等実施計画の特定健診受診率については、目標値が60%となっておりまして、平成27年度はまだ確定値とはなっていませんが、7月末現在の数値で40.7%となっておりまして、現在67.8%の達成率となっています。特定保健指導の指導率については、同じく目標値60%に対して、39.7%と66.2%の達成率となっています。

次に、医療費の給付状況ですが、平成25年度14億5,579万円、平成26年度14億7,629万円、平成27年度14億7,040万円となっております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

住民生活課長 仲村盛和 それでは新垣善功議員の質問の大枠4番について、お答えします。

護佐丸歴史資料図書館の完成に伴い交通量が増加していることから、交通事故の発生が懸念されますが、事故の要因として、潮垣線側車両

の一時不停止などが考えられます。対策としまして、都市建設課の方で、交差点の路面標示を行いますので視認性の向上が図られ事故の抑制につながると考えられます。また、歴史資料図書館側の農道についても、ガードパイプ道の設置が必要な箇所と認識しております。関係課と連携して対応していきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 わかりました。それでは簡単なものから片づけていきますので、吉の浦会館周辺の交通安全対策についてでございますが、それは都計課のほうで予算補正を組んでやるということでもありますので、ひとつ他の市町村の道路標示のやり方、方法も考えて本当に効果のある道路標示をしていただくことを要望いたします。それと護佐丸歴史資料館から出る場合はいいんですけども、サイドの農道から出る場合、例えば金城重機のほうから当間と安里の中央線ですか、土地改良区から出る場合、右側の安里側が見えにくいんですよ。これは資料館の塀が邪魔して、視野を邪魔して見にくいんですよ。そこにも私はカーブミラーを設置すべきだと。また逆の方向は逆でまた見えにくいので、私もやがて事故を起こす体験をしたものですから、ここはやはりカーブミラーをつけないといけないなという実感をしたので、これを取り上げたわけでありまして。それと農道の舗装については、本当に立派にされていますけれども、あれはもし夜、対向車と出会った場合にハンドルを切り損ねたら完全に溝に転落しますので、その溝もかなり大きい広い溝ですので、ひとつ早目に検討して、事故が起きない前にやっていただきたい。行政はいつも事故が起きてからやるほうが多いんですけども、こういうのは事故が、起きない前に対策をとるのが私は行政の仕事と思っているので、ひとつ早目に対策をとってください。



それと3番目の事務委託者の資質向上に向けて、課長は何もやっていないと。全くやっていないと言っても過言ではないと理解しておりますが、それでいいかどうか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

事務委託者については、24項目の事務委託をお願いしているところです。その中で毎月の2回の連絡会において、先ほども申し上げましたけれども、懸案事項については解決するというところでやっております。24項目について各自治会滞りなくといいますか、今まで苦情があった場合は対処してやっていますので、研修については特にやっていないということでございますので、この2回の事務連絡協議会の中で問題があるものについては、解決しているということでございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 その事務委託者に対しての指導教育をしない理由はなんですか。実施してない理由はなぜ実施していないのか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 繰り返しになるんですが、この24項目をお願いしていますので、この24項目に違反した場合は、当然、我々事務委託者をお願いしている立場からすると、そういう研修等、あるいは勉強会等を開かないといけませんと思いますが、今のところ滞りなく遂行しているというふうに理解しています。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これは事務委託者契約書の中でうたわれていますね。24項目。これを見た場合、ほとんど行政の仕事ですよ、各課のいろいろな補助的な。これは実際にやられているかどうか。私は疑問を感じているんですよ。今やっているのは、広報紙の配布とほかに何があるんですか。それ以外に何があるかちょっと教えてください。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今、おっしゃられた広報紙の配布等はもちろんですけども、募金の活動とか、あるいはその自治会におけるまとめ役といいますか、いろいろな公民館を利用する際のまとめ役になっていただいて、活動していただいています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 皆さん方は、事務委託者に対する認識と言いますか、私とは全然違うんですよ、考え方が。やはり自治会長イコール事務委託者というのは、ほとんどがもう100%と言っていいほど、自治会長ですよ。やはり自治会長というのは、地域のリーダーではないですか。その地域のリーダーの教育あるいは指導をすれば、質が上がりますよね。質が上がることによって、各自治会の活性化につながると思うんですよ。やはり組織というのは、リーダーが先頭を切って動くことによって、活性化は生まれてくると思うんですよ。リーダーが動かないと組織は動かないですよ。私は各自治会長あるいはイコール事務委託者については、生活保障されているわけでしょう。委託料がありますよね。均等割りで14万円あるわけでしょう、そして人口割とかいろいろあって生活給は支給されていると思うんですよ。もっともっと活用すべきではないかと、そしてもっとその自治会長イコール事務委託者の資質を上げる。ある意味では人材育成ですよ。今自治会長の話をしていますけれども、あるいは事務委託者の話をしていますけれども、それは職員についても同じこと。そういうことをしないと、中城村の活性化は生まれてこないと思うんですよ。皆さん方はいろいろな補助金を出していますけれども、それで本当に実のある補助金となっているかどうか。検証もしない。検証をしたことありますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今、おっしゃるように事務委託者と自治会長とは同一人、今そういうふうになっていますけれども、契約上、前の質問でもございましたが、自治会の代表者と我々は事務委託者と契約しています。ということは、事務委託者と自治会長とは少しかけ離れた仕事になるというふうに私は考えています。なので、自治会長としての仕事については各自治会のいろいろな催し物とか、そういうのがありますので、それはまたそれでほかのもので研修会を行っているというふうに理解しています。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 自治会長ではなくてもいいという考えで捉えていいかどうかね、それと実際、現実には自治会長イコール事務委託者でしょう。自治会長でなければ事務委託、皆さん方しますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 自治会長でなければ契約はしないかということですが、御存じだと思いますが、過去にはそういうケースもございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 過去って1カ所ぐらいでしょう。今も1カ所ぐらいでしょう。それは当然ですよ。あなた方が言うことを聞かなければこれは排除すべきではないの。これは前から私が言ったでしょう。皆さん方には、村長にも。業務委託を結んで、その業務委託に違反したら当然解約するのは当たり前のことですよ。そういう意味で皆さん方をお願いしたいことは、こんなたくさんの項目がありますよ。さっきの質問の中に入っている健康受診についても、ちゃんとこれに入っているんですよ、昔は税金の徴収率が上がれば奨励金やりましたでしょう。どうして事務委託者を活用できないかですよ。

年間5,400万円出ていますでしょう。私はその事務委託者というのは、ある意味では職員同等ですよ。今臨時職員は月に幾らもらっていますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

臨時職員の日当が6,400円です。それが22日です、14万円程度でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 14万円でしょうね。事務委託者を見てください。14万1,400円ですよ、均等で。臨時職員並みでしょう。そして臨時職員はボーナスはないでしょう。しかし、事務委託者はボーナスが4カ月分あるでしょう。もっと事務委託者を活用したら村の行政はたくさんできると思うんですよ。これには20何項目も皆さん方は契約の中にうたっていないながら、広報紙の配布だけじゃないの目立ったものは。例えば健康診断の率を上げたらいい。税収の税の徴収率を上げたりする。昔は先ほども話したように、納税奨励金を出しましたよね。それが今は逆に自治会運営補助金となっていますよね。それもこう見た場合は、みんな画一的に人口割とか、均一にしてありますよ。もうちょっと細かく本当に一生懸命活動している自治会に対してはそれなりにも必要ではないですか。例えば自主防災組織、副村長、総務課長、自分からさんざん言いましたよ。奥間自治会のみができて、その後、どこもできていない。もう何年になりますあれから。自主防災組織というのは、事務委託者に対しては指示してでも結成させていくべきだと私は思いますが、これについては村長ひとつ答弁願います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

大変耳の痛いお話でございました。議員がおっしゃることは実際、結論から言いますと私も同じ思いでございますし、特に今の自主防災

組織については、積極的に関与していくように積極的に進めていくようにということで考えているところでございますので、今の意見も踏まえながら来年度に向けてしっかりやっていきたいなと思っております。それと1点だけ少し訂正的なお話をさせていただきますけれども、税金の徴収での奨励金の件は、あれは個人情報保護法などがあった関係で、私が村長に就任したその年だったと思えますけれども、廃止をした経緯がありますけれども、だからといって自治会長あるいは事務委託者の部分をもっと有効に使えるか、使えないかという議論とは別物だということを御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これにつきましては村長、これは当然だと思う個人情報。しかし、税務課としては例えば、あなたの自治体の徴収率が低くなっていますから、ひとつ頑張ってくれというそれはできるはずよね。そういうふうに活用していただきたい。その業務委託の中にはこれも全部入っているわけですよ。この業務委託の24のうち皆さん方は何項目を活用しているのかと思ったら1項目しかやっていないという感じがするんですよ。各地区には健康推進員がいますよね。自治会長あるいは事務委託者と一緒になって受診率を上げていく方法もあるはずよ。これは民生委員もそうですよ。児童民生委員もそうですよね。余り細分化して、そうすると事務委託者はやるのがないんじゃないの。そういう意味で教育してほしいと、地域活性化のために。そのために我々が個人的なことを言うと、5、6年前かな鹿児島県の柳谷という自治会があるんですよ。そこの館長である豊重哲郎という館長がいて、1自治会長です。1自治会長ですけれども、区民をまとめて300名の自治会ですよ。今、韓国にも居酒屋を出店するぐらいのことをやっているんですよ。韓国と言え

ばなんですか、キムチでしょう。あのコーレーグスをたくさんつくって、韓国に輸出している自治会ですよ。そして利益を上げて区民には配当金を与えているんですよ。この前南城市で講演がありました。我々も5名の議員が行ったんですけれども、たまたまこの方がもう全国から引っ張りだこなんですよ、講演は。そしてたまたま予定が入っているということで、30分ぐらいの講演を受けましたけれども、その方がこの前南城市で新聞に載っているのを切り抜いてやりましたけれども、非常にすばらしいリーダーですよ。そういう方々を本村に招いて事務委託者に対する講習等、あるいは研修等、これは自治会長だけではなくて、やはり役場職員の皆さん方も聞いていただきたい。そういういろいろな意識改革をお互いに我々議員もそうですよ。常に村長も言っているように日々改革というようにお互いも変わっていかないといけないんですよ。毎年同じことでは進歩がないでしょう。そういう意味で、今後事務委託者に対する教育の計画書もつくって、年2回ぐらいはつくってやるべきじゃないかと思うし、そして自主防災組織については、もう何年になりますか皆さん方。この前の説明会でも新庁舎説明会の中でも一番心配しているのは災害のことを心配しているのが多かったですよ。身近なことですよ。台風も沖縄県を離れて、ほかに避けて通っていつていますけれども、熊本地震の後にありました新聞記事の中で今後、沖縄にも大きな地震と津波が来るということが琉大の先生、地震学者が来るだろうという予測はしています。そういう意味でも私は自主防災組織を早目に立ち上げて、全国は80%ですよ。沖縄県は20%、そして与那原町は100%、各自治会で自主防災組織をつくっています。そういう意味においても、我が村においても早目にそれを推進していただきたい。特に副村長、あなたが総務課長の時から訴えてきた、その任期4カ年の間にひと

つ100%に持っていくように総務課長と連絡をとりながらやっていただきたい。お願いしますよ。それと自治会長の中で代理を、5日と20日に定例会がありますね。代理を出席させるということがないと聞いてますが、こういう事例はありましたか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。  
総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今の件については、事務委託者の交代の際に新たに事務委託者になられた方が理解が不足で一度はございました。そのときに注意してそういうことがないようにということで、今改善してそういうことは今はございません。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 それともう1点、いまだに広報なかぐすくを配る場合に各部落には班長等がいますよね。班長にもさせているということがあるという話を聞いていますけれども、それはどうですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。  
総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

これについては、各自治会で配布方法は異なるというふうに思っております。この配布方法については、この事務委託者に責任をもってやっていただくということでございますけれども、配布方法については、この自治会に任せているということでございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 その件についても、以前に注意したでしょう私。それではだめじゃないかと。事務委託者というのは何のためにみんなやっているの。事務委託者がまた委託して、その委託した人がもし広報を配らなければどうなる。その責任はどこにあるの。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。  
総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

これは契約している事務委託者の契約違反になりますので、その方の責任になると思います。

以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これは、あなた方の責任じゃないかと思います。ひとつこの事務委託者に対する教育をしっかりやってくださいよ。5,000万円余り金を出しているんでうまく活用して行政を推進していくということにしてもらいたいことを強く要望いたします。

それと新庁舎建設の問題について移ります。検討委員会のメンバーを見た場合に地震専門の地震学者が入っていないんですよ。これはなぜなのか。委員長の方は建築専門の方が。何の専門ですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 検討委員会の委員長をなされている先生は防災が主な専門でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 地震学者を入れてないのは何なのかな。なぜなのか、理由はありますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

この地震学者を入れていないという特別な理由はございませんけれども、ただ今専門というのは災害は土砂災害もございまして、津波もございまして。そういう観点から防災を主とした先生をお願いしているというふうに理解をしております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 この検討委員会の条例を見た場合に、組織としては学識経験者、村議会議員、村職員となっていますよね。その中で住民代表が入っていないんだけれども、なぜなのか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

8名の学識経験者ということで要綱にはうた

われていますけれども、この学識経験者の中に4名の各種団体の長が入ってございますので、そこも地域の代表としてのものだということで理解しております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 その検討委員会を開く中で、検討委員会の皆さん方は村民の意見を聴取したことがあるかどうか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

その検討委員会の中で村民の意見を聴取したかということでございますけれども、この中に各種団体の長がいらして、団体の長、老人クラブを初めとする婦人会、青年会、自治会長会等を初めとする者がある意味住民の代表だということで理解しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 私はこういう考え方は間違っていないかと思うんですよ。委員会は委員会をやりながら、そしてまた委員会として村民はどのような考えを持っているか、委員会としても村民からの意見聴取をするべきだと思うが、村長それについてどう思います。委員会は委員会としていいよ。しかし、この委員会もいろいろな決定をする場合、村民の意見も聞いて、自分たちの判断材料にしていくべきだと私は考えていますけれども。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、総務課長がお話ししたとおりの答弁も私の答弁もそれと似通っておると思いますけれども、まず物理的に全村民を交えてというのは、まず、これは物理的に無理な話でございまして、やはりそこには村民からの意見を聴取するためのある代表の方々の意見があつて、そして専門家の意見があつて、もちろん役場の職員の意見があつて、検討委員会を我々が委員会をつくったことに対しては、私は適切だったと思います

し、またその人選も間違っていなかったと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 検討委員会をつくる、これは間違いないと私も思っていますけれども、検討委員会の運営の仕方が私は問題があると思います。検討委員会を開く中で検討委員会としての立場で村民の意見を聞く。そして村民の意見を検討委員会の中で反映させていくというのが私は大事だと思うんですよ。国でもいろいろやっているでしょう。各地区で聴取する。これは全村民を集めては無理ですよ物理的に。でもある程度は広報紙とか、この前の説明会みたいに検討委員会が主体となって、役場庁舎建設についての村民の意見を聞いて検討委員会の決定を出すのはいいと思うんですよ。それがなされていないということですよ、今回。そういう意味で今後の委員会のあり方、私はそれが大事だと思うんですよ。村民不在ですよ。村長がよく言うように議会議員は確かに代表ではあるけれども、我々に何も報告がないんですよ、いまだかつてこの議員からは。議会代表で出た検討委員会の中にいる議員からは何ひとつ報告がないんですよ。そういう意味でも早目に議会に対して、この前は場所の説明をしましたがけれども、きょうの質問の中にあるように財政的なものが私は一番大事だと思うんですよ。皆さん方は自分のお家をつくる場合は、どうして資金を工面するかは課長、これからつくるのではなくて、ある程度での額で、もしつくとしたら自己資金は幾らあつて幾ら借金する、起債して、それをどうして返還していく、それは税務課長とも相談しながら計画をつくるべきではないかな。それが今まで何もなし。自分たちの家をつくる場合は、ちゃんと資金も銀行借入もやって、それをどのように返還するのか、30年で返還するかは、それはその財政の力によって違ひますよね。そういうのがほしいんですよ、私は。財

政計画、それを村民に公表して、もしこうなった場合、財政が厳しくなったら村民も負担しますよと、そのときはひとつよろしくお願ひしますと。共通認識を持たないと、そういう意味で早目に財政計画を立てて、村民にも公表し、議会にも出して下さいよ。飛び飛びになるけれども、災害については、この前の6月、3カ月前に琉大の中村先生が出しているんですよ。熊本地震の後に。沖縄もそういう大きな地震があって、大きな津波が来るだろうというものを出しているんですよ、新聞に。沖縄の人は災害に非常に無頓着。台風になれてしまっている関係もあろうかと思いますが、非常に災害についても、大丈夫だと。そして沖縄の地震件数と言いますか、建物の地震に対するつくり方は本土に比べれば本当に弱いと言っているんです。耐震基準の値が。そういう意味からも自主防災組織の結成は早急な問題だと思うんですよ。そういうことを言っているし。そして、この前の説明会の中にもあったように決定ではなくて、これからある程度は絞り込んだと村長は、きのうの答弁か、おとといの答弁にありましたけれども、しかしこれは決定という村民は決定という、言葉に非常に戸惑っているんですよ。我々に何の話もなく、決定してからこうですと、ただ説明をするだけかと。だから検討委員会の中でも委員会を進めていく中において、村民からも聴取する機会も設けてやれば、ある程度の理解は得たと思うんですよ。もう説明会はないということですよ。できたら説明会もあと1、2回慌てるのではなくて急げば回れですから、立ちどまって本当にそれでいいか、もう一度立ちどまって点検すべきじゃないかと思います。それとこの設計については、どのように進めていく考えかちょっとお聞きします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時59分）

~~~~~

再開（10時59分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

設計はどういうふうに進めていきますかという質問ですので、今都市建設課のほうでプロポーザルで指名していこうかなと思っています。プロポーザルの委員としては、琉大の先生お二人と村からは副村長、総務課長、企画課長、都市建設課長、あと教育総務課長、生涯学習課長の8名でプロポーザルによる設計を発注して最終的には11月22日にプレゼンをします。プレゼンをして、その中から一番いいのを点数、数値でもって業者を決定していくという運びになりますので、年内の設計の契約となります。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 今建築場所についての地権者は何名なのか。用地交渉は今行われているのか、その状況についてちょっと教えてください。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

地権者については、6名でございます。その中で6名の方と面会してございます。事業の説明と今後は事業の同意と言いますか、それをお願いするということとなります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これは村長に伺います。地方自治法第4条は御存じですよ。場所の決定ですよ。それはいつごろ議会で場所の同意の提出をいつごろやるかですよ。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉忠典。

副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

地方自治法第4条はいつごろになりますかという。これは議会の同意を得る必要はあります。要するに役場が移動する場合には議会の同意が必要です。その中で、今時期的なことの御質問ですが、設計が発注され、基本的に予算がある

程度確定した段階で、建築に向けて、確定した段階で議会に提案をしていきたいというふうに考えています。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 地方自治法第4条を読みますと、建築前に同意をとるか、あるいは建築した後に同意をとるかがありますよね、解釈を見たら、どちらを選ぶかということを知っているんですよ。村長としてはどちらを選ぶ考えですか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(11時04分)

~~~~~

再開(11時04分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

突然でございましたので、非常に答弁しにくいんですが、これからしっかり今の地権者のお話もありましたので、しっかり地権者の同意も得ながら、そしてプロポーザルでもう発注の段階に来ているわけですから、今ここでどうするというのは非常に難しい答弁だと思いますので、これは持ち帰らせていただいて、ではどの時期に提案していくのが一番いいのか、これは予算の絡む話であるようですので、その辺は議員も理解をしていただいて、もちろん議会の同意が必要だというのは当たり前になっていることですので、時期はこれからしっかり検討させていただきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 そうでしょうね、財政のめどがどう立っているのか。我々にも前もって説明してもらわないと困るんですよ。特に議会には我々は建物をつくることには異存はない。早目につくりたい。早目につくりたいければ、もっと議会との打ち合わせ、議員に対する情報公開。我々が心配するのは財政なんですよ。

ジノー、ネーンヨーイ、ヤーチュクインチェーナランサニ(金もないのに家を作ることはできないのでは)。だから財政はどうなっているのか。建築資金がどうなっているかを知りたいんですよ。そういう意味で、都計課長、早目にさっきも質問の中にもあったように早目に財政計画を立てて、そして償還計画して、税務課長とも打ち合わせをしながら、今後は中学校の体育館もつくるし、プールもつくるし、いろいろなが出てくるでしょう。財政はどうなっていくか、私は一番その財政について、議会はそれについては真剣にやらんといかんですよ。この庁舎をつくることについては、一切異論はない。しかし金がないとできないでしょう。そのお金の工面をどうするか、その計画を早目にいつまでに提出できるか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

一番最初の建築費については、基本計画におきまして18億円というふうなことで先ほど総務課長からの答弁がございました。現在はその数字でしか申し上げられないんですけれども、もう既に庁舎建設基金が10億6,000万円あるというふうなことは議員の皆さんも承知のことだと思います。ですから18億円から10億6,000万円を差し引きました。7億4,000万円を今起債を考えているところでございます。このことにつきまして、これまでの議会の中でも答弁をしたつもりではあります。御質問の財政計画の話なんですけれども、これは起債を申し込む段階におきまして、庁舎建設における財政計画を策定しなければなりません。我々としては、その起債の協議をする段階で提出する計画に基づきまして、村でもって財政計画を立てて、議会のほうには示していきたいというふうに考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 なんといいですか、

自分たちができ上がってからではなくて、ある程度はどんどん情報を流してほしいんですよ、議会には。あなたたちは17億円、できないと思うよ。20億円以上はかかると見ていますけれども、オリンピックは来るし、いろいろな資材は上がっていくし、それを見越して少しオーバーでもいいから示せるはずですよ。そしてその中で実際、基本設計、実施計画ができる以前に確実な数字が出てくるわけですね。そういう意味で少しは余裕を持って予算をつくっておかないと予算不足したらいかんでしょう。自分のお家をつくるのと一緒にですよ。ある程度、そこに余裕を持ってやらないと。そういう意味で早目に資金計画をつくって、議員の皆さん方も説明していただければ理解は早くやられると思うんですよ。そういう意味で強く要望いたしまして、終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣善功議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩（11時09分）

~~~~~

再開（11時20分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

10番 安里ヨシ子議員 10番 安里ヨシ子です。一般質問を行います。今までの追求型と違って提案みたいな感じの質問ですので、リラックスして聞いてください。ごみ問題について。今広域化の話が持ち上がってきましたので、私も前のごみ議員としてかかわってきた以上、振り返ってみて、ごみの問題を質問というか、皆さんにまたごみに対する認識を持ってもらいたいということで、質問をすることにしました。1番目に、現在の青葉苑の処理能力40トンで24時間運転仕様ですが、処理能力に応じたごみは集まりますか。また安定した焼却状態が保たれ

ていますか伺います。2番目に、適正なダイオキシン対策がなされていますか伺います。3番目に、新しい焼却炉になり、ごみは有料化されましたが有料化でごみが減ったか伺います。4番目に、RDF固形燃料をつくる、普通の焼却炉と違って灰溶融炉ということで固形燃料をつくるものです。その状況を伺います。5番目に、広域化の話が持ち上がっていますが、その進捗状況について伺います。以上、答弁よろしくお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えいたします。

ごみ問題についての御質問ですので、基本的には住民生活課のほうでお答えをさせていただきます。御質問の広域化の話でございますが、これはもう議員も御承知のとおりで今、浦添市、北中城村、中城村と広域化が非常に今順調に進んでいるようでございます。早目に基本合意書などを締結をして進んでいきたいなと思っておりますし、また両村にとりましては、し尿処理場で一度、東部清掃への広域化と言いますか、枠組みが成功しておりますので、そういう意味では中部市町村会でも一緒に浦添市、非常にスムーズにその広域化が望めるのではないかなと期待をしております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

住民生活課長 仲村盛和 それでは安里ヨシ子議員の質問にお答えします。

まず のほうから、 のほうは青葉苑は、供用開始初年度である平成15年度の可燃ごみの搬入実績26.86tから平成28年8月末現在では37tと約1.4倍の増加となっておりますが、稼働日数を増やすことで現状は安定した焼却状態であります。につきまして、廃棄物処理法及びダイオキシン類対策特別措置法の規定に準じて適正に処理を行っており、基準はすべてクリアされております。 です。有料化になり、一人当

たりのごみ量は減少しておりますが、人口の増加に伴い総排出量は年々増加している状況であります。です。これはスラグのこととちょっと解釈して答弁いたしますが、平成25年度までは、灰溶融設備の稼働でスラグの発生はありましたが、平成26年度から灰溶融設備の休止に伴ってスラグは発生していない状況であります。

です。浦添市との広域化については、平成27年度から協議を進めており、平成28年4月には浦添市・中城村・北中城村清掃一部事務組合設立に向けた協議会を立ち上げて現在協議を進めているところであります。11月には基本合意書の締結を行い、平成29年4月から準備室を発足していく予定であります。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 現在の青葉苑は、平成13年に建てかえ、その前から話は出ていましたけれども、13年ごろから建てかえが始まって、今15年の稼働とおっしゃっていましたけれども、私は平成16年の稼働だと思い込んでいますが、あれから12年が経過していると思います。流動床式焼却場と灰溶融炉焼却ですね、これ先ほどのスラグという問題がありましたけれども、それは生ごみもプラスチックも一緒に燃やすのができるということで、最初建設するときその二つを建設するということでした。ダイオキシン対策に、この灰溶融炉が有効だと高温で完全燃焼をする。低温バグフィルターですか、活性炭吸着塔の採用によって、0.1ngのダイオキシンの濃度。というのはダイオキシンの濃度ですけれども、国基準を十分に達成できると、この灰溶融炉が高温溶融することによって、ダイオキシンを除去分解して除去するというこのお話を両村の議員に村長はダイオキシンの安心性について説明を受けています。12年ごろだと思います。稼働して12年、ダイオキシンの濃度が今課長がおっしゃっているのは国基準を全部クリアしているということを聞いています。

ダイオキシンについてですけれども、今クリアしているとおっしゃっていましたけれども、ダイオキシンを減らすのにどのような対策をとっていますか、伺います。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。
住民生活課長 仲村盛和 それではお答えします。

青葉苑はろ過式集じん器、あとは有害ガス除去装置と呼ばれるバグフィルターで燃焼ガスの煤塵に含まれているダイオキシンを活性炭素の吹き込みによって効率よく反応させて除去している状況であります。それによりまして、測定値も基準をクリアしている状況であります。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 流動床式焼却炉と灰溶融炉ですか、その灰溶融炉は今稼働していないみたいですが、その簡潔運転ですので、立ち上げ時とか、安定時期、そして立ち下げるときにこのダイオキシンが発生するということで、私たちはこれを心配しておりますけれども、このバグフィルターとか、活性炭吸着塔の採用でダイオキシンは適正に処理されているということを安心しております。ダイオキシンによる環境汚染は、なぜダイオキシンが問題になったかと、この建設時に非常にダイオキシンが問題になりましたけれども、このダイオキシン類による環境汚染は、現世代のみならず子や孫の世代にまで影響を及ぼすと言われて、自然の動物生態系を破壊する可能性が極めて高く、それだからこそダイオキシンの環境汚染が世界的に大きな問題になっていると言われております。しっかりとダイオキシン対策に取り組んでほしいと思います。ただ、広域化の話も出ていますけれども、すぐにできるわけではなくして、あと10年ぐらいはかかるような感じですよ。それでこのダイオキシン対策として、ダイオキシンの発生源の塩ビですか、農業用のピ

ニール、そういった皆さんいつも放送で農業用のビニールを集めて、どこに持っていかちよっとよくわかっていませんけれども、この発生源のビニール、そういったものプラスチックを燃やさないということと、それと燃焼温度の管理をきちんとやると。立ち下げのときにダイオキシンが850度以下になればそれが発生するということですので、その温度をきちんと管理してほしいと。燃え残しがないように完全焼却をします。バグフィルターとか、電気集塵機がありますよね、それをまめに掃除する。その以上のことをやることで基準をクリアするかと考えております。あと10年は大切にしっかり対策を講じてダイオキシン対策に取り組んでほしいと思っております。あとRDFですか、ごみの固形燃料、これは生ごみとプラスチックと一緒に処理することができる技術として宣伝されていきました。固形燃料として使えるダイオキシン対策としても有効だと国は積極的に推進をしましたが、問題が多く燃やすとダイオキシンが発生するし、塩分が除けない。そしていろいろなトラブルが発生をして、一般廃棄物の溶融固化物ですか、スラグというのが路盤材に使われる。コンクリート用の骨材に再利用できるという宣伝でしたけれども、どこの自治体も用途がなく困っていると聞いております。先ほど灰溶融炉についてはちよっとよく扱っていないとかとおっしゃっていましたが、その青葉苑の灰溶融炉の現状ですか、それ残渣が出ますよね。灰とかそういったものをどのように処理をされていますか。福岡のほうに送っているとかという話でしたけれども、それが負担が幾らぐらいかかるのか、どのようにしてほかの溶融炉にお願いをしているのか、そこを聞きます。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。
住民生活課長 仲村盛和 お答えします。
先ほども申し上げましたとおり平成25年まで

はスラグは発生しておりまして、これは県内の生コン工場へ無償提供をしていて、その生コンとの骨材的に利用されていたという報告を受けております。現在は福岡にある山元還元処理ができる業者へ委託をしておりますが、この委託費用については、ちよっと今数字的なものはちよっとわかりませんので、後で報告したいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 このスラグは硬い石のように見えますが、顕微鏡で見ると金平糖のようなとげがいっぱい出て路盤材として使うととげが折れて、不均等になると。沈んでこぼこが生じてくるということを知っております。実用化は不可能でとてもスラグとしては使えないということですので、福岡のほうに委託をしているということで、これは大変高度な技術を要するというものですので、やはり建設当時はそういうことまで全然わかりませんので、灰溶融炉を建設するのをそのまま容認したんですけども、大変な高い技術が必要とされると。そういうことで福岡のほうに委託しているということで一応安心をしました。平成14年まで国の基準値に適合しているということを知っています。このダイオキシンについてですね、住民はよく知らないで、十何年もたってから蒸し返すような感じで私たちもこちらにごみ処理場があるのが当たり前みたいな感じで、違和感を感じなくなってしまっているんですけども、ダイオキシンを測定して、やはり一度でもいいから住民のほうに公開することができませんか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。
住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

測定結果については、毎年1回村の広報紙に掲載しております。今年度は11月号へ掲載する予定であります。また近隣自治会へ測定結果の報告を自治会長宛てに清掃組合から毎年1回報告書として提出されている状況です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 何か勉強不足のよう
で申しわけないですね。これ建設当時、米軍
のごみも有料化して有料で受け入れるという条
件と、この灰溶融炉を設置するということの二
つの条件で58億円の予算が出たと思います。最
初はちょっと書くのを忘れていたんですけど
も、最初はそんなにたくさんの予算ではなかつ
たんですよ。この2つを米軍のごみも受けいれ
ることを条件に58億円の予算の補助金が出た
ということで、私たちは米軍のごみをとるのも反
対をしました。だけど今米軍のごみについて、
あれからどういうふうになったのか、その経過
を聞きたいと思います。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。
住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

平成15年の竣工後に防衛局を通じて、米軍へ
受け入れ可能という通知を出していましたが、
いまだに米軍からの受け入れはない状況です。
この清掃組合が受け入れをする条件には分別が
やはり必要ですので、この分別に対してちょっ
と米軍はできないということで現在まで搬入さ
れていない状況であります。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 考えてみたらこの
米軍のごみを受け入れることに対して、防衛庁
の予算をとるための策だったのかなと後から勘
ぐっておりますけれども、米軍のごみはいろい
ろなのが混じってくると、分別されてないとい
うことで、非常にこれは反対しましたよ。それ
で米軍のごみを受け入れたら大変だなというこ
とでのお話でした。ごみ有料化をしましたよね。
有料化することについても疑問を感じていたん
ですけれども、有料化する前と有料化した後は、
ごみはどういうふうになくなったのか、少なく
なったのかを聞きたいと思います。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。
住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

個人個人のごみ排出量というのは、有料化に
なったことによって減少している状況ではあり
ます。村の1人当たりの平均排出量は県平均よ
りも低い状況であります。5種分別することによ
って減量化が図られたと感じております。た
だ人口が増加しておりますので、総排出量は先
ほど申し上げたとおりふえている状況でありま
す。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 人口も多くなって
いるから当然ごみもふえると思うんですけど
も、分別収集が始まって住民の意識も高くな
っていると。そのおかげでトラブルもなくスム
ーズにできたんじゃないかと考えています。今度
はよその自治体にゴミをお願いする立場になり
ますので、私たちも努力をしていかないといけ
ないじゃないかなと、ごみの排出についてです
ね。そのために以前3R運動を展開していたと
思いますけれども、課長にならない前だったか、
御存じですかね。3R運動でチラシを配られて
いましたけれども、課長にならない前だったと
思うんですけども。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時46分）

~~~~~

再 開（11時46分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

住民生活課長 仲村盛和。

住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

ごみ処理の一般廃棄物処理基本計画というの  
が平成19年に作成されております。その計画書  
の中で3Rのことはうたわれておりますので、  
約10年近く3R運動が始まってなるとおもいま  
す。まずこの3Rというのが、廃棄物の排出抑制リ  
デュース、あとは再使用リユース、再生利用リ  
サイクル、その頭文字をとって3Rというふう  
に言っていると思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 私はこの3R運動は、この前みたいな感じですけども、何年が頭の中で整理できないんですよ。二、三年前か四、五年前ぐらいだったけどねとは思ってはいたんですけども、ごみの分別になってからだったんじゃないかなと今思っております。今度はよその自治体に私たちはごみをお願いする立場になりますので、私たちの村としてもその努力をしていかないといけないと感じています。だから前、3Rをした覚えがあって、チラシが配られていましたので、私もチラシを探したんですけども、ごみがいっぱいあって、資料がいっぱいあって探せなかったんですけども、皆さんが今なさっていることは、リサイクル運動はみんなやっていると思います。ビンとか、缶とか、紙とか、そういったものに対して、非常に分別運動が進んでいるなという気はします。ただ、本当はこの飲料容器のリターナブル化といいますか、先ほどおっしゃっていたリサイクルを進められたら、もっとビンを洗ってまた使うということ。それも重要ですし、使用済み製品の再使用ですか、リユースとかを進める。ごみの発生抑制を抑えるというリデュース。ごみになるものをつくらない、ごみとして出さないという運動をですね。あと38年供用開始と言っていますので、あと10年はあるわけですので、やはり村民の意識も高めて他市町村には迷惑施設をつくらすわけですから、それだけの運動をしてもいいんじゃないかなと。いろいろありますよね、処理困難な有害物を含む製品を製造させないとか、デポジットですか。昔、販売するときに代金を上乘せして、そのビンを送れば、お金が返ってくるというふうなことまで昔はやっていましたよね、何年か前。若い人たちは御存じないかもしれませんが、そのビンを集めて、落ちているビンもとってお店に持っていけば、そのビン代を返してくれるというふうなものがあったんですよ。そういった

ことも婦人会の皆さんとか、自治会とか、タイアップをしてゼロ・エミッションとまではいかないですけども、そういった運動を進める考えはないですか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。  
住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

現在、具体的なプランはありませんが、やはり住民の協力が不可欠と考えますので、今後は検討していきたいと考えます。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 これはごみを減らすとかということになれば、行政がどんなにチラシを配ったって、余り効果がないですよ。そのためにはやはり婦人会の皆さんと、そして自治会なんかともタイアップをして、その運動を進めていく。そういう中でまた組織の活性化も出てくるんじゃないかと思っておりますので、この広域化になる前にそういった運動もして、村民の意識を高めてほしいと思っております。広域化についてですけども、この広域化については大型化を政府によって押しつけられたのかなという考えがありましたけれども、処理能力とか、そういったものに1日の処理能力とか、そういったものを御存じでしたら、お聞かせ願います。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。  
住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

現在の処理能力は40トンであります。済みません、答弁を間違えました。広域化で今計画しているのが、200トンであります。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 200トンということでしたら、浦添市の人口、中城村、北中城村の人口を合わせると適正なものかなと考えています。話がちょっと前後していますけれども、広域化に至った経緯についてをお願いします。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。  
住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

現在の青葉苑の処理能力が40トンでありまして、平成25年には処理能力の約75%、1日当たり30トンで稼働していました。平成27年に大型商業施設が開店するということがありまして、今後のごみ搬入量を推定しますと、平成30年には処理能力の40トンを超えてしまう可能性がある、このような状況に対応するためには浦添市との情報交換会を実施しておりました。ちょうどそのときに施設の建てかえ及び広域化を検討していた浦添市と中北清掃組合の検討課題が一致したことから広域化へ向けた協議を進めて現在に至っている状況であります。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 住民課長、広域化に向けてをいろいろとやらなければいけないことがいっぱいあると思うんですけれども、しっかりとやってほしいと思います。ただ、建設当時、住民の反対運動とかも激しいものがあつたんじゃないかと考えます。58億円の予算を使って建設された青葉苑です。世界遺産の隣に迷惑施設のごみ処理場がつくられる。世界遺産の取り消しも考えられるということ。ダイオキシンの怖さ、そういったものについて住民の反対運動もあつたと思います。あれからもう12年ぐらいたつのかな。莫大な予算をかけて建設されたごみ処理場がもう取り壊しかなと思つてびっくりしたんですけれども、莫大な予算をかけて建設されたのがもう本当に取り壊されて、広域化の話で、あと10年もすれば中城城跡の隣からごみ処理場が消えると。城跡の景観も変わっていくのかなと、正直言って喜んでいると同時に、時の流れを感じて、複雑な思いをしております。反対運動もあれは何だったのかなと。えっ、もう広域化の話が出て自分たちが願っていた城跡のそばからこれが消えてなくなる。そして城跡の景観も変わっていくのかなと思つております。どんな景観になっていくのかなということを想像して、自分なりに期待もしております。跡地

利用の問題ですけれども、これは質問ではなくして、世界遺産にふさわしく住民の納得のいく利用計画をつくってほしいと願っています。伊舎堂区民はもちろんですけれども、中城村民に世界遺産である城跡にマッチした跡地利用と言いますか、住民の意見も取り入れて説明もして、下のほうには大規模な墓地がつくられていますけれども、それも含めて、景観問題を議論もして地域住民の要望を取り入れて、跡地利用に取り組んでほしいと思います。あと10年生きられるかどうかわかりませんが、広域化についてしっかりと取り組んでほしいと願っております。以上で私の質問を終わります。お疲れさまでした。

議長 與那覇朝輝 以上で安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(12時00分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて仲眞功浩議員の一般質問を許します。

9番 仲眞功浩議員 それでは通告書に従い一般質問をさせていただきます。まず初めに教育行政についてお伺いいたします。

大枠1番として、教育特区導入の経緯と狙い、成果及び課題についてお伺いいたします。また学習指導要領による標準授業時数と本村の標準授業時数にはどのような差があるのかお伺いします。2つ目に、中城幼稚園、津覇幼稚園については、これまで耐震化や児童数等に関連して改築、新築、統廃合等の懸案事項が指摘されておりましたが、どのようになっているのかお伺いします。

2点目に、子ども・子育て支援についてお伺いします。

隣町村の西原町や北中城村を初め、沖縄県内にも多数の町村がブックスタートに取り組ん

でありますが、ブックスタートに対する村長の認識と対応についてお伺いいたします。待機児童の増加が著しくなっておりますが、本村の待機児童及び潜在的な待機児童数の状況、そして待機児童ゼロへの対策はどのようになっているのかお伺いします。認可保育園と認可外保育園への補助・助成には大きな格差がありますが、村長の認識と格差是正への取り組みについてお伺いします。また認可外保育園に対する村独自の単独助成事業にはどのようなものがあるかお伺いいたします。答弁、よろしくお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 仲眞功浩議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番は教育委員会のほうでお答えをいたします。

大枠2番につきましては、教育委員会と福祉課のほうでお答えをいたしますが、私のほうでは御質問の待機児童の解消などについての御質問でございますので、本議会でも答弁させていただいたと思いますが、今回、ことしは特に顕著な例としてあらわれている数字です。待機児童が80名余りも出たということで、ある意味、これは予測していたことございまして、発言させていただきましても、潜在的な待機児童をどう表に出していくかというのが我々の大きな課題でございましたので、そういう意味では待機児童世帯への助成事業など、功を奏しているなということを認識しております。そういう意味では、来年度に向けての施策というのは認可保育園の増、あるいはその他もろもろの施策が今後の待機児童解消に向けた対策として、我々がしっかりとやっていかなくちゃいけない一、二年だと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 こんにちは。仲眞功浩議

員の御質問、大枠1については私から、大枠2については生涯学習課長から答えさせます。

大枠1の経緯と狙いについて。導入の経緯といたしましては、本村の中城城跡が2000年12月（平成12年）に世界遺産に指定され、国内だけでなく世界の価値ある重要建造物として認められました。このように身近にある先人の残してくれたすぐれた歴史文化を理解することは、地域に誇りを持つとともに、地域の歴史文化を大切にしていこうとする態度を身につけさせていく必要があると考えます。そのために教育課程特例校の指定を受け、「ごさまる科」を設立し、児童生徒が小学校から継続的に学ぶことは、これからの中城村発展に寄与する児童生徒の人材育成につながるものと考えております。成果は護佐丸の歴史と文化を学ぶことで地域を愛し、地域に誇りを持つ態度が徐々に高まってきていると考えます。平成27年度の児童アンケートによりますと、「ごさまる科の授業を受けて地元の歴史や文化への興味が高まりましたか？」の質問に、「とてもそう思う」「そう思う」で100%となっており、全児童が高まったと肯定的に回答しております。また保護者アンケートでは、「ごさまる科を通して地域の歴史、文化、自然についてよく指導をしていますか」の質問に、「とてもそう思う」「そう思う」、合計で98%の保護者がごさまる科についてよく指導をしていると肯定的に回答しております。

課題は、先生方が毎年人事異動があり、職員の入れかえや他学年への移動があるため、同学年のごさまる科の学習内容を継続して指導することができないこととあります。また新しい学年になると、当学年の学習内容を一から学ばなければならないということとあります。

標準授業時数と本村の総授業時数の差については、差は全くありません。なぜなら、全学年とも従来の教科等の授業時数から一部削減してごさまる科に充てているためとあります。

中城村立幼稚園は、これまで改築、新築、統合といろいろ検討してまいりました。沖縄県では小学校と併設している状況があり、教育的効果も大きいと言われていました。また交流が図られやすく、安全も図られている。施設の活用もでき、小学校生活へもスムーズに対応できることから、併設が望ましいとされておりますが、村の財政事情等があり、統廃合を含めて現在検討中であります。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。
生涯学習課長 金城 勉 大枠2番の につきましてお答えいたします。

赤ちゃんの健やかな成長を願い、親子の触れ合う時間を持つきっかけになり、また家族での読み聞かせや読書週間の環境づくりへとつながるすばらしい事業であると考えております。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。
福祉課長 仲松範三 仲眞議員の質問にお答えします。

大枠2の 、きのうの答弁と重なりますが、お願いします。中城村の待機児童は平成26年度8人、平成27年度22人、平成28年度86人となっております。大きな理由といたしまして、土地区画整理事業の進捗に伴い子育て世帯の他市町村からの転入により、入所申し込み者が増加したことが大きな原因と思われます。潜在的待機児童については、全体的な把握は難しく、産休明けの申し込みによる利用予約で福祉課としては14人と把握しています。今後、小規模保育事業、認可保育園を新たに設置し、平成31年度までに待機児童ゼロ宣言できるように努めていきたいと思っております。

認可外保育園については、利用する保護者によって長所、短所があります。また他市町村の児童も自由に利用できる特徴があり、比較は難しい面もありますが、数字だけを見ると差があるのは事実であります。単独事業として、待機児童世帯助成事業、第3子保育料無料化事業

を実施し、保護者の経済的負担を軽減しております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは、一つ一つ再質問をさせていただきたいと思っております。

本村が採用されます特区、これは、特例校の指定になると思うんですが、それについてはその期限とかがあるのかどうか。その辺をお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 期限がありまして、3年間となっております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 今の経緯から見ますと、平成26年4月から始まっておりますので、平成29年3月で一応一区切りということになりますと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 特区は平成26年からスタートしておりますので、平成26年、27年、28年で3カ年ということになります。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 もう1回確認します。平成26年4月じゃなくて、平成25年ですか。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 認可は3月ですが、実際にスタートしているのは平成26年4月からであります。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 3年で一区切りとおっしゃいましたけれども、今回、この区切りが終わるのはいつになるわけですか。先ほど私は平成29年3月ですかということ聞いたときには、それについて何も答えていただけなかったんですが、その辺についてもう一回お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 失礼しました。少し勘違

いの面があったようです。平成29年3月31日で3年を終了ということになります。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 今年度で一応、一区切りをつけて、また見直しとかいろいろタイミングが発生するということだろうと考えます。

それではあと1点だけ教えていただきたいのは、学習指導要領によりますと、社会科の授業というのは小学校の3年生からということになっておりますけれども、このごさまる科は小学校1年からずっとございます。その辺の狙いとか、そういうのを教えていただきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（13時46分）

~~~~~

再開（13時46分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 今の質問にお答えいたします。

3年生から社会科の教科も学習してまいりますが、狙いとしては、この3年生の学年の内容としましては、地域の人々が受け継いできたこの文化財、中城城跡を調べることによって、人々の思いや願いについて考えることができるようになるだろうということで設定されております。そこでまた地域社会に対する誇りと愛情を育てるということで、目標を設定しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 村の狙いというのはよく理解できます。

それでは次の質問なんですが、県内の小中学校の教育課程特例校と、その学校の取り組みの内容とかを把握していたら教えていただけないかなと思っておりますが、どうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田

智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

特区に関しては、今、宜野湾市では英語科に特筆した教科として取り入れているところがありますが、本村みたいにこの郷土の教科を特化して取り入れているのは、沖縄県では本村が初めて行っておりますので、この特別特区に関しては今のところ英語科と、この本村のごさまる科ということで私は把握しております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 もう少し詳しい情報が欲しかったということなんですが、私の調べた範囲内では、県内では13教育委員会、101校のうち97校が小学校の低学年における英語教育の取り組みになっております。そして中城村の3校、それから金武町の1校、このほうが英語以外の取り組みとなっております。ほとんどが幼年期の英語教育というものに力を入れているようでありまして。そして、その97校のうちの2校は英語だけではなくて他の項目も併設して取り組んでいるという状況がございます。中城村では、幼少期においては英語教育に取り組むような考えはないのか。今の状況ですと併設という形になるのかなと思いますけれども、今年度末には一応区切りがついて見直しとかそういうものが発生してくると思うんですけれども、その件に関してはどのような考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

まずごさまる科の特区は、文科省に申請をして、まだ3カ年間しか経過しておりませんので、継続して、一応区切りは3年ということで、平成28年度で3年目を迎えますが、次年度も、平成29年度以降、やっぱりこの郷土を愛する、誇



りを持たせる教科については、継続してこの教科の強化を設定してまいりたいと考えております。英語科に関しては、高学年には英語科は必修という形で、今現在、小学校で取り組まれておりますので、今すぐ低学年のほうにこれを導入していくかというのは、やはり管理職ともいろいろと相談しながら、それについては検討してまいりたいと考えております。ですので、英語科の低学年導入というのは、今のところは考えておりません。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 よくわかりました。

それでは、私が中城村の教育特区の支援に関して一番大きな課題というのは、中城村に住んでいて琉大附属小学校、あるいは中学校、その他村外の学校に通う子供たちと村内の小中学校に通う子供たちの間で、この歴史認識に大きな差が出てしまわないかという心配が、可能性があるということです。同じ中城村内に住んでいながら、今、皆さんからいただいた資料によりますと、6年間で72時間というごさまる科の授業があります。1年から6年の間にですね。そういうことを考えますと、やはりこれは当然、歴史観が違うだろうと。愛着とかそういうのも出てくるかと思うんです。それが一番、私は課題じゃないかと考えております。

それで琉大附属小中学校、それと村外へ通う子供たち、それと村内の小中学校に通う子供たち、この状況というのはどういう状況にあるのか、お伺いします。要するに学校の在席数ですか、その辺についてお伺いします。これはまとめて結構です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（13時54分）

~~~~~

再開（13時54分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 私が持っているデータの範囲で申しますと、琉大附属が大体300名ぐらいじゃないかなと思います。小中学校を合わせて290何名かだろうと思います。小中学校を和わせて。それから本村の小中学校を合わせると大体1,600名と、そのあたりで把握しておりますけれども、この中城小、中以外に300名ぐらいの生徒たちが違う授業を受けていると。そういうことは、やはり先ほどもうしましたようにこの歴史観の違いというのが、これは大分大きな、何力年かの間にはこれだけの生徒の規模じゃないですから、どんどん入れかわっていきますから、かなりの子供たちがそういう歴史認識に違いを持ったままふえていくということが考えられるわけですが、その辺に対して教育長はどのように考えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

確かに本村立以外に通っている子供たちが300名というお話ですが、ごさまる科に関して平成29年度から3カ年継続してやる予定です。村立以外に通っている子供たちに対して、もし要求があれば当然無償で配布ということを考えておまして、それだけ増刷といいますが、もちろん見直しをしての増刷ですが、そういったものは配布可能だと考えております。それによって多少なりとも近づくことができるのではないかと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これは本当にどういう対応になるかよくわからない。ただ本をあげればいいだけの問題じゃなくて、これは皆さんの範囲内の問題ですから、教科、課程を組むというのは、これはその学校の運営の方針もありますので、大変難しい問題であると思うんです。それについては本当に真剣に考えていかなければいけないだろうと思います。

先ほどちょっと数字が、300名近くと申しましたけれども、実際には私が聞いた範囲内では、9月1日時点で297名ということになっています。小学校、中学校を合わせてですね。琉大附属だけです。だから、それ以外にも通っている方がいるわけですから、300名越しているんじゃないかと。こういうものを少数として取り扱うことはいけないだろうなということを考えているんですが、その辺の助成等についてはぜひ真剣に考えていただきたいと思います。同じ子供たちが違う認識でもって社会に出ていくというのは、大変よろしくないと思っております。

それで、幸い中城村には護佐丸歴史資料図書館というのができました。ここを使って、この護佐丸の歴史、あるいは沖縄の歴史というものを徹底してやっていったらどうだろうか。わざわざ特区を設けてやっていく必要があるのか。それだけのボリュームというのがあるかどうか。その辺も考慮しながら、ぜひ検討を促していきたいと思います。そういうものを通して、この格差是正、あるいは子供たちの認識と歴史観の認識というものが改善できていけるのではないかと、ぜひ検討していただきたいと思います。これはやはり特区じゃなければどうしてもだめだと、それだけのボリュームがあるんだという考えでやっていくのか、あるいは護佐丸歴史資料図書館というのがあるから、これを利用してやはり自分たちの力で、地域としてやっていけるか、その辺は今ちょっと考える時期にきているんじゃないかなと思います。図書館を生かす意味でも、大変意義があるだろうと思うし、幸い中城村にはグスクの会とかいろいろございます。すばらしい人材もおりまして、図書館を中心としてそういう歴史、子供たちの教育をやっていくと、そういう方向をぜひ考えていただきたいと思います。今回の見直しに当たってはですね。ぜひお願いします。

それからあと1点は、中学校へもこの導入を

考えておられるかどうかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

中学1年生のみに限りますが、総合学習の時間を利用して、中学校にも導入しております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 教育に関しては、行政主導でやる場合はどうしても地域住民の支持を得がたい面があると言われております。特に中学校においては受験問題との関連もありますので、その辺は十分、保護者の意見も聞いて、本当に中学校でも特区を入れてやる必要があるのか、その辺も考慮しながらやっていただきたいと思います。先ほど言ったように格差が、この特区の実施の仕方によっては格差を生んでしまうというようなこともいろいろな研究から報告されておりますので、その辺については十分、やはり保護者との協議も重ねて、コンセンサスを得た上でどういう形がいいのか、これをぜひやっていただきたい。特に今、日本全国、沖縄県全体の流れもそうでありますけれども、小学校の低学年度において英語授業を強化していくというのが大勢なんです。先ほどお話ししましたように、沖縄県でも本当に顕著にあらわれています。その辺も全住民、あるいは保護者の皆さんと十分な意見を交わしながら、見直しを実施していただきたいと思います。よろしく願います。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 小学校では教育課程特区ということでやっておりますけれども、中学校は特区の許可はなくて、総合学習の時間の一部分をとってやっておりますので、特区とは直接関係はありません。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 私の勘違いでございました。特区じゃなくて総合学習ということで、

大変失礼しました。

いずれにしても、この見直しに当たっては保護者、父母の皆様の意見というのをぜひ尊重していただきたいと思います。併設でもできるということは言っていますから。実際、英語科とその他のことを併設してやっていこうというのが結構あちこちであります。沖縄でも2校はあるということを先ほど紹介いたしましたので、その辺も検討していただきたいと思います。

それから中城小幼稚園、津覇小幼稚園の耐震化とかその他についてですけれども、これは全く、今はどうするかというのは決めていないという状況でしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

津覇幼、中幼の改築、耐震に関連しまして併設か、または統合かということの議論が平成25年の一般質問でも出されていたと思います。教育委員会では幼小連携、あと教育の校区が大きいため併設が望ましいという考えを申しましたけれども、村の財政もあり、統合がいいのではないかという議論がありまして、まだこれが決定されていない状況であります。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 大変残念な結果、残念な答弁でございます。これは今、要約すれば何も決まっていませんということになるかと思えます。私も平成25年3月にその件については、緊急な課題ということで質問をしました。そのときに、当時の教育総務課長は明確な答弁をしているんです。それは御存じだと思いますが、その件に関してどういう答弁をなさっているのか、ちょっと読み上げていただけないですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それでは当時、平成25年3月の一般質問の答弁の内容を読み上げてみたいと思います。

昭和54年3月に建設され、築33年と老朽化が進んでいる両幼稚園について、併設か統合かの方向性を平成25年度中に検討を行い、平成26年度には耐力度調査を入れ、国庫補助が可能かどうかを確認していきたいと思っておりますということで答弁しております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 平成26年度までには全て解決、一応のめどはつけますと。統廃合についても検討するし、それからそれについての補助金が見えるかどうか等、そういうものまでやりましょうという話だったんですね。幻のお話だったという感じになりますけれども。それについて再度お聞きしますけれども、今現段階において、いつまでにそういうことを決定しようというお考えですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えします。

いつまでということでの御質問でありますけれども、教育委員会ではできるだけ早くということでは考えておりますが、今、何年度までにそれをどうするかということは、はっきり申せないのが実情であります。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 全く予想された答弁であります。正直な話、余り期待もしておりませんでした。もうあのときから、あのときは築33年とおっしゃっていましたが、あのとき実際は築34年になっていました。もう今は築37年、やがて40年になろうということでもあります。大変深刻な問題だと考えております。早急な対応をしていただきたいと思います。

これは先ほど新垣善功議員から財政についてのお話もありましたけれども、これにも大きく関係してくるわけです。今わかっているだけでも、確実にやらなければならないということで中学校のプールの建設があります。そして幼稚園

の対策をどうするのかと。確実にお金が出ていくわけです。この辺を皆さんは何も決めないと、これは財政シミュレーションも何もできないですよ。こういうものを初めからつくと、つくらなきゃならないと。そういう財政要求があるというものを計算していながら計算に入れないでシミュレーションを出しても、これは村民に対してそのシミュレーションをしたということになるわけです。企画課長、そうですね。こういうものを知っていながら入れないとね。10年以内にはどうしてもつくらないといけなわけでしょう。そういうのを皆さん、決めないと財政シミュレーションもできないんですよ。そういうのを抜かして、わかっていながら入れないでシミュレーションを村民に示したら、これはそのシミュレーションを示すことになりますよ。そういうこともあって、もう決まっているものはつくらなければならないと。そういうものについては早目に結論を出して、財政当局ともそういう打ち合わせをしながら、中城村の財政需要はどういうものがあるんだということを示さないと、先ほど言った調査、建設に関するシミュレーションというものが、これが全くでたらめになっちゃう可能性もある。その辺をしっかり踏まえて、皆さん、早目にこういうものを出していただきたいと思います。

それから、次はブックスタートのほうに移っていきますけれども、私は当初で、村長に所見を伺うということでやりましたが、村長は全く触れてくれませんでした。個人的にはどのようにお考えか、ぜひ所見をお伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

質問が2つか3つほどあったものですから、代表して、先ほど冒頭では質問に答えつつもりでありますけれども、ブックスタートにつきましては再質問でできるだろうということで今お

答えいたしますが、議員が前職時代と申しますか、前のときのお話で、私もよく記憶はしております。ブックスタートを検討したらどうかという御質問のときに、いろんな形があるでしょうから、歴史資料図書館が完成した暁にはこの図書館も利用しながらできるのかどうか、あるいはほかにもまたやり方があるのかどうか、いずれにしろこれはいい試みでありますのでやらせていただきますという答弁をしたと思いますので、来年度に向けて、形はいろんな形があるようです。例えば那覇市のように、非常に極端に大きな市はそれなりの人員、あるいはボランティアとかが充実しているとか、そういう都市部においてのやり方と、町村部においてのやり方、いろんなやり方があるようですので、担当課としっかり協議を重ねて、これはやる予定でございます。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 今の村長の答弁をお聞きして、もう村長の認識も随分充実してきたし、そして時期的にも熟してきているのかという感じを受けて大変うれしく思います。ちなみに、今、日本全土、あるいは沖縄県内でどの程度の市町村がブックスタートを導入しているのか、もしデータをお持ちでしたら教えていただけないかと思いますが。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

県内41市町村の中で25市町村、約6割で実施しております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 そうですね、もうたくさんがやっております。中城村もちょっとおくれをとりましたが、村長の決意もあったので、来年度からはスタートできるのかと思います。ぜひやっていただきたい、本当にスタートさせていただきたいと思います。中城村は本当に、ある意味恵まれたと言いますか、読み聞かせの

グループが本当に県内でも優れた質の高い読み聞かせグループを持っております。この方々を生かして、ぜひ立ち上げていただきたい。私はもうスタートしたら、中城村は先進地域に負けないぐらいすばらしいブックスタートがすぐスタートできると。それぐらいに思っておりますので、ぜひこれはやっていただきたいと思います。

ちなみに、前回の質問の際に答えたのは、ざっくばらんでいいからどれぐらいあればスタートできるんですかと生涯学習課長に聞いたときに、40万円ぐらいあればいいでしょうと、それぐらいの話だったんです。村長はそれを受けて、40万円が高いとか安いからという話ではなくて、いいものであればすぐやりたいというお話でしたので、その辺をまた本当に期待していきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

それでは、私はいつも追求型ですけれども、提案型としまして、このブックスタートをスタートするに当たり、村長はぜひこういうのを考えていただければと思います。本、絵本を与えてあげるだけでなく、子供たちのために図書館のカードというのを発行していただいて、この子供たちがずっと大きくなるまで、ずっと図書館をこのカードを利用して、どうぞ図書館を利用して下さいねと、そういういろんな記念を兼ねて、この子供たちに絵本だけでなく図書館カードというのもあげると、そういうものをやると大変いい効果があるというお話も聞いております。こういうことをやることによって、本好きな子供、読書好きな子供がたくさんふえてくると思います。やがて子供たちが大きくなっていくと、図書館もこの子供たちでいっぱいになると。この相乗効果というのは大変いいものがあるということ聞いたことがあります。その辺についてはこの小さいときからの読書習慣、あるいは絵本に親しむ習慣、これは教育長とし

てどういうふうにお考えなのか。この効果というのをですね。ぜひ感想とか聞かせていただければなと思います。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

小さければ小さいほど読み聞かせとか、あるいは文を書くとか、そういったのは効果が出るというデータも出ておりまして、私としても図書館の利用方法を検討しながら、ぜひ進めていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 村長、教育長からも教育界の経験を通して、小さければ小さいほどこれはよるしいということで、ぜひとも来年度の実施をお願いしたいと思います。これは日本もそうですけれども、世界中の国でやられているわけですから、やはりそれはもう世界中が認めている。この子供たちへの、本当に大事な好ましい効果というんですか。これはもう誰も疑う余地のないものだということでもありますので、幸い私たち中城村もこれを実施できる条件が整って、もう機は熟しているということなので、ぜひとも実施をお願いしたいと思います。

それでは次に移っていきますけれども、認可外保育園についてお伺いしたいと思います。これは福祉課長にお伺いしますけれども、ちなみに平成27年度の認可保育園と認可外保育園、これについてのハード、ソフトを全て含めて、この決算額から見た場合、どのようになっているのか。その辺をお伺いしたいと思います。大まかな数字で結構です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

認可保育園についてのハード事業で認可保育施設の建設で、平成27年度からの繰り越して1億3,165万円、事業者内保育建設事業で1,333万円、施設型、地域型保育費給付負担金で認可保育園の運営補助金で約4億3,200万円で、合計

で5億4,800万円を補助しています。認可外保育園については健やか保育事業で1,300万円余り、保育型保育施設研修補助事業で97万円、衛生安全対策事業で30万円、合計で1,430万円です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 よくわかりました。要するに、認可保育園に対しては約5億5,000万円、一方、認可外保育園に対しては1,400万円と、そういう膨大な金額の差があるということをやまずひとつ認識として皆さんもお持ちいただきたいと思います。これは当時、その時期の国、県の政策に係るものでありますので、我々としては余り立ち入ることのできない部分であります。私はその件に関しては余り、特に何も意見しようという気はないんですが、私が気になるのはこれから徐々にやっていきますけれども、施設とかそういうものではなくて、実際そこに通っている子供たち一人一人に対して、どれくらいあるかということです。その辺を気にしたいなと思っています。これはハード、ソフト、そういう面については、認可外というのは個人の事業ですので、その辺に金をつけないというのは当たり前だろうと思うんですけども、それはそれで別に我々がどうということでもないだろう。ただ、子供たちは、私たちの子供たちは、保護者が中城村に棲んでいる子供たちがそこにいれるかどうかという問題じゃなくて、その子に対してどれくらい支援をしているかと、そういうことが一番大きい問題ですよ。そこにやはり差があったら、子供たちは施設とは全然関係ないわけですから、この子供たち一人一人に対してどのような補助がなされているか。そういうものを考えてみたいと思います。

その前にまた一つお伺いしたいのが、福祉課長、この認可外保育園に対して村独自の単独事業としてどれくらいの、どういう補助の種類が

あるのか。この健やか保育事業は、これは村はただ10分の1だけです。大したお金は入っていないんです。そういう意味では、村の政策とかそういうものではなくて、国、県の政策の面が多いということなんですけれども、村独自でやっている補助というのはどういうのがあるか教えていただきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

認可外保育園に対して、施設に対しては先ほど述べた3つの事業、補助事業以外には単独事業はありません。認可外保育施設へ通う子供たち、世帯に対して、待機児童世帯助成事業ということで平成27年度決算約90万円、第3子保育料無料化事業ということで平成27年度の決算約400万円を補助しています。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 ちょっと視点が違って来たかと思うんですが、そういうことではなくて保育園児、この子供たち一人一人に対して単独の補助金があるかどうか。例えば、北中城村においては行事費として1,000円を支給しております。それから西原町においては4,000円と、それを単独事業として、これは子供一人一人に対してです。そういうのがあるかどうかということです。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 単独事業としては、補助はありません。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでぜひ村長にお願いしたいんですけれども、この単独事業、行事費とかをぜひ入れていただきたいと思います。これを中城村近辺では中城村だけです。そういう行事費とか、あるいは教材費とかをやっていないというのは、これは親とかそういう問題じゃなくて、ここにいる子供たち一人一人に対してどういうことをやるかということなんです。

これをぜひ政策としてやっていただきたいと思います。

ちなみに今、中城村において、これはちょっと差があるんです。子供たちの年間の補助費に関しては。例えば、年間でこの認定園とかこども園とか、そこに対する補助、実際、一人一人に対してどれぐらいの金額が払われているかといいますと、年間でゼロ歳児に対しては203万円、それから1歳、2歳児は114万円、それから3歳児は63万5,000円、それから4歳児以降は46万7,000円が一応支払われております。ところが、認可外保育園に対してはこれは年間ですが、1万1,978円、1万2,000円ですね。それからゼロ歳児ですね、それから1歳児から5歳児に関しては3万1,000円です。これだけの補助しか、同じ中城村に住んでいる子供たちにそれぐらいの差があるんです。年間の差額にしますと、ゼロ歳児に対しては200万円以上の差がある。それから1歳児については100万円以上、それから一番少ないやつで4歳児以上に対しても43万6,000円と、そういう差が出てきているんです。その辺について村長はぜひとも、これは中城村の子供たちに払っている、助成している金額なんです。認可園とか認可外とか、そういう施設はもう一切関係ないです。子供たちに対してなんです。我々の子供たち、同じ納税者としてね。これだけの差が出てくるというのは、大変私はよくないなということで、子供たちもやはりもう少し認可外への補助をふやして差額を詰めるということをぜひやっていただきたいです。その差額に対して、村長はどういう認識をお持ちかひとつ教えていただきたいと思いますが。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

いつも追求型の仲真議員が提言型というお話ですから、しっかり私は耳を傾けて、その実現に向けて頑張りたいと思いますけれども、仲真

議員、平成14年組の我々同期の議員として、あの当時は思い出していただきたいんですが、あのときに今の新健やか保育事業だとか、あの当時は認可保育園はありませんから、認可外保育園の補助をいかにしてやっていこうかと。仲真議員も一緒に、私も議員時代に取り組んだものが今思い起こされましたけれども、あの当時はあの時代で認可園がなく、認可外保育園のその補助をどうしていこうかというのが課題でした。今は仲真議員もおっしゃったとおり、時代が変わって認可園に何とか移行していくことが子供たちの子育て、子育て世帯や子供たちに対する大きな国の政策として変わってきているわけですから、それが子供たちの成長をしっかりと促していくという。ですから、第一義的に考えるのは、認可外保育園を何とかして認可に促進していきたい、促していきたい。これを私が村長になったときには1園もなかった認可園を、今これだけの数、8カ園にふやしてきた。これからもっとふやしていきます。認可外保育園の先生方とずっと、全園を回ってその話をしながら、いかにして中城村の子供たちを同じように、平等にすくすくと育てていくかという、究極の結論がそこにあります。ただ今、仲真議員がおっしゃるように、現実として認可外保育園に通っている子供たちもあります。そこに向けての対策をしっかりやっていくのは当然でございます。ただ、おっしゃるような金額的にここは、ゼロ歳児は100万円だ、200万円、認可外は今お幾らでしたか、済みません、金額を忘れましたけれども、数万円だ、何万円だという、そういう比較ではなくて、我々がこの認可外保育園への援助をやるものを、認可園と同じように絶対にはできないわけですから、そして認可園の先生方も大きなリスクを負ってその子供たちへの事業をやっているわけですから、その差が出てくるのは当然だと思いますし、ただ、この差を何とかして縮めていくことは私どもの義

務だとは思っていますけれども、その辺をまず理解をした上で、議員からの御提言に対しては、私もこの子育て支援の分野というのは、私も一丁目1番地、ずっと言い続けていることですので、いい方法がほかに、ただ金額を上げるとか、ただ何かを手当するとかではなくて、それも含めてもっといい知恵がないか、一緒になって考えていけたらいいなと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 そういうことでありまして、何も一気にこの40万円の差を縮めるとか、これは到底無理な話だと思います。さっきおっしゃったように行事費とか、1,000円、2,000円やれば、せいぜい500名いるとしても100万円もかからずにできるんです。他市町村ではこれをやっているわけです。最低100万円、1,000円をあげるとしたら幾らですかね、500名いるとしたら100万円ということになりますかね。ただ、少しでもこの差というのをなくして、現実的にそういう問題が起こっているわけですから、これはもう比較されて当然の話ではあると私は思います。ほかのところはやっているのに、なぜできないか。究極の、最終目標というのは、やはり村長がおっしゃっているように、これは認可園に入れて、全てそこで吸収するということになるかと思うんですけれども、その辺に行く前に、やはり現実に起きている差というものを幾らかでも縮めていただきたいと思います。これは福祉課長とよく相談して対応してください。

それから最後になりますけれども、これはもう質問じゃなくて、待機児童問題については昨日も質問がありましたので、私のほうからは余りくどくど言うことはないんですが、今、平成31年でしたか、それに向けて待機児童ゼロを進めていくということです。そういうお話がありましたので、ぜひこれを実行して完成していただきたいと思います。そのためには、できれば年次計画を立ててやっていけばいい結果が出る

かなと思います。

それからあと1点、ぜひ認識していただきたいというのは、昨日もこの沖縄県の待機児童の中で中城村はワースト何位だとかいうお話がありましたけれども、あれは単なる総数でワースト何位なんですね。別の観点から分析してみますと、これはワースト3に入っちゃうんですね。どういう分析かといいますと、人口1,000人当たりにならんと、残念ながら中城村は2万人の人口で割っちゃうと1,000人当たり、これは何人かな、4.28人と。これは3位になります。一番悪いのは北中城村ですね。これは92名で、中城村は86名ですけども、北中城村は92名で、人口は1,600人余りですから、これは5.47人になっちゃうんです。1,000人当たりですね。それから2位は南風原町で5.00人、これは実際の人数にしたら188名ということになっておりますが、これはあれですね、総数から言えば4位ということになっておりますけれども、1,000人の人口当たりにすると南風原町が2番目に高いと。中城村は3番目ということになっておりますので、この辺はやはり深刻な問題であると、早急に取り組まなければならない問題ということで、ワースト何位とかワースト3とかそういうことを抜きにして、やはりこれは中城村の切実な子育てをする上で大きな指摘であるということ、村長もぜひ受け取って対応していただきたいと思っております。村長の一丁目1番地の子育て支援ということでありますから、そういう分析の仕方出でてきちゃいますので、平成31年の待機児童ゼロ、ぜひ実現をお願いしたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で仲眞功浩議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(14時34分)

~~~~~

再開(14時47分)



議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第2 認定第1号 平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

総務常任委員長 新垣博正 それでは読み上げて報告にかえます。

平成28年9月29日

中城村議会  
議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣 博 正

### 委員会審査報告書

「認定第1号 平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

・福祉課

歳入13款1項1目2節保育所使用料の過年度分収入未済額が昭和61年度からの累計で約400万円ありその処理方法について早急に検討することを指摘した。

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

## 5 その他

### ・教育総務課

上地区の急激な人口増加に伴い、近い将来中城南小学校への受け入れ能力に限界が生ずることが予測される、校区変更の議論も上がっていることも踏まえ早期の対応を求めたい。通学バス運行管理に際しては、部活生徒等各村内事業への有効活用を図るべきである。学校給食共同調理場の教育総務課長による所長職の兼任は適切ではない。

### ・生涯学習課

福智町児童交流派遣事業の継続、活性化を図るため組織の再編等も検討すべきである。各種補助団体の加盟や活動の衰退が見られる、行政担当課による取りまとめ、課題解決に向けた対策を講ずる必要がある。

### ・企業立地観光推進課

観光客の誘致促進も、イベントによる一時的な増でなく、長期的・継続的に行う事業の取り組みを目指すこと。

以上、報告にかえます。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから認定第1号 平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから認定第1号 平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第1号 平成27年度中城村一般会計歳入歳出決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

日程第3 認定第2号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 読み上げて報告したいと思います。

平成28年 9月29日

中城村議会  
議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員長  
新垣 徳正

委員会審査報告書

「認定第2号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成27年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

国民健康保険税の収納率(95.67%)については、県の収納率目標の93.8%を上回っており、今後も継続した取組強化を図り、収納率の向上に努めるべき。

住民の健康意識を高めるためにも、健康生活推進員の増員を図り強化すべき。

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

なし

以上であります。  
議長 與那覇朝輝 これにて委員長報告を終わります。

これから認定第2号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありません。

んか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから認定第2号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第2号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

日程第4 認定第3号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 では読み上げて報告したいと思います。

平成28年 9月29日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員長

新垣 徳 正

### 委 員 会 審 査 報 告 書

「認定第3号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

な し

2 不当と認める事項

な し

- |                                   |
|-----------------------------------|
| 3 特に留意すべき事項<br>更なる予防事業の強化、充実を求める。 |
| 4 監査委員の審査意見に対する意見<br>な し          |
| 5 その他<br>な し                      |

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから認定第3号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから認定第3号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決い

たします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第3号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

日程第5 認定第4号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章

平成28年9月29日

中城村議会  
議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員長  
金城 章

委員会審査報告書

「認定第4号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成27年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

公共下水道への接続を積極的に推進し、有効な対策を行う必要があり、検討し実施すべきである。

以上です。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから認定第4号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討

論を終わります。

これから認定第4号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第4号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

日程第6 認定第5号 平成27年度中城村土

地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定を議  
題とします。

建設常任委員長 金城 章。  
建設常任委員長 金城 章

本件について委員長報告を求めます。

平成28年 9月29日

中城村議会  
議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員長  
金城 章

### 委 員 会 審 査 報 告 書

「認定第5号 平成27年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成27年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

な し

2 不当と認める事項

な し

3 特に留意すべき事項

南上原地区の土地地区画整理事業の早期完了を目指すこと。

4 監査委員の審査意見に対する意見

な し

5 その他

南上原地区土地地区画整理事業での、土地換地作業早期完了も計画的に行う事を指摘する

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから認定第5号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから認定第5号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定を採決

いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第5号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

日程第7 認定第6号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章

平成28年9月29日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員長

金城 章

### 委員会審査報告書

「認定第6号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業  
特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算は審査の結果、次の意見をつけて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし



2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

今後、施設及び排水管等の整備改修計画を策定し、老朽化を見据え資金計画を行うこと。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから認定第6号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第6号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

日程第8 認定第7号 平成27年度中城村水道事業会計決算認定及び日程第9 議案第43号 平成27年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分を一括議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章

平成28年9月29日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員長

金城 章

委 員 会 審 査 報 告 書

「認定第7号 平成27年度中城村水道事業会計決算認定」

本委員会に付託された平成27年度中城村水道事業会計決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

な し

2 不当と認める事項

な し

3 特に留意すべき事項

老朽施設の早期改善と漏水量減に取組みを行うこと。

4 監査委員の審査意見に対する意見

な し

5 その他

本村の人口増に伴う、施設管理に対する中長期計画を実行し、貯水槽も計画的に取り組む事を指摘する。

平成28年 9月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員会

委員長 金城 章

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                           | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第43号 | 平成27年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから認定第7号 平成27年度中城村水道事業会計決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから認定第7号 平成27年度中城村水道事業会計決算認定を採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第7号 平成27年度中城村水道事業会計決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

続いて議案第43号 平成27年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第43号 平成27年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第43号 平成27年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 陳情第7号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)及び日程第11 陳情第8号 県産品の優先使用について(要請)を議題といたします。

休憩します。

休憩(15時14分)

~~~~~

再開(15時15分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第7号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)及び陳情第8号 県産品の優先使用について(要請)については、提出書のとおり採択したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第7号 地元産品奨励及び地

元企業優先使用について（要請）及び陳情第8号 県産品の優先使用について（要請）については提出された陳情書のとおり採択いたします。

日程第12 陳情第9号 改正農業委員会法に

係る条例対応等についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章

平成28年9月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員会
委員長 金城 章

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

番号	付託年月日	件名	審査の結果
陳情第9号	9月9日	改正農業委員会法に係る条例対応等について	採 択

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第9号 改正農業委員会法に係る条例対応等についての委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩（15時19分）

~~~~~

再開（15時24分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから陳情第9号 改正農業委員会法に係る条例対応等についてを採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、陳情第9号 改正農業委員会法に係る条例対応等については委員長報告のとおり採択されました。

続いて日程第13 陳情第10号 女性農業者の農業委員への登用促進についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。  
建設常任委員長 金城 章。  
建設常任委員長 金城 章

平成28年9月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員会  
委員長 金城 章

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

| 番 号    | 付 託<br>年月日 | 件 名                  | 審査の結果 |
|--------|------------|----------------------|-------|
| 陳情第10号 | 9月9日       | 女性農業者の農業委員への登用促進について | 採 択   |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第10号 女性農業者の農業委員への登用促進についての委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休 憩 ( 1 5 時 2 6 分 )

~~~~~

再 開 (1 5 時 2 8 分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから陳情第10号 女性農業者の農業委員への登用促進についてを採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第10号 女性農業者の農業委員への登用促進については委員長報告のとおり

採択されました。

日程第14 陳情第18号 陳情書(村内建設企業の受注機会の確保が図られるよう議会の決議を求める陳情)を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章

平成28年 9月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員会
委員長 金城 章

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

番号	付託年月日	件名	審査の結果
陳情第18号	9月9日	陳情書(村内建設企業の受注機会の確保が図られるよう議会の決議を求める陳情)	採 択

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第18号 陳情書(村内建設企業の受注機会の確保が図られるよう議会の決議を求める陳情)の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休 憩(15時30分)

~~~~~  
再開(15時52分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから陳情第18号 陳情書(村内建設企業の受注機会の確保が図られるよう議会の決議を求める陳情)を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第18号 陳情書(村内建設企業の受注機会の確保が図られるよう議会の決議を求める陳情)は委員長報告のとおり採択されました。

本日の会議の時間は議事進行の都合で、延長したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、本日の会議時間を延長することになりました。

休憩します。

休憩(15時54分)

~~~~~

再開(16時03分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第15 陳情第11号 子どもの貧困対策にとりくみ、よりよい教育環境整備を求める陳情を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 それでは陳情案件につきまして、報告書を読み上げて報告したいと思います。

平成28年9月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会
委員長 新垣 徳 正

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第11号	9月9日	子どもの貧困対策にとりくみ、よりよい教育環境整備を求める陳情	採 択

よろしくお願ひいたします。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第11号 子どもの貧困対策にとりくみ、よりよい教育環境整備を求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから陳情第11号 子どもの貧困対策にとりくみ、よりよい教育環境整備を求める陳情を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第11号 子どもの貧困対策にとりくみ、よりよい教育環境整備を求める陳情は委員長報告のとおり採択されました。

続きまして、日程第16 陳情第12号 「労働安全衛生委員会」の設置を進め、学校労働環境の改善を求める陳情を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 それでは報告いたします。

平成28年 9月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会
委員長 新垣 徳 正

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第12号	9月9日	「労働安全衛生委員会」の設置を進め、学校労働環境の改善を求める陳情	採 択

よろしくお願ひいたします。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第12号「労働安全衛生委員会」の設置を進め、学校労働環境の改善を求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから陳情第12号「労働安全衛生委員会」の設置を進め、学校労働環境の改善を求める陳情を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第12号「労働安全衛生委員会」の設置を進め、学校労働環境の改善を求める陳情は委員長報告のとおり採択されました。

日程第17 陳情第14号 学校における「集団フッ化物洗口導入」に反対する陳情を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 報告いたします。

平成28年9月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会
委員長 新垣 徳 正

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

番号	付託年月日	件名	審査の結果
陳情第14号	9月9日	学校における「集団フッ化物洗口導入」に反対する陳情	採 択

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第14号 学校における「集団フッ化物洗口導入」に反対する陳情の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休 憩（16時10分）

~~~~~

再 開（16時16分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから陳情第14号 学校における「集団フッ化物洗口導入」に反対する陳情を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第14号 学校における「集団フッ化物洗口導入」に反対する陳情は委員長報告のとおり採択されました。

日程第18 陳情第15号 「30人以下学級」早期完全実現と学習・特別支援員の増員に関する陳情に反対する陳情を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 報告いたします。

平成28年9月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣徳正

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

#### 記

| 番号     | 付託年月日 | 件名                                | 審査の結果 |
|--------|-------|-----------------------------------|-------|
| 陳情第15号 | 9月9日  | 「30人以下学級」早期完全実現と学習・特別支援員の増員に関する陳情 | 採 択   |

よろしくお願ひいたします。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第15号 「30人以下学級」早期完全実現と学習・特別支援員の増員に関する陳情の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから陳情第15号 「30人以下学級」早期完全実現と学習・特別支援員の増員に関する陳情を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第15号 「30人以下学級」早期完全実現と学習・特別支援員の増員に関する陳情は委員長報告のとおり採択されました。

日程第19 陳情第16号 「幼稚園・就学前教育」義務教育化・無償化に関する陳情を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 報告いたします。

平成28年9月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳 正

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

#### 記

| 番号     | 付託年月日 | 件名                         | 審査の結果 |
|--------|-------|----------------------------|-------|
| 陳情第16号 | 9月9日  | 「幼稚園・就学前教育」義務教育化・無償化に関する陳情 | 採 択   |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第16号 「幼稚園・就学前教育」義務教育化・無償化に関する陳情の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから陳情第16号 「幼稚園・就学前教育」

義務教育化・無償化に関する陳情を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第16号 「幼稚園・就学前教育」義務教育化・無償化に関する陳情は委員長報告のとおり採択されました。

日程第20 陳情第13号 過度な競争になっている「学力推進運動」を改め、子どもたちに豊かな教育を求める陳情についてを議題とします。

平成28年 9月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳正

#### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

#### 記

- |       |                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 1 事 件 | 陳情第13号<br>過度な競争になっている「学力推進運動」を改め、<br>子どもたちに豊かな教育を求める陳情 |
| 2 理 由 | 陳情内容における事項について調査を要する為                                  |

文教社会常任委員長より、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。文教社会常任委員長からの申

し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、文教社会常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第21 意見書第6号 名護市辺野古、米軍新基地建設及び、東村高江、米軍ヘリコプター離着陸帯（ヘリパッド）建設工事強行に伴

う過剰警備に抗議し、機動隊の即時撤退を求める意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。  
新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 読み上げて提出したいと思います。

意見書第6号

平成28年9月12日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣徳正

賛成者

中城村議会議員 新垣博正

中城村議会議員 仲松正敏

名護市辺野古、米軍新基地建設及び、東村高江、米軍ヘリコプター離着陸帯（ヘリパッド）建設工事強行に伴う過剰警備に抗議し、機動隊の即時撤退を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出理由

基地建設に反対する非暴力的且つ、正当な住民抗議行動に対して、警察権力を最大動員した過剰警備に対し、住民の人権・生命・財産を守る立場から、機動隊の即時撤退を求めるため。

名護市辺野古、米軍新基地建設及び、東村高江、米軍ヘリコプター離着陸帯（ヘリパッド）建設工事強行に伴う過剰警備に抗議し、機動隊の即時撤退を求める意見書（案）

現在、名護市辺野古、東村高江での抗議の座り込み行動を行う住民に対して、機動隊員及び防衛省職員が、暴力的排除行為を連日のように繰り返し、住民に多数のけが人が発生している。

軍事基地建設反対の抗議行動に参加する住民は、国の強硬姿勢に対し、非暴力に徹した正当な

抗議行動を行っており、憲法で定める国民全てに保障された、人権・生命・財産を守る為に認められた権利を行使しているのである。(憲法第13条)

警察権力から危険視され、犯罪者扱い、拘束される謂われは無く、集会、結社及び言論、一切の表現の自由は、憲法により保障されており、国民に等しく認められた権利である。(憲法21条)

それにも拘らず、県内外(東京・大阪・神奈川・千葉・愛知・福岡など)から派遣された、警察機動隊による、暴力的警備体制は、度を越した過剰警備だと指摘されて当然であり、沖縄県民から強く非難されるべきだと考える。

「イジメ撲滅、暴力撤廃」を啓蒙する立場に居る警察が、自分より弱い立場の者に対し、自分の言う事を聞かない、言う通りに成らないからと言って暴力的行為を繰り返す事は、それこそ職権の乱用であり正に人権の蹂躪である。この様な警察権力の横暴は、本来責務である住民の保護を果たしていないばかりか、法的根拠を示すことなく住民を不当に拘束し自由を奪う行為は事態を一層解決困難な状況にしている。政治課題をめぐって激しい対立がある場合、「不偏不党」を旨とする警察は干渉してはならない(警察法第2条第2項)、法治国家日本の信頼を大いに損ない民主主義の破壊につながり決して容認されるものではない。

よって、中城村議会は権力により力づくで県民の民意と行動を圧殺しようとする暴挙に強く抗議すると共に、下記の事項を速やかに実施する事を強く求め、厳重に抗議するものである。

#### 記

- 1、建白書に示されたオスプレイ配備撤回の理念に基づき、辺野古、高江の基地建設を直ちに断念すること。
- 2、人権、生命、財産を守る為の住民抗議行動に対する、暴力的過剰警備を禁止し、機動隊隊員に対しその遵守を徹底させること。
- 3、県外から派遣された機動隊を、直ちに撤収させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月29日  
沖縄県中城村議会

宛先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、外務大臣、防衛大臣、  
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長、警察庁長官、国家公安委員長、  
沖縄県公安委員長、沖縄県警察本部長

以上であります。

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 反対の立場から討論をします。

法治国家である我が国において、憲法で保障された国民の権利は、侵してはならないものであるのは十分知っています。国民は権利を行使する際は、公共の福祉に反してはならない旨が規定されております。今、提案されている意見書の現場の状況等は明らかに法律や法令違反の状態である公共の福祉に反していると思われまます。警察は警察法第2条に規定している警察の責務を遂行をするため、抗議団に対して再三にわたり指導・警告をしたが抗議団は警告に従わず、警察はやむを得ず必要最小限度の実力行使をしようとした際、激しい抵抗に会い、職務の執行を妨害された。その際、けが人が出たことはやむを得ないものであり、その原因は抗議団にあると思う。警察の実力行使は正当なものであり、過剰警備には当たらないと私は思っております。本意見書、提案者の僻見であり、私は本意見書に反対するものであります。以上。

議長 與那覇朝輝 ほかにありますか。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 私は本意見書に対して、賛成の立場で討論いたします。

現在、行われている東村高江でのヘリパッド建設工事に対する抗議行動は、高江の住民、沖縄県民、そして日本国民の憲法で保障された抗議行動であり、県民、村民の生命、財産、人権を守るための行動であります。にもかかわらず、県内外から500名以上の機動隊を投入し、暴力的警備、過剰な警備が日々行われている中で、マスコミ報道では、きのうも基地内、米軍基地内ではあるんですけども、ロープで拘束し、それをいとも簡単に違法ではないというようなマスコミでの報道がありました。果たして、沖縄以外にどこの都道府県で同じことが許されるのでしょうか。それを考えたときに激しい憤りを覚えます。県民、村民の民意と人権を最大限尊重するためにも意見書に賛成の立場であります。以上です。

議長 與那覇朝輝 ほかに御意見ありますか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第6号 名護市辺野古、米軍新基地建設及び、東村高江、米軍ヘリコプター離着陸帯(ヘリパッド)建設工事強行に伴う過剰警備に抗議し、機動隊の即時撤退を求める意見書を採決いたします。

採決は起立によって行います。意見書第6号 名護市辺野古、米軍新基地建設及び、東村高江、米軍ヘリコプター離着陸帯(ヘリパッド)建設工事強行に伴う過剰警備に抗議し、機動隊の即時撤退を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 與那覇朝輝 「起立多数」です。したがって、意見書第6号 名護市辺野古、米軍新基地建設及び、東村高江、米軍ヘリコプター離

着陸帯（ヘリパッド）建設工事強行に伴う過剰警備に抗議し、機動隊の即時撤退を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第22 意見書第7号及び日程第23 決議第5号については関連しますので、一括審議にしていきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、日程第22 意見書第7号 米海兵隊の戦闘攻撃機AV8Bハリアー墜落に対する意見書及び日程第23 決議第5号 米海兵隊の戦闘攻撃機AV8Bハリアー墜落に対する抗議決議を一括議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。  
新垣博正議員。

12番 新垣博正議員

意見書第7号

平成28年9月29日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 石原昌雄

中城村議会議員 伊佐則勝

米海兵隊の戦闘攻撃機AV8B ハリアー墜落に対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

9月22日の米海兵隊戦闘攻撃機AV8Bハリアー墜落に伴い住民の生命の危機を感じ、住民の生命・財産・安心を守る立場から、関係機関に対し厳重に抗議する為。

米海兵隊の戦闘攻撃機AV8B ハリアー墜落に対する意見書（案）

9月22日午後1時55分ごろ、国頭村辺戸岬の東約150キロの米軍ホテル・ホテル訓練区域で、米軍嘉手納基地を離陸して訓練をしていた米軍海兵隊の戦闘攻撃機AV8Bハリアーが墜落した。

同機の事故だけでも1972年の復帰後19回に及ぶ異常な発生事態である。2013年5月には嘉手納



基地所属のF15戦闘機が同じホテル・ホテル訓練区域で墜落しており、これまでも幾度となく繰り返される米軍機事故の抗議に対し事故原因の究明、再発防止策への何の手立てもなく訓練を続けてきた。

日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている沖縄県民にとっては一步間違えば人命・財産にかかわる重大な事故につながりかねない大きな不安を与えるものでこれ以上訓練を容認できない。

よって本村議会は、村民及び県民の生命・財産・安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

#### 記

- 1, 墜落事故の原因を徹底的に究明し、結果を速やかに公表すること。
- 2, 今後一切の米軍機の訓練飛行を停止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月29日  
沖縄県中城村議会

#### 送付先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県知事

#### 決議第5号

平成28年9月29日

中城村議会  
議長 與那覇 朝輝 殿

#### 提出者

中城村議会議員 新 垣 博 正

#### 賛成者

中城村議会議員 石 原 昌 雄

中城村議会議員 伊 佐 則 勝

## 米海兵隊の戦闘攻撃機 A V 8 B ハリアー墜落に対する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

### 提案理由

9月22日の米海兵隊戦闘攻撃機 A V 8 B ハリアー墜落に伴い住民の生命の危機を感じ、住民の生命・財産・安心を守る立場から、関係機関に対し厳重に抗議する為。

## 米海兵隊の戦闘攻撃機 A V 8 B ハリアー墜落に対する抗議決議（案）

9月22日午後1時55分ごろ、国頭村辺戸岬の東約150キロの米軍ホテル・ホテル訓練区域で、米軍嘉手納基地を離陸して訓練をしていた米軍海兵隊の戦闘攻撃機 A V 8 B ハリアーが墜落した。

同機の事故だけでも1972年の復帰後19回に及ぶ異常な発生事態である。2013年5月には嘉手納基地所属のF15戦闘機が同じホテル・ホテル訓練区域で墜落しており、これまでも幾度となく繰り返される米軍機事故の抗議に対し事故原因の究明、再発防止策への何の手立てもなく訓練を続けてきた。

日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている沖縄県民にとっては一步間違えば人命・財産にかかわる重大な事故につながりかねない大きな不安を与えるものでこれ以上訓練を容認できない。

よって本村議会は、村民及び県民の生命・財産・安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

### 記

- 1, 墜落事故の原因を徹底的に究明し、結果を速やかに公表すること。
- 2, 今後一切の米軍機の訓練飛行を停止すること。

以上、決議する。

平成28年9月29日  
沖縄県中城村議会

送付先

在日米国大使 在日米軍司令官 在日米海軍司令官  
在沖米4軍沖繩地域調整官 第3海兵遠征軍司令官 在沖米国総領事  
嘉手納基地第18航空団司令官

以上です。

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第7号 米海兵隊の戦闘攻撃機AV8Bハリヤー墜落に対する意見書に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第7号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 意見書第7号、それに関しまして、賛成の立場で討論いたします。

9月22日に発生した米海軍、米海兵隊戦闘攻撃機AV8Bハリヤー墜落事故は、同機だけでも復帰後19件、さらに米軍機墜落事故は復帰後46件にもものぼります。年1回は墜落事故が発生している状況にあります。本村上空もタンゴ・ポイント、それとキロ・ポイント、二通りの飛行ルートがあり、事件発生の懸念と不安は本村民に対しても増大していることと思っております。よって、県民、村民の生命、財産を守るためにも本意見書に対して、賛成であります。

議長 與那覇朝輝 ほかにありますか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから意見書第7号 米海兵隊の戦闘攻撃機AV8Bハリヤー墜落に対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第7号 米海兵隊の戦闘攻撃機AV8Bハリヤー墜落に対する意見書は、原案のとおり採択されました。

続いて、日程第23 決議第5号 米海兵隊の戦闘攻撃機AV8Bハリヤー墜落に対する抗議決議に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから決議第5号 米海兵隊の戦闘攻撃機

A V 8 B ハリアー墜落に対する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第5号 米海兵隊の戦闘攻撃機A V 8 B ハリアー墜落に対する抗議決議は、原案のとおり採択されました。

日程第24 意見書第8号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充に関する意見書を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。休憩します。

休 憩(16時45分)

~~~~~

再 開(16時46分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 文教社会常任委員に陳情の上がっていた中で、意見書の提出を求められておりましたので、読み上げて、委員長名で意見書を提出したいと思います。

意見書第8号

平成28年9月29日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会
委員長 新垣 徳正

「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

9月9日に本委員会に付託された陳情第16号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充に関する意見書(案)

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしています。

しかしながら、政府は昭和60年度以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、これまで旅

費、教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、退職手当及び児童手当等義務教育に係る経費を相次いで一般財源化してきた経緯があります。

さらに、義務教育における国と地方の役割等についての論議が十分になされないまま、2005年11月30日の政府・与党合意では義務教育費国庫負担制度を堅持するとしつつも、2006年度から国の負担割合を2分の1から3分の1へと削減しています。

そのような中、今後の予算編成に際して、教職員給与費のさらなる一般財源化ばかりか義務教育費国庫負担金全額の一般財源を押し進めようとするなどの動きもあります。

仮に義務教育費国庫負担制度が廃止され、それに見合う税源移譲が実現したとしても島嶼県である沖縄県においては、小規模校が多いことから、都市部に比べ、より多くの教員を配置せざるを得ない状況にあります。今後はこのような地域及び特殊事情が全く配慮されない事態が危惧されます。このような事態になれば、沖縄県のような零細な地方は財政を圧迫するだけでなく、教育予算の削減につながり、ひいては教育水準の低下や地域間の不均衡を生じさせるおそれがあります。

よって、政府におかれては、教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、地方に新たな負担転嫁を行うことなく、地方の財政力を高めるとともに、義務教育費国庫負担制度が引き続き堅持され、以前の2分の1に復元するように強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年9月29日
沖縄県中城村議会

宛先

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

以上であります。

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第8号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから意見書第8号「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充に関する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第8号「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充に関する意見書は、原案のとおり採択されました。

日程第25 意見書第9号 教職員定数法改正等による「30人以下学級完全実現」のための意見書を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。
文教社会常任委員長 新垣徳正。
文教社会常任委員長 新垣徳正 読み上げて意見書を提出させていただきます。

意見書第9号

平成28年9月29日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会
委員長 新垣 徳正

教職員定数法改正等による「30人以下学級完全実現」のための意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

9月9日に本委員会に付託された陳情第15号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

教職員定数法改正等による「30人以下学級完全実現」のための意見書(案)

日々の教育の発展のために、ご努力いただいていることに敬意を表します。

さて、経済格差の拡大などによる就学援助児童の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、ますます教育現場では困難な状況が表れています。

学校現場では個々に応じた極めの細かい指導や、ゆとりを持った授業が求められています。日本の学校の「1学級40名」の定数が国際的に見て異常な多さであり、教育の困難さを増やす大きな原因であることは以前から指摘されてきました。

国としては教職員定数改善計画で、2011年度から「1年生35人学級」がスタートし、2012年度加配定数で「2年生35人学級」と進んでいます。

さらに地方独自の努力で「少人数学級」の実現が可能なように規制緩和されました。それにもない現在47都道府県で何らかの形態で「少人数学級」の施策が実施されています。沖縄県においても2001年度から小学校低学年を中心にその改善が図られ、現在は小学校1・2学年において条件が合えば「30人以下学級」、2012年度から3年生、2014年度から中学校1年生、2016年度から小学校4年生において「35人以下学級」の適応が行われています。

「教育は未来への先行投資」であり、子どもたちへの最善の教育環境を提供する必要があります。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の実現は急がれる課題になっています。是非、教職員定数法等の早期改正により、国の責任で「30人以下学級」の完全実現を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年9月29日
沖縄県中城村議会

宛先

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
文部科学大臣 沖縄及び北方対策担当大臣

以上であります。

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第9号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから意見書第9号 教職員定数法改正等による「30人以下学級完全実現」のための意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第9号 教職員定数法改正等による「30人以下学級完全実現」のための意見書は、原案のとおり採択されました。

日程第26 意見書第10号 「幼稚園・就学前教育」義務教育化・無償化の早期実現を求める意見書を議題といたします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。
文教社会常任委員長 新垣徳正。
文教社会常任委員長 新垣徳正 読み上げて提出いたします。

意見書第10号

平成28年 9月29日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会

委員長 新垣 徳正

「幼稚園・就学前教育」義務教育化・無償化の早期実現を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

9月9日に本委員会に付託された陳情第16号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

「幼稚園・就学前教育」義務教育化・無償化の早期実現を求める意見書（案）

全国的に少子化問題が深刻化する中、沖縄県は高い出生率を維持し、人口当たりの子ども比率も全国一となっています。しかし、沖縄県では保育園の不足からくる「待機児童」の増大、公設・公的助成5%以下の貧困な「学童保育」の実態、子ども家庭の貧困率の高さも相まって深刻な社会問題になっています。特に就学前教育の充実が県の重要施策となっています。

2011年3月の定例沖縄県議会において、教育長が「幼稚園・就学前教育の準義務教育化・無償化」を目指す主旨の答弁を行い、また沖縄県議会においても2011年7月14日に全会一致で「就学前教育準義務教育化・無償化」の意見書が採択され、国・内閣府に提出された経緯があります。

さらに政府の教育再生実行会議では、「幼稚園・保育園・子ども園等の枠組みを維持したまま、最終学年5歳児を無償にすることで義務教育化する方針」を2014年7月3日に提言しています。しかし、この「5歳児義務教育化・無償化」には多額の財政負担が伴い、実現までには大きな壁があるともされています。

ところで、沖縄県の幼稚園教育は他県と比べて特異な歴史を歩み、戦後へき地離島を問わず各地域に公立幼稚園がつくられ、現在も幼稚園就園率は全国一のレベル（約80%）であります。しかも、県内の80%以上が公立幼稚園であり、全て小学校と併設している形態で「幼少連携・一体化」がすでに確立しています。つまり、沖縄県は他県と異なり、地域の幼稚園・小学校・中学校と一貫して地域密着型の教育がなされています。このことはフィンランドなどの北欧諸国の学校

制度（プレスクール）とほぼ同様の形態をとっています。沖縄県においては「5歳児公立幼稚園」の施設用地等のハードインフラ、教職員等の人的配置もすでに整備されていて、他県に比較すれば財政負担は格段に少なく済みます。

幼稚園を含めた就学前教育は教育の基礎であり、次世代育成や沖縄県の将来のために幼稚園・保育園・学童保育も含めた制度改革が喫緊の課題になっています。是非、国・政府が提言している「5歳児義務教育化・無償化」を沖縄県においてモデル事業化して、先行してすすめることを要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年 9月29日
沖縄県中城村議会

宛先

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

以上であります。

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第10号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第10号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから意見書第10号 「幼稚園・就学前教

育」義務教育化・無償化の早期実現を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第10号 「幼稚園・就学前教育」義務教育化・無償化の早期実現を求める意見書は、原案のとおり採択されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これで本定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

閉 会（17時03分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 仲 松 正 敏

中城村議会議員 新 垣 貞 則